

2026年3月31日

法人形態別の諸制度に関する調査

最終報告書

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 松本 拓
弁護士 森下 国彦

弁護士 鈴木 潤
弁護士 門永 真紀

弁護士 武士俣隆介
弁護士 坂本 佳隆

第1章 調査の概要	1
第1. 調査の背景.....	1
第2. 調査体制	1
第3. 調査方法及び期間.....	1
第4. 調査対象	1
1. 仕様書上の記載.....	1
2. 仕様書を踏まえた調査対象法人の絞り込み.....	2
第2章 調査結果.....	4
第1. 前提	4
第2. 所見.....	4
1. 法人のBO把握可能性	4
2. 法人の悪用につながりうる制度的特徴	4
(1) 設立に当たっての許認可の要否(法人設立の容易性).....	4
(2) 法人の目的(事業範囲の広狭).....	5
(3) 法人の機関設計(法人内部からの監督の有無).....	6
(4) 法人の監督	6
(5) 法人の消滅事由.....	6
3. 想定される悪用事例について.....	7
(1) 法人格の形骸化.....	7
(2) 不正な利益の取得.....	7
第3章 個票データ	9

第1章 調査の概要

第1. 調査の背景

金融活動作業部会(以下「FATF」という。)の勧告により、法人の実質的支配者の的確な把握が求められていたところ、政府は法人の実質的支配者情報に関する制度整備に向けた検討の中で既存の法人を対象としたリスク評価について、対応を進めていた。また、FATF第4次対日相互審査においては、政府の取り組みについて「日本国内で活動するあらゆる種類の法人及び法的取極めについて、より包括的な評価を実施すべき」とされている。そこで、政府においては、日本に相応しい法人類型のリスク評価を行うため、各種法人の制度調査を行うこととし、今次アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「当事務所」という。)に係る調査を委託した。

第2. 調査体制

本調査は、当事務所に所属する、本書表紙に記載の弁護士を含む弁護士が行った。

第3. 調査方法及び期間

令和7年犯罪収益移転危険度調査書及びFATF第4次対日相互審査報告書の内容を踏まえ、法人の実質的支配者(以下「BO」という。)把握可能性と法人の悪用につながる制度的特徴について、法人設置の根拠法を始めとする関係法令や公開情報等により調査を行った。

なお、本調査は、日本において「法人等の悪用防止」のための法人類型のリスク評価を目的としていること、本情報を基として法人の実質的支配者情報の一元的かつ継続的・正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進めるために行われるものであることから、実質的支配者把握に直接関連しない、各法人の活動に関連し得る業法や税法等は調査の対象外とした。

調査期間:2026年2月3日～2026年3月31日

第4. 調査対象

1. 仕様書上の記載

FATFの勧告において、法人の実質的支配者の的確な把握が求められていたところ、FATF第4次対日相互審査において、「日本に存在する多様な企業構造に関連する脆弱性については十分に把握されていない。」「日本国内で活動するあらゆる種類の法人及び法的取極めについて、より包括的な評価を実施すべき。」とされていたことを踏まえ、株式会社や合資会社といった法人にとどまらず、「法人の根拠となる法律に基づき全法人を対象としたい。」とされていた。

2. 仕様書を踏まえた調査対象法人の絞り込み

「日本国内で活動するあらゆる種類の法人」について「包括的な評価を実施すべき。」というFATFの勧告を踏まえる一方で、限られた時間において日本国内に存在する全ての法人類型を把握した上で、その全てについて調査を行うことには自ずと限界が存する。また、法人類型として悪用の恐れが極めて小さいものや、法人類型は別個であっても根拠法令が同一であり大半の調査項目において重複するもの等が存在する。よって、悉皆的に深度ある調査を行わずとも、日本国内で活動する法人について包括的な把握は可能である。

そこで、財務省と協議し、①独立行政法人等、②調査の優先度が落ちる法人類型については調査対象から外した上、更に③令和8年3月31日時点で根拠法令未施行の法人類型についても、調査時点において悪用を観念し得ないため、調査対象に含めないこととした。

【調査対象外の法人類型】

① 独立行政法人等

下記に掲げる独立行政法人等は、特別の法律により設立され、国が法人の長等の任命権や選解任に当たっての認可権を有し、あるいは運営主体や国や地方公共団体であり、法人の悪用リスクが極めて低いことは明らかと考えられる。

独立行政法人	特殊法人	認可法人
特別の法律により設立される民間法人	特別の法律により設立される法人	地方独立行政法人
地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人(地方共同法人)	国及び地方公共団体が共同して運営する法人	

② 調査の優先度が落ちる法人類型

- ✓ 1法人ないし極めて少数の法人の設立のみ認められており(例:船主相互保険組合)、その数が限定的であることに鑑み、調査の優先度が落ちると考えられるもの
- ✓ (多数の法人を設立し得るため、上記には当てはまらないが)共通の目的を持つ複数の法人が、単独では難しい課題を解決したり、業界全体の声を代表したりするために結成する上部団体(例:組合の連合会)であり、その成り立ちに鑑み、調査の優先度が落ちると考えられるもの
- ✓ 一定の資格の保有を前提とした士業の職能団体であり(例:税理士会)、その職務の内容に鑑み、調査の優先度が落ちると考えられるもの
- ✓ 一定の資格の保有を前提とする士業従事者によって構成される法人であり(例:税理士法人)、他の法人類型との関係では、調査の優先度が落ちると考えられるもの
- ✓ (上記のいずれにも該当しないが)法人の職務の性質上、調査の優先度が落ちると考えられるもの(例:地方道路公社)
- ✓ 根拠法が同一、かつ、団体の事業内容が類似しているため、ひとまとまりにし得ると考えられるもの(例:輸入組合・輸出組合)

- ③ 令和8年3月31日時点で根拠法令未施行
 調査期間最終日時点において根拠法令未施行の法人(例:マンション再生組合)
 については、制度施行前であり法人の悪用リスクについて運用上の問題点等を分
 析し得ないため。

【調査対象法人一覧(計64 法人類型)】

1. 株式会社	23. 商工会議所	45. 更生保護法人
2. 合同会社	24. 防災街区計画整備組 合	46. 土地開発公社
3. 合名会社	25. 敷地分割組合	47. 中小企業等協同組合
4. 合資会社	26. 信託財産	48. 水産加工業協同組合
5. 学校法人	27. 相続財産法人	49. 農業協同組合
6. 宗教法人	28. 市街地再開発組合	50. 農事組合法人
7. 医療法人	29. 国民健康保険組合	51. 農住組合
8. 社会福祉法人	30. 健康保険組合	52. 協業組合
9. 公益社団法人・公益財 団法人	31. 信用金庫	53. 外国相互会社
10. 特定非営利活動法人 (NPO)	32. 特例有限会社	54. 投資法人
11. 一般社団法人	33. 負債整理組合	55. 特定目的会社
12. 一般財団法人	34. 住宅街区整備組合	56. 外国会社
13. 職員団体等に対する法 人格の付与に関する法 律に基づく職員団体	35. 土地改良区	57. 外国法人
14. 認可地縁団体	36. 生活衛生同業組合	58. 管理組合法人
15. 国立大学法人	37. 生活衛生同業小組合	59. 職業訓練法人
16. 水害予防組合	38. 労働組合	60. 消費生活協同組合
17. 酒販組合	39. 労働者協同組合	61. 大学共同利用機関法人
18. 土地区画整理組合	40. 漁業共済組合	62. 法人格が付与された政 党
19. 防災街区整備事業組合	41. 漁業協同組合	63. 投資事業有限責任組合
20. 団地管理組合法人	42. 漁業生産組合	64. 有限責任事業組合
21. 商店街振興組合	43. 森林組合	
22. 商工組合	44. 生産森林組合	

第2章 調査結果

第1. 前提

FATFにおいて、実質的支配者(BO:Beneficial Owner)とは、法人を最終的に支配・所有している自然人をいうと定義されており、これを受けた日本の国内法においては、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいうと定義されている(犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。))4条1項4号及び同施行規則11条2項参照)。

本調査は、FATFの勧告を受けた日本国政府が、実質的支配者が不透明な法人類型を特定し、日本に相応しい法人類型のリスク評価を行うための基礎資料と位置付けられるものである。そのため、本調査における実質的支配者(BO)とは犯収法という実質的支配者を指し、以降の記載においても特段の明記のない限り同様とする。

第2. 所見

1. 法人のBO把握可能性

今回の調査において、BOそのものを外部より直接把握することを可能とする制度を設けている法人類型は不見当であった。しかしながら、現在、株式会社と特例有限会社については、任意で実質的支配者を登録する「実質的支配者リスト制度」が存在しており、任意に登録した株式会社と特例有限会社についてはBOを把握し得る。

また、BOそのものの直接把握は困難であっても、いくつかの法人についてはその制度上、BOを把握する手がかりを入手することができる。例えば、株式会社や宗教法人のように登記や社員名簿等において、代表者や業務執行者等の開示義務が設定されている法人類型であれば、これらを一覧することによって手がかりが得られる。同様に、組合員になることができる者の範囲が物理的に画されている法人(住宅街区整備組合等)であれば、当該組合の対象区域の実地調査によってBO把握の手がかりをつかむことができる。

加えて、代表者や業務執行者等の開示義務がない場合であっても、資金提供者や設立時の資産に関する情報その他の情報からBOを推測できる場合もある(医療法人、学校法人等)。

更に、相手方のBOを日本法人に限定することで、当該法人ではなく相手方のBOを直接把握することが可能としている法人類型も存する(投資事業有限責任組合)。

2. 法人の悪用につながりうる制度的特徴

(1) 設立に当たっての許認可の要否(法人設立の容易性)

準則主義を採用する法人類型は、設立が認可主義に比して容易であるため、悪用のリスクは高まると考えられる。

例：株式会社、合同会社等

他方、認可主義や認定制を採用する法人類型は、設立に当たって主務官庁の審査を経ることが必要となるため、悪用のリスクは低くなると考えられる。

例：公益社団法人・財団法人等

ただし、意思決定に当たって非資本多数決(一人一票による議決方式)を採用している等、必ずしも多くの資金を必要とせず法人の支配権を取得することが可能な場

合もあり、認可主義や認定制を採用していたとしても、一旦法人が設立された後は、必ずしも悪用のリスクが低いとはいえない。

例： 社会福祉法人、医療法人、宗教法人等

- ・**社会福祉法人**：社会福祉法人の理事長が、共犯者から所定の手続を経ずに同法人の理事を指定した人物に変更してほしい旨の不正な請託を受け、その対価として現金9400万円を受け取り、収賄した事案(福岡地判令和7年9月19日(令和5年(わ)第1233号))
- ・**医療法人**：経営実態のない法人格のみの医療法人を買い取り、病院建設等に使う意図も支払能力もないにもかかわらずこれらがあるかのように装い、医療機関債を発行して約4億円を騙し取った事案(大阪地判平成27年11月13日(平成25年(わ)第822号、平成25年(わ)第1210号、平成25年(わ)第2003号、平成25年(わ)第2428号、平成25年(わ)第2751号、平成25年(わ)第3662号、平成25年(わ)第4051号、平成25年(わ)第4820号、平成25年(わ)第5640号)
- ・**宗教法人**：休眠状態の宗教法人を買い取り、同法人名義で複数の預金口座を開設した上、同法人に対して祈祷料が支払われているかのような処理を行うことで所得を隠し、法人税を免れた事案(大阪地判平成28年1月12日(平成26年(わ)第5110号、平成26年(わ)第5529号))

(2) 法人の目的(事業範囲の広狭)

法人の目的は、その法人類型によって多種多様であり、同じ法人類型の中であっても大きな違いがある場合も珍しくはない。例えば、株式会社や一般財団法人は定款に定めた範囲内においてのみ事業を行い得るが、定款の内容については公序良俗に反しなければ特段の制限は無い。そのため、これらの法人類型について事業範囲は広いと評価できる。

一方で、一部の法人類型については、根拠法令によってその目的が限定されることがあり、これに伴い、当該法人と取引できる範囲もその事業目的に限定される。故に、その取引先もある程度限られるものと考えられ、当該法人の取引数が少ないという性質上、悪用が難しい形態が存在する。

例： 医療法人、大学共同利用機関法人、水害予防組合、等

- ・**医療法人**： 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院を開設し、その業務を行うこと(医療法39条参照)。医療法人は、剰余金の配当をしてはならない(同法54条)。
- ・**大学共同利用機関法人**： 大学の枠を超えた大規模な研究施設(加速器、天文台、核融合施設等)や大量の学術データを設置・運用し、全国の大学の研究者に共同利用させること(国立大学法人法1条)。
- ・**水害予防組合**： 堤防・水閘門等の保護による水害防禦に関する事業で、特別の事情により地方公共団体の事業とすることができない場合に、水害予防組合を設置し得る(水害予防組合法1条)。

ただし、こうした法人であっても、限定的な事業目的の範囲内において、多数のステークホルダーとの取引を行っている場合には、その分マネー・ローンダリングや、テロ資金供与、拡散金融といった悪用のリスクが高まりうることに留意が必要である。

例：公益財団法人・社団法人、土地改良区等

- ・公益財団法人・社団法人：公益社団法人支部の経理係長による通帳・印鑑・キャッシュカード一人管理を悪用した数千万円横領事件、及び公益財団法人の元常務理事による使用目的不明経費・法人名義簿外口座を用いた私的流用事件が発生しており、内閣府は不祥事案例として公表されている。
- ・土地改良区：福島県楡葉町土地改良区等に関し、町職員(当時)が事業資金を横領したとして逮捕された旨の町公表があり、第三者委員会報告書が公表されている(公表資料上、被害額は約3800万円とされる。)
→全くマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関係の無いように思えても、横領した金員を送金することでこれらに関与し得る。

(3) 法人の機関設計(法人内部からの監督の有無)

法人の機関設計において、監査役、監事、社外取締役等の監督機関の設置が義務とされている場合には、当該監督機関を通じた内部統制が働きうるため、悪用のリスクは監督機関の設置が無い類型に比して相対的に低くなると考えられる。もっとも、監督機関が設置されている法人においても悪用事例は散見されるため、機関設計そのみで対処できる問題ではないことに留意する必要がある。

例：投資法人、企業年金基金 等

また、法人の性質上、会計監査人が必置とされる場合や、金融に関わる事業を行う場合においてのみ会計監査人が必置とするなど、悪用リスクに応じた規制が手当てされている法人類型も存する。

例：信用金庫、水産加工業協同組合等

- ・信用金庫 一定規模以上の信用金庫については会計監査人が必要的機関とされる。(信用金庫法38条の2第1項)
- ・水産加工業協同組合 組合員の貯金又は定期積み金の受入事業を行う場合は、会計監査人を設置しなければならない(水産業協同組合法41条の2第1項)

(4) 法人の監督

内部の監査機構だけではなく、外部からも監督を行うことが出来れば、法人の濫用に対する制度的な牽制となり、悪用へのハードルが高くなるものと考えられる。例えば、監督官庁が存在したり、法律上当該監督官庁に対して監督権限を行使するための具体的なツールが与えられたりしている等、法人に対する外部からの監督が存在する場合には、悪用のリスクは低くなると考えられる。他方で、外部からの監査があり得たとしても、行政が監督官庁として携わる場合にはどうしても予算と人繰りの問題が生じてしまうため、全ての法人について同じ粒度で監督し続けることは難しい。また、監査自体が稀であれば、当該規制は画餅であり、実効性を欠くこととなる。

(5) 法人の消滅事由

法人が悪用された場合において、当該法人を解散させることが可能とされている場合には(とりわけ法人の外部から解散を申し立てることが可能な場合)、悪用する側から見た場合、スキームを破壊されるリスクを内包することから悪用のリスクは低くなると考えられる。また、解散させることのみならず、それよりも軽い処分がいくつか規定されていれば、より細やかな監督が可能となるため、より一層、悪用リスク

は少なくなるものと考えられる。

例：宗教法人、株式会社、外国会社等

- ・宗教法人 休眠法人に対して解散命令が発令
- ・株式会社 解散命令(会社法 824 条)の申立権限が、法務大臣、株主、債権者等に付与されており、公益を害する行為、不法目的での設立、設立後 1 年以内の事業未開始ないし 1 年以上の事業休止、業務執行取締役等による法令・定款違反行為の反復等の事由がある場合、裁判所は会社の解散を命じることができる。
- ・外国会社 違法な目的での事業等、一定の事由がある場合、裁判所は法務大臣又は利害関係人の申立てにより、日本での取引継続禁止や営業所閉鎖を命じることができる(法827条1項)。

ただし、こうした解散が認められた例が限られているなど、解散のハードルが高く設定されている場合には、解散制度の存在は悪用のリスクに影響する可能性が低いことに留意が必要である。

3. 想定される悪用事例について

(1) 法人格の形骸化

2. にて総覧した制度的特徴を踏まえ、想定され得る悪用事例について若干の検討を加える。

まず、想定される悪用事例としては、法人格を形骸化し、当該法人格を利用して犯罪収益等の隠匿を図ることが考えられる。形骸化に当たっては、設立が容易な法人類型を選択して新規に法人を立ち上げ、ペーパーカンパニーとして資金洗浄に活用することが考えられる。実際に、株式会社よりも設立が容易な合同会社をペーパーカンパニーとして用い、ペーパーカンパニー法人口座のインターネットバンキング用IDとパスワードを犯罪組織に有償で提供し、SNS型投資詐欺事件の犯罪収益の仮装を手助けしたとされる事件が発生している¹²。

また、新たに法人を立ち上げなくとも、法人格を売買等で取得することにより、マネー・ローンダリングに悪用することも考えられる。例えば、信教の自由との関係上内部事情を詮索されにくい宗教法人について、後継者探しや節税メリット等を謳い、その法人格を事実上得て資金洗浄等に悪用され得ることを文化庁は指摘している³。宗教法人は設立することは容易では無い法人類型ではあるものの、既に存在している法人格を取得することにより、設立のハードルを回避している。

(2) 不正な利益の取得

本調査の過程で具体的な事例は確認できていないものの、不正に取得した利益が、テロの資金源や拡散金融に悪用される可能性も考えられる。

行政から報酬や助成金を得てビジネスを行っているような場合、不正に行政から金員の給付を受けた上で、これらの金員がテロ資金の供与に向けられるほか、拡散

¹ 国家公安委員会「令和 7 年 犯罪収益移転危険度調査書」p108

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk071127.pdf>)

² 「ペーパーカンパニー」法人口座を犯罪組織に売却、多額の入出金でも見抜かれにくく…ブローカー暗躍か：地域ニュース：読売新聞 (<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20250425-OYTNT50013/>)

³ 宗教法人格の不正利用について | 文化庁

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>)

金融に投じるといった可能性も考えられる。

このように、法人の事業の性質にかかわらず、不正に利益を収得できる関係にあれば悪用の恐れが否定できないため、例えば、各法人内部において実効性のある内部監査体制の設立・維持・向上を図ったり、外部からの実効性ある監督を実施したりすることは重要と考えられる。

次章では個別の法人類型ごとに調査内容を記録した調査シート全64法人分の個票データを添付している。実際の対策の検討に当たって、法人ごとの具体的な特徴を把握する際に利活用いただければ幸いである。

第3章 個票データ

以上

<1. 株式会社>

制度の骨格	根拠法令	✓ 会社法
	設立目的	✓ 営利事業を営むことを目的とする法人である(民法 33 条 2 項、法 5 条参照)。「営利事業を営むこと」とは、対外的経済活動で利益を得て、得た利益を法人の構成員(株主、社員)に分配することをいう ¹ 。
	事業内容の広狭	✓ 会社法上、事業目的や取引相手の限定はなく、事業内容は自由に決定することができる(法 27 条 1 号参照)。
	許認可	✓ 不要(準則主義)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である株主(株主総会)及び業務執行を行う取締役(1 名以上)が必要的機関(法 295 条、326 条 1 項)。 ✓ 取締役会、監査役、会計監査人、指名委員会等、監査等委員会、会計参与を任意的に設置することができる(法 326 条 2 項)。ただし、公開会社や大会社等では一部設置義務あり(法 327 条、328 条)。 ✓ 構成員である株主の氏名又は名称及び住所並びに株式数及び取得日を株主名簿に記載する(法 121 条 1 号乃至 3 号)。 ✓ 株主及び債権者は、本店において営業時間内に株主名簿の閲覧・謄写をすることが可能(法 125 条 2 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役会非設置会社では、株主総会が、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる(法 295 条 1 項)。取締役は業務を執行する(法 348 条 1 項)。 ✓ 取締役会設置会社においては、株主総会は会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(法 295 条 2 項)。取締役会は業務執行の決定等を行い(法 362 条 2 項)、代表取締役・業務執行取締役が業務を執行する(法 363 条 1 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公開会社においては、自由に株式を取得・譲渡して株主総会における議決権を取得できる(法 2 条 5 号、127 条)。 ✓ 定款に譲渡制限が設けられている会社では、株式の取得に会社の承認を要する(法 2 条 17 号、107 条 1 項 1 号)。 ✓ 取締役としての議決権を取得するためには、株主総会において取締役に選任される必要がある(法 329 条 1 項)。議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数で選任される(法 341 条)。 ✓ 業務を執行する代表取締役は、取締役会によって選定される(法 362 条 2 項 3 号・3 項)。議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で選定される(法 369 条 1 項)。

¹ 江頭 憲治郎ほか編集代表『会社法コンメンタール 1—総則・設立(1)』85 頁(商事法務, 2008)

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない(業法による規制業種を除く)。上場会社は、金融庁・証券取引所の監督を受ける。 ✓ 届出義務:登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(法 911 条 3 項、915 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、代表者個人に対し100 万円以下の過料が科される(法 976 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:株主総会決議・合併・破産等に基づく解散・清算(法 471 条)。 ✓ 解散命令:法務大臣、株主、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(法 824 条)。 (一)会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三)業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。 ✓ みなし解散:最後の登記から 12 年経過した休眠会社は、法務大臣の公告後 2 ヶ月以内に所定の手続をしない場合、解散したものとみなされる(法 472 条 1 項)²。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 265 万 9393(令和 5 年度、推計)³
	設立登記数 ⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 49 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 929 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類要件 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款(公証人の認証が必要) ✓ 発起人の同意書、設立時取締役の選任決議書 ✓ 出資の払込みを証する書面(通帳の写し等) 日本の銀行において口座を開設する必要がある。会社設立前の場合開設の手続が煩雑。 ✓ 印鑑証明書、本人確認書類 ✓ 定款、発起人決定書、払込証明、役員就任承諾、印鑑届(定款認証要)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款作成(法 26 条)→認証(法 30 条 1 項)→払込(法 34 条 1 項)→登記申請(法 911 条 1 項)→登記完了(法 49 条) ✓ 登記申請から登記完了まで通常 3 執務日以内⁶。

² 法務省「休眠会社・休眠一般法人の整理作業について」、
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html, (2026.2.12)

³ 国税庁「会社標本調査」14 頁、
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2023/pdf/kekka.pdf>, (2026. 2.27)

⁴ 政府統計の総合窓口「商業・法人・2024 年」, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20240&month=0&tclass1=000001012462&tclass2val=0>, (2026.2.22)

⁵ 主要な書類に限定して列挙している。法務局「商業・法人登記申請手続」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>, (2026.2.12)

⁶ 法務省「平成30年3月12日から、会社の設立登記のファストトラック化を開始します。」,
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00110.html,

	登記事項 ⁷	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商号、本店、公告をする方法、目的、発行可能株式総数、発行済株式の総数並びに種類及び数、発行済株式の総数、資本金の額、株式の譲渡制限に関する規定、役員に関する事項(資格・氏名・住所)、役員に関するその他の事項。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義を採用。 ✓ 定款認証時に公証人による発起人に対する面前確認が実施される⁸。ただし、発起人の手続は専門家による代理が可能(面前確認を省略可能)。登記申請(法務局)において法定要件(書面の完備等)が満たされていれば、実体的な事業審査なしに設立が認められる。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業登記制度:登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(法911条3項、915条1項)。 ✓ 上場会社は、金融商品取引法(EDINET 開示)・上場規則に基づく法定開示・適時開示の義務を負う。
公表情報・透明性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(株主)情報は公開されない。ただし、上場企業は、会社法に基づく株主名簿の管理、金融商品取引法に基づく開示義務、及び犯罪収益移転防止法(犯収法)に定められた実質的支配者の把握義務を通じて、一定の実質株主情報を把握している。 ✓ 上場会社は、金融商品取引法(EDINET 開示)・上場規則に基づく法定開示・適時開示の義務を負う。 ✓ 法定開示には有価証券報告書による「大株主の状況」があり、氏名又は名称及び持株数割合が公開される⁹。ただし、保管銀行名(信託口)やグローバル・カストディアン名義で開示される場合がある。現在議論されている実質株主確認制度は、この保管銀行名やグローバル・カストディアン名義の背後にいる実質株主の情報を企業が取得できるようにすることを目的の一つとしている¹⁰。 ✓ 上場会社は、主要株主¹¹の異動が生じた場合、適時開示の義務を負う¹²。 ✓ 上場会社の株式については、特定の者がその保有割合を5%超とした場合には大量保有報告書の提出が、また、保有割合が1%以上増減した場合には変更報告書の提出が、それぞれ義務付けられている(金融商品取引法第二十七条二十三)。これらの情報は一般に公開されることから(金融商品取引法第二十七条二十八)、上場会社における主要株主や支配関係については非上場企業と比較して透明性が確保されている。

⁷ 主要な登記事項に限定して列挙している。

⁸ 法務省「株式会社の不正使用防止のための公証人の活用に関する研究会」,
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00050.html, (2026.2.12)

⁹ 金融庁「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等に関する電子開示システム」,
<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WEEK0010.aspx>, (2026.2.12)

¹⁰ 法務省:法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会 第1回会議議事録及び資料3「実質株主の把握に関する制度の在り方について」,https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00287.html, (2023.10.17)

¹¹ 自己又は他人の名義をもって、総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいう。

¹² 日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」,<https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/>, (2026.2.12)

B O 把 握 可 能 性	<ul style="list-style-type: none">✓ 犯収法基準:議決権の 25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表取締役等。✓ 把握の限界:非上場企業の株主名簿は公開されておらず、外部から実質的支配者を特定することは特に困難である。
---------------------------------	--

<2. 合同会社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営利事業を営むことを目的とする(民法 33 条 2 項)法人である(法 5 条参照)。「営利事業を営むこと」とは、対外的経済活動で利益を得て、得た利益を法人の構成員(社員)に分配することである¹³。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法上、事業目的や取引相手の限定はなく、事業内容は自由に決定することができる。 ✓ 労務や信用の直接出資は認められないが、個人の能力や貢献度を利益分配に反映させることができる¹⁴。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である社員が必要的機関(法575条1項参照)。 ✓ 社員は、有限責任社員のみで構成され、無限責任社員は設置されない。原則として、社員が単独で会社の業務を執行する。社員が複数いる場合は、社員の過半数で業務執行の決定を行う(法 590 条 2 項)(ただし各社員は単独で常務を行うことができる(同条 3 項)。) ✓ 定款で業務執行権を持つ業務執行社員・業務執行権に加え代表権を持つ代表社員を定めることができる(法 591 条、599 条)。 ✓ 業務執行社員の氏名又は名称、及び代表社員の氏名又は名称及び住所は登記事項である(法914条 6 号、7 号)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合同会社は有限責任社員のみで構成され(法 576 条 4 項)、少数の人的信頼関係のある者によって設立され、株式会社のような複雑な機関設計(株主総会や取締役会など)が不要なため、迅速な意思決定が可能な会社形態である¹⁵。 ✓ 合同会社においては、株式会社のような株主総会や取締役会といった機関の分離がなく、原則として「出資者(社員)=経営者」である。 ✓ 社員全員が業務執行権を持ち、会社の運営や管理に関する事項は社員の過半数をもって決定する(定款で特定の社員を「業務執行社員」と定めた場合には、その社員のみが業務の決定及び執行を行う権限を持つ。この場合、業務執行社員が複数いれば、その過半数で業務を決定する。)
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合同会社は、出資者(社員)同士の人的信頼関係を基盤としているため、株式会社のような資本(株式)の自由な流動性よりも、組織の閉鎖性と安定性を重視した設計となっており、具体的には、社員がその持分を他人に譲渡しようとする場合、原則として他の社員全員の承諾を要する(法 585 条 1 項)。 ✓ 合同会社では、原則として出資をして社員となった者は、当然に業務執行権を有する(定款や互選により特定の代表社員を定めることも可能。)

¹³ 江頭 憲治郎ほか編集代表『会社法コンメンタール 1—総則・設立(1)』85 頁(商事法務, 2008)

¹⁴ 相澤 哲ほか『論点解説 新・会社法 千問の道標』564 頁(商事法務, 2010)

¹⁵ 森本 滋『合同会社の法と実務』228 頁(商事法務, 2019)

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない(業法による規制業種を除く。) ✓ 届出義務:登記事項変更時(代表社員の氏名又は名称及び住所、資本金の額等)、2週間以内に変更登記申請義務がある(法915条1項、914条)。怠った場合、業務執行社員個人に対し100万円以下の過料が科される(法976条1項1号)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下の解散事由により解散する(法641条)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款で定めた存続期間の満了。 2. 定款で定めた解散の事由の発生。 3. 総社員の同意。 4. 社員が欠けたこと。 5. 合併(合併により当該持分会社が消滅する場合に限る。) 6. 破産手続開始の決定。 ✓ 解散命令:法務大臣、社員、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(法824条)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 2. 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 3. 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
定量情報	法人数 ¹⁶⁾	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 20万2723
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:合同会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法579条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法929条2号)、法人格が消滅する。

¹⁶⁾ 国税庁長官官房企画課「令和5年度分 会社標本調査-調査結果報告-税務統計から見た法人企業の実態」14頁、<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2023/pdf/R05.pdf>, (2026.3.27)

設立手続	必要書類・要件 ¹⁷	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款(公証人の認証は要しない。) 2. 業務を執行する社員の過半数の一致があったことを証する書面 3. 代表社員が法人であるときは、次に掲げる書面 4. 当該法人の登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該社員の職務を行うべき者(職務執行者)の選任に関する書面 ・ 職務執行者が就任を承諾したことを証する書面 5. 出資に係る払込み及び給付があったことを証する書面 6. 資本金の額が会社法及び会社計算規則にしたがって計上されたことを証する書面(設立に際して出資される財産が金銭のみである場合は、添付を要しない。) 7. 代理人によって登記を申請するときは、その権限を証する書面。代表社員が法人である場合については、以下のとおり。 8. 代表社員の職務執行者が当該法人の代表者である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該法人の代表者事項証明書(作成後 3 ヶ月以内のもの) ・ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合には、印鑑届書に押印された当該代表者の個人印に係る市町村長が作成した印鑑証明書(作成後 3 ヶ月以内のもの) 9. 代表社員の職務執行者が当該法人の代表者でない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該法人の代表者事項証明書(作成後 3 ヶ月以内のもの) ・ 当該法人の代表者が職務執行者の印鑑に相違ない旨を保証した書面(保証書)(登記所に提出した当該法人の印鑑を押印したもの) ・ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合には、保証書に押印された当該代表者の個人印に係る市町村長が作成した印鑑証明書(作成後 3 ヶ月以内のもの)
	所要時間 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款の作成→出資(金銭・現物出資)→設立の登記申請→成立 ✓ 登記申請から登記完了まで通常 3 執務日以内
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的、商号、本店及び支店の所在場所、合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め、資本金の額、合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称、合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所、合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所等¹⁹。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義。公証人による定款認証は不要。

¹⁷ 主要な書類に限定して列挙している。法務省「合同会社の設立手続について」、https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00141.html, (2026.2.19)

¹⁸ 法務省「合同会社の設立手続について」、https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00141.html, (2026.2.19)

¹⁹ 法務局「合同会社設立登記申請書」、<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252889.pdf>, (2026.3.20)

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業登記制度:登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(法911条3項、915条1項)。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務執行社員の氏名及び代表社員の氏名及び住所は登記簿上公開される。なお、業務執行者や代表社員は、個人だけでなく法人も就任可能である。法人が就任する場合には、その法人の名称・本店所在地に加え、実際に職務を行う個人である職務執行者の氏名及び住所等の情報も併せて登記される。 ✓ 上記社員の変更がある場合は、変更登記申請が必要であり、登記簿上公開される。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 収法基準:収益総額の25%超の配当を受ける自然人又は出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する自然人。当該自然人がいない場合には、法人を代表し、その業務を執行する自然人。 ✓ 把握の限界:社員名簿は公開されない。このため、外部から実質的支配者を特定することは困難である。

<3. 合名会社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営利事業を営むことを目的とする(民法 33 条 2 項)法人である(法 5 条参照)。「営利事業を営むこと」とは、対外的経済活動で利益を得て、得た利益を法人の構成員(社員)に分配することである²⁰。 ✓ 合名会社は無限責任社員のみで構成され、少数の人的信頼関係のある者によって設立され、資本の結合よりも労力による出資を目的とする会社形態である²¹。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法上、事業目的や取引相手の限定はなく、事業内容は自由に決定することができる(法 576 条 1 項 1 号参照)ため、事業内容は広範であり、資金の出金先及び入金元等の関係先も広範である。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である社員が必要的機関(法 575 条 1 項参照)。 ✓ 社員(無限責任社員)のみで構成される。原則として、社員が会社の業務を執行するが、定款で代表社員・業務執行社員を定めることができる。 ✓ 合名会社の代表社員の氏名は登記事項である(法 912 条 5 号及び 6 号)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する(法 590 条 1 項)。 ✓ 社員が 2 人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する(法 590 条 2 項)。 ✓ 持分会社の常務は、各社員が単独で行うことができる(法 590 条 3 項)。 ✓ 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が 2 人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定する(法 591 条 1 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない(法 585 条 1 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない(業法による規制業種を除く)。 ✓ 届出義務:登記事項設立時及び変更時(社員等)において法務局に要届出(法 912 条、915 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある(法 915 条 1 項、912 条)。怠った場合、業務執行社員個人に対し 100 万円以下の過料が科される(法 976 条 1 項)。

²⁰ 江頭憲治郎ほか編集代表『会社法コンメンタール 1—総則・設立(1)』85 頁(商事法務, 2008)

²¹ 大隅健一郎、今井宏『会社法論 上巻 (第三版)』59-61 頁(有斐閣, 1991)

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:定款で定めた存続期間の満了若しくは解散の事由の発生・総社員の合意・社員の欠員・合併・破産若しくは解散の訴えに基づく解散・清算(法 641 条各号、833 条 2 項)。 ✓ 解散命令:法務大臣、社員、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(法 824 条)。 (一)会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三)業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3039(2023 年時点)²²
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:合名会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 579 条)。清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 929 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款作成→登記申請→登記完了 (登記申請時の必要書類) ✓ 登記申請書 ✓ 定款(公証人の認証は不要)(商業登記法(以下「商登」という。)94 条 1 号) ✓ 本店及び支店の具体的な所在場所については、定款に別段の定めがない限り、業務執行社員の過半数の一致を証する書面が添付書面となる(商登 93 条)。 ✓ 定款に、業務執行社員の中から互選により代表社員を定める旨の規定を置いた場合には、定款のほか、その互選を証する書面及び代表社員の就任承諾書が添付書面となる(商登 93 条)。 ✓ 社員が法人である場合には、その登記事項証明書が添付書面となる(商登 94 条 2 号イ・3 号)。 ✓ 代表社員が法人である場合には、その職務執行者に関する書面として、当該法人の業務決定機関において職務執行者を選任したことを証する書面及び職務執行者の就任承諾書(商登 94 条 2 号ロ・ハ)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款作成→登記申請→登記完了 ✓ 上記設立手続の際に出資も必要であるが、会社設立前に出資が履行までされている必要はない。 ✓ 設立の所要時間は不見当である。

²² 国税庁「会社標本調査」,

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2023/pdf/kekka.pdf>,(2026.2.24)

	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">登記事項²³</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は下記のとおりである(法 912 条)。 (一)目的 (二)商号 (三)本店の所在地 (四)合名会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め (五)社員の氏名又は名称及び住所 (六)代表する社員の氏名又は名称(合名会社を代表しない社員がある場合に限る。) (七)合名会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所 (八)公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め(定款の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨) (九)上記の定款の定めが公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> (イ)電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの (ロ)第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義を採用。定款の公証人の認証は不要。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動状況を確認する制度</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業登記制度:登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(法 912 条、915 条 1 項)。 ✓ 公告により活動状況を把握することも可能である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公表情報・透明性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(社員)情報は登記によって公開される(法 912 条 5 号乃至 7 号)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">BO把握可能性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:法人の収益総額の 25%超の配当を受ける自然人又は出資・融資・取引関係を通じて事業活動に影響力を有すると認められる自然人。当該自然人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人²⁴。 ✓ 法 912 条 5 号及び 6 号により、合名会社を代表する社員の氏名が登記事項となっていることから、支配権の所在は登記により把握し得る。なお、配当に関する事項は登記事項ではなく、単に定款に定めがあるのみであることから外部から把握することが難しいと考える(法 621 条 2 項)。

²³ 主要な登記事項に限定して列挙している。

²⁴ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<4. 合資会社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営利事業を営むことを目的とする(民法 33 条 2 項)法人である(法 5 条参照)。「営利事業を営むこと」とは、対外的経済活動で利益を得て、得た利益を法人の構成員(社員)に分配することである²⁵。 ✓ 合資会社は社員間の人的信頼を基礎としつつ、有限責任社員の存在により企業の信用を高め、経営資本を強化することができるという効果をもたらすことができる会社形態である²⁶。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法上、事業目的や取引相手の限定はなく、事業内容は自由に決定することができる(法 576 条 1 項 1 号参照)ため、事業内容は広範であり、資金の出金先及び入金元等の関係先も広範である。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である社員が必要的機関(法 575 条 1 項参照)。 ✓ 無限責任社員と有限責任社員(最低 1 名ずつ)で構成される。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する(法 590 条 1 項)。 ✓ 社員が 2 人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する(法 590 条 2 項)。 ✓ 持分会社の常務は、各社員が単独で行うことができる(法 590 条 3 項)。 ✓ 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が 2 人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定する(法 591 条 1 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない(法 585 条 1 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 特定の主務官庁はない(業法による規制業種を除く。) ✓ 届出義務: 登記事項設立時及び変更時(社員等)において法務局に要届出(法 913 条、915 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある(法 915 条 1 項、913 条)。怠った場合、業務執行社員個人に対し 100 万円以下の過料が科される(法 976 条 1 項)。

²⁵ 江頭憲治郎ほか編集代表『会社法コンメンタール 1—総則・設立(1)』85 頁(商事法務, 2008)

²⁶ 大隅健一郎、今井宏『会社法論 上巻 (第三版)』130-131 頁(有斐閣, 1991)

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:定款で定めた存続期間の満了若しくは解散の事由の発生・総社員の合意・社員の欠員・合併・破産若しくは解散の訴に基づく解散・清算(法 641 条各号、833 条 2 項)。 ✓ 解散命令:法務大臣、株主、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(法 824 条)。 (一)会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三)業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1万1741(2023年3月31日時点)²⁷
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:持分会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 579 条)。清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 929 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款作成→登記申請→登記完了 (登記申請時の必要書類) ✓ 登記申請書 ✓ 定款(公証人の認証は不要)(商業登記法(以下「商登」という。)111 条、94 条 1 号) ✓ 本店及び支店の具体的な所在場所については、定款に別段の定めがない限り、業務執行社員の過半数の一致を証する書面が添付書面となる(商登 111 条、93 条)。 ✓ 定款に、業務執行社員の中から互選により代表社員を定める旨の規定を置いた場合には、定款のほか、その互選を証する書面及び代表社員の就任承諾書が添付書面となる(商登 111 条、93 条)。 ✓ 社員が法人である場合には、その登記事項証明書が添付書面となる(商登 111 条 94 条 2 号イ・3 号)。 ✓ 代表社員が法人である場合には、その職務執行者に関する書面として、当該法人の業務決定機関において職務執行者を選任したことを証する書面及び職務執行者の就任承諾書(商登 111 条、2 号ロ・ハ)。 ✓ 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面(商登 110 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款作成→登記申請→登記完了 ✓ 上記設立手続の際に出資も必要であるが、会社設立前に出資が履行までされている必要はない(法 578 条)。 ✓ 設立の所要時間は見当である。
	登記事項 ²⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は下記のとおりである(法 913 条)。 (一)目的 (二)商号 (三)本店の所在地 (四)合資会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

²⁷ 国税庁「会社標本調査」14 頁,
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2023/pdf/kekka.pdf>,(2026.2.24)

²⁸ 主要な登記事項に限定して列挙している。

		<p>(五)社員の氏名又は名称及び住所 (六)社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別 (七)社員の出資の目的(有限責任社員にあっては、金銭等に限る。)及びその価額又は評価の標準 (八)代表する社員の氏名又は名称(合資会社を代表しない社員がある場合に限る。) (九)合資会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所 (十)公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め(定款の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨。) (十一)上記の定款の定めが公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項 (イ)電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの (ロ)第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め</p>
	<p>審査の有無</p>	<p>✓ 準則主義を採用。定款の認証は不要。</p>
<p>活動状況を確認する制度</p>		<p>✓ 商業登記制度：登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(法913条、915条1項)。 ✓ 公告により活動状況を把握することも可能である。</p>
<p>公表情報・透明性</p>		<p>✓ 構成員(社員)情報は登記によって公開される(法913条5号乃至9号)。</p>
<p>BO把握可能性</p>		<p>✓ 犯収法基準：法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人又は出資・融資・取引関係を通じて事業活動に影響力を有すると認められる自然人。当該自然人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人²⁹。 ✓ 法913条5号、8号により、合資会社を代表する社員の氏名が登記事項となっていることから、支配権の所在は登記により把握することができる。なお、配当に関する事項は登記事項ではなく、単に定款に定めがあるのみであることから外部から把握することが難しいと考える(法621条2項)。</p>

²⁹ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<5. 学校法人³⁰>

制度の骨格	根拠法令	✓ 私立学校法
	設立目的	✓ 私立学校の設置(法 3 条)。
	事業内容の広狭	✓ 私立学校の設置・経営を本来の事業とする(法 3 条)。 ✓ 教育の支障がない限り、その収益を学校の経営に充てる目的で、本来事業(教育研究活動)のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業(付随事業)及び収益事業を行うことができる ³¹ (法 19 条 1 項)。ただし、収益事業の種類は所轄庁の認可等による制約を受け、目的外の活動は禁じられているため、事業内容は比較的狭い。
	許認可	✓ 設立する際には、所轄庁(文部科学大臣又は都道府県知事)による寄附行為(定款に相当)の認可が必要(法 23 条)。 ✓ 文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない(法 108 条 5 項)。
	機関設計 ³²	✓ 必要的機関:理事(5 人以上)、理事会、監事(2 人以上)、評議員(6 人以上)、評議員会、理事選任機関を置かなければならない(法 18 条 1 項、3 項)。 ✓ 大臣所轄学校法人等には会計監査人の設置が義務付けられている(法 44 条 1 項)。 ✓ 評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならない(法 18 条 3 項)。
	組織運営	✓ 理事会は、学校法人の業務の決定等の職務を行う(法 36 条 2 項)。 ✓ 理事長 1 人をおくところ(法 37 条 1 項)、理事長は、学校法人を代表し業務を総理する。 ✓ 理事会は、学校法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督する決議機関である。 ✓ 評議員会は、予算・事業計画の決定などの重要事項について意見を述べるほか、寄附行為の変更、合併、解散などの最重要事項について決議を行う権限を有する。
	議決権の取得・譲渡	✓ 株式会社のような出資持分という概念は存在しないため、議決権の譲渡等は発生しない。 ✓ 理事会や評議員会における議決は、各理事・各評議員が 1 人 1 票の議決権を行使して行われる(法 42 条参照)。

³⁰ 文部科学省「学校法人制度の概要」,

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001.htm, (2026. 2. 11)

³¹ 文部科学省「学校法人における付随事業・収益事業」,

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fuzuishuueki.html, (2026.3.11)

³² 文部科学省「私立学校法の改正について(2025 年 3 月 25 日更新)」,

https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_sigakugy-000021776_1.pdf, 82頁, (2026. 2. 11)

	監督・届出 ³³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:文部科学大臣又は都道府県知事。 ✓ 毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(法 103 条 2 項)。 ✓ 役員等変更・資産総額の変更・理事長や代表業務執行理事の住所又は氏名の変更・仮処分による理事長や代表業務執行理事の職務執行停止、その変更、取消がある場合、所轄庁に届出する必要がある(私立学校法施行規則 61 条)。 ✓ 所轄庁の監督権限としては、法 136 条(報告及び検査)、法 133 条(措置命令等)、法 134 条(収益事業停止命令)等が規定されている。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校法人の解散事由は 6 つ(法 109 条 1 項)。 ✓ 大臣所轄学校法人等においては、解散の決定には、理事会の決議に加えて、評議員会の決議も必要(法 150 条)。 ✓ 理事会の決議による解散と目的たる事業の成功の不能の解散は、所轄庁の認可を受けなければ効力は生じない(法 109 条 3 項)。
定量情報	法人数	✓ 7845 ³⁴
	設立登記数	✓ 7845
設立手続・要件	必要書類 ³⁵ 要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 寄付行為 1 通 ✓ 理事長の選定を証する書面 1 通 ✓ 理事長の就任承諾書 2 通 ✓ 資産の総額を証する書面 1 通 ✓ 認可書(又は所轄庁の認証のある謄本) 1 通
	所要時間	✓ 都道府県によっては開示されているが、文部科学省には大学新設 ³⁶ 等以外は開示なし。
	登記事項 ³⁷	✓ 名称、主たる事務所、目的等、役員に関する事項、従たる事務所番号・所在地、資産の総額その他の事項。

³³ 文部科学省「学校法人の届出・申請の手引(2025 年 1 月改訂版)一文部科学大臣所轄学校法人用」, 1 頁, (2026.2.11)

³⁴ 文部科学省「私立学校・学校法人基礎データー4.学校法人数の推移」,
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/main5_a3_00003.htm#topic4,
(2026.2.11)

³⁵ 法務局「商業・法人登記申請手続ー学校法人ー学校法人設立登記申請書の記載例」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252955.pdf>, (2026.2.11)

³⁶ 主要な書類に限定して列挙している。文部科学省高等教育局大学設置室「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引(2025 年度開設用)」,
https://www.mext.go.jp/content/20240222-mxt_daigakuc03-000031959_01.pdf, 40 頁,
(2026.2.11)

³⁷ <https://www.moj.go.jp/content/001344052.txt>, (2026.2.11)

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(文部科学大臣又は都道府県知事)。
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校法人は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(法 103 条 2 項)。 ✓ 役員等変更・資産総額の変更・理事長や代表業務執行理事の住所又は氏名の変更・仮処分による理事長や代表業務執行理事の職務執行停止、その変更、取消がある場合、所轄庁に届出する必要がある(私立学校法施行規則 61 条)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 寄附行為の備置き・閲覧(法 27 条)は、寄附行為を主たる事務所に備え置き、債権者はいつでも閲覧・謄抄本の交付を請求可能、債権者以外の者も閲覧を請求可能と規定する。 ✓ 計算書類等の閲覧制度(法 106 条)では、文部科学大臣所轄学校法人等(大学等設置法人)は、債権者等が計算書類及び事業報告書並びに監査報告を閲覧できる。 ✓ 財産目録等の閲覧制度(法 107 条)では、財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準が閲覧対象となる。 ✓ 寄附行為、計算書類等及び財産目録、監査報告・会計監査報告、役員報酬等の支給基準を公表しなければならないと規定(法 151 条)する。 ✓ 文部科学省が実施した、学校法人の実施する海外事業に関する調査によると、海外事業を実施している学校法人数は限定的である。
	BO 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校法人は、資本多数決の原則を採る法人でないため、確認対象は、当該法人(法人も含む。)を代表する権限を有している者の本人特定事項である³⁸。議決権に基づく支配者が存在しないため、事業活動に支配的な影響力を有する個人として、代表権を有する「理事長」が BO となる。 ✓ 諸官庁への届出義務や登記簿等により代表者は公表されており、財産目録等の閲覧制度(法 107 条)では、財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準が閲覧対象となるため、BO の把握は容易といえる。

³⁸ 白井 真人ほか『マネー・ローンダリング反社会的勢力対策ガイドブック 2018 年金融庁ガイドラインへの実務対応』155 頁以下(第一法規, 2018)

< 6. 宗教法人 >

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 宗教法人法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する(法 2 条)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立、規則の変更、合併、解散の都度所轄庁の認証が必要となる。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 宗教活動を中心に、公益事業及び公益事業以外の事業があり、公益事業以外の事業の中に法人税法上の収益事業が含まれている。新事業の開始には規則変更と行政の認証が必要であり、目的外の活動は法人格の取り消しに繋がる厳格な運用がなされている。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3 人以上の責任役員を置き、そのうち 1 人を代表役員とする(法 18 条 1 項)。 ✓ 責任役員は、宗教法人の意思決定機関であり、定款に別段の定めがない限り、責任役員の定数の過半数で決議される。代表役員は、法人の執行・代表機関であり、外部に対して宗教法人を代表し、契約などの法律行為を行う上、責任役員会で決定した事項に基づき、法人の事務を執行する。 ✓ 議決、諮問、監査の機関を任意的に設置することができる(法12条1項6号)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 運営方法について所定の手続を経て正式に作成し、所轄庁の認証を受けた規則にしたがって組織を運営する必要がある。 ✓ 代表役員及びその代務者が 1 年以上にわたって欠けているときは、解散命令の対象となるため、役員が欠けている場合は、新たに選任する必要がある。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3 人以上の責任役員(うち 1 人は代表役員)を置き、規則に別段の定めがなければ、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等となる(法 19 条)。 ✓ 上記のとおり、議決権は規則に基づいて選任された責任役員の地位に付随する一身専属的な権利であり、第三者への売買や譲渡は認められない。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所轄庁: その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人等の特定の宗教法人については、文部科学大臣。 ✓ 監督官庁(宗教法人の解散及び清算の場合): 裁判所。 ✓ 届出義務: 登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない(法 9 条)。怠った場合、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人に対し、10 万円以下の過料が科される(法 88 条 2 号)。 	

³⁹ 文化庁「宗教法人のための運営ガイドブック」,
https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyojohjin/kanri/pdf/93980601_01.pdf, (2023.11)

	解散・清算等 ⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:任意解散又は規則で定める解散事由の発生、合併、破産手続開始の決定、所轄庁の認証の取消し、包括する宗教団体の欠亡(法 43 条)。 ✓ 解散命令:裁判所は、宗教法人について、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる(法 81 条)。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。 2. 法 2 条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。 3. 当該宗教法人が礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたってその施設を備えないこと。 4. 一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。
定量情報	法人数 ⁴¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 17 万 8537 法人(2025 年度) (※不活動宗教法人は、5019 法人(2024 年 12 月 31 日)⁴²)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 15 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 58 条)、法人格が消滅する。

⁴⁰ 主要な解散命令事由。

⁴¹ 文化庁「宗教法人と宗務行政一概要」,

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/gaiyo.html>, (2026.2.20)

⁴² 文化庁「令和 6 年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果を公表します」,

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/94240801_01.pdf, (2026.03.01)

設立手続	必要書類・要件 ⁴³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 1 部 ✓ 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 1. 宗教法人規則 2. 宗教団体であることを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 宗教団体証明書 2.2 境内建物明細書 2.3 境内地明細書 2.4 境内地平面図、境内建物配置図及び境内建物平面図 2.5 使用承諾書 2.6 寄附証書 2.7 財産目録 2.8 収支計算書 3. 宗教法人の設立の手続を開始する旨の公告をしたことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> 3.1 公告確認書 3.2 設立公告の写し 4. 申請者が宗教団体の代表権を有することを証する書類 5. 代表役員及び責任役員の就任受諾書 6. 身分証明書(代表役員及び責任役員に就任することを予定している者が欠格条項に該当しないことを証する市町村長の証明) 7. 宗教法人設立の決議録の写し 8. 包括団体承認書 9. 不動産の登記事項証明書及び公図 10. 公益事業等の事業を行おうとする場合、その事業内容を明らかにすることができる書類 11. その他知事が必要とする書類
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立手続の順序⁴⁴ <ul style="list-style-type: none"> 1. 宗教団体(3 年程度の活動実績が必要) 2. 設立発起人会の議決(設立会議の議決) 3. 包括宗教団体の承認 4. 公告(公告は少なくとも認証申請の 1 月前) 5. 規則認証申請 6. 添付書類の有無等の審査 7. 受理通知 8. 審査 9. 認証 10. 認証書、認証した規則及びこれらの謄本交付(※6 から 10 までを受理から 3 ヶ月以内) 11. 設立登記(法人の成立) 12. 登記の届出 ✓ 所要時間: 3 年の活動+設立に係る規則の認証標準処理期間 90 日⁴⁵
	登記事項 ⁴⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的、名称、事務所の所在場所、当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別、基本財産がある場合には、その総額、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る事項を定めた場合には、その事項、規則で解散の事由を定めた場合には、その事由、公告の方法。

⁴³ 群馬県庁「宗教法人の設立に係る規則の認証」—申請・届出一覧,
<https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/12891.html>, (2026.2.19)

⁴⁴ 文化庁「宗教法人の設立手続」,
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/tetsuzuki.html>, (2026.3.27)

⁴⁵ 群馬県庁・前掲注 43)

⁴⁶ 文化庁「登記は宗教法人の実体を正確に表していますか。」,
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/toki.html>, (2026.3.27)

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認証主義(所轄庁:都道府県知事又は文部科学大臣が、申請団体が要件(当該団体が宗教団体であり、当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合し、当該設立の手続が法律の規定にしたがってなされていること)を満たしているか審査する(法14条。))
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 名簿の備置・閲覧:役員名簿、責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿は、宗教法人の事務所に常に備えなければならない(法25条2項2号、5号)。上記の書類について、信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、宗教法人は閲覧させなければならない(法25条3項)。 ✓ 登記に関する届出:「宗教法人の登記」「礼拝用建物及び敷地の登記」をしたときは、遅滞なく登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に要届出(法9条、7章)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(信者)情報は公開されない。 ✓ 財産処分(不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること、借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。))又は保証をすること、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること、境内地の著しい模様替をすること、主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の法2条に規定する目的以外の目的のために供すること)、規則の変更等の際に新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適切な方法で公告する(法12条2項)。
	BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人又は出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表役員等。 ✓ 把握の限界:構成員の名簿は公開されない。代表役員の氏名及び住所は登記簿に記載されるが、その他役員等の詳細を把握できない等、信教の自由への配慮から内部運営の詳細は把握できない。

<7. 医療法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療法(昭和 23 年法律 205 号)
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院を開設し、その業務を行うこと(法 39 条参照)。 ✓ 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない(法 54 条)。また、病院等の業務に支障のない限度で、法令で認められる範囲の業務を行い得る(法 42 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療法に基づき事業内容が限定的であり、加えて、取引先が患者・社会保険診療報酬支払基金・製薬企業・医療機器メーカー等で限定的である。 ✓ 医療法人の主たる目的(本来業務)は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設し、その業務を行うことに限定される(医療法 39 条)。 ✓ もっとも、病院等の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めにより、医療関係者の養成・再教育、医学・歯学研究所、疾病予防施設、その他保健衛生に関する業務等(法 42 条各号)を実施可能であり、一定の付随領域まで広がり得る。 ✓ 医療法人は剰余金の配当が禁止される(法 54 条)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療法人の設立には、その主たる事務所の所在地の都道府県知事による設立認可が必要(法 44 条 1 項)。 ✓ 都道府県知事は認可に際し、医療審議会の意見を聴かなければならない(法 45 条 2 項)。 ✓ 医療法人はその業務を行うに必要な資産を有しなければならず(法 41 条 1 項)、具体的には、当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有することが求められる(法 41 条 2 項、同法施行規則 30 条の 34)。 「必要な資産」の例:病院等を開設するのに必要な土地、建物等の不動産及び医療法等の規定によって備え付けるべき設備並びにその他診療に必要な医療機械器具等⁴⁷⁴⁸。 運転資金の具体額・下限:「医業費用 2 ヶ月分に相当する額又は 1000 万円のいずれか高い方」⁴⁹の現金拠出を求めている(大阪府の例)。

⁴⁷ 島根県健康福祉部医療政策課「医療法人の手引【設立編】」7 頁,
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/iryohou/iryohou/iryohoujinseturitusinsei.data/iryohoujin_tebiki.pdf(2026.2.26)

⁴⁸ 土地、建物は法人自体の資産であることが望ましいが、賃貸借契約が確実であり、相当期間にわたり業務の継続に支障を及ぼす虞がない場合には賃借による確保でも差し支えないとされる。
厚生省医務局長「医療法人設立に関する疑義について」(1950.9.26 付 医発第 615 号),
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/tuchi/250926.pdf>,
(2026.2.26)

⁴⁹ 大阪府「A-3.医療法人の財産」,
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojin/zaisan.html>
(2026.2.26)

機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療法人は社団と財団の 2 類型が存在(法 39 条)。 社団医療法人:社員総会、理事、理事会及び監事(法 46 条の 2)。 財団医療法人:評議員、評議員会、理事、理事会及び監事(法 46 条の 2)。 ✓ 社団医療法人:社員名簿を作成し主たる事務所に備え置く(法 46 条の 3 の 2 第 1 項)。社員の議決権は各 1 個であり、出資額・持分割合に応じた議決権付与の定款規定は効力を有しない⁵⁰(法 46 条の 3 の 3 第 1 項)。 ✓ 株式会社は、医療法人に出資はできるが、社員になることはできない。⁵¹ ✓ 代表者は理事長であり(法 46 条の 6 の 2 第 1 項)、理事長は原則として医師又は歯科医師である理事の中から選出(例外は知事の認可が必要)される(法 46 条の 6)。
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療法人は社団と財団の 2 類型(法 39 条)であり、必要的機関が法定される。 ✓ 社団:社員総会、理事、理事会、監事を設置(法 46 条の 2 第 1 項)。 ✓ 財団:評議員、評議員会、理事、理事会、監事を設置(法 46 条の 2 第 2 項)。 ✓ 理事会は全理事で組織され、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長の選出・解職等を行う(法 46 条の 7)。 ✓ 監事は業務監査・会計監査を担い、監査報告書の作成・提出や、不正行為、重大な法令・定款(寄附行為)違反の発見時の都道府県知事等への報告などの職務が定められている(法 46 条の 8)。 ✓ 社団は毎年少なくとも 1 回の定時社員総会(法 46 条の 3 の 2 第 2 項)、財団は毎年少なくとも 1 回の定時評議員会(法 46 条の 4 の 3 第 1 項)を開催する必要がある。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社団医療法人では、社員は各 1 個の議決権を有し(法 46 条の 3 の 3 第 1 項)、社員総会の成立(総社員過半数出席)・決議要件(原則:出席議決権過半数)等も法律で定められる(同条 2 項・3 項)。 ✓ 財団医療法人では評議員会が置かれ(法 46 条の 2 第 2 項)、評議員会は総評議員過半数の出席を要し、原則として出席者の議決権過半数で決する(法 46 条の 4 の 4)。 ✓ 評議員は寄附行為に基づき選任され、かつ法人は評議員になれない等の資格制限がある(法 46 条の 4 第 1 項・2 項)。 ✓ 医療法人は社団/財団の仕組みで運営され、議決権は社員・評議員という地位に付随するため、株式会社の株式のような形での「議決権そのものの市場的な譲渡」が予定される制度設計ではなく、実社員・評議員の選任/変更(=地位の移動)に伴う議決権の移動となる。

⁵⁰ 厚生労働省「医療法人運営管理指導要綱」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000548754.pdf>(2026.2.20)

⁵¹ 厚生労働省「医療法人に対する出資又は寄付について一東京弁護士会長あて厚生省健康政策局指導課長回答」(1991.1.17 付),
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/tuchi/030117.pdf>,
(2026.2.20)

監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:都道府県知事(法 63 条)。 ✓ 届出義務:医療法人は、設立、事務所移転その他登記事項の変更等の場合に登記を要し(法 43 条 1 項)、登記事項の変更は 2 週間以内に变更登记を行う(組合等登記令 3 条 1 項)。さらに、組合等登記令により登記をしたときは、登記事項及び登記年月日を遅滞なく所轄庁に届け出る(同法施行令 5 条の 12)。 ✓ 監督権限:都道府県知事は、医療法人に対し、必要に応じて以下の監督権限を行使し得る。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報告徴収・立入検査(法 63 条 1 項): <ul style="list-style-type: none"> ア 医療法人の業務若しくは会計が、法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又は イ その運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるとき。 <p>法 63 条 1 項による報告懈怠、虚偽報告又は検査拒否・妨害・忌避には、20 万円以下の過料が科される(法 93 条 13 号)。</p> (2) 措置命令(法 64 条 1 項): <ul style="list-style-type: none"> ア 医療法人の業務若しくは会計が、法令等に違反し、又は イ その運営が著しく適正を欠くと認めるとき。 (3) 業務停止命令・役員解任勧告(法 64 条 2 項): <p>医療法人が措置命令に従わないとき、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる(あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。法 64 条 3 項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 役員解任勧告:処分の相手方に対し弁明の機会を与えること(弁明日時場所及び事由の事前通知、代理人出頭・証拠提出、聴取書・報告書作成等)が法定(法 67 条 1 項～3 項)。 イ 業務停止命令(法 64 条 2 項)に違反した業務の実施:20 万円以下の過料が科される(法 93 条 14 号)。 (4) 設立認可の取消し(法 65 条、66 条 1 項): <ul style="list-style-type: none"> ア 医療法人が成立した後又は全ての病院等を休止若しくは廃止した後 1 年以内に、正当な理由なく病院等を開設しない又は再開しないとき。 イ 医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないとき(あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴く必要がある(法 66 条 2 項)。)
-------	---

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:医療法人は、医療法所定の事由により解散する(法 55 条)。 社団医療法人:①定款所定の解散事由の発生、②目的たる業務の成功の不能、③社員総会の決議、④合併(消滅する場合)、⑤社員の欠亡、⑥破産手続開始の決定、⑦設立認可の取消し(同条 1 項)。 財団医療法人:①寄附行為所定の解散事由の発生、②上記②④⑥⑦(同条 3 項)。 ✓ 解散手続(認可・届出): ②(目的たる業務の成功の不能)及び③(社員総会決議)による解散:都道府県知事の認可がなければ効力を生じない(法 55 条 6 項。医療審議会の意見聴取が必要。同条 7 項)。 ①(定款/寄附行為所定事由の発生)又は⑤(社員の欠亡)による解散:都道府県知事への届出で足りる(同条 8 項)。 ✓ 監督との関係: 都道府県知事は、法令違反等に対し期限付の必要措置命令を発し、不履行時に業務停止命令、役員解任勧告が可能(法 64 条 2 項、3 項)。 さらに、一定の場合には設立認可取消しが可能で、取消しは解散事由となる(法 66 条、55 条 1 項 7 号)。 ✓ 休眠みなし解散:法務省が案内する「休眠会社・休眠一般法人」⁵²のみなし解散制度の対象外と解される。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5 万 9419 (2025 年 3 月 31 日現在。内訳:財団医療法人:385、社団医療法人:5 万 9034)⁵³
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致。医療法人は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることで成立するため(法 46 条 1 項)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立認可(所轄庁):都道府県知事等の認可が必要(法 44 条 1 項)。認可申請書に加え、定款(又は寄附行為)、財産目録、設立総会議事録(社団)、財産の権利所属を示す証明(登記事項証明書・残高証明等)、開設施設の概要、2 年分の事業計画・予算書、役員就任承諾書・履歴書等が必要(同法施行規則 31 条)。 ✓ 設立登記(法務局):設立に必要な手続完了後、2 週間以内に設立登記申請(組合等登記令 2 条 1 項)。添付書類として、少なくとも定款、寄附行為、代表者(理事長)の資格証明等が要請される(組合等登記令 16 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前相談→本申請→医療審議会等で審査→認可→登記申請→登記完了→登記完了届。 ✓ 標準処理期間(設立認可)は、原則 6 週間(診療所等)/2 ヶ月(病院・介護老人保健施設等)⁵⁴。

⁵² 法務省「令和 7 年度の休眠会社等の整理作業(みなし解散)について」、
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html(2026.3.15)

⁵³ 厚生労働省「種類別医療法人数の年次推移」、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001505575.pdf>(2026.2.20)

⁵⁴ 厚生労働省「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について(抜粋)」、
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyau/igyaukeiei/tuchi/061031.pdf>,
 (2026.2.20)

	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療法人は、設立、従たる事務所の新設、事務所移転、その他登記事項の変更、解散、合併、分割、清算人の就任・変更、清算終了等の場合に登記が必要(法 43 条 1 項)。 ✓ また、登記事項は登記後でなければ第三者に対抗できない(法 43 条 2 項)。 ✓ 組合等登記令上、設立登記は設立に必要な手続終了日から 2 週間以内(組合等登記令 2 条 1 項)で、登記事項として目的及び業務／名称／事務所所在地／代表権者の氏名・住所・資格／存続期間又は解散事由(定めたとき)／別表所定事項等が列挙される(同令 2 条 2 項)。 ✓ 登記事項の変更登記は原則変更日から 2 週間以内(同令 3 条 1 項)。 ✓ さらに、資産の総額の変更登記は毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に行う(同令 3 条 3 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制であり、医療法人は都道府県知事の認可を受けなければ設立できない(法 44 条 1 項)。医療法人は設立登記により成立するが(法 46 条 1 項)、登記の前提として知事認可が必要である点で、設立手続の中核は知事認可である。 ✓ 知事は、申請があった場合、資産要件(法 41 条)及び定款・寄附行為の法令適合性等を審査して認可可否を決定する(法 45 条 1 項。都道府県医療審議会の意見聴取が必要。同条 2 項)。 ✓ なお、認可申請では役員名簿・履歴書等の提出が求められ⁵⁵、役員(理事長を含む。)については法定の選任要件・欠格事由があることから、実務上、代表者予定者を含む役員の適格性(欠格該当の有無等)も審査対象となる。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社団医療法人は社員名簿を備え置き、社員の変更の都度更新する(法 46 条の 3 の 2 第 1 項)ため、議決権者(社員)の把握は名簿管理を通じて行われる。 ✓ 医療法人は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書等を都道府県知事へ届け出る義務がある(法 52 条 1 項)。 ✓ 都道府県知事は、定款／寄附行為又は届出書類について請求があった場合、厚生労働省令で定めるところにより閲覧に供する義務を負う(法 52 条 2 項)。 ✓ 医療法人は、事業報告書等、監事監査報告書、定款／寄附行為等を主たる事務所に備え置き、社員・評議員又は債権者の請求により閲覧に供する義務がある(法 51 条の 4)。 ✓ 一定規模等の医療法人は、貸借対照表・損益計算書の公告義務あり(法 51 条 2 項、51 条の 3、同法施行規則 33 条の 2)。 ✓ 監査・監督面では、監事が不正行為等を発見した場合の知事等への報告(法 46 条の 8)に加え、都道府県知事には、報告徴収・立入検査(法 63 条)、必要措置命令(法 64 条 1 項)、業務停止命令や役員解任勧告(同条 2 項)等の監督権限がある。 ✓ さらに、法令違反等の場合で他の方法で監督目的を達し得ないときは、設立認可取消し(法 66 条)も可能とされる。

⁵⁵ 厚生労働省「医療法人関係手続一覧(申請及び届出)」,
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/tetuduki/tetuduki27.pdf>,
(2026.2.20)

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県知事への届出書類の閲覧⁵⁶: 医療法人は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書等・監事監査報告書等を都道府県知事へ届出を行い(法 52 条 1 項)、都道府県知事は、定款・寄附行為及び当該届出書類について請求があった場合に閲覧に供する義務を負う(同条 2 項)。閲覧対象文書の例として、(所管庁の実務運用上)事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引状況報告書(該当がある場合)、監事監査報告書、公認会計士等の監査報告書(対象法人のみ)、定款・寄附行為等がある。なお、閲覧は原則として過去 3 年間に届け出られた書類を対象とする(法施行規則 33 条の 2 の 12)。 ✓ 公告(一定の医療法人・社会医療法人)⁵⁷: 一定規模の医療法人(法 51 条 2 項該当)及び全ての社会医療法人は、貸借対照表・損益計算書(会計基準適用時は注記を含む。)を公告する義務があり、方法は官報/日刊新聞/電子公告(HP 等)とされている(法 51 条の 3 関係)。電子公告の場合は、原則として 3 年間継続して公告する取扱いが示されている。 なお、社会医療法人とは、医療法人のうち、医療法 42 条の 2 第 1 項各号の要件に適合するものとして都道府県知事の認定を受けた法人であり、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児医療等の地域で特に必要な医療の提供を担う類型の法人である。⁵⁸
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:医療法人は株式・持分がなく、議決権割合による「25%超」類型ではなく、犯収法上は基本的に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」として、次の順で実質的支配者を特定する: <ol style="list-style-type: none"> 1. 収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人 2. 1 がいない場合、出資・融資・取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する自然人 3. 2 もいない場合、代表者(理事長等) ✓ 把握の強み:医療法人は、設立に認可が必要で、成立には設立登記が必要であり、登記上「目的・名称・事務所・代表権者(氏名・住所・資格)・資産総額等」が掲げられるので、外部者は登記事項証明書で少なくとも代表者(理事長等)を確認可能。 ✓ 把握の限界:上記のとおり、医療法人の実質的支配者は最終的に「代表者」に落ちることが多い一方で、2 の「融資・取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する者」がいるかどうかは、行政・金融機関等が保有する情報や、法人側の説明資料に依存しやすく、登記だけでは実態を直接は把握しにくい。

⁵⁶ 厚生労働省「医療法人の事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化について」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000849707.pdf>(2026.2.20)

⁵⁷ 厚生労働省「医療法人の計算に関する事項について」,
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc3593&dataType=1&pageNo=1
(2026.2.20)

⁵⁸ 厚生労働省「社会医療法人の認定について」,
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4837&dataType=1&pageNo=1
(2026.3.15)

<8. 社会福祉法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される法人(社会福祉法 22 条)。社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又は収益事業を行うことができる。ただし、特別の会計として経理しなければならない(法 26 条)。 ✓ 関係者への特別の利益供与は禁止(法 27 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法人は、社会福祉事業(第一種・第二種)の担い手であり、社会福祉事業の内容は社会福祉法 2 条に列挙されている(例:児童福祉施設・老人福祉施設等の経営、相談支援等)。 ✓ 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、経営基盤の強化・サービスの質向上・透明性確保を図るべきことが明示され、また社会福祉事業及び公益事業の実施に当たり、支援を要する者に対し無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する努力義務が置かれている(法 24 条)。 ✓ 社会福祉法人は、社会福祉事業に必要な資産を備える必要がある(法 25 条)。 ✓ 社会福祉法人は、社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又は収益事業を行うことができるが(法 26 条 1 項)、公益事業・収益事業の会計は社会福祉事業会計から区分して特別会計で経理しなければならない(同条 2 項)。したがって、会社型法人のように「何でもできる」類型ではなく、目的・事業の範囲は法令上限定される。 ✓ さらに、評議員・理事・監事・職員等の関係者に対する特別の利益供与が禁止されている(法 27 条)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立には所轄庁の認可が必要(法 31 条 1 項)。所轄庁は原則として主たる事務所所在地の都道府県知事(一定の場合に市長・指定都市の長、一定広域の場合に厚生労働大臣)(法 30 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関:評議員、評議員会、理事、理事会及び監事(法 36 条)。 ✓ 人数要件(原則):評議員 7 人以上、理事 6 人以上、監事 2 人以上。 ✓ 役員(理事・監事)は評議員会で選任・解任される(法 43 条)。 ✓ 監事は理事の職務執行を監査し、報告徴収・調査権限を持つ(法 45 条の 18)。 ✓ 理事のうちから理事長(代表者)1 人を選定。評議員は役員等を兼ねられない(法 40 条 2 項)。

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法人は、評議員・評議員会・理事・理事会・監事を必置とし(法 36 条 1 項)、定款で会計監査人を置くこともできる(同条 2 項)。また、一定規模以上(政令基準超)の「特定社会福祉法人」は会計監査人が必置(法 37 条)。 ✓ 評議員会は全評議員で組織され(法 45 条の 8 第 1 項)、決議できる事項は法令・定款で定めた事項に限られる(同条 2 項)。評議員会決議を要する事項を、理事会等が決定できる旨の定款規定は無効(同条 3 項)。 ✓ 役員(理事・監事)及び会計監査人は評議員会の決議で選任される(法 43 条 1 項)。理事は 6 人以上、監事は 2 人以上が必要で、監事は理事又は職員を兼ねられない(法 44 条 2 項・3 項)。 ✓ 理事会は全理事で組織され(法 45 条の 13 第 1 項)、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長の選定・解職等を行い(同条 2 項)、理事長を必ず選定する(同条 3 項)。また、重要財産の処分・多額の借財等の重要事項は理事に委任できない(同条 4 項)。 ✓ 理事会決議は、議決参加できる理事の過半数出席 + 出席理事の過半数賛成(定款で上乗せ可)で行い、特別利害関係理事は議決参加不可(法 45 条の 14 第 4 項・5 項)。 ✓ 理事(理事長等の業務執行理事を含む。)は法令・定款遵守義務を負い(法 45 条の 16 第 1 項)、少なくとも 3 ヶ月に 1 回以上、職務執行状況を理事会へ報告する義務がある。なお、定款で年 2 回以上・4 ヶ月超間隔の報告も可(同条 3 項)。 ✓ 役員等への報酬等は、不当に高額にならないよう支給基準を定め(法 45 条の 35 第 1 項)、その基準は評議員会承認が必要(同条 2 項)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法人の意思決定は主として評議員会(評議員の議決)を中心に設計されている(法 45 条の 8 第 1 項・2 項)。 ✓ 「議決権の取得」は、基本的に評議員に就任することにより発生する。評議員は、適正運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任(法 39 条)。また評議員は法人(法人格)になれない等の欠格が置かれている(法 40 条 1 項 1 号等)。 ✓ さらに、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定款規定は無効(法 31 条 5 項)であり、議決権を理事側が恣意的に「取得・移転」させる仕組みは制限されている。 ✓ 以上より、議決権は「出資の譲渡」等で取得・譲渡される性質のものではなく、評議員の選任・解任手続(法令・定款)にしたがって人的に入れ替わる整理となる。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁：原則として主たる事務所所在地の都道府県知事。ただし次の要件により、市長、指定都市の長又は厚生労働大臣となる場合がある(法 30 条)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市長(特別区の区長を含む。)：主たる事務所が市(又は特別区)の区域内にあり、かつ、行う事業が当該市(区)の区域を越えない社会福祉法人(法 30 条 1 号)。 ➤ 指定都市の長：主たる事務所が指定都市の区域内にあり、かつ、行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人(又は地区社会福祉協議会である社会福祉法人)(法 30 条 2 号)。 ➤ 厚生労働大臣：行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる社会福祉法人であって、厚生労働省令で定めるもの(法 30 条 2 項)。 ✓ 登記(変更含む。)：設立、移転、解散、合併、清算人就任等につき登記が必要。登記しないと第三者対抗不可(法 29 条)。 ✓ 所轄庁による監督(報告徴収・検査等)：所轄庁が報告徴収・立入検査等を行う権限を有する(法 56 条)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:社会福祉法人は、法 46 条 1 項所定の事由により解散する。 ①評議員会の決議(特別決議)、②定款所定の解散事由の発生、③目的たる事業の成功の不能、④合併(消滅する場合に限る。)、⑤破産手続開始の決定、⑥所轄庁の解散命令。 ✓ 解散手続(認可・認定/届出): ①(評議員会決議)又は③(目的たる事業の成功の不能)による解散は、所轄庁の認可(①)又は認定(③)がなければ効力を生じない(法46条 2 項)。②(定款所定事由)又は⑤(破産手続開始決定)による解散の場合、清算人は遅滞なく所轄庁に届出を要する(同条 3 項)。 ✓ 監督との関係:所轄庁は、法令・定款遵守の確保のため、社会福祉法人に対し報告徴収・立入検査等を行い得るほか(法 56 条)、必要に応じ、改善命令、業務停止命令、解散命令等の監督処分を行い得る(法 56 条 6 項～8 項)。 ✓ 休眠みなし解散:法務省が案内する「休眠会社・休眠一般法人」⁵⁹のみなし解散制度の対象外と解される。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2 万 1077(令和 6(2024)年度末現在。)⁶⁰
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:社会福祉法人は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることで成立するため(法 34 条)。
設立手続	必要書類・要件 ⁶¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立認可(所轄庁):社会福祉法人を設立しようとする者は、定款で法定事項を定め、厚労省令所定の手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受ける必要がある(法 31 条 1 項)。 ✓ 審査(要件):所轄庁は、申請法人の資産が法 25 条の要件に該当するか、定款内容、設立手続の適法性等を審査して認可を決定する(法 32 条)。 ✓ 添付書類(法定の必須添付):申請書には、次の書類を添付(同法施行規則 2 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ① 設立当初に法人に帰属すべき財産の財産目録、当該財産が確実に帰属することを明らかにする書類(例:不動産登記事項証明書、寄附申込書・贈与契約書、預金残高証明等) ② 事業実施のため、財産目録に記載された不動産以外の不動産を使用予定の場合:使用権限が確実に帰属することを明らかにする書類(例:賃貸借契約書、使用貸借契約書等) ③ 設立当初の会計年度及び次会計年度の事業計画書・収支予算書 ④ 設立者の履歴書 ⑤ 設立代表者を定めた場合:その権限を証明する書類 ⑥ 評議員予定者・役員予定者の履歴書・就任承諾書 ✓ 設立登記(法務局):社会福祉法人は、主たる事務所所在地で設立の登記をすることによって成立(社会福祉法 34 条)。組合等の設立登記は、主たる事務所所在地で、設立の認可その他設立に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に行う(組合等登記令 2 条)。

⁵⁹ 法務省「令和7年度の休眠会社等の整理作業(みなし解散)について」,
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html(2026.3.15)

⁶⁰ 厚生労働省「令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/24/dl/gaikyo.pdf>(2026.2.20)

⁶¹ 主要な書類に限定して列挙している。

<p>所要時間⁶²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前相談→申請→審査委員会付議→現地確認等→認可→登記申請→登記完了→登記完了届。 ✓ 標準処理期間(設立認可)は自治体ごとに異なるが、概ね 30 日前後の場合が多い^{63,64}。
<p>登記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法人は、設立・従たる事務所の新設・事務所移転・登記事項変更・解散・合併・清算人の就任/変更・清算終了の各場合に登記が必要(法 29 条 1 項)。また、登記すべき事項は登記後でなければ第三者対抗不可(同条 2 項)。 ✓ 社会福祉法人は、主たる事務所所在地における設立の登記によって成立する(法 34 条)。住所は主たる事務所所在地(法 28 条)。 ✓ また、資産の総額変更は毎会計年度終了後 3 月以内、名称・理事長・所在地・目的の変更はその都度 2 週間以内に変更登記が義務付けられている(組合等登記令 3 条)。 ✓ 登記情報(登記事項証明書で確認できる基本情報):社会福祉法人は、設立(成立)・解散(清算)等に関する登記を行うほか、代表権を有する者(清算人を含む。)等の一定事項が登記事項となるため、登記事項証明書の取得により、名称、主たる事務所、代表者等の基本情報を確認できる⁶⁵。
<p>審査の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制であり、社会福祉法人を設立するには、定款を作成のうえ、所轄庁の認可を受ける必要がある(法 31 条 1 項)。
<p>活動状況を確認する制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款の備置き・閲覧:所轄庁の認可を受けたときは定款を主たる/従たる事務所に備え置く義務があり(法 34 条の 2 第 1 項)、評議員・債権者には閲覧・謄本交付請求等が認められる(同条 2 項)。さらに、評議員・債権者以外の何人も業務時間内に定款閲覧請求ができ、法人は正当理由なく拒めない(同条 3 項)。 ✓ 行政による監督:所轄庁は施行に必要な限度で業務・財産状況の報告徴収、職員による立入検査(帳簿書類等の検査)を行える(法 56 条 1 項)。法令・処分・定款違反や運営の著しい不適正がある場合には、改善勧告、公表、命令、業務停止命令や役員解職勧告も規定されている(同条 4 項以下)。 ✓ 所轄庁への定期届出:毎会計年度終了後 3 月以内に、計算書類等・財産目録等を所轄庁へ届け出る義務(法 59 条)。 ✓ 情報公開:定款(設立認可・定款変更等の場面)、報酬等支給基準(承認を受けたとき)、計算書類等のうち省令で定めるもの等について、公表義務がある(法 59 条の 2)。

⁶² 荒川区「社会福祉法人設立認可の事務手続」,

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/1471/04seturitu.pdf>(2026.2.20)

⁶³ 京都市「社会福祉法人設立認可及び社会福祉法人定款変更認可に係る審査基準並びに標準処理期間について」,

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000167325.html>(2026.2.20)

⁶⁴ 横浜市「健康福祉局 標準処理期間」, <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/jorei/gyose/shorikikan/bukyoku/kenko.html>(2026.2.20)

⁶⁵ 厚生労働省「社会福祉法人の登記について」,

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8259&dataType=1&pageNo=1(2026.2.20)

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人備置書類の閲覧(法人の事務所での閲覧請求): 社会福祉法人は、以下の書類を主たる事務所・従たる事務所に備え置き、請求があった場合には正当な理由がある場合を除き閲覧に供することが求められる。 ✓ 定款: 所轄庁の認可後に備置(法 34 条の 2)、計算書類等(計算書類・事業報告・附属明細書・監査関係書類等):定時評議員会の一定期間前から備置・閲覧(法 45 条の 32)。 ✓ 所轄庁への届出(毎会計年度): 社会福祉法人は、毎会計年度終了後一定期間内に、現況報告書、計算書類等、財産目録等を所轄庁へ届出(法 59 条)。 ✓ インターネット公表: 社会福祉法人は、所定の書類(例:定款、計算書類、役員等名簿、報酬等の支給基準、現況報告書、事業の概要等)について、インターネットで遅滞なく公表することが求められる(法 59 条の 2、同法施行規則 10 条)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:社会福祉法人は株式・持分がなく、議決権割合による「25%超」類型ではなく、犯収法上は基本的に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」として、次の順で実質的支配者を特定する: <ol style="list-style-type: none"> 1. 収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人 2. 1 がいない場合、出資・融資・取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する自然人 3. 2 もいない場合、代表者(理事長等) ✓ 把握の強み:社会福祉法人は、設立に認可が必要で、成立には設立登記が必要であり、登記上「目的・名称・事務所・代表権者(氏名・住所・資格)・資産総額等」が掲げられるので、外部者は登記事項証明書で少なくとも代表者(理事長等)を確認可能。 ✓ 把握の限界:上記のとおり、社会福祉法人の実質的支配者は最終的に「代表者」とされることが多い一方で、2 の「融資・取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する者」がいるかどうかは、行政・金融機関等が保有する情報や、法人側の説明資料に依存しやすく、登記だけでは実態(評議員会・理事会の実態支配、スポンサー／関係者による実質的統制等)を直接は把握しにくい。

<9. 公益社団法人・公益財団法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人である(法5条1号)。 ✓ 「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう(法2条4号)。
	事業内容の広狭(*)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益目的事業に加え、収益事業等を事業内容とする(法5条7号)。 ✓ 公益目的事業には、学術、技芸、慈善その他の公益に関する23種の事業が存在する(法別表)。「収益事業等」(法5条7号)は、一般的に利益を上げることが事業の性格とする事業(収益事業)に加え、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業を内容とするため(公益認定等ガイドライン⁶⁶)、事業内容は比較的広い。 ✓ なお、収益事業等は、これを行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならないことから(法5条7号)、事業内容にある程度の制限はある。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関設計 ⁶⁷	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益社団法人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員総会、理事、理事会、監事が必要的機関(法5条柱書・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)60条1項・61条、法5条14号八)。 ➢ 会計監査人を任意的に設置することができる(法5条柱書・法人法60条2項)。 ➢ 社員の氏名又は名称及び住所を社員名簿に記載する(法5条柱書・法人法31条)。 ➢ 何人も、営業時間内に社員名簿の閲覧請求をすることが可能(法21条5項)。 ➢ ただし、社員以外からの請求の場合は、個人の住所を除外して閲覧させることが可能(法21条6項)。 ✓ 公益財団法人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 評議員、評議員会、理事、理事会、監事が必要的機関(法5条柱書・法人法170条1項)。 ➢ 会計監査人を任意的に設置することができる(法5条柱書・法人法170条2項)。 ➢ 評議員の氏名及び住所を役員等名簿に記載する(法21条2項2号)。 ➢ 何人も、営業時間内に役員等名簿の閲覧請求をすることが可能(法21条5項・同条2項2号)。 ➢ ただし、評議員以外からの請求の場合は、個人の住所を除外して閲覧させることが可能(法21条6項)。

⁶⁶ 内閣府公益認定等委員会内閣府大臣官房公益法人行政担当室「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」, <https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/byxewbt1b9.pdf>, (2026.3.27)

⁶⁷ 公益法人 information「機関設計編①—機関設計のポイント」3頁, <https://www.koeki-info.go.jp/activities/documents/918vqq22g1.pdf>, (2026.2.25)

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人、一般財団法人に準ずる。ただし、公益社団法人において理事会は必要的機関であるので、社員総会は、常に法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(法人法 35 条 2 項)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人、一般財団法人に準ずる。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督機関:内閣総理大臣・都道府県知事(総称して「行政庁」(法 3 条)という。)⁶⁸ ✓ 届出義務:名称若しくは代表者の氏名又は定款等の変更、合併又は事業譲渡、事業全部の廃止をしようとするとき、及び解散をしたとき(1 ヶ月以内)は、行政庁に要届出(法 13 条 1 項、24 条 1 項、26 条 1 項)。怠った場合又は虚偽の届出をした場合、理事、監事又は清算人には 50 万円以下の過料が課される(法 66 条 1 号)。 ✓ 報告義務:公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告をする義務がある(法 27 条 1 項)。報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、理事、監事又は清算人には 50 万円以下の過料が課される(法 66 条 3 号)。 ✓ 立入検査:運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の立入検査を拒めない(法 27 条 1 項、2 項)。検査を拒んだ場合、理事、監事又は清算人には 50 万円以下の過料が課される(法 66 条 3 号)。 ✓ 勧告・命令:行政庁は、公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき、公益目的事業の実施・計算等の特則等の法第 2 章第 2 節の規定を遵守していないとき等、法 29 条 2 項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる(法 28 条 1 項)、公益法人がこれを正当な理由なく拒んだときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命令できる(同条 3 項)。なお、勧告の内容は公表され、命令の事実は公示される(同条 2 項、4 項)。

⁶⁸ 内閣府(公益法人 information)「行政庁による監督と法人運営上の留意事項(立入検査実績を踏まえて)」2 頁、<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/s83piikwca.pdf>, (2025.2.25)

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公益社団法人 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生・社員総会の決議・社員の欠陥・合併・破産等に基づく解散・清算(法人法 148 条)。 ➤ 公益財団法人 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生・目的たる事業の成功の不能・合併・破産等に基づく解散・清算(法人法 202 条)。 ✓ 解散命令:裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができる(法人法 261 条 1 項)。 (一)一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内にその事業を開始せず、又は引き続き 1 年以上その事業を休止したとき。 (三)業務執行理事が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。 ✓ 解散の訴え:次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもって一般社団法人等の解散を請求することができる(法人法 268 条)。 (一)一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。 (二)一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危うくするとき。 ✓ みなし解散:最後の登記から 5 年を経過した休眠公益法人は、法務大臣が 2 ヶ月以内にその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その 2 ヶ月の期間の満了の時に、解散したものとみなされる(公益社団法人について法人法 149 条 1 項、公益財団法人について法人法 203 条 1 項)。
定量情報	法人数 ⁶⁹⁾	✓ 9746
	設立登記数 ⁷⁰⁾	✓ 9746 ⁷¹⁾

⁶⁹⁾ 内閣府「令和6年『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』」,<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files/data?sinfid=000040391344&ext=pdf>, (2026.2.19)

⁷⁰⁾ 政府統計の総合窓口「商業・法人・2024 年」, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20240&month=0&tclass1=000001012462&tclass2val=0>, (2026.2.19)

⁷¹⁾ 法人数に一致:公益社団法人・公益財団法人は、それぞれ法 4 条の公益認定を受けた一般社団法人・一般財団法人であるところ(法 2 条 1 号・2 号)、一般社団法人・一般財団法人は、いずれも設立の登記をすることによって成立し(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 22 条、163 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 311 条)、法人格が消滅する。

設立手続・要件	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益認定申請における必要書類 申請書、定款、事業計画書・収支予算書・許認可証書(事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合)、財産目録・貸借対照表・報酬等の基準を記載した書類(法 7 条)、登記事項証明書、理事等の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、認定基準に適合することを説明する書類、理事等が欠格事由に該当しないことを説明する書類、当該法人が公益認定の欠格事由に該当しないことを説明する書類、滞納処分に係る納税証明書、その他行政庁が必要と認める書類(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 7 条 3 項)。 ✓ 要件 公益目的事業を行うことを主たる目的とすること、役員等の属性、報酬等に関する要件、投機的な取引等の事業を行わないこと、欠格事由に該当しないこと等(法 5 条各号、6 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政庁の認定審査に要すべき期間の目安は 4 ヶ月⁷²。
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人法上の登記事項に加え、公益法人固有の登記事項は以下のとおりである⁷³。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされるところ(法 9 条 1 項)、当該名称の変更は登記事項である(同条 2 項)。 ➤ 公益認定を取り消されたとき(法 29 条 1 項、2 項)、公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされるところ(同条 5 項)、この場合、行政庁は名称変更の登記嘱託をする必要がある(同条 6 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定主義(行政庁)(法 5 条柱書)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政庁に提出された「財産目録等」(法 21 条 4 項柱書)に該当する書類は全て行政庁で公表(法 22 条 2 項)。事業計画時・事業報告時だけでなく、事業変更等の際等の提出いずれも公表。 ✓ 公益認定を受けた場合と取り消された場合、これらを原因とする名称の変更が登記事項。 	

⁷² 全国公益法人協会「公益認定スケジュール」,<https://www.koueki.jp/blog/221001-koukaische/>, (2026.2.25)

⁷³ 主要な登記事項に限定して列挙している。

公表情報・透明性 ⁷⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政庁に提出された「財産目録等」(法 21 条 4 項柱書)に該当する書類は全て行政庁で公表(法 22 条 2 項)。事業計画時・事業報告時だけではなく、事業変更等の際等の提出いずれも公表。 ✓ 役員報酬等 役員報酬規程、理事・監事等ごとの報酬等の総額及び役員報酬が 2000 万円を超える役員について、金額及びその額の必要性を開示(法施行規則 46 条 1 項 2 号ハ、法 21 条 2 項 4 号、21 条 5 項)。 ✓ 法人関係者との取引 関連当事者(役員・評議員とその近親者に加え、特別の利益を与えてはならない法人関係者を含む。)との取引内容を財務諸表に注記(法施行規則 46 条 1 項 3 号ホ)。 ✓ 海外送金 海外送金の有無及びテロ資金供与等のリスク軽減策の有無について開示(同号ハ)。
BO 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益法人は、資本多数決の原則を採る法人でないため(法 5 条柱書、法人法 48 条 1 項、189 条 1 項)、犯収法上の確認対象は、当該法人(法人も含む。)を代表する権限を有している者の本人特定事項である⁷⁵。 ✓ 資本多数決法人以外の法人の「当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の 25%を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる」という点についても、代表者等の申告によることになり⁷⁶、正確な申告を受けることが困難な場合がある。 ✓ なお、何人も、公益法人の業務時間内において、社員名簿及び役員等名簿を閲覧請求可能(法 21 条 4 項、21 条 2 項 2 号)。また、社員名簿及び役員等名簿は公表される(法 22 条 2 項)。このような観点から、一般社団法人・一般財団法人と比較し、BO 把握可能性は高い。

⁷⁴ 内閣府大臣官房公益法人行政担当室「新公益法人制度説明資料」55 頁以下、<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/quu59tghky.pdf>, (2026.2.25)

⁷⁵ 白井 真人ほか『マネー・ローンダリング反社会的勢力対策ガイドブック 2018 年金融庁ガイドラインへの実務対応』155 頁以下(第一法規, 2018)

⁷⁶ 白井・前掲注75)163 頁

<10. 特定非営利活動法人(NPO)⁷⁷>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定非営利活動促進法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とする法人である(法 2 条 2 項)。 ✓ 「特定非営利活動」とは、一定の活動のうち、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう(法 2 条 1 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業内容は 20 分野に該当する活動(保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、環境保全、国際協力等)であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする必要がある(法 2 条)。構成員のためだけの活動は認められないが、分野は多岐にわたるため、事業内容の範囲は広いといえる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所轄庁の認証(法 10 条 1 項)が必要。 (認定特定非営利活動法人) ✓ パブリック・サポート・テストに適合すること、事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること、運営組織及び経理が適切であること、事業活動の内容が適切であること、情報公開を適切に行っていること、事業報告書等を所轄庁に提出していること、法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと、設立の日から 1 年を超える期間が経過していること等に適合するか、所轄庁の裁量も含めた認定(法 45 条)が必要。 ✓ 有効期間:5 年間(更新制)(法 51 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員:10 人以上(法 12 条 1 項 4 号)。 ✓ 役員:理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければならない(法 15 条)。 ✓ 親族制限:役員総数の 3 分の 1 を超えて親族が含まれてはならない(法 21 条)。 ✓ 毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に前事業年度の事業報告書、計算書類及び役員名簿並びに年間役員名簿並びに前事業年度末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を作成し、その事務所において備え置く必要がある(法 28 条 1 項)。また、役員名簿及び定款等も同様(法 28 条 2 項)。 ✓ 社員その他利害関係人は役員名簿を閲覧することが可能(法 28 条 3 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意思決定:定款で理事その他の役員に委任したものを除き、全て社員総会の決議及び理事会(理事の過半数)によって行う(法 14 条の 5、法 17 条)。 ✓ 代表権:理事は、全て特定非営利活動法人を代表するが、定款で制限可能(法 16 条)。 ✓ 原則として課税上の優遇はない。 (認定特定非営利活動法人) ✓ 税制優遇がある(法 2 条 3 項、44 条 1 項、租税特別措置法)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権:社員としての地位に基づいており、各社員の表決権は平等である(法 14 条の 7)。 ✓ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付すことが禁じられている(法 2 条 2 項 1 号イ)。 	

⁷⁷ 内閣府 NPO ホームページ「特定非営利活動(NPO 法人)制度の概要」,
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/nposeido-gaiyou>,(2026.2.25)

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:原則としてその主たる事務所が所在する都道府県の知事。ただし、その事務所が 1 の指定都市の区域内のみに所在する場合は当該指定都市の長(法 9 条)⁷⁸。 ✓ 毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出(法 29 条、55 条)。提出を怠った場合は、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人には、20 万円以下の過料が課される(法 80 条 1 項 5 号)。3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、設立の認証を取り消すことができる(法 43 条 1 項)。 ✓ 監督権限:所轄庁は、特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、報告徴収、立入検査の権限を有する(法 41 条)。 ✓ 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令・定款違反や著しい不適正な運営を行った場合、改善命令を出すことができ、命令に違反したときは設立の認証を取り消すことができる(法 42 条、43 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:社員総会の決議・定款で定めた解散事由の発生・目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能・社員の欠亡・合併・破産手続開始の決定・所轄庁の改善命令違反等の理由による認証の取消し(法 31 条 1 項各号)。 ✓ 上記のうち、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力は生じない(法 31 条 2 項)。 ✓ 残余財産:定款の定めにより、帰属すべき者に帰属する。定款に規定がないときは、国又は地方公共団体に譲渡される(法 32 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4 万 9153⁷⁹
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:特定非営利活動法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 13 条 1 項)、清算が終了した場合には登記義務がある(組合法等登記令 10 条)。
設立手続	必要書類・要件 ⁸⁰	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 定款 ✓ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) ✓ 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本 ✓ 役員の住所又は居所を証する書面 ✓ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面 ✓ 認証要件に適合することを確認したことを示す書面 ✓ 設立趣旨書 ✓ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 ✓ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ✓ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法 10 条 1 項)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書を受理した日から 2 週間の縦覧期間を経過した日から、原則として 2 ヶ月以内に認証又は不認証の決定を行う(法 12 条 2 項・10 条 2 項)。

⁷⁸ 内閣府 NPO ホームページ「所轄庁一覧」, <https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho>, (2026. 2. 25)

⁷⁹ 内閣府 NPO ホームページ「認証・認定数の遷移」, <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>, (2026. 2. 20)

⁸⁰ 内閣府 NPO ホームページ「認証制度について」, <https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninshouseido>, (2026. 2. 25)

	<p>登記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 名称、主たる事務所、目的等、役員に関する事項(資格、住所、氏名)、解散の事由、登記事項に関する事項⁸¹。
	<p>審査の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認証主義。所轄庁は、申請が認証基準に適合すると認めるときには設立を認証しなければならない(法 12 条 1 項)。 ✓ 書面審査を行う⁸²。 <p>(認定特定非営利活動法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「実績判定期間における寄付金の状況」、「活動の実態」、「経理処理の適正性」等が詳細に審査される(法 44 条乃至 47 条)。
<p>活動状況を確認する制度</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない(法 29 条)。 ✓ 所轄庁は提出された事業報告書等を閲覧に供する(法 30 条)。実務上オンラインでの公開は内閣府 NPO 法人ポータル⁸³により行われている。
<p>公表情報・透明性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所轄庁は、提出された書類のうち、定款、役員名簿(役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの)、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書を、申請書を受理した日から 2 週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用(公報への掲載でも可)により公表する(法 10 条 1 項、2 項)。 ✓ 毎事業年度 1 回所轄庁に提出する過去 5 年分の事業報告書等(事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿)、役員名簿又は定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)は、閲覧又は謄写可能(法 30 条)。 <p>(認定特定非営利活動法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 毎事業年度 1 回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁提出しなければならない。また、これらの書類について閲覧請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて事務所において閲覧させなければならない⁸⁴。 ✓ 事業報告書に加え、「認定基準適合書類」、「寄付金等明細書」等の作成・備置き・閲覧が義務付けられる(法 52 条)。 ✓ 税制優遇の対価として、資金の出入り(特に寄付金)に関する透明性が強く求められる。
<p>BO 把握可能性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、代表理事等。 ✓ 特定非営利活動法人には出資持分がなく、社員は原則として平等の議決権を有する(法 14 条の 2)。そのため、議決権割合による形式的支配構造は生じにくい。 ✓ 業務執行は理事が行い、代表理事が代表権を有する(法 17 条、16 条)ところ、社員名簿及び代表理事等については事業報告書等により把握することが可能である(法 30 条)。

⁸¹ 主要な登記事項に限定して列挙している。

⁸² 内閣府・前掲注 80)

⁸³ 内閣府 NPO 法人ポータルサイト,<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>, (2026.3.8)

⁸⁴ 内閣府 NPO 法人ポータルサイト,<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido#zei-yuuguu>, (2026.3.22)

<11. 一般社団法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
	設立目的 ⁸⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人の事業目的に限定はない(公益性も不要)。 ✓ ただし、剰余金の分配は不可(法11条2項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人についての事業目的や取引相手の限定はなく、事業内容は自由に決定することができる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員総会のほか、業務執行機関としての理事を少なくとも1人は置く必要がある(法60条1項)。 ✓ 社員総会は、法に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができるものの(法35条1項)、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(同条2項)。また、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない(同条3項)。 ✓ 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。)の業務を執行する(法76条1項)。理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない(法77条1項)。 ✓ 理事が2人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定する(法76条2項)。 ✓ 定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる(法60条2項)。 ✓ 理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を置かなければならない(法61条)。 ✓ 大規模一般社団法人(貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般社団法人)は、会計監査人を置かなければならない(法62条)。 ✓ 一般社団法人の機関設計は次の(1)から(5)までの5通りがある⁸⁶。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社員総会+理事 (2) 社員総会+理事+監事 (3) 社員総会+理事+監事+会計監査人 (4) 社員総会+理事+理事会+監事 (5) 社員総会+理事+理事会+監事+会計監査人

⁸⁵ 法務省「一般社団法人及び一般財団法人制度Q&A」,<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html> (2026.2.21)

⁸⁶ 法務省・前掲注85)Q7

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員総会は、法に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる(法 35 条 1 項)。 ✓ 理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(法 35 条 2 項)。 ✓ 社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない(法 35 条 3 項)。 ✓ 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。)の業務を執行する(法 76 条 1 項)。 ✓ 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない(法 77 条 1 項)。 ✓ 理事会は、次に掲げる職務を行う(法 90 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)理事会設置一般社団法人の業務執行の決定 (二)理事の職務の執行の監督 (三)代表理事の選定及び解職
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない(法 48 条 1 項)。 ✓ 社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない(法 48 条 2 項)。 ✓ 理事、監事、及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する(法 63 条 1 項)。 ✓ 一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる(法 77 条 3 項)。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない。 ✓ 届出義務:設立の登記の登記事項に変更が生じたとき(理事、監事、会計監査人等)は、2 週間以内に変更の登記をしなければならない(法 303 条)。怠った場合、理事、監事や会計監査人等に対し 100 万円以下の過料が科される(法 342 条 1 号)。
解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:定款で定めた存続期間の満了、社員総会の決議、合併、破産手続開始の決定等に基づく解散・清算(法 148 条)。 ✓ 解散命令:法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときに解散を命じることができる(法 261 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三)業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人等の業務を執行したその他の理事をいう。)が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。 ✓ みなし解散:最後の登記から 5 年経過した休眠一般社団法人は、法務大臣が休眠一般社団法人に対し 2 ヶ月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その 2 ヶ月の期間の満了の時に、解散したものとみなす(法 149 条 1 項)。

定量情報	法人数	✓ 5万4412 ⁸⁷
	設立登記数	✓ 法人数に一致:一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 22 条)、解散したときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない(法 308 条 1 項)。
設立手続	必要書類・要件 ⁸⁸	(理事会及び監事を設置しない場合) ✓ 一般社団法人設立登記申請書 ✓ 定款 ✓ 設立時社員の決議書 ✓ 設立時代表理事の互選に関する書面 ✓ 設立時理事及び設立時代表理事の就任承諾書 ✓ 設立時理事の印鑑証明書 ✓ 委任状 (理事会及び監事を設置する場合) ✓ 一般社団法人設立登記申請書 ✓ 定款 ✓ 設立時社員の決議書 ✓ 設立時代表理事の選定に関する書面 ✓ 設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事の就任承諾書 ✓ 設立時理事、設立時監事の本人確認証明書 ✓ 設立時代表理事の印鑑証明書 ✓ 委任状
	所要時間	✓ 不見当。
	登記事項	✓ 名称、主たる事務所、法人の公告方法、目的等、役員に関する事項、従たる事務所番号、従たる事務所の所在地、存続期間、理事会設置法人に関する事項、監事設置法人に関する事項、登記記録に関する事項 ⁸⁹ 。
	審査の有無	✓ 準則主義を採用している。

⁸⁷ 政府統計の総合窓口「商業・法人・2024 年」, <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268329>, (2026.2.21)

⁸⁸ 主要な書類に限定して列挙している。法務局「商業・法人登記申請手続」, <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin3.html>, (2026.2.21)

⁸⁹ 法務省「登記事項の作成例一覧 0201-1 一般社団法人・設立.txt」, <https://www.moj.go.jp/content/001344031.txt>, (2026.3.27)

活動状況を 確認する 制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の登記の登記事項に変更が生じたとき(理事、監事、会計監査人等)は、2 週間以内に変更の登記をしなければならない(法 303 条)。
公表情報・ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大規模一般社団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない(法 128 条 1 項)。
B O 把握 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:議決権の 25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表取締役等。 ✓ 把握の限界:社員名簿は公開されない(法 32 条 2 項参照)。

<12. 一般財団法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営利を目的としない財団について、法人が行う公益性の有無にかかわらず、登記のみによって簡便に法人格を取得することを目的とする⁹⁰。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般財団法人が行うことができる事業に制限はないため、資金の入金先、入金元などの関係先も、広範となり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関連計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない(法 170 条 1 項)。 ✓ 評議員会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。評議員会は、全ての評議員で組織される(法 178 条)。 ✓ 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならず、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない(法 172 条 2 項)。 ✓ 理事会は、以下の業務を行う(法 197 条・90 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)理事会設置一般財団法人の業務執行の決定 (二)理事の職務の執行の監督 (三)代表理事の選定及び解職 ✓ 代表理事は、一般財団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法 197 条・177 条 4 項)。 ✓ 次に掲げる理事は、理事会設置一般財団法人の業務を執行する(法 197 条・91 条 1 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)代表理事 (二)業務執行理事 ✓ 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない(法 197 条・99 条 1 項)。 ✓ 定款の定めによって、会計監査人を置くことができる(法 170 条 2 項)。もっとも、大規模一般財団法人(最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である一般財団法人をいう(法 2 条 3 号。))は、会計監査人を置かなければならない(法 171 条)。 ✓ 会計監査人は、一般財団法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない(法 197 条・107 条 1 項)。 ✓ 評議員、理事、代表理事、監事の氏名(代表理事については、住所も)は、登記事項である(法 302 条 2 項)⁹¹。

⁹⁰ 法務省「新非営利法人制度」, <https://www.moj.go.jp/content/000011280.pdf>, (2026.2.26)

⁹¹ 法務省「一般財団法人の登記事項」, <https://www.moj.go.jp/content/001384988.pdf>,

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事会が最終的な意思決定を行い、代表理事が法人を代表し業務を総理する(法 197 条、77 条 4 項)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評議員又は理事として選任される必要がある。
監督・届	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:特定の主務官庁はない。 ✓ 届出義務:理事、監事、代表理事、評議員、会計監査人に係る登記事項に変更が生じた場合は、2 週間以内の変更の登記が必要(法 303 条、302 条 2 項)。これを怠った場合、理事等に対して、100 万円以下の過料が科される(法 342 条 1 号)。
解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:定款で定めた存続期間の満了、定款で定めた解散の事由の発生、基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能、合併、破産等に基づく解散(法 202 条)・清算(法 206 条 1 号)。 ✓ 解散命令:裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため一般財団法人の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般財団法人の解散を命ずることができる(法 261 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)一般財団法人の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)一般財団法人が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内にその事業を開始せず、又は引き続き 1 年以上その事業を休止したとき。 (三)業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般財団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般財団法人の業務を執行したその他の理事をいう。)が、法令若しくは定款で定める一般財団法人の権限を逸脱若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。 ✓ みなし解散:休眠一般財団法人(一般財団法人であって、当該一般財団法人に関する登記が最後にあった日から 5 年を経過したものをいう。)は、法務大臣が休眠一般財団法人に対し 2 ヶ月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その 2 ヶ月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般財団法人に関する登記がされたときは、この限りでない(法 203 条)。 ✓ 解散の訴え:次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の 10 分の 1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもって一般財団法人の解散を請求することができる。 <ul style="list-style-type: none"> (一)一般財団法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般財団法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。 (二)一般財団法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般財団法人の存立を危うくするとき。

定量情報	法人数	✓ 7866(2026年2月24日調査時) ⁹²
	設立登記数	✓ 法人数に一致:一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法163条)、清算が終了した場合その登記がなされる(法311条)ことにより、法人格が消滅する。
設立手続・要件	必要書類・要件 ⁹³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記申請書 ✓ 定款(公証人の認証が必要)(法152条1項、155条、319条2項1号) ✓ 財産の抛出の履行があったことを証する書面(払込取扱機関である金融機関が作成した払込金受入証明書等)(法319条2項2号) ✓ 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面(法319条2項3号) ✓ 設立時理事、設立時監事及び設立時評議員の就任承諾書(法319条2項5号) ✓ 設立時理事、設立時監事及び設立時評議員の本人確認証明書(一般財団法人等登記規則3条、商業登記規則61条5項) ✓ 設立時代表理事の選定に関する書面(法319条2項4号) ✓ 設立時代表理事の就任承諾書(法319条2項5号) ✓ 設立時代表理事の印鑑証明書(一般財団法人等登記規則3条、商業登記規則61条2項、3項) ✓ 設立時会計監査人を選任したときは、設立時会計監査人の選任に関する署名及び就任を承諾したことを証する書面、設立時会計監査人が法人である場合の当該法人の登記事項証明書、設立時会計監査人が法人でない場合のその者が公認会計士であることを証する書面(法319条2項6号) ✓ なお、設立要件に関し、設立に際して設立者が抛出をする財産の合計額は、300万円を下回ってはならず(法153条1項5号、2項)、評議員は三人以上でなければならない(法173条3項)。
	所要時間	✓ 所要時間は不見当である。
	登記事項 ⁹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般財団法人は、次に掲げる事項を登記しなければならない(法302条2項)。 (一)目的 (二)名称 (三)主たる事務所及び従たる事務所の所在場所 (四)一般財団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め (五)評議員、理事及び監事の氏名 (六)代表理事の氏名及び住所 (七)会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称 (八)法177条において準用する法75条4項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称 (九)法198条において準用する法114条1項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

⁹² 国税庁「法人番号公表サイト」,<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>,(2026.2.26)

⁹³ 法務局「商業・法人登記申請手続」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001331011.pdf>,(2026.2.26)

⁹⁴ 主要な登記事項に限定して列挙している。

	<p>(十)法 198 条において準用する法 105 条 1 項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め</p> <p>(十一)法 199 条において準用する法 128 条 3 項の規定による措置をとることとするときは、同条 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの</p> <p>(十二)公告方法</p> <p>(十三)公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項</p> <p>(イ)電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの</p> <p>(ロ)法 331 条 2 項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め</p>
審査の有無	<p>✓ 準則主義。</p>
活動状況を確認する制度	<p>✓ 登記事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない(法 303 条)。一般財団法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の 10 分の 1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する社員は、当該一般財団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる(法 197 条、86 条 1 項)。</p>
公表情報・透明性	<p>✓ 評議員、理事、代表理事、監事は、登記事項であるため、公開される。</p> <p>✓ 一般財団法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大規模一般財団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない(法 199 条・128 条 1 項)。</p>
BO把握可能性	<p>✓ 犯収法基準:出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、代表理事等⁹⁵。</p> <p>✓ 把握の限界:代表理事等については登記により把握することが可能である。なお、一般財団法人の貸借対照表は公開情報であるものの、貸借対照表のみからは、出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人の特定は困難である。</p>

⁹⁵ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<13. 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく職員団体>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律
	設立目的 ⁹⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 勤務条件の維持改善を図ること(法 8 条 1 項 3 号、法 1 条参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 勤務条件の維持改善が主たる目的である業務に限定されるため、事業内容は狭い⁹⁷。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により登録された職員団体(以下「登録職員団体」という。)は、法人となる旨の申出が必要(法 3 条 1 項)。 ✓ 登録職員団体以外の職業団体は規約についての認証が必要(法 3 条 2 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事が必要的機関(法 13 条)。 ✓ 監事を任意的に設置することができる(法 18 条)。 ✓ 職員団体等のうち国家公務員職員団体・地方公務員職員団体は、それぞれ国家公務員法・地方公務員法上の「職員」のみが構成員とされ(国家公務員法 108 条の 2 第 1 項、地方公務員法 52 条 1 項)、「職員」は、それぞれ人事院・人事委員会等が「職員」を任命する(国家公務員法 4 条 3 項、地方公務員法 6 条 1 項)。また、職員団体等のうち混合連合団体は、国家公務員又は地方公務員が構成員の過半数を占めている(法 2 条 4 項 2 号)。 ✓ 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない(法 11 条 2 項)。本法上、外部からの構成員名簿の閲覧・謄写を認めた規定は存在しない。 ✓ 各構成員の表決権は、平等とする(法 25 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事は、法人である職員団体等⁹⁸の全ての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない(法 14 条)。 ✓ 法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によって行う(法 23 条)。

⁹⁶ 人事院「令和 6 年度 年次報告書」174 頁、

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/koumuinhakusyo/hakusho/pdf.html, (2026.2.26)

⁹⁷ 人事院「職業団体登録のしおり」, <https://www.jinji.go.jp/content/000015817.pdf>, (2026.3.11)
また、規約の認証について法 4、5 条を参照。

⁹⁸ 「法人である職員団体等」とは、3 条 1 項の規定による申出により法人となった登録職員団体(以下「法人である登録職員団体」という。)及び認証(同条 2 項)により設立の登記をすることによって法人となった登録職員団体以外の職員団体等(以下「法人である認証職員団体等」という。)をいう(法 2 条 5 項)。そして、法人である登録職員団体は、①国家公務員法 108 条の 3 の規定により登録された職員団体(法 3 条 1 項 1 号、2 号)、及び地方公務員法 53 条の規定により登録された職員団体(同項 3 号)に区別できる。以下では、それぞれ、「法人である登録職員団体①」、「法人である登録職員団体②」と呼称する。

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員が表決権を有するところ(法 25 条 1 項等)、構成員の資格の得喪に関する事項は規約の記載事項である(法 5 条 1 号二)⁹⁹。 ✓ 理事は法人である職員団体等の全ての事務について、法人である職員団体等を代表し、理事が 2 人以上ある場合においては理事の過半数で決定される(法 14 条、13 条 2 項)、理事は、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で選任される(法 5 条 2 号)¹⁰⁰。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:人事院、最高裁判所又は人事委員会若しくは公平委員会(法 9 条各号)。 ✓ 届出義務:規約の記載事項に変更について認証機関への届出が必要(法 7 条)。清算人による清算の終了についての登録認証機関(法人である登録職員団体にあつては登録機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。)への届出が必要(法 39 条)。清算人によるその氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日といった登記の事項の登録認証機関への届出が必要(法 50 条 1 項)。 ✓ 報告義務:本法の規定に基づく事務に関し必要な限度における報告・資料の提出義務がある(法 10 条 1 項)。 ✓ 検査:解散及び清算時、裁判所の職権による監督に必要な検査に服する義務がある(法 38 条 2 項)。この検査を妨げたときは理事、監事又は清算人には 50 万円以下の過料が課される(法 60 条 5 号)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次に掲げる事由によって解散する(27 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)規約で定めた解散事由の発生 (二)破産手続開始の決定 (三)法人である登録職員団体にあつては、職員団体でなくなり、又は登録要件を欠いたとき等の、国家公務員法 108 条の 3 第 6 項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)又は地方公務員法 53 条 6 項の規定による登録の取消し (四)法人である認証職員団体等にあつては、公務員が組織する団体でなくなり、認証要件を欠き、又は勤務条件の維持改善を図る目的としていると認められなくなったとき等の、8 条 1 項の規定による認証の取消し (五)総会の決議 (六)構成員が欠けたこと
定量情報	法人数 ¹⁰²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 100¹⁰²

⁹⁹ 人事院「職業団体登録のしおり」,<https://www.jinji.go.jp/content/000015817.pdf>, (2026.3.11)

¹⁰⁰ 人事院「職業団体登録のしおり」,<https://www.jinji.go.jp/content/000015817.pdf>, (2026.3.11)

¹⁰¹ 人事院「令和 6 年度 年次報告書」175 頁,
<https://www.jinji.go.jp/kouho houdo/koumuinhakusyo/hakusho/pdf.html>, (2026.2.24)

¹⁰² 法 3 条 1 項に基づく登録職員団体 95 団体、法 3 条 2 項に基づく認証職員団体等 5 団体

	設立登記数 ¹⁰³	✓ 100
設立手続・要件	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人である登録職員団体①(国家公務員法 108 条の 3、人事院規則 17-1 第 1 条)¹⁰⁴ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書 ➤ 規約採択証明書・役員選出証明書 ➤ 組織に関する証明書・代議員選出証明書 ➤ 法 3 条 1 項に基づく法人となる旨の申出 ✓ 法人である登録職員団体②(地方公務員法 53 条 1 項) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書 ➤ 規約 ➤ 法 3 条 1 項に基づく法人となる旨の申出 ✓ 法人である認証職員団体等(法 4 条) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書 ➤ 規約
	所要時間	✓ 登録までに通常要する事務処理期間は、新規登録の場合は 15 日間 ¹⁰⁵ 。
	登記事項	✓ 目的、名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所、法人となる申出(法 3 条 1 項)又は認証(法 5 条)の年月日、存続期間又は解散の事由(規約に定めのある場合)、資産の総額、出資の方法、理事の氏名及び住所(法 47 条 1 項) ¹⁰⁶ 。
	審査の有無	✓ 認可主義(人事院、最高裁判所又は人事委員会若しくは公平委員会)。
活動状況を確認する制度		✓ 登記事項変更時(理事、資産の総額等)において変更の登記が必要(法 47 条)。

¹⁰³ 法人である登録職員団体は、その主たる事務所の所在地において、法 3 条 1 項の規定による申出をした日から 2 週間以内に設立の登記をしなければならず(法 45 条)、認証職員団体等はその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって法人となる(法 3 条 2 項)。

¹⁰⁴ 人事院「職員団体のページ」,<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/shokuindantai.html>, (2026.2.26)

¹⁰⁵ 人事院「職業団体登録のしおり」,<https://www.jinji.go.jp/content/000015817.pdf>, (2026.2.26)
ただし、法人である登録職員団体①についてのみ当てはまると思われる。

¹⁰⁶ 主要な登記事項に限定して列挙している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人である職員団体等は、資本多数決の原則を採る法人でないため(法 25 条 1 項)、確認対象は、当該法人(法人も含む。)を代表する権限を有している者の本人特定事項である¹⁰⁷。 ✓ 資本多数決法人以外の法人の「当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の 25%を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる。」という点についても、代表者等の申告によることになり¹⁰⁸、正確な申告を受けることが困難な場合がある。

¹⁰⁷ 白井 真人ほか『マネー・ローンダリング反社会的勢力対策ガイドブック 2018 年金融庁ガイドラインへの実務対応』155 頁以下(第一法規, 2018)

¹⁰⁸ 白井・前掲注 107)163 頁

<14. 認可地縁団体>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方自治法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(法260条の2第1項)。 ✓ 法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる¹⁰⁹。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人として認められるためには市町村長の認可が必要(法260条の2第1項)。 ✓ 規約の変更は、市町村長の認可を受けなければその効力を生じない(法260条の3第2項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相当数の者が現に構成員となっていること(法260条の2第2項3号)、規約を定めていること(同項4号)、総会、代表者(法260条の5)が必要。 ✓ 監事を任意的に設置することができる(法260条の11)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会は団体の最高意思決定機関であり、全ての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる¹¹⁰。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:解散及び清算については、裁判所が監督¹¹¹(認可要件の検討は市町村長が行うが、監督官庁になるわけではない。) ✓ 届出義務:告示された事項に変更があった場合(法260条の2第11項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:規約で定めた解散事由、破産手続開始決定、許可取消、総会決議、構成員が欠けたこと(法260条の20)。
定量情報	法人数 ¹¹²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5万6078(2023年4月1日現在)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ なし(不動産の登記のみ認められる。)

¹⁰⁹ 大田区役所「認可地縁団体(自治会・町会の法人化)」,
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/jichikai/chien-dantai.html>,(2026.3.13)

¹¹⁰ 総務省「認可地縁団体制度の概要」,
https://www.soumu.go.jp/main_content/000466332.pdf,(2026.3.17)

¹¹¹ 鳥取市「認可地縁団体について」,<https://www.city.tottori.lg.jp/page/7194.html>,(2026.3.16)

¹¹² 総務省自治行政局市町村課「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」,https://www.soumu.go.jp/main_content/000938670.pdf,(2026.2.20)

設立手続	必要書類・要件 ¹¹³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可申請書 ✓ 規約 ✓ 総会の議事録の写し ✓ 構成員名簿 ✓ 保有資産目録又は保有予定資産目録 ✓ 決算等総会に提出した活動報告書 ✓ 代表者就任承諾書
	所要時間 ¹¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治会・町内会への相談→役所との間で必要書類等の相談→規約の作成・会員名簿の作成等→総会の議決(議事録作成)→認可申請→役所にて認可申請受理→役所にて審査・認可の決定→告示・代表者へ通知(→不動産又は不動産に関する権利等、登録を要する資産を保有している団体は、所有権移転登記等、必要な手続を行う。) ✓ 総会の開催が必要となるため、役所へ申請するまでの準備期間としては、半年から1年が標準的な期間。あらかじめ町会等と十分に協議準備したあと、申請が受け付けられる。
	登記事項 ¹¹⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人登記は、市町村による告示をもって証明(法務省での法人登記は不要)。 ✓ 不動産登記は、認可地縁団体の名義で登記可能。
	審査の有無 ¹¹⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義。提出書類の確認及び認可要件の審査あり。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可の告示は、「法人登記に代わるもの」である¹¹⁷。具体的な告示事項は、「公表情報・透明性」を参照。

¹¹³ 大田区役所・前掲注109)

¹¹⁴ 大田区役所・前掲注109),

松本市役所「認可地縁団体に関するQ&A」Q34,

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/85129.pdf>, (2026.2.24)

¹¹⁵ みなかみ町「認可地縁団体制度の概要」,

<https://www.town.minakami.gunma.jp/life/chiendantai/2022-1227-1554-71.html>, (2026.3.30)

¹¹⁶ 泉佐野市「認可地縁団体制度ハンドブック」,

<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/19/ninkatiennandanntaihanndobook.pdf>, (2026.2.24)

¹¹⁷ 総務省・前掲注110)

公表情報・透明性	<p>✓ 以下の 9 つの事項については、告示されるため、各市町村長の該当ページにて確認できる¹¹⁸(地方自治法施行規則 19 条第 1 項 1 号、法 260 条の 2 第 1 項)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 2. 規約に定める目的 3. 区域 4. 主たる事務所の所在地 5. 代表者の氏名及び住所 6. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) 7. 代理人の有無 8. 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 9. 認可年月日
BO把握可能性	<p>✓ 認可地縁団体には出資持分がなく、議決権割合による形式的支配構造は生じにくい。</p> <p>✓ 認可地縁団体の住所証明書及び代表者の資格証明書は市町村の窓口において請求可能であるが、外部から実質的支配者を特定することは困難である。</p>

¹¹⁸ 鳥取市・前掲注 111)

<15. 国立大学法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学を設置して教育研究を行うことにより、高等教育の充実及び学術研究の水準の向上と振興に資するとともに、国民生活の向上及び国家の発展に寄与することを目的とする(法 1 条参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人は、国立大学の設置・運営、教育研究活動、研究の成果の活用等の業務を行うと定められており、上記各業務に附帯する業務を行うことができるため(法 22 条 1 項参照)、広く経済活動に活用される余地がなく、事業内容は狭いといえる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人の設立に行政庁の許認可は想定されておらず、法の別表第一に名称と設置する大学が規定されることによって設立される(法 2 条 2 項等)。 ✓ 国立大学法人を新設・統合・名称変更等するには、法改正が必要である(法 2 条 2 項参照)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関:学長(法 10 条 1 項)、理事(同条 3 項)、監事(同条 1 項)、経営協議会(法 20 条 1 項)、教育研究評議会(法 21 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学長は、大学の長としての職務(大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。)を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する(法 11 条 1 項)。 ✓ 学長は、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項や当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議の議を経なければならない(法 11 条 3 項参照)。 ✓ 理事長(大学総括理事を置く場合に必置(法 10 条 1 項))は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する(法 11 条 2 項)。 ✓ 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行い(法 12 条 1 項)、かかる申出は、経営協議会及び教育研究評議会において選出された者によって構成する「学長選考・観察会議」の選考により行う(法 12 条 2 項)。 ✓ 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない(法 12 条 6 項)。 ✓ 理事(大学総括理事を除く。)は、法 12 条 6 項に規定する者のうちから、学長が任命する(法 13 条 1 項)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資持分の概念は存在せず、議決権の取得・譲渡といった概念は生じない。 	

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:文部科学大臣(法 35 条の 2)。 ✓ 文部科学大臣は、国立大学法人又はその役員等・職員が、不正又は違法行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人に対し、是正措置を講ずることを求めることができる(法 35 条 1 項)。 ✓ 国立大学法人は業務方法書(出資の方法、業務委託の基準、契約の基本的事項等が記載される、国立大学法人法施行規則 11 条参照)・財務諸表を作成し、文部科学大臣の認可・承認を受けなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条 1 項、38 条 1 項参照)、会計に関する事項について規程を定め、これを文部科学大臣に届け出なければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 49 条参照)。 ✓ 重要な財産等を譲渡し又は担保に供しようとするときは、原則として文部科学大臣の認可が必要である(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 48 条参照)。 ✓ 文部科学大臣は、業務・資産・債務の状況に関し報告をさせ、又は事務所に立ち入り検査させることができる(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 64 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人の解散については、法改正が必要である(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 66 条)。¹¹⁹⁾「学校教育等の一部を改正する法律」¹²⁰⁾の成立と国立大学法人法附則(令和元年五月二四日法律第一一〇号)3 条 1 項による岐阜大学法人の解散及び東海国立大学機構による権利義務の承継、「国立大学法人法の一部を改正する法律」¹²¹⁾の成立と国立大学法人法附則(令和五年一二月二〇日法律第八八号)3 条 1 項による国立大学法人東京医科歯科大学の解散及び国立大学法人東京科学大学法人による権利義務の承継等。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 81¹²²⁾
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 81 ✓ 国立大学法人は成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならないため(法附則 3 条 2 項)、法人数と一致すると考えられる。
設立手続・要件	必要書類・要件・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人を新設するには、法改正が必要である(法 2 条 2 項参照)。
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、資本金、代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあっては、その定め(独立行政法人等登記令 1 条、2 条 2 項)。

¹¹⁹⁾ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業「大学・学校の統廃合と M&A の法務 ―リスクリングの時代を見据えて―」,https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/221031.pdf, (2026.2.25)

¹²⁰⁾ 衆議院「法律第十一号(令元・五・二四) 学校教育法等の一部を改正する法律」,
<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb/housei.nsf/html/housei/19820190524011.htm>, (2026.3.26)

¹²¹⁾ 文部科学省「国立大学法人法の一部を改正する法律」,
https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00056.html, (2026.3.26)

¹²²⁾ 法4条 1 項、別表第 1 の第 1 の欄

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受け、遅滞なく公表しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条 1 項、3 項)。 ✓ 毎事業年度終了後 3 月以内に財務諸表等を提出し、文部科学大臣の承認を受けなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 38 条 1 項)。 ✓ 承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告し、各事務所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 38 条 3 項)。
公表情報・透明性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学長は、理事等を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない(法 13 条 2 項、13 条の 2 第 3 項)。 ✓ 遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条 3 項)。 ✓ 中期計画及び業務運営の改善に適切に反映させるとともに評価結果の反映状況を公表しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条の 4)。 ✓ 遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監査報告並びに会計監査報告を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 38 条 3 項)。
BO 把握可能性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人の経営に関する重要な事項は、経営協議会によって審議される。学長は、経営協議会の議長であり、経営協議会を主宰する他、経営協議会の構成員の人事権を有するとされており(法 20 条)国立大学法人の BO は学長であると考えられる。 ✓ 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行うこととされており(法 12 条 1 項)、文部科学大臣は BO である学長を把握可能である。

<16.水害予防組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 堤防・水閘門等の保護による水害防禦に関する事業で、特別の事情により地方公共団体の事業とすることができない場合に、水害予防組合を設置し得る(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合の事業は、水害防禦・防災に関する公共的性格の強い事業であり、組合費をもって支弁すべき事業、予算・決算、使用料・手数料・組合費等の賦課徴収、不動産の取得・管理処分等が、組合会の議決事項として列挙されている(法23条2項2号、3号、4号、5号、6号)。 ✓ 資金面では、組合規約に基づき、一定の物件に対して組合費を賦課できるほか(法48条)、組合員への夫役・現品賦課、さらには夫役に限り区域内総居住者への賦課も可能とされている(法49条1項、2項)。また、非常災害時には他人の土地の一時使用、土石竹木等の使用・収用等を行い得る(損失補償を要する。)(法50条1項)。出水時の危険がある場合、管理者等が区域内総居住者を防禦に従事させ得る(法50条2項)。 ✓ さらに、営造物を「他の目的」にも使用させ、使用料を徴収することができ(法53条1項、2項)、寄附・補助を行うこと(法61条)、起債(組合債)・借入を行うこと(法62条)も制度上予定されている。複数組合による共同事業のために「水害予防組合の聯合」を設けることも可能で、聯合も法人とされる(法71条1項、2項)。 ✓ 以上から、活動(資金の入口・出口)の相手先は、主として組合区域内の利害関係者・住民・自治体等に限定されやすい一方、工事等の委託先(事業者)、借入先(金融機関)、補助金交付主体等(国・自治体等)へ広がり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立に当たっては、都道府県知事が組合区域を指定し、市町村長等から創立委員を命ずる(法10条)。 ✓ 創立委員は組合規約案を作成し、関係者の総会議(又は許可を得た場合の総代会)に付して議決を経た上で、都道府県知事に組合規約の許可を申請する(法11条、12条)。 ✓ 水害予防組合は、組合規約の許可(又は知事による組合規約の設定)により成立し、知事は設置の旨を告示する(法13条、14条)。
機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合には、組合会を置く(法17条)。 ✓ 組合会議員は、選挙人が選挙し、資格・定数・任期・選挙手続等は組合規約で定める(法18条)。 ✓ 当選者が定まったときは、管理者が住所氏名を告示し、都道府県知事に報告する(法18条4項)。 ✓ 組合会は、規約改正、賦課徴収、予算・決算、財産管理等の重要事項を議決し、また、組合の書類・計算書の検閲や管理者への報告請求等の権限を有する(法23条、24条)。 ✓ 管理者は、都道府県知事が関係市町村長のうち1人を指定して組合事務を管理させる(必要があるときは都道府県職員を指定可能)。指定したときは知事が告示する(法33条1項、2項)。 ✓ 管理者は組合を代表し、組合の一切の事務を担当する(法37条)。 ✓ 組合は、組合規約で委員を置くことができ、また書記・技術員等の常勤職員を置くことができ、職員は管理者が任免する(法35条、36条)。 	

	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合には「組合会」を置き(法 17 条)、組合会議員は選挙人による選挙で選任される(法 18 条 1 項)。選挙人・被選挙人の資格、議員定数、任期、選挙手続等は「組合規約」で定める(法 18 条 2 項)。選挙終了後は管理者が選挙録謄本を添えて都道府県知事へ報告し(法 18 条 3 項)、当選者確定時には住所氏名を告示し、併せて知事へ報告する(法 18 条 4 項)。 ✓ 組合会は、組合に関する事件を議決し(法 23 条 1 項)、組合規約の設定・改正、組合費で支弁すべき事業、歳入出予算、決算認定、賦課徴収、不動産の管理処分・取得等、重要事項が議決対象として列挙されている(法 23 条 2 項各号)。また、組合会は書類・計算書を検閲し、管理者に報告を求め、議決執行・出納の検査を行うことができ、議員から委員を選挙して実地に調査等を行わせることもできる(法 24 条 1 項、2 項)。 ✓ 執行面では、都道府県知事が関係地の市町村長の内 1 人を「管理者」として指定し、組合事務を管理させる(必要があれば都道府県職員指定も可。)(法 33 条 1 項)。指定したときは知事が告示する(法 33 条 2 項)。管理者は組合を代表し、一切の事務を担当し(法 37 条 1 項)、議案提出・議決執行、財産・営造物管理、収入支出命令、賦課徴収等を担う(法 37 条 2 項各号)。組合は委員や常勤職員(書記・技術員等)を置き、職員の任免は管理者が行う(法 35 条、36 条)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合における支配・意思決定に関わる議決は、主として「組合会」における議員の議決により行われる(法 17 条、23 条)。議員は、選挙人による選挙で選任され(法 18 条 1 項)、選挙人・被選挙人の資格等は組合規約で定められる(法 18 条 2 項)。したがって、議決への関与(議員としての議決権の取得)は、規約上の資格を満たし、選挙手続を経て当選・就任することによって生じる。 ✓ 議員が被選挙権を有しない場合は「其ノ職ヲ失フ」とされ、被選挙権の有無は組合会が決定する(法 21 条 1 項)。この構造上、議員としての地位・議決権は、株式のように第三者へ譲渡して移転させる性質のものではなく、資格・選挙・地位喪失等の公的手続により変動する。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁：都道府県知事。 ✓ 総会議等が成立しない、議決すべき事件を議決しない、又は議決が公益に害ありと認められるときは、都道府県知事がその事件を処分することができる(法 13 条)。 ✓ 予算は、議決後直ちに都道府県知事へ報告し、かつ要領を告示する(法 66 条)。 ✓ 都道府県知事は、必要がある場合に期間を定めて組合会の停会を命じ、また組合会の解散を命じることができる(法 74 条、75 条)。 ✓ 組合が法令等により負担すべき費用を予算に計上しない場合、都道府県知事は理由を示して予算に加えることができ、また執行すべき事件が執行されない場合に知事が執行することができる(法 76 条)。 ✓ 規約の設定改正、不動産の管理処分、不均一賦課等の一定の事項が生じたときは、遅滞なく都道府県知事へ届出を要する(法 78 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合の廃置分合(廃止・合併等)又は区域変更は、組合会の意見を徴した上で都道府県知事が行う。また、民法上の義務を完了するまでは廃止できない(法 15 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 8(2025 年 4 月 1 日時点)¹²³

¹²³ 水防管理団体数(国土交通省),
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/pdf/zuhyou-02-v3.pdf>(2026.3.2)

	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合は、設立の認可を受けた時に成立し(法 14 条)、法務局での登記を要しない。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県知事による区域指定・創立委員の任命→創立委員による規約案作成→総会議(又は総代会)で議決→都道府県知事へ規約許可申請→規約許可等により成立→設置告示(法 10 条~14 条)。 ✓ 総会議(又は総代会)は、原則として関係者(又は総代人)の 3 分の 2 以上の出席を要し、議事は過半数で決する(法 11 条 3 項、4 項)。 ✓ 組合規約は、組合に関する重要事項を定め、規約及び改正があったときは告示する(法 3 条)。
	所要時間	—
	登記事項 ¹²⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合は、組合規約の「許可」又は知事による組合規約の「設定」により成立し(法 14 条 1 項)、知事が組合設置を告示する(法 14 条 2 項)ので、登記事項は存在しない。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水害予防組合は公共組合の一つである¹²⁵。公共組合は当該事務・事業に利害関係を有する者を構成員とする社団法人であり、いったん設立されると、関連する利害関係者は、設立に同意していなくても、強制的に構成員とされ(強制加入)、多数決による団体の意思決定に拘束される。このような強制性があるために、公共組合は、行政庁の認可が設立の要件とされることが原則であり、その設立の仕組みは許可主義である¹²⁶。 ✓ 水害予防組合は、創立委員が組合規約案につき関係者の総会議等の議決を経た上で、都道府県知事に対し組合規約の許可を申請し(法 12 条)、当該許可又は知事による組合規約の設定により成立する(法 14 条 1 項)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部統制・監督面として、組合会は書類・計算書の検閲、管理者への報告請求、議決執行・出納の検査を行えるほか、委員を選任して実地に調査等を実施できる(法 24 条 1 項、2 項)。また、組合会は毎年一回通常会を開く(法 27 条 1 項)ことが予定され、会議は原則公開である(法 27 条 5 項本文)。 ✓ 財務面でも、歳入出予算は管理者が毎会計年度調製し、会計年度前の通常組合会の議決に付す(法 63 条)。決算報告の認定も組合会の議決事項とされる(法 23 条 2 項 4 号)。これらにより、少なくとも年次の予算・決算サイクルで活動実態(収入支出、事業の実施状況)の把握・点検が制度上予定されている。 ✓ 対外的な監督としては、都道府県知事が組合を監督し、必要な命令・処分を行うことができる(法 72 条 1 項、2 項)。さらに、国土交通大臣は、組合の活動が法令又は組合規約に違反すると認めるとき、知事に対し、組合事務停止命令や組合規約許可取消しの「指示」を行うことができる(法 72 条 3 項)。また、議員選挙結果や管理者指定等は告示され(法 18 条 4 項、法 33 条 2 項)、組合の成立・廃止等も告示される(法 14 条 2 項、法 16 条)ため、告示(県報等)により一定の外形的情報を追跡できる。 	

¹²⁴ 主要な登記事項に限定して列挙している。法務省「登記事項の作成例一覧」、<https://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50-01.html>(2026. 2.27)

¹²⁵ 西埜 章『国家賠償法コメンタール 第 3 版』(勁草書房、2020、83 頁)

¹²⁶ 興津 征雄『法学叢書 2-I 法学叢書 行政法 I 行政法総論(電子版)』(新世社、2023、30 頁)

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合規約及びその改正は告示される(法 3 条 2 項)。 ✓ 組合設置(成立)の旨は都道府県知事により告示される(法 14 条 2 項)。 ✓ 管理者の指定は都道府県知事により告示され、管理者は組合を代表する(法 33 条 2 項、37 条)。 ✓ 当選者(組合会議員)の住所氏名は告示される(法 18 条 4 項)。 ✓ 予算は議決後に知事へ報告し、要領を告示する(法 66 条)。 ✓ 組合会の会議は公開が原則で、一定の場合に限り非公開とし得る(法 27 条 5 項本文)。
悪用事例・脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 悪用事例は不見当。 ✓ 制度上は、組合費等の強力な賦課徴収や、公共性の高い治水事業の執行を伴うため、会計不正・不適正支出・調達(入札)面のリスクは一般論として想定される(法 48 条、56 条、57 条)。 ✓ ガバナンス面では、組合会議員選挙に関して、衆議院議員選挙に関する罰則の準用が定められており、選挙違反類型が制度上想定されている(法 18 条 5 項)。
BO 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:水害予防組合は株式・持分がなく、区域内の土地・家屋等の所有者・占有者が組合員となる制度である。 このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の強み:管理者(代表者に相当)は都道府県知事が指定し、その指定は告示され、管理者が組合を代表するため、「代表する権限を有する者」ベースの BO 特定は、知事告示等により把握し得る(法 33 条 2 項、37 条)。 また、組合会議員(当選者)の住所氏名も告示されるため、(支配者の特定まで直結するかは別として)意思決定に関与し得る者の一部は公表情報から把握可能である(法 18 条 4 項)。

<17. 酒販組合¹²⁷⁾>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法 3 条は酒造組合又は酒販組合を「酒類業組合」と総称しており、酒販組合には、酒販組合に特化した規律と酒類業組合全体に関する規律の両方が適用される。 ✓ 酒類業組合は、酒税の保全への協力、及び共同利益の増進を目的とする(法 3 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒類業組合が行える事業は、法 42 条で定められているが、同条 11 号により各号関連事業を行えるため、事業内容の範囲はやや広いといえる。 ✓ 法 42 条が定める事業の一部は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達 ➢ 組合員の製造し、移出し又は販売する酒類の原材料その他その製造、移出又は販売に要する物品の購入のあっせん及び組合員の販売する酒類の販売のあっせん ➢ 組合員の資金借入のあっせん ➢ 各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、検査その他の事業
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要(認可主義):設立には、創立総会の終了後遅滞なく、定款、組合員名簿、役員の名、住所及び資格を記載した書類その他政令で定める書類を財務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない(法 19 条 1 項)。 ✓ 酒販組合は、酒造組合とともに、「酒類業組合」とされているところ(法 3 条括弧書)、酒類業組合、連合会及び中央会(以下「酒類業組合等」という。)は、酒類業組合等が成立時・解散時には、2 週間以内に財務大臣への届出が必要である(法 87 条)。
	機関設計 ¹²⁸⁾	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒販組合の必要的機関は役員(理事 2 人以上・監事 1 人以上)である(法 23 条)。 ✓ 理事会は、理事の中から酒類業組合を代表する理事を選定しなければならない(法 25 条 2 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員は、総会の議決によって選任する(法 23 条の 3)。 ✓ 酒類業組合の業務の執行は、理事会が決する(法 25 条 1 項)。理事会は、理事の中から酒類業組合を代表する理事を選定しなければならない(法 25 条 2 項)。 ✓ 毎事業年度の事業計画並びに収支予算の設定及び変更その他定款で定める事項は、総会の議決を経なければならない(法 37 条)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒販組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒販組合の地区内において販売場(販売場を有しない場合は、住所)を有する酒類販売業者のうち定款で定める業態に属する(法 9 条 3 項)。 ✓ 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる(法 5 条 2 号)。組合員たる資格を有する者が酒類業組合に加入しようとするときは、酒類業組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない(法 10 条)。 ✓ 議決権は組合員たる資格に付随するものであり、議決権単独での譲渡は予定されていない(法 35 条 1 項参照)。

¹²⁷⁾ 国税庁「酒のしおり(2025.7)」,

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2025/pdf/0028-1.pdf>,(2026. 2. 20)

¹²⁸⁾ 国税庁・前掲注 127)

	監督・届出 ¹²⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁は、財務大臣。 ✓ 協定の認可・届出：組合員が販売する酒類の販売方法等に関する規制を行おうとするときは、総会の議決により規制の内容及びその実施に関する定め(以下「協定」という。)を設定して財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする(法 43 条 1 項)。同項の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する(法 97 条)。 ✓ 酒類業組合は、上記法 43 条 1 項の規定により協定を設定し、又は変更したときは、総会において当該協定の設定又は変更について議決した日から 2 週間以内に同項の認可の申請をする場合を除き、当該期間内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない(法 43 条 3 項)。同項の規定による届出を怠ったとき、酒類業組合等の発起人、理事、監事若しくは清算人又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者は、10 万円以下の過料に処する(法 101 条 12 号)。 ✓ 財務大臣の勧告・命令等：酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われていることにより、酒税保全に支障をきたすおそれがある場合、次に掲げる事項につき内容を定めて、財務大臣は、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の勧告をすることができる(法 84 条 1 項)。 ✓ 財務大臣は、法 84 条 1 項の規定に該当する場合において、勧告によっては同項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、同項の規定による勧告をした後又は当該勧告に代えて、財務省令をもって、酒類製造業者に対し、同項各号に掲げる事項につき命令することができる(法 84 条 2 項)。 ✓ 酒類業組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を財務大臣に提出しなければならない(法 87 条の 2 第 1 項)。同条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき、酒類業組合等の発起人、理事、監事若しくは清算人又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者は、10 万円以下の過料に処する(法 101 条 18 号)。 ✓ 財務大臣は、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又は当該職員をして、これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる(法 91 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒類業組合は、次に掲げる事由によって解散する(法 53 条)。 (一)総会の議決 (二)合併 (三)破産手続開始の決定 (四)定款で定める存続期間の満了又は解散の事由の発生 (五)法 90 条の規定による財務大臣の解散命令 ✓ 酒類業組合等は、酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、政令で定めるところにより、2 週間以内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない(法 87 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 405¹³⁰

¹²⁹ 国税庁・前掲注 127)

¹³⁰ 国税庁・前掲注 127)

	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数と一致:酒類業組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 21 条)、解散したときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない(法 64 条)。
設立手続・要件	必要書類 ¹³¹ 要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒類業組合(連合会、中央会)設立認可申請書 ✓ 定款 ✓ 役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面 ✓ 酒類業組合(連合会、中央会)を代表すべき理事の氏名を記載した書面 ✓ 数人の理事が共同して酒類業組合(連合会、中央会)を代表すべきことを定めるときは、その旨を記載した書面 ✓ 組合員たるべき者の名簿 ✓ 初年度の収支見積書 ✓ 創立総会の議事録の謄本
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準処理期間は 1 ヶ月(連合会、中央会は 50 日間)¹³²。
	登記事項 ¹³³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業、名称、地区、事務所の所在場所、酒類業組合の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、公告の方法(法 60 条 2 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(法 19 条)。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒類業組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を財務大臣に提出しなければならない(法 87 条の 2 第 1 項)。組合員名簿又は会員名簿の記載事項や役員の氏名、住所及び資格に異動がある場合、当該異動事項を記載した書類を併せて財務大臣に提出しなければならない(法 87 条の 2 第 2 項)。
公表情報・透明性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 酒販組合は、その名称中に、酒販組合という文字を用い、かつ、その組合員の業態により卸売、小売の別及び法 9 条 5 項の規定に該当する酒販組合にあつては、その組合員が販売する酒類の品目を明らかにしなければならない(法 6 条 2 項)。 ✓ 決算関係書類は、上記のように、法 87 条の 2 第 1 項により、財務大臣に提出する必要があり、その場合において、組合員名簿又は会員名簿の記載事項や役員の氏名、住所及び資格に異動がある場合、当該異動事項を記載した書類を併せて財務大臣に提出しなければならない(法 87 条の 2 第 2 項)。

¹³¹ 国税庁「E2-1 酒類業組合(連合会、中央会)設立認可手続」,
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/kumiai/annai/23600051.htm>,
(2026.2.25)

¹³² 国税庁・前掲注 131)

¹³³ 主要な登記事項に限定して列挙している。

BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none">✓ 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除く外、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる(法36条)。✓ 組合員名簿は公開されないため(法28条3項参照)、BO相当者を把握することに限界がある。
---------	--

<18. 土地区画整理組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地区画整理法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地区画整理組合(以下「組合」という。)は、土地区画整理事業を施行するために設立される法人であり、換地等を通じて公共施設整備と宅地の利用増進を図る制度である(法1条、2条、3条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地区画整理組合は、土地区画整理事業を施行するための法人類型であり、法は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行う土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を「土地区画整理事業」と定義している(法1条、2条1項)。また、組合の総会議決事項も、事業計画、借入、収支予算、契約、賦課金、換地計画、仮換地の指定、保留地の処分方法等、事業施行に直結するものが中心である(法31条)。したがって、一般の営利法人のように多角的な事業展開が予定されているわけではなく、活動範囲は基本的に土地区画整理事業及びその付随事務に限定されると整理できる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合を設立するには、7人以上が共同して、定款及び事業計画(又は事業基本方針)を定め、都道府県知事の認可を受ける必要がある(法14条1項、14条2項)。 ✓ 認可申請は、国土交通省令で定めるところにより、市町村長を経由して行う(法14条1項後段、14条2項後段)。 ✓ 定款及び事業計画又は事業基本方針について、施行地区となるべき区域内の宅地所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意(人数要件)に加え、地積要件(合計地積の3分の2以上)を要する(法18条)。

機 関 設 計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員・参加組合員： 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、全て組合員となる(法 25 条 1 項)。 参加組合員制度があり、政令所定の者(機構等)が、都市計画事業として施行する区画整理に参加を希望し、かつ定款で定められた場合に参加組合員となる(法 25 条の 2)。 ✓ 役員(理事・監事)： 組合は理事及び監事を置き、理事は 5 人以上、監事は 2 人以上とし、いずれも定款で定める(法 27 条)。 理事・監事は原則として組合員(法人組合員の場合はその役員)から総会で選挙するが、特別の事情がある場合は定款で定めるところにより組合員以外から総会で選任できる(法 27 条 3 項)。 ✓ 役員の職務・代表等： 理事は定款で定めるところにより業務を執行し、組合を代表し、業務は原則として理事過半数で決する(法 28 条 1 項、28 条 2 項)。 監事は業務執行及び財産状況を監査し、不正があると認める場合は総会に報告する(法 28 条 3 項、28 条 4 項)。 理事は毎事業年度、事業報告書・収支決算書・財産目録を作成し、監事意見書を添えて通常総会に提出し承認を求める(法 28 条 6 項)。 ✓ 総会： 総会は総組合員で組織される(法 30 条)。 定款変更、事業計画の決定・変更、借入金の借入、収支予算、組合負担契約、賦課金、換地計画、仮換地指定、保留地処分方法、事業引継同意等の重要事項は総会の議決事項である(法 31 条各号)。 通常総会の会議日の 5 日前から当日まで、理事は総会承認対象の事業報告書・収支決算書・財産目録を主たる事務所に備え付け、組合員の閲覧・謄写請求を正当理由なく拒めない(法 32 条 9 項、同条 10 項、11 項)。 ✓ 総代会・総代(構成員多数時の代表制)： 組合員数が 100 人を超える組合は、総会に代えて権限を行わせるため総代会を設けることができる(法 36 条 1 項)。 総代会は総代で組織し、総代定数は原則として組合員総数の 10 分の 1 以上(ただし 500 人超は 50 人以上)とする(法 36 条 2 項)。
組 織 運 営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、7 人以上が共同して定款及び事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けて設立される(法 14 条 1 項)。そして、組合はその認可により成立し、法人格を有する(法 21 条 5 項、22 条)。名称には「土地区画整理組合」という文字を用いなければならない(法 23 条)。 ✓ 組合員は、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が原則として当然に構成員となる(法 25 条 1 項)。組合には理事 5 人以上・監事 2 人以上を置き、原則として組合員のうちから総会で選挙する(法 27 条 1 項～3 項)。総会は総組合員で組織され(法 30 条)、定款変更、事業計画、借入、予算、契約、賦課金、換地計画等の重要事項を議決する(法 31 条)。また、組合員数が 100 人を超える組合は、総会に代えて総代会を設けることができる(法 36 条 1 項)。

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権は、株式や持分の取得によって得るものではなく、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有して組合員となり、必要に応じて総代に選ばれることによって取得される。法上、組合員及び総代は原則として各 1 個の議決権及び選挙権を有する(法 25 条 1 項、法 38 条 1 項)。 ✓ 他方、議決権のみを独立した財産権として自由に譲渡する制度はなく、施行地区内の宅地について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合には、その権利義務が承継人に移転する(法 26 条)。したがって、議決権は原則として組合員たる地位に付随し、土地・借地権等の権利移転に伴って移る構造である。また、組合員は書面又は代理人、総代は書面によって議決権・選挙権を行使できるが、代理人が同時に 10 人以上の組合員を代理することはできない(法 38 条 3 項～6 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国土交通大臣・都道府県知事・市町村長は、それぞれの監督対象に対し、報告・資料提出を求め、勧告・助言・援助を行うことができる(法 123 条)。 ✓ 都道府県知事は、組合の事業又は会計が法令・処分・定款・事業計画等に違反すると認める場合等に、検査を行い、違反があれば処分取消・変更・停止、工事中止・変更等の必要措置を命ずることができる(法 125 条 1 項、3 項)。 ✓ 組合員が総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て違反疑いを理由に検査請求した場合、知事は検査をしなければならない(法 125 条 2 項)。 ✓ 国土交通大臣は、都道府県・市町村・機構等に対し、違反処分・違反工事がある場合に是正措置要求をし、要求を受けた者は必要措置を講じなければならない(法 126 条)。 ✓ 組合は、理事の氏名・住所を、市町村長経由で知事に届け出なければならず、知事は届出があれば遅滞なく公告し、公告前は理事の代表権を第三者に対抗できない(法 29 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、①設立認可取消、②総会議決、③定款所定の解散事由、④事業完成又は完成不能、⑤合併、⑥事業引継により解散する(法 45 条 1 項各号)。 ✓ 総会議決等(法 45 条 1 項 2 号～4 号)により解散する場合、知事認可を要し、申請は市町村長経由で行う(法 45 条 2 項)。 ✓ 知事は、組合が法 125 条 3 項の命令に従わない場合、又は設立認可を受けた者が認可公告の日から 1 ヶ月を経過してもなお最初の総会を招集しない場合には、設立認可を取り消すことができる(法 125 条 4 項)。組合は、設立認可の取消しにより解散し(法 45 条 1 項 1 号)、知事は、設立認可取消し又は解散認可をした場合には遅滞なくその旨を公告し、公告前は解散をもって組合員以外の第三者に対抗できない(法 45 条 5 項、6 項)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 248(2023 年 3 月 31 日時点)¹³⁴
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は設立認可後、主たる事務所の所在地で設立登記を要し、登記は一定期間内に申請する必要がある(組合等登記令 5 条 1 項)。

¹³⁴ 公益社団法人「街づくり区画整理協会:土地区画整理事業とは」,
<https://www.ur-lr.or.jp/outline/history.html>,(2026.3.4)

設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人は、7人以上共同して定款及び事業計画(又は事業基本方針)を定め、知事認可申請を行う(法14条1項、法14条2項)。 ✓ 同意取得として、宅地所有者・借地権者それぞれの3分の2以上の同意(人数)及び地積要件を満たす必要がある(法18条)。 ✓ 事業計画の縦覧・意見書提出・意見書処理(修正命令・通知等)の手続が置かれており、申請図書の整備に加え、縦覧対応・意見対応が制度上予定される(法20条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 60日(千葉県)。法令上、認可までの標準処理期間は明記されていない。
	登記事項 ¹³⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地区画整理組合は知事認可により成立する法人であり(法21条5項、法22条)、法本体上、設立時の対外公示としては、都道府県知事が施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告する制度が設けられている(法21条3項・4項)。 ✓ 加えて、理事の氏名及び住所も届出・公告対象である(法29条)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制であり、土地区画整理組合は、7人以上が共同して定款及び事業計画(又は事業基本方針)を定め、都道府県知事の認可を受けなければ設立できず、認可により成立する(法14条1項・2項、法21条5項)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部統制の面では、総会が事業計画、借入、予算、契約、賦課金、換地計画等の重要事項を議決する(法31条)。また、理事は毎事業年度、事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成して監事の意見書を付し、通常総会の承認を受けなければならない(法28条6項・8項)。さらに、組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得れば、会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができ、理事は正当な理由なくこれを拒めない(法28条9項)。 ✓ 外部監督の面では、都道府県知事は、法令、行政庁の処分、定款、事業計画、事業基本方針又は換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合に、組合の事業又は会計の状況を検査することができる(法125条1項)。また、総組合員の10分の1以上の同意を得た組合員による請求があった場合には、都道府県知事は検査をしなければならず(同条2項)、違反が認められるときは、処分の取消し・変更・停止、工事の中止・変更その他必要な措置を命ずることができる(同条3項)。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立認可申請時には、事業計画の縦覧及び意見書提出・処理の手続があり、外部(少なくとも利害関係者)への情報提示が制度上予定される(法20条)。 ✓ 理事の氏名・住所の届出は知事公告の対象であり、公告による公示が予定される(法29条2項)。 ✓ 施行者は、規準・定款・事業計画等の関係簿書を備え付ける義務を負う。また、施行者・関係行政庁等による簿書閲覧・謄写等の規律がある(法84条、法74条)。 ✓ 施行者は、一定の公告があった場合、登記所への届出義務を負う(法83条)。 	

¹³⁵ 主要な登記事項に限定して列挙している。

<p style="text-align: center;">悪用事例・脆弱性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、保留地の処分、工事発注、借入、補助金を含む資金計画等、複雑に利害が絡む経済的にも影響の大きい意思決定を行う(法 31 条)。このため、①保留地売買を巡る贈収賄、②工事発注を巡る入札談合、③補助金等の不正受給、④組合資金の私的流用・利益相反等のリスクが構造的に生じ得る。 ✓ 保留地売買を巡る贈賄: 上場小売企業の公表資料によれば、同社元役員が「土地区画整理法違反(贈賄)」の容疑で 2010 年 7 月 24 日逮捕され、2010 年 8 月 13 日起訴された事案がある。同資料は、土地区画整理組合の保留地売買に関わる事案である旨、初公判が 2010 年 9 月 22 日にあった旨等を記載している¹³⁶。 ✓ 補助金等の不正受給: 日野市のプレスリリースによれば、「川辺堀之内土地区画整理組合をめぐる助成金詐欺事件」として、同市元副市長が詐欺罪等で起訴され、2021 年 11 月 18 日に東京地裁立川支部で実刑判決が言い渡された旨が公表されている¹³⁷。
<p style="text-align: center;">BO 把握可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 土地区画整理組合は、株式・持分により構成される法人ではなく、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が「組合員」とされる(=組合員ベースで構成される)法人である(法 22 条、25 条 1 項)。このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界: 組合は株式・持分による所有構造を前提とせず、施行地区内の権利者が組合員となる構造であり、外部から「議決権割合」等により自然人まで遡って一義的に実質的支配者を特定することは困難となり得る(法 25 条、法 38 条、犯収法施行規則 11 条(法人類型に応じた確認))。他方で、施行地区が判明すれば、外部からであっても組合員の範囲はある程度推測可能。 ✓ 把握の強み: 組合は、理事による代表が予定され(理事の代表権・代表権制限等)、また清算局面では清算人が登場するため、登記や公告等により「代表権者(又は清算人)」を把握できる余地がある(法 28 条、法 28 条の 2、法 46 条、(公告)法 29 条、法 45 条 5 項等)。

¹³⁶ 株式会社アオキスーパー「土地区画整理組合の保留地売買に関する贈賄事件について」、
https://aokisuper.co.jp/news/imgs/20100925_press.pdf

¹³⁷ 日野市「本市元副市長による詐欺事件に係る判決について」(令和 3 年 11 月 18 日プレスリリース)、
<https://www.city.hino.lg.jp/press/1018276/1018561.html>

<19. 防災街区整備事業組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 密集市街地における防災街区の整備に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 防災街区整備事業組合(以下「事業組合」という。)は、密集市街地における特定防災機能の確保と土地の健全な利用を図ることを目的とし、権利変換を基本としつつ、老朽建築物の除却、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備等を行う事業手法である¹³⁸。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業組合が実施する「防災街区整備事業」は、密集市街地において、特定防災機能の確保と土地の合理的・健全な利用を図るために、この法律にしたがって行う。①建築物及び敷地の整備、②防災公共施設その他の公共施設の整備、③これらに附帯する事業に限定される(法 2 条 5 号)。施行者(実施主体)は、市町村・事業組合・一定要件の株式会社とされており、事業組合はその一類型(法 119 条 1 項)。 ✓ 事業組合が施行する防災街区整備事業については、一定の認可が都市計画法上の認可(都市計画事業の認可)と同様に扱われており、都市計画制度(公法的枠組み)の中で実施される性格が強く、事業内容は限定的である(法 119 条 2 項)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立:都道府県知事の認可を要する(法 136 条、法 142 条、法 143 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員:施行地区内の宅地所有者及び借地権者は全員が組合員となる(法 144 条 1 項)。宅地又は借地権が共有に属する場合は数人を 1 人の組合員とみなし、代表者 1 人を選任して通知する(法 144 条 2 項、3 項)。 ✓ 役員(理事・監事・理事長):事業組合には理事 3 人以上及び監事 2 人以上を置き、理事長 1 人は理事の互選で定める。理事及び監事は、原則として組合員(法人組合員の場合はその役員)のうちから総会で選挙され、任期は 5 年以内であり、総組合員の 3 分の 1 以上の連署により解任請求をすることができる。理事長は事業組合を代表して業務を総理し、理事は理事長を補佐し、監事は財産状況及び業務執行を監査して、法令違反等がある場合には総会又は都道府県知事に報告する(法 148 条 1 項・2 項、法 148 条 3 項・都市再開発法 24 条~28 条)。 ✓ 総会:総会は総組合員で組織する(法 149 条)。総会の議決事項として、定款変更、事業計画の決定、借入金、予算、権利変換計画、管理規約、解散等が列挙されている(法 150 条)。 ✓ 特別の議決:一定の重要事項(例:権利変換計画、解散等)については、総組合員の 3 分の 2 以上出席・出席者議決権の 3 分の 2 以上に加え、宅地所有者である出席者・借地権者である出席者それぞれの議決権の 3 分の 2 以上等の要件が課される(法 152 条)。 ✓ 総代会(設置可能):組合員数が 50 人を超える場合、総会に代わり総代会を設けることができる(法 154 条 1 項)。総代定数は原則として組合員総数の 10 分の 1 以上(ただし、組合員総数が 200 人超の場合は 20 人以上で足りる。)(法 154 条 2 項)。

¹³⁸ 防災街区整備事業(国土交通省), https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000062.html, (2026.3.2)

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業組合は法人とされる(法 133 条 1 項)。 ✓ 事業組合の設立は、(i) 定款の作成(法 134 条)を前提に、(ii) 施行地区内の宅地所有者・借地権者について、人数(各 3 分の 2 以上) + 面積(合計が総面積の 3 分の 2 以上)の同意(法 138 条 1 項)を得た上で、(iii) 都道府県知事の認可を受けることが必要(法 136 条 1 項)。 ✓ 名称については、名称中に「防災街区整備事業組合」という文字を用いなければならない、また事業組合でないものが当該文字を用いることは禁止されている(法 135 条 1 項・2 項)。 ✓ 組合員は、原則として施行地区内の宅地の所有者及び借地権者が当然に組合員となる(法 144 条 1 項)。 ✓ 防災街区整備事業に参加するのに必要な資力及び信用を有する者(デベロッパー等)は、参加組合員として、定款で定めるところにより参加し得る(法 134 条 2 項、145 条)。 ✓ 組織運営上、事業組合は組合員名簿を作成・備え付ける義務がある(法 146 条)。 ✓ 意思決定機関として総会が置かれ(法 149 条)、組合員の数が 50 名を超える場合総代会(総会に代わる制度)を設けることもできる(法 154 条)。また、総会で議決すべき事項も列挙されている(法 150 条)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権(及び選挙権)は、組合員であることにより取得するのが基本で、定款に特別の定めがある場合を除き、組合員は原則として各 1 個の議決権を有する(法 156 条 1 項)。 ✓ 重要事項の議決については、通常の議決要件(法 151 条・都市再開発法 32 条)に加え、一定事項について、宅地所有者側・借地権者側の別個の多数要件 + 面積要件等が課される特則が置かれている(法 152 条)。 ✓ 「譲渡」については、議決権それ自体を単独で売買・譲渡するというより、組合員たる地位(権利義務)の移転として整理され、組合員の権利義務の移転は、施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部の移転があった場合に発生する(法 147 条・都市再開発法 22 条)。そもそも組合員は施行地区内の所有者・借地権者であることが前提のため(法 144 条 1 項)、土地・借地権の移転等に伴い組合員構成が変動する。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 都道府県知事。 ✓ 監督権限(報告徴収・立入検査等): 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者・事業組合等に対し、市町村長は個人施行者・事業組合等に対し、それぞれ必要な限度で報告・資料提出を求め、又は勧告・助言・援助ができる(法 268 条)。 ✓ 都道府県知事による検査・是正等(事業組合): 都道府県知事は、事業又は会計が法令・処分・定款・事業計画・権利変換計画等に違反すると認めるとき等に検査できる(法 270 条 1 項)。組合員が総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て検査請求した場合、都道府県知事は検査しなければならない(法 270 条 2 項)。違反が認められる場合、処分の取消し・変更・停止、工事の中止・変更その他必要措置を命ずることができる(法 270 条 3 項)。一定の場合(例: 認可公告後 30 日を経過しても総会を招集しない等)には、権利変換期日前に限り設立認可を取り消し得る(法 270 条 4 項)。 ✓ 簿書備付け・閲覧謄写: 施行者は防災街区整備事業に関する簿書(事業組合では組合員名簿を含む。)を備え付ける義務があり(法 278 条 1 項)、利害関係者の閲覧・謄写請求は正当理由がない限り拒めない(法 278 条 2 項)。
解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由: ①設立認可の取消し、②総会の議決、③事業の完成により解散する(法 163 条 1 項)。総会議決による解散は権利変換期日前に限る(法 163 条 2 項)。借入金がある場合、解散について債権者の同意を要する(法 163 条 3 項)。総会議決又は事業完成による解散は、都道府県知事の認可を要する(法 163 条 4 項)。都道府県知事は、設立認可取消し又は解散認可をしたとき、速やかに公告しなければならない(法 163 条 6 項)。公告までは第三者に対抗できない(法 163 条 7 項)。 ✓ 清算: 事業組合の解散及び清算には、都市再開発法 45 条の 2～50 条(清算中の組合の能力や、清算人に関する規定等)が準用される(法 164 条)。

定員情報	法人数	✓ 16(2022年3月31日時点) ¹³⁹
	設立登記数	✓ 事業組合は、設立の認可を受けた時に成立し(法142条)、法務局での登記を要しない。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施行地区となるべき区域内の宅地所有者又は借地権者による事業組合設立のための手続(少なくとも5人以上での発起等)及び都道府県知事認可(法136条)。 ✓ 宅地所有者及び借地権者の同意要件(法138条)。 ✓ 認可後の公告(法143条)及び組合員名簿作成(法146条)。
	所要時間	✓ 法令上、認可までの標準処理期間は明記されていない。 なお、一般に権利変換や都市計画手続等を伴うため、長期の存続が予定されている。
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人に関する公示:事業組合は法人であり(法133条1項)、名称規制(法135条)や、定款で定めるべき事項(事務所所在地等:法134条)を前提に運営される。 ✓ 公告による公示:設立認可がされた場合、都道府県知事は一定事項を公告しなければならない(法143条1項)、また解散(認可取消し・認可等)についても公告義務及び第三者対抗要件が設けられている(法163条6項・7項)。 ✓ 少なくとも、設立・解散の局面では、公告を通じて第三者が外形的に把握し得る制度設計。
	審査の有無	✓ 認可主義。都道府県知事の認可を要し(法136条、法142条)、さらに定款・事業計画・事業基本方針の変更も認可事項である(法157条)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立段階:都道府県知事による設立認可後、一定事項の公告が求められ(法143条1項)、さらに市町村長は、関係書類を公衆の縦覧に供する取扱いが規定(法143条4項)。 ✓ 終了(解散)段階:事業組合は、認可取消し・総会議決・事業完成等で解散し(法163条1項)、解散について都道府県知事の認可が必要な場合があり(法163条4項)、知事は認可取消し・解散認可をしたときは公告義務を負い(法163条6項)、公告まで第三者対抗不可(法163条7項)。 	

¹³⁹ 公益社団法人全国市街地再開発協会「防災街区整備事業って…?」,
<https://www.uraja.or.jp/wp-content/uploads/2023/03/4.-bousai-gaiku.pdf>,(2026.3.2)

<p style="text-align: center;">公表情報・透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業組合は、都道府県知事の認可により成立する法人であり(法 142 条)、認可・事業計画・解散等についての公告や縦覧、簿書の備付け・閲覧謄写といった制度が、透明性確保の仕組みとして設けられている。 ✓ 都道府県知事は、事業組合の設立認可をしたときは、事業組合の名称、事業施行期間、施行地区等(国土交通省令で定める事項)を公告し、併せて国土交通大臣・関係市町村長へ施行地区等を表示する図書を送付する(法 143 条)。この公告制度により、事業組合の成立や施行地区等の基本的枠組みが外部に公示される。 ✓ 都道府県知事は、設立認可申請があった場合、施行地区を管轄する市町村長へ事業計画を送付する等の手続を経る(法 140 条)。条文上「縦覧」及び「意見書の処理」が予定されており、事業計画の内容が一定程度、手続上公開・検討対象となる仕組みが組み込まれている。 ✓ 施行者は、防災街区整備事業に関する簿書を備え付ける義務があり、事業組合の場合は組合員名簿も含まれる(法 278 条 1 項)。また、利害関係者から簿書の閲覧又は謄写の請求があったときは、施行者は正当な理由がない限り拒否できない(同条 2 項)。
<p style="text-align: center;">悪用事例・脆弱性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 悪用事例は不発見。 ✓ 制度上、①施行地区が密集市街地内の要件を満たすこと、②権利者同意を要すること(法 138 条)、③都道府県知事の認可・監督(法 136 条、法 270 条)を受けること等から、一般的な「ペーパーカンパニー」型の悪用は相対的に困難と考えられる。
<p style="text-align: center;">BO把握可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:事業組合は、「議決権 25%超」類型で機械的に実質的支配者を特定する構造ではなく、「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」として、一般に次の順で実質的支配者を特定する整理が採られる。 ①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人 ②①がない場合、出資・融資・取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する自然人 ③②もない場合、代表者(理事長等) ✓ 把握の強み:事業組合は、関係簿書として組合員名簿を含む簿書を備え付ける義務があり(法 278 条 1 項)、利害関係者は閲覧・謄写請求ができ、正当な理由がない限り拒否されない(同条 2 項)。したがって、少なくとも「利害関係者」に該当する範囲(例:関係権利者・債権者等)では、組合員構成を把握する手掛かりが制度上存在する。また、都道府県知事は、事業組合に対して報告・資料提出を求め(法 268 条 1 項)、監督上必要があるときは事業・会計の検査を行い得る(法 270 条 1 項)等、行政当局側では内部情報へアクセスし得る権限が設けられている。 ✓ 把握の限界:組合員構成は組合員名簿から把握可能。もっとも、犯収法基準②(出資・融資・取引その他の関係を通じた支配的影響力)の有無は、外形情報のみでは把握が難しく、実務上は当事者説明・契約関係資料等に依存しやすい。

<20. 団地管理組合法人¹⁴⁰>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物の区分所有等に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一定の団地(一団地内に数棟の建物があって、その団地内の土地又は附属施設が建物所有者又は建物区分所有者の共有に属するもの)内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を法人化することを目的とする(法 65 条、66 条・47 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うことに限定される(法 65 条)。 ✓ その範囲内で委託・工事・保険契約等の取引を行うため、関係先は管理関連事業者を中心に一定程度広がり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要(準則主義)。集会の特別決議を経て、主たる事務所の所在地で登記することで成立する(法 66 条・47 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事及び監事が必要的機関(法 66 条・49 条 1 項、50 条 1 項)。 ✓ 代表権は理事が有するが、規約や集会の決議によって代表理事を定めることも可能(法 66 条・49 条 3 項、5 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 団地管理組合法人の事務は、この法律に定めるもののほか、全て集会の決議によって行われる(法 66 条、52 条 1 項本文)。ただし、規約で理事その他の役員に委任可能(集会の決議につき特別の定数を定められている事項及び共同の利益のための訴訟提起を除く。)(法 66 条、法 52 条 1 項但書)。 ✓ 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、団地建物所有者及び議決権の各過半数で決する(法 66 条・39 条)。 ✓ 理事は、団地管理組合法人の事務を決し、団地管理組合法人を代表する(法 66 条・49 条 2 項、3 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各団地建物所有者の議決権は、土地等(これらに関する権利を含む。)の持ち分割合による(法 66 条・38 条)。 ✓ 建物又は専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない(法 66 条・40 条)。 ✓ 議決権のみを単独で譲渡する制度はなく、団地建物所有者としての地位と一体で移転する。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政上の監督制度は存在しない。 ✓ 登記事項に変更が生じた際の登記義務があり、懈怠した場合には 20 万円以下の過料に処されることがある(法 66 条・47 条 3 項・組合等登記令 3 条 1 項、法 71 条 5 項)。

¹⁴⁰ 団地管理組合法人は、団地建物所有者が構成する団体(法 65 条)を前提に、法 66 条により管理組合法人に関する規定(法 33 条～56 条の 7 等)を準用している。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地等(これらに関する権利を含む。)の全部滅失、土地等(これらに関する権利を含む。)が団地建物所有者の共有でなくなったこと、又は集会の決議によって解散する(法 66 条・55 条 1 項)。 ✓ 集会の決議による解散は、団地建物所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数です(法 66 条・55 条 2 項)。
定量情報	法人数	✓ 不見当。
	設立登記数	✓ 法人数に一致:団地管理組合法人は、その事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 66 条・47 条)。
設立手続・要件	必要書類 ¹⁴¹ ・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立要件:区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の特別決議が必要(法 66 条・47 条 1 項)。 ✓ 集会の議事録等の添付が必要(組合等登記令 32 条 1 項 1 号)。 ✓ 議事録により、①法人となる旨並びにその名称及び事務所、②目的及び業務、③代表権を有する者について証することができない場合には、当該事項を証する書面を添付する必要がある¹⁴²(組合等登記令 32 条 1 項各号)。
	所要時間	✓ 標準処理期間の定めに関する記載はない。
	登記事項 ¹⁴³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的及び業務 ✓ 名称 ✓ 事務所の所在場所 ✓ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ✓ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ✓ 共同代表の定めがあるときは、その定め
	審査の有無	✓ 準則主義を採用。

¹⁴¹ 主要な書類に限定して列挙している。法務局「商業・法人登記申請手続」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>, (2026.3.4)

¹⁴² 法務局「商業・法人登記申請手続-管理組合法人-」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252958.pdf>, (2026.3.11)

¹⁴³ 法 8 条 1 項・組合等登記令 2 条 2 項各号・別表

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項に変更が生じたときには変更登記義務がある(法 66 条・47 条 3 項・組合等登記令 3 条 1 項)。 ✓ 団地管理組合法人は、団地建物所有者名簿を備え置き、団地建物所有者の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない(法 66 条・48 条の 2 第 2 項)。 ✓ 登記事項に変更が生じたときには変更登記が必要となる(法 66 条・組合等登記令 3 条 1 項)。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項(名称・所在地・代表者等)が公示。 ✓ 財産目録及び団地建物所有者名簿は、管理組合法人内部に備え置かれる帳簿であり、一般に公的に一律公開される情報ではない。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実質的支配は、多数の土地等持分を有する団地建物所有者又は理事(意思決定に影響力を持つ者)が中心となり得る。 ✓ 代表権を有する者の氏名・住所等は登記で把握可能であり、外部からの把握可能性は一定程度確保。 ✓ 一方、団地建物所有者は登記から把握可能であるものの、団地建物所有者全体の議決権構造までは外部確認が難しい。

<21. 商店街振興組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合法は、商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が、協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行うのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的としている(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合は、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業をはじめとする各種事業を行うことができる(法13条)。また、組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)や組合員のためにする債務保証等も制度上予定されている(法19条)。したがって、商店街振興という目的の範囲内で、共同経済事業、環境整備、販促、資金補完等を行い得るため、活動範囲は比較的広いといえる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合を設立するには、その組合員になろうとする7人以上の者が発起人となる必要があり(法34条)、創立総会の議事は、設立同意者の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する(法35条5項)。その上で、発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、事業計画、役員の名・住所その他必要事項を記載した書面を行政庁に提出し、設立認可を受けなければならない(法36条1項)。 ✓ 認可制。設立認可に当たっては、少なくとも、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接して営業する地域であること(法6条)、組合員資格者の3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であること(法9条)等が要件となる。
機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合は法人であり、その住所は主たる事務所所在地にあるものとされる(法2条)。また、組合以外の者は、その名称中に「商店街振興組合」という文字を用いることができない(法5条)。地区は、30人以上の小売商業者又はサービス業者が近接して営業する市等の区域を基本とし(法6条)、組合員資格は、その地区内で小売商業、サービス業その他の事業を営む者を基礎とする(法8条)。 ✓ 役員としては、理事3人以上、監事1人以上を置き、役員は定款で定めるところにより総会において選挙する(法44条)。理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定し、その代表理事は組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法51条の7)。 ✓ さらに、通常総会は毎事業年度1回招集しなければならない(法57条)、定款変更、規約の設定・変更・廃止、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、経費の賦課徴収方法等は総会の議決事項である(法62条)。 	

<p style="text-align: center;">組織運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合には、役員として理事及び監事を置く(法 44 条 1 項)。理事の定数は 3 人以上、監事の定数は 1 人以上とされる(法 44 条 2 項)。役員は、定款で定めるところにより総会において選挙し、設立当時の役員は創立総会において選挙する(法 44 条 3 項)。理事の任期は 2 年以内、監事の任期は 4 年以内において定款で定める期間とされる(法 46 条 1 項・2 項)。監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない(法 49 条)。 ✓ 組合の業務の執行は理事会が決する(法 47 条)。理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する(法 48 条 1 項)。第一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない(法 48 条 3 項)。理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない(法 51 条の 7 第 1 項)。代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法 51 条の 7 第 2 項)。 ✓ 意思決定機関として総会が置かれ、通常総会は毎事業年度 1 回招集しなければならない(法 57 条)。臨時総会は、必要があるときは招集することができる(法 58 条)。総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する(法 59 条の 2)。総会の招集に当たっては、会日の 10 日前までに会議の目的たる事項を示して通知する必要がある(法 60 条)。総会の議事は、法又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決する(法 63 条 1 項)。議長は総会において選任され、議長は組合員として総会の議決に加わる権利を有しない(法 63 条 2 項・3 項)。
<p style="text-align: center;">議決権の取得・譲渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合の組合員は、各 1 個の議決権及び役員選挙権を有する(法 21 条 1 項)。したがって、議決権は出資口数に応じて増減するものではなく、組合員たる地位に伴って取得される。 ✓ 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び、組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となり(法 25 条)、死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者についても、一定の場合には相続開始の時に組合員となったものとみなされる(法 26 条)。 ✓ 議決権そのものを株式会社の株式のように独立して自由に譲渡する制度は予定されておらず、組合員が持分を譲り渡すには組合の承諾を要し、組合員でない者が持分を譲り受けるときは加入の例によらなければならない上、譲受人はその持分について譲渡人の権利義務を承継する(法 27 条 1 項～3 項)。したがって、議決権の移転は、持分又は組合員たる地位の承継に伴って生ずると整理される。

	監督・届出 ¹⁴⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所管行政庁は、一般に市又は特別区の区域内の商店街振興組合であれば市役所又は区役所、区域を超える場合には都道府県庁と整理されている(法 88 条)。 ✓ 組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から 2 週間以内に届出を行う必要がある(法 45 条、施行規則 5 条)。また、自治体実務では、役員変更届のほか、総会招集承認申請、役員改選総会招集承認申請、定款変更認可申請、合併認可申請、解散届等が様式化されている。したがって、設立後も、組織変更・役員変更・総会手続等の重要局面ごとに、行政庁への継続的な届出・申請が予定されている。¹⁴⁵ ✓ 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない(法 82 条、施行規則 75 条)。また、行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、組合からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査することができる(法 84 条 1 項)。その上で、行政庁は、第 83 条又は第 84 条による報告徴収又は検査の結果、組合の業務若しくは会計が法令等に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(法 85 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合は、①総会の決議、②組合の合併、③組合についての破産手続開始の決定、④定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生、⑤行政庁による解散命令により解散する(法 72 条 1 項)。また、①又は④により解散したときは、組合は解散の日から 2 週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない(法 72 条 2 項)。 ✓ 行政庁による解散命令は、組合が設立要件を欠くに至った場合に加え、行政庁の是正命令に違反した場合、又は正当な理由がないのに成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止している場合にも発し得る(法 86 条 1 項・2 項)。 ✓ 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、原則として理事が清算人となるが、総会で他人を選任することもできる(法 77 条)。また、解散及び清算については会社法等が準用されるため(法 78 条)、解散後も直ちに法人格が消滅するのではなく、清算の目的の範囲内において清算終了まで存続する建付けである。 ✓ さらに、商店街振興組合は登記を要する法人であるため(法 3 条 1 項)、合併、破産手続開始の決定等による場合を除き、解散したときは 2 週間以内に解散登記をし、清算が終了したときは終了の日から 2 週間以内に清算終了登記をしなければならない(組合等登記令 7 条、10 条)。
定量情報	法人数 ¹⁴⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2440(2024 年 3 月末時点)

¹⁴⁴ 商店街振興組合法に基づく申請・届出等(大阪市), <https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000644544.html>, (2026.3. 22)

¹⁴⁵ 商店街振興組合法に基づく申請・届出等(大阪市), <https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000644544.html>, (2026.3. 22)

¹⁴⁶ 全国中小企業団体中央会「中央会は組合づくりのパートナー 2025-2026 中小企業組合ガイドブック」, <https://www.chuokai.or.jp/contents/seido/guidebook/2025-2026/guidebook2025-2026.pdf>, (2026.2.20)

	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致：株式会社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 39 条)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合を設立するには、その組合員になろうとする 7 人以上の者が発起人となることを要する(法 34 条)。 ✓ 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む市町村等の区域を基礎とし、二以上の都府県の区域にまたがることはできない(法 6 条)。 ✓ 発起人は、定款を作成し、会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならず、当該公告は会議開催日の少なくとも 2 週間前までにしなければならない(法 35 条 1 項、2 項)。 ✓ 創立総会では、発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項を決定し、その議事は、組合員たる資格を有し、会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で決する(法 35 条 3 項、5 項)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令上は標準処理期間の規定はない。自治体が公表する標準処理期間では、例えば、さいたま市では商店街振興組合設立認可について 14 日とされている¹⁴⁷。
	登記事項 ¹⁴⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合は登記を要する法人であり、法 3 条 1 項により政令で定めるところにしたがって登記しなければならないが、同条 2 項により、登記を要する事項は登記後でなければ第三者に対抗することができない(法 3 条 1 項・2 項)。 ✓ 具体的には、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地において設立登記を行わなければならない(組合等登記令 2 条 1 項)。 ✓ 目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所・資格、存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又は事由のほか、商店街振興組合については、地区、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額を登記しなければならない(組合等登記令 2 条 2 項、別表(商店街振興組合・商店街振興組合連合会の項))。 ✓ これらの登記事項に変更が生じた場合は、原則として、2 週間以内に主たる事務所の所在地において変更登記を行わなければならない(組合等登記令 3 条 1 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制である。自治体(さいたま市)の審査基準¹⁴⁹では、法 36 条 2 項及び令 1 条に基づき、法 6 条・法 9 条の要件適合性、設立手続・定款・事業計画の適法性、必要な経営基盤の有無、関係団体との地区重複による支障の有無などを審査するとされている。

¹⁴⁷ さいたま市「申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間」,
https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/004/004/010/p018773_d/fil/kei1-12.pdf
(2026.3. 22)

¹⁴⁸ 主要な登記事項に限定して列挙している。

¹⁴⁹ さいたま市 前掲注 147)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動状況を確認する制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、総会及び理事会の議事録も備置き・閲覧の対象となるため、組合員及び組合の債権者は、業務取扱時間内に、これらの書類の閲覧又は謄写を請求することができる(法 52 条)。 ✓ 組合は、毎事業年度、決算関係書類及び事業報告書を作成し、決算関係書類を作成した時から 10 年間保存しなければならないため、活動状況や財務状況は、これらの書類を通じて事後的に確認することができる(法 53 条)。 ✓ また、組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に決算関係書類を行政庁に提出しなければならず、施行規則上もその提出様式が定められている(法 82 条 1 項、施行規則様式第 10)。 ✓ さらに、組合員は、その総数の 10 分の 1 以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあると認めるときは、行政庁に対して検査を請求することができ、行政庁はその請求があったときは当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない(法 81 条 1 項、2 項、施行規則 74 条)。 ✓ 組合は、毎事業年度ごとに決算関係書類を行政庁へ提出しなければならない(法 82 条)。また、行政庁は、報告徴収・検査・是正命令・解散命令という段階的な監督権限を有する(法 83 条～86 条)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公表情報・透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商店街振興組合は、政令で定めるところにより登記しなければならず、登記すべき事項は登記後でなければ第三者に対抗することができない。また、組合等登記令上、目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所・資格等に加え、商店街振興組合については地区、出資一口の金額及びその払込みの方法、出資の総口数及び払い込んだ出資の総額が登記事項とされる(法 3 条、組合等登記令 2 条、別表)。 ✓ 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、総会及び理事会の議事録も備置き・閲覧の対象となるため、組合員及び組合の債権者は、業務取扱時間内にこれらの書類の閲覧又は謄写を請求することができる(法 52 条)。 ✓ 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日から 2 週間前の日から 3 年間、従たる事務所に備え置かなければならず、これらの書類を通じて、少なくとも組合員等が事業活動及び財務状況を確認し得る制度となっている(法 53 条)。 ✓ また、組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならず、行政庁による外部的把握も予定されている(法 82 条)。 ✓ したがって、商店街振興組合については、一般公衆が直ちに把握できる情報としては登記事項が中心となる一方、内部情報についても、組合員又は債権者による閲覧請求制度及び行政庁への提出制度を通じて、一定の透明性が確保されているといえる(法 3 条、52 条、53 条、82 条)。

<p style="text-align: center;">B O 把 握 可 能 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:商店街振興組合の組合員は、各 1 個の議決権及び役員選挙権を有する(法 21 条 1 項)。このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界:商店街振興組合は登記を要するため、主たる事務所の所在地や代表権を有する者の氏名・住所・資格等については、公的登記から一定程度確認することができる(法 3 条、組合等登記令 2 条)。しかし、登記事項や外形的公表情報から直ちに把握できるのは基本情報が中心であり、個々の組合員の氏名や内部の議決形成、主要組合員と関係会社との取引・融資関係までが当然に公示されるわけではない。また、定款・規約・組合員名簿・議事録等は備置き及び閲覧請求の対象であるものの、少なくとも法文上、閲覧請求権者は組合員及び組合の債権者等であって、一般第三者に一律開放された制度ではない(法 52 条)。したがって、支配的影響力(出資・融資・取引その他の関係等)を有する者がいるかどうかは、主要組合員や関係事業者の実態に依存し、登記事項や通常の公表情報のみからは直接把握しにくい。 ✓ 把握の強み:他方で、商店街振興組合は、①地区自体が小売商業又はサービス業に属する事業者 30 人以上が近接して営業する地域を基礎とし(法 6 条)、②組合員資格者の 3 分の 2 以上が組合員となり、かつ総組合員の 2 分の 1 以上が小売商業又はサービス業者であることが必要であり(法 9 条)、③行政庁の設立認可を要する(法 36 条)。また、登記事項として主たる事務所所在地や代表権者が公示されるほか(法 3 条、組合等登記令 2 条)、定款・規約・組合員名簿等の備置き及び決算関係書類・事業報告書の作成・提出制度が置かれ(法 52 条、53 条、82 条)、さらに行政庁は報告徴収、検査、命令、解散命令を行い得る(法 83 条~86 条)。このため、行政当局や利害関係人の関与があれば、役員体制や組合の活動状況に一定程度アクセスし得る。
--	---

<22. 商工組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小企業団体の組織に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小企業者が協同して、指導等事業、共同経済事業(出資組合に限る。)を行うことにより、その営む事業の改善発達を図るとともに、国民経済の健全な発展に資すること¹⁵⁰。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工組合は、資格事業に関する指導及び教育、情報又は資料の収集及び提供、調査研究、これらに附随する事業を行うものとされる(法 17 条 1 項 1 号～4 号)。さらに、出資組合である商工組合は、上記に加え、生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査等の共同事業のほか、組合員に対する事業資金の貸付け(手形割引を含む。)や組合員のためにする債務保証等を行うことができる(法 17 条 2 項)。したがって、会社のように目的を自由に拡張できるわけではないが、業界改善目的の範囲内では、共同経済事業・情報提供・金融補完機能まで含み得るため、制度目的に限定された法人類型の中では比較的広い。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務大臣の認可(法 42 条)。 ✓ 商工組合を設立するには、その組合員になろうとする 4 人以上の中小企業者が発起人となる必要があり(法 41 条)、創立総会終了後遅滞なく、設立認可申請をしなければならない(法 42 条 1 項)。主務大臣は、①法 12 条の要件を備えていること、②設立手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと、③地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること、④法 17 条 2 項の事業を行う組合については必要な経営的基礎を有すること等を満たす場合に認可する(法 42 条 2 項)。
機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工組合には、少なくとも理事及び監事を置き、理事は 3 人以上、監事は 1 人以上であり、役員は総会において選挙又は選任される(法 47 条・中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)35 条)。 ✓ 理事会は全理事で組織され、理事会はその中から代表理事を選定し、代表理事は組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ✓ さらに、意思決定機関として総会が置かれ、毎事業年度 1 回の通常総会を開催し、必要に応じて臨時総会を招集するほか、一定数の組合員による招集請求も認められる(法 47 条・協同組合法 36 条の 5 第 2 項、同 36 条の 8 第 1 項、同 2 項、同 46 条、同 47 条 1 項・2 項、49 条)。 ✓ 組合員数が多い場合等には総代会を設けることができ、総代会は総会に代わる議決機関として機能する(法 47 条・協同組合法 55 条、55 条の 2)。 	

¹⁵⁰ 経済産業省東北経済産業局「中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度」,
https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kumiai/downloadfiles/seido2.pdf, (2026.3.1)

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工組合には、出資組合と非出資組合があり、定款には、少なくとも名称、事業、地区、事務所所在地、組合員資格、組合員の加入及び脱退並びに持分の譲渡に関する規定等を置かなければならない(法 43 条 1 号～5 号)。 ✓ 商工組合には、少なくとも理事及び監事が置かれ、理事は 3 人以上、監事は 1 人以上であり、役員は総会において選挙又は選任される(法47条・協同組合法 35 条)。また、理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実に職務を行う義務を負い、監事は理事の職務執行を監査する(法47条・協同組合法 36 条の 3)。 ✓ 商工組合は理事会を置かなければならず、理事会は全理事で組織され、総会の権限に属する事項を除き、業務執行に関する一切の事項を決定する(法47条・協同組合法 36 条の 5)。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決するのが原則であり(法47条・協同組合法 36 条の 6)、理事会の議事については議事録を作成しなければならない(法47条・法 36 条の 7)。また、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならず、代表理事が対外的代表権を担う(法 47 条・法 36 条の 8)。 ✓ 意思決定の中核となる総会については、通常総会を毎事業年度 1 回招集しなければならず(法 47 条・協同組合法 46 条)、必要に応じて臨時総会を開催することができる(法 47 条・法 47 条)。総会の招集は、原則として、会日の 10 日前までに、会議の目的である事項を示して行い、総会の招集は理事会が決定する(法 47 条・同法 49 条 1 項、2 項)。総会では、定款の変更、規約の設定・変更・廃止、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更等の重要事項を議決しなければならない(法 47 条・法 51 条)。 ✓ また、組合員数が多い場合には、総代会を設けることができ、総代会は、総会に代わる議決機関として機能する(法 47 条・協同組合法 55 条、55 条の 2)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は、各々 1 個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有するのが原則であり、出資組合であっても、出資口数比例の追加議決権を定款で認める場合、その総数は平等に与えられる議決権総数を超えることができない(法 36 条)。 ✓ 出資組合に加入しようとする者は、組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる払込み及び加入金の支払を了した時に組合員となり(法 37 条 1 項)、非出資組合では、組合の承諾を得た時に組合員となる(法 37 条 2 項)。非出資組合の組合員は、30 日前までの予告により脱退することができる(法 38 条 1 項)。したがって、議決権それ自体を独立の財産権として自由に売買・譲渡する制度は予定されず、組合員たる地位の取得・喪失又は持分承継に伴って議決権が移動する構造である。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務大臣は、法の施行に必要な限度で、商工組合に対し、業務又は経理の状況に関する報告を徴することができ(法 92 条)、必要な限度で立入検査を行うことができる(法 93 条)。 ✓ 商工組合等は、事業年度の最初の月の 15 日までに、前事業年度における組合員又は会員の異動等に関する報告書を提出しなければならない(施行規則 98 条)。また、主務大臣の権限の一部は都道府県知事が処理し得る(施行令 10 条、11 条)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工組合は、①総会の決議、②合併、③破産手続開始の決定、④定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生により解散し(法 47 条 3 項・協同組合法 62 条 1 項 1 号～4 号)、これとは別に、⑤主務大臣による解散命令によっても解散する(法 69 条 1 項・3 項)。主務大臣は、商工組合が法 12 条の要件を欠くに至ったと認めるときは法 69 条 1 項により、また、法 67 条の命令に違反したとき、地区・資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなると認めるとき、又は正当な理由がないのに成立の日から 1 年以内に事業を開始せず若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるときは法 69 条 3 項により、当該商工組合に対し解散を命ずることができる。 ✓ 総会の決議又は定款所定の存続期間の満了・解散事由の発生により解散したときは、解散の日から 2 週間以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない(法 47 条 3 項・協同組合法 62 条 2 項)。また、合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となるが、総会で他人を選任したときはその者が清算人となる(法 47 条 3 項・協同組合法 68 条 1 項)。 ✓ 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散等を除き、解散の日から 2 週間以内に解散の登記をし、清算が終了したときは、清算終了の日から 2 週間以内に清算終了の登記をしなければならない(組合等登記令 7 条、10 条)。
定量情報	法人数 ¹⁵¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1102(2024 年 3 月末時点)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:商工組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 47 条・協同組合法 30 条)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立要件としては、少なくとも、①4 人以上の中小企業者が発起人であること(法 41 条)、②組合員資格者の 2 分の 1 以上が組合員となること(法 12 条 1 項)、③設立認可要件を満たすこと(法 42 条 2 項)が必要。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令上、全国一律の標準処理期間は置かれていない。標準処理期間は都道府県によって異なり、三重県は、法 42 条 1 項に基づく商工組合及び商工組合連合会の設立認可について、標準処理期間を 15 日程度¹⁵²としている。一方で、愛知県は、標準処理期間を 40 日程度¹⁵³としている。

¹⁵¹ 全国中小企業団体中央会「中央会は組合づくりのパートナー2025-2026 中小企業組合ガイドブック」,
<https://www.chuokai.or.jp/contents/seido/guidebook/2025-2026/guidebook2025-2026.pdf>,(2026.2.20)

¹⁵² 三重県「商工組合及び商工組合連合会の設立の認可」,
<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOHSEI/000071145.htm>,(2026.3.19)

¹⁵³ 愛知県「商工組合及び商工組合連合会の設立の認可」,
<https://www.pref.aichi.jp/site/gyoute/8902.html>,(2026.3.19)

	<p style="text-align: center;">登記事項¹⁵⁴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工組合は、主たる事務所の所在地において設立登記をしなければならず(法48条)、登記については法 54 条により協同組合法の登記規定が準用される。さらに、設立登記は、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から 2 週間以内にしなければならない(組合等登記令 2 条 1 項)。 ✓ 目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所・資格等が登記事項となる(組合等登記令 2 条 2 項)。したがって、登記事項証明書により、外形的な基本情報と代表者情報は把握可能である。
	<p style="text-align: center;">審査の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制を採用。法 42 条 2 項は、法 12 条の要件、設立手続・定款・事業計画の適法性、地区・資格事業の種類その他の構成の相当性、必要な経営的基礎の有無等を認可要件として定める。
<p style="text-align: center;">活動状況を確認する制度</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活動状況の確認手段としては、毎事業年度の組合員又は会員の異動報告(施行規則 98 条)、主務大臣による報告徴収及び立入検査(法 92 条、93 条)、設立・代表者変更等についての登記(法 48 条、54 条、組合等登記令 2 条、6 条)がある。 ✓ また、要件喪失や命令違反等の場合には解散命令があり得る(法 69 条)。したがって、組合の継続的な活動実態を一定程度追跡できる制度構造を有する。
<p style="text-align: center;">公表情報・透明性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部から把握できる法定公表情報の中心は、登記事項証明書で確認できる基本属性及び代表者情報である(法 48 条、54 条、組合等登記令 2 条)。したがって、透明性は、登記による外形把握は比較的明確であるが、内部財務や組合員構成の詳細が一般公衆に当然に広く公開されてはいない。
<p style="text-align: center;">BO把握可能性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工組合は、法 36 条により各組合員 1 個の議決権及び選挙権を原則とし、出資組合でも追加議決権総数は平等に与えられる議決権総数を超えられないため、株式会社のような典型的資本多数決法人ではない。 ✓ このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。

¹⁵⁴ 主要な登記事項に限定して列挙している。

<23. 商工会議所>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資すること(法 6 条)。 ✓ 政府会議での意見や与党・国会議員への働きかけといった政策提言活動を中心に、現場で直接的に中小企業・地域を支える各地商工会議所のサポートや海外との民間経済交流、検定試験を通じた産業人材の育成などを行う¹⁵⁵。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所の事業は、意見の公表・建議、行政庁等への答申、商工業に関する調査研究、情報・資料の収集及び刊行、証明・鑑定・検査、講演会・講習会、共進会・博覧会等の開催、商工業に関する施設の設置・維持・運用などである(法 9 条各号)。したがって、一般の営利法人のように目的を自由に拡張できる類型ではない一方、地区内商工業全体を対象とするため、対象業種は広く、地域経済支援・証明・調査・提言・人材育成まで目的に含められる点で制度上の活動範囲は相当程度広いものといえる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済産業大臣による認可(法 27 条 1 項)。 その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すると認められなければならない(同条 2 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所には、役員として会頭 1 人、副会頭 4 人以内、専務理事 1 人、常議員(議員の定数の 3 分の 1 以内)、監事 2 人又は 3 人を置き、さらに理事 4 人以内を置くことができる(法 32 条)。会頭は商工会議所を代表し所務を総理し、副会頭は会頭を補佐し、専務理事は所務を掌理し、監事は業務及び経理を監査する(法 33 条 5 項)。なお、監事は会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員を兼ねることができない(法 34 条)。 ✓ 意思決定機関として議員総会が置かれ、議員定数は 30 人以上 150 人以内である(法 41 条、42 条)。議員は、①会員及び会員以外の特定商工業者の投票により会員のうちから選挙される議員、②部会が部会員のうちから選任する議員、③前二者のほか定款の定めにより会員のうちから選任する議員、の三類型で構成され、その比率は、①50%以上、②35%以下、③15%以下とされている(法 41 条、施行令 6 条 1 項)。さらに、商工会議所には、会員の主要事業の種類ごとに部会を置き(法 54 条)、必要に応じて委員会を設けることができ(法 55 条)、事務局を置く(法 56 条)。
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会員資格は、原則としてその地区内において引き続き 6 ヶ月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者である(法 15 条 1 項)。加入は、承諾を得て入会金及び会費を納めた時に成立し(法 16 条)、会費の納入義務がある(法 18 条)。会費の滞納等がある場合には過怠金賦課や権利停止があり得る(法 19 条、20 条)。また、任意脱退は事業年度末の 60 日前までの予告を要し(法 21 条)、定款違反等がある場合には除名も可能である(法 22 条)。 ✓ 議員総会は、毎事業年度内に少なくとも 1 回通常議員総会を招集しなければならない、必要に応じて臨時議員総会も招集できる。総議員の 5 分の 1 以上による招集請求制度もある。また、議員総会招集に際しては、少なくとも会日の 7 日前までに、議題、日時及び場所を各議員に通知しなければならない(法 45 条)。議員総会では、定款変更、解散、合併、会費、事業計画及び収支予算、決算関係事項等の重要事項が議決される(法 46 条)。さらに、常議員会には、議員総会に提案すべき事項や緊急事項等が付議される(法 52 条)。 	

¹⁵⁵ 日本商工会議所「日本商工会議所とは」, <https://www.jcci.or.jp/about/jcci/>, (2026.2.28)

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会員は、表決権、選挙権及び被選挙権を有し、その表決権及び選挙権は各々1個である(法17条1項)。また、あらかじめ通知のあった事項については、書面又は代理人をもって表決権又は選挙権を行使することができ、定款の定めがあれば電磁的方法による行使も可能である(法17条2項、3項、5項)。会員以外の特定商工業者については、法41条2項1号の議員の選挙に限って、各1個の選挙権が与えられる(法23条1項)。 ✓ さらに、議員総会においては議員の表決権又は選挙権は各々1個であり(法48条3項)、常議員会においては常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)の表決権は各々1個である(法51条4項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:経済産業省。 ✓ 届出・報告義務:経済産業大臣に対する定款変更の届出義務(法46条5項)や、収支決算・事業の状況等の報告義務(法57条)がある。 ✓ 検査・警告権限:経済産業大臣は、商工会議所の業務の状況等の検査をさせることができ(法58条1項)、法令定款違反等が認められる場合は警告を発することでき、それでもなお従わない場合は、業務の一部の停止や設立認可の取消しも可能(法59条1項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所は、議員総会の決議、合併、破産手続開始の決定、設立認可の取消しによって解散する(法60条1項)。議員総会による解散は、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じない(法60条2項・3項)。 ✓ 解散後は清算手続に入り、解散した商工会議所は清算の目的の範囲内でなお存続する(法60条の9)。清算人は、解散事由に応じて就任し、財産処分方法を定め、議員総会の決議を得て経済産業大臣の認可を受けなければならない(法61条、62条)。残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない(法62条3項)。
定量情報	法人数 ¹⁵⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 515(2026年2月20日時点)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法30条)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款、事業計画、収支予算の作成 ✓ 創立総会決議 ✓ 特定商工業者の過半数の同意(法26条) ✓ 経済産業大臣による認可(法27条) ✓ 設立要件としては、少なくとも、①会員資格者30人以上が発起人であること、②創立総会を経ること、③地区・会員資格・事業・議員定数・役員定数・会費・負担金・公告方法等を記載した定款を作成すること、④設立認可要件(地区要件、経済的基礎等)を満たすこと、が必要である(法24条、25条、27条)。創立総会の議事は、会員資格者で、その会日までに会員となる旨を申し出た者の半数以上が出席し、その出席者の3分の2以上で決する(法24条6項)。 ✓ 設立認可申請は、申請書に、少なくとも、設立趣意書、定款、事業計画書、収支予算書、発起人が会員資格を有することを証する書面、創立総会の公告・周知が法24条3項にしたがって行われたことを証する書面、創立総会議事録の謄本、会員となるべき者及び議員となるべき者の名簿、役員たるべき者及び主要職員の氏名・住所・履歴書等を添付して行う(施行規則5条)。

¹⁵⁶ 日本商工会議所「商工会議所検索」,<https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch>, (2026.2.20)

	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款、事業計画、収支予算作成(創立総会の 15 日前までに)→公告→創立総会決議→過半数の同意(遅滞なく)→設立認可(遅滞なく)。 ✓ 法令上、設立までには、少なくとも、創立総会に先立つ公告・周知期間を要し(施行規則 5 条関係)、経済産業大臣の処分に係る標準処理期間では、法 27 条 1 項に基づく商工会議所の設立認可について、オンライン申請で 30 日、その他の申請で 60 日とされている¹⁵⁷。 ✓ また、設立認可後は 2 週間以内に設立登記をしなければならない(法 30 条、組合等登記令 2 条)。
	登記事項 ¹⁵⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所等は、設立、従たる事務所の新設、事務所移転、解散、合併、清算人の就任、清算終了等の場合に登記をしなければならず、これらの事項は登記の後でなければ第三者に対抗できない(法 5 条)。また、商工会議所は主たる事務所所在地における設立登記によって成立する(法 30 条)。 ✓ 設立登記の一般事項は組合等登記令 2 条に従い、目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所・資格、存続期間又は解散事由(定めがある場合)等が登記事項となる。また、組合等登記令別表上、商工会議所については「地区」が追加的登記事項とされている。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義を採用。認可申請に当たっては、役員及び主たる職員たるべき者の略歴を記載した書面も提出する必要がある(同法施行規則 5 条 9 号)。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工業者法定台帳制度:商工会議所は、成立の日から 1 年以内に特定商工業者の法定台帳を作成し(法 10 条)、会員又は会員以外の特定商工業者は、一定の範囲でその関係書類の閲覧を求めることができる(法 11 条)。 ✓ 閲覧制度:定款・規約・議員総会議事録の備付け及び閲覧制度がある(法 38 条)。また、決算関係書類の備付け及び閲覧制度もあり、会頭は通常議員総会の会日の 1 週間前までに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、主たる事務所に備え置かなければならず、会員又は会員以外の特定商工業者は閲覧を求めることができる(法 39 条)。さらに、総会員の 10 分の 1 以上の同意による会計帳簿等の閲覧請求制度があり、会頭は正当な理由がなくこれを拒めない(法 40 条)。 ✓ 行政に対しては、毎事業年度終了後の経済産業大臣への報告(法 57 条)及び報告徴収・立入検査(法 58 条)があり、必要に応じて警告・命令(法 59 条)も可能である。
公表情報・透明性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般公衆に対する公表情報の中心は、まず登記事項証明書である。これにより、名称、地区、主たる事務所所在地、代表権者、事業の外形等を確認できる。 ✓ 他方、法定台帳、定款・規約、議員総会議事録、決算関係書類等は、少なくとも法文上、会員又は会員以外の特定商工業者の閲覧を予定するものであって、広く一般公衆向けの法定ウェブ公表が網羅的に義務付けられている類型ではない。 ✓ したがって、透明性は、行政及び内部利害関係者に対しては確保されているが、一般公衆向けには限定的である。

¹⁵⁷ 経済産業省「(別表)経済産業大臣の処分に係る標準処理期間」,
<https://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/hyoujyunshorikikan.pdf>, (2026. 3.20)

¹⁵⁸ 主要な登記事項に限定して列挙している。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">BO把握可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所は、資本多数決の原則を採る法人ではない。会員は原則として各 1 個の表決権・選挙権等を有し(法 17 条)、会員以外の特定商工業者にも一部の選挙権が認められ、議員総会も人的代表制で構成される(法 23 条、法 41 条、法 50 条)。したがって、犯収法上の「議決権 25%超」基準そのまま実質的支配者を把握することは難しい。 ✓ 資本多数決の原則を採らない法人では、①収益総額の 25%超の配当を受ける自然人、②出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的影響力を有する自然人、③それらがいない場合の法人を代表し、その業務を執行する自然人、という順で実質的支配者を把握する。商工会議所については、残余財産は構成員に分配されず公益目的類似団体等へ帰属させる必要があるため(法62条3項)、少なくとも収益の配当又は財産の分配を受ける権利などを手掛かりに自然人の実質的支配者を把握することは通常想定しにくい。また、代表者については、公開情報からは会頭その他代表権者は登記で把握できる一方、代表者以外に「取引関係・資金関係等を通じて支配的影響力を有する自然人」がいるかは、公表情報だけでは把握しにくい。したがって、BO 把握可能性は、代表者レベルでは比較的高いが、代表者以外の実質的支配者については限定的である。
--	---

<24. 防災街区計画整備組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の一団の土地について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたものを含む。)を有する者が協同して当該一団の土地の区域内の各街区を防災街区として整備する(法40条)¹⁵⁹。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 計画整備組合は、法40条の目的を達成するため、その地区内において、①土地の区画形質の変更及びこれに併せて整備することが必要な公共施設の整備、②耐火建築物等又は準耐火建築物等の建築、賃貸その他の管理又は譲渡、③①②の事業に附帯する事業のうち、促進地区内防災街区整備地区計画に適合するものを行う(法45条)。 ✓ ①～③の各事業を、防災街区整備事業、土地区画整理事業、第一種市街地再開発事業として実施する場合、各事業の施行者とみなされる(法45条の2、法46条、法47条) ✓ 「防災街区整備事業」は、密集市街地において、特定防災機能の確保と土地の合理的・健全な利用を図るために、この法律にしたがって行う①建築物及び敷地の整備、②防災公共施設その他の公共施設の整備、③これらに附帯する事業に限定される(法2条5号)。 ✓ 計画整備組合は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならず(法43条)、事業内容の範囲は狭い。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要(法93条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会、理事、監事が必要的機関(法63条1号、法64条1項)。 ✓ 参事及び会計主任が任意的機関であり、事務所において事務を行う(法76条)。 ✓ 組合員名簿、総会の議事録並びに事業報告書、収支決算書及び財産目録を備え付けておく必要がある(法72条、法73条)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款・事業基本方針の変更、規約の設定、変更又は廃止、毎事業年度の事業計画の設定又は変更、経費の賦課及び徴収の方法、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案について、総会の決議が必要(法78条)。 ✓ 組合員全員による1人1票制の総会を最高意思決定機関とし、選出された理事の過半数で業務を決定し(法66条の2)、理事が計画整備組合を代表する(法66条の3)。

¹⁵⁹ 国土交通省「防災街区整備事業」,
https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000062.html, (2026.3.11)

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権は、地区内の宅地所有者や借地権者の地位に付随するものであり、原則として 1 人 1 票である(法51条1項)。議決権単独の譲渡は認められず(法50条2項、48条)、土地や借地権の売買等に伴って新たな権利者に承継される。 ✓ 理事は、計画整備組合の全ての業務について、計画整備組合を代表し(法66条の3)、計画整備組合の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数で決定される(法66条の2)。さらに、理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる(法66条の5)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:都道府県知事。 ✓ 届出義務:土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない(法33条1項)。怠った場合、30万円以下の罰金が科される(法320条3号)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次に掲げる事由によって解散する(法97条1項) <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会の決議 2. 計画整備組合の合併 3. 計画整備組合についての破産手続開始の決定 4. 定款で定める存立時期の満了 5. 計画整備組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき等による解散命令事由(法108条)の規定による解散の命令 ✓ 解散の決議の効力発生には、都道府県知事の認可が必要(同条2項)
定量情報	法人数 ¹⁶⁰	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 14 地区(東京都の場合)。
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数と一致:計画整備組合は、政令で定めるところにより、登記が義務付けられている(法44条1項)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款、事業基本方針、事業計画、認可申請書(発起人が促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書面、定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決を経る必要があるところ、創立総会の議決を経たことを証する書面、計画整備組合の地区の面積を記載した書面、計画整備組合の地区の概況図、創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを決する必要があるところ、設立の同意を申し出た者の氏名又は名称並びにこれらの者が計画整備組合の地区内の土地について有する権利の種類及び当該権利の目的となる土地の面積を記載した書面を添付)(施行規則42条)。

¹⁶⁰ 東京都不燃化ポータルサイト「東京都都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課「防災街区整備事業」, <https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/initiatives/disaster-prevention-block/>,(2026.3.2)

	所要時間 ¹⁶¹	✓ 90日(大阪府)。
	登記事項	✓ 地区、出資一口の金額及びその払込みの方法、出資の総口数及び払い込んだ出資の総額、公告の方法(法 44 条 1 項・組合等登記令別表)。
	審査の有無	✓ 許可主義。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務:防災街区整備地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない(法 33 条 1 項)。さらに、清算が終了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法 103 条の 6)。 ✓ 定款、決算関係書類等の提出、備付け及び閲覧:理事は、定款、事業基本方針及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない(法 72 条)。さらに、理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならず(法 73 条 1 項)、組合員及び計画整備組合の債権者は、かかる書類の閲覧を求めることができる(同条 2 項)。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地区名、概要、計画の内容、主な経緯及び予定等が公表される(東京都の場合)¹⁶²。上記のように、定款、組合員名簿、総会の議事録、事業報告書、収支決算書及び財産目録等を備え付けておく必要がある(法 72 条、73 条)。 	
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 防災街区整備組合は、設立段階から行政の認可を要し、運営においても審査員の関与が義務付けられているため、犯収法の趣旨に照らしても「不透明な支配者」が介在する余地は極めて低く、法令上の書類により BO の把握は完結する。 	

¹⁶¹ 大阪府「計画整備組合の設立の認可」,
https://www.pref.osaka.lg.jp/shinsa/o140040/shinsa_000207.html,(2026.03.20)

¹⁶² 東京都不燃化ポータルサイト・前注 160)

<25. 敷地分割組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マンションの建替え等の円滑化に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ この法律は、マンション建替事業、除却する必要があるマンションに係る特別の措置、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業について定めることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 敷地分割組合が行える中心的な事業は、円滑化法上の「敷地分割事業」(法2条1項12号)であり、同事業は敷地分割組合が実施できると規定(法164条)。 ✓ 制度趣旨としては、団地型マンションで、民法上の共有物分割(原則は共有者全員の合意が必要)によらず、法上の「敷地分割決議」により一定多数決で敷地分割を可能にする点に特徴がある(法115条の4)。 ✓ 敷地分割組合の設立認可においては、敷地分割が「特定要除却認定マンション」の除却のために必要であること等が審査対象(法171条)。したがって、事業の対象・目的は、一般の営利活動のように広いものではなく、老朽マンション等の再生に向けた敷地分割とそれに付随する手続に実質的に限定される。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 敷地分割組合は、敷地分割合意者が五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより都道府県知事等の認可を受けて設立する(法168条1項)。 ✓ 認可申請に際しては、分割実施敷地となるべき土地について法168条2項の同意を得たことを証する書類等、施行規則79条1項所定の添付書類を提出する(同法施行規則79条1項)。 ✓ 都道府県知事等は、法171条所定の基準に適合すると認めるときは、設立を認可しなければならない(法171条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必置機関(役員):理事3人以上・監事2人以上を置く。理事長は理事の互選により選任される(法175条)。 ✓ 役員任期:理事・監事の任期は3年以内(再任可)(法22条1項)。 ✓ 総会:重要事項は総会決議で行う(定款変更、事業計画変更等は認可・特別議決が問題となる)。また、代理人出席(委任状)が予定されるが、代理人が5人以上の組合員を代理することはできない(法33条6項)。 ✓ 総代会:組合員数が多数となる場合等に総代会を設ける制度が予定され、特別議決事項(政令で定める重要事項)として、経費分担等に係る定款変更、総代会の新設・廃止等が例示されている(法31条以下)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、特定団地建物所有者により構成される(法174条1項)。 ✓ 役員として理事3人以上、監事2人以上を置き(法175条1項)、理事の中から理事長を選出(法175条)。 ✓ 意思決定は原則として総会で行い(法177条)、必要に応じて総代会(代表者会議)を設けることができる(法180条2項、法181条)。 ✓ 敷地権利変換計画等の重要局面では、審査委員の関与が制度上想定されている(法185条、法198条)。

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 敷地分割決議(組合設立前段階)における議決権 敷地分割決議は、区分所有者等の 4/5 以上+議決権の 4/5 以上で成立する(法 115 条の 4 第 1 項)。 この段階の議決権は、原則として敷地又は借地権の共有持分の割合によって定まる(法 115 条の 4 第 2 項)。 ✓ 敷地分割組合(設立後)における議決権 敷地権利変換計画の決定など、組合内部の総会決議については、組合員各 1 個の議決権を前提に議決(法 177 条 7 号、法 178 条)。 ✓ 譲渡(移転)との関係 議決権を単独で売買・譲渡する制度は通常想定されず、(敷地分割決議段階では)区分所有権・敷地利用権等の帰属に応じて議決権が割り当てられ、(組合設立後は)組合員としての地位に付随して議決権が付与される構造と整理される(法 115 条の 4 第 2 項、法 177 条)。 さらに、敷地権利変換手続開始の登記がされた後は、分割実施敷地に関する権利処分に組合の承認が必要となり(法 189 条 2 項)、権利移転に一定の統制がかかる。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:都道府県知事。 ✓ 都道府県知事等は、敷地分割事業の適正な実施を確保するため、組合に対し必要な指示をし、報告を求め、又はその職員に立入検査をさせることができる(法 213 条、214 条)。 ✓ 都道府県知事等は、組合が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又は事業計画にしたがって事業を施行していないと認めるときは、必要な措置を命ずることができる(法 213 条)。 ✓ 都道府県知事等は、組合の設立認可をしたときは、その旨を公告する(法 173 条)。 ✓ 理事長の氏名及び住所等は、都道府県知事等に届け出なければならない、都道府県知事等はその旨を公告する(法 175 条 3 項により準用する法 25 条 1 項、2 項)。 ✓ 組合は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、敷地分割事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる(法 216 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、設立認可の取消し、総会の議決、事業の完了又は破産手続開始の決定その他法定事由により解散する(法 186 条 1 項)。 ✓ 組合が総会の議決又は事業の完了若しくはその完了の不能により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより都道府県知事等の認可を受けなければならない(法 186 条 4 項)。 ✓ 都道府県知事等は、解散の認可をしたとき又は設立認可の取消しをしたときは、その旨を公告する(法 186 条 5 項)。 ✓ 解散した組合は清算の目的の範囲内において清算終了まで存続するものとみなされ、清算人は原則として理事が就任し、必要があるときは裁判所が利害関係人等の請求又は職権で清算人を選任・解任することができる(法 187 条、同条により準用する法 38 条の 2、法 39 条、法 39 条の 2、法 39 条の 3)。 ✓ 清算人は、現務終了、債権取立て及び債務弁済並びに残余財産引渡し等の清算事務を行う権限を有し、就任後遅滞なく財産目録を作成し、財産処分方法を定めて総会の承認を受けなければならない(法 187 条、同条により準用する法 39 条の 4、法 40 条)。 ✓ 清算人は、清算事務が終わったときは決算報告書を作成し、総会の承認を受け、都道府県知事等の認可を受けなければならない(法 42 条、法 187 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 0(2022~2023年年度に限定)¹⁶³ ※2022年 4 月施行

¹⁶³ 国土交通省「令和 7 年度税制改正要望事項(4-7)」,
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/request/mlit/07y_mlitt_k.pdf,
(2026. 3.3)

	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:敷地分割組合は、設立登記を要する(組合等登記令 2 条 1 項)。
設立 手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 要件:敷地分割合意者五人以上が共同して定款及び事業計画を定め、設立認可を申請する(法 168 条 1 項)。 ✓ 添付書類:定款、事業計画、敷地分割合意者であることを証する書類、法 168 条 2 項の同意を得たことを証する書類及び敷地分割決議の内容を記載した書類等を提出する(施行規則 79 条 1 項)。 ✓ 定款記載事項:組合の名称、団地の名称及び所在地、事務所の所在地、経費分担、役員の数・任期・選任方法、総会(総代会を設けるときは総代・総代会)、事業年度、公告の方法等を記載する(法 166 条)。 ✓ 名称:組合は、その名称中に「敷地分割組合」という文字を用いなければならないが、組合でない者は当該文字を名称中に用いることができない(法 167 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準処理期間は、60 日とする都道府県も存在する(例:愛知県)¹⁶⁴。
	登記事項 ¹⁶⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手続開始等の登記 組合は、組合設立認可の公告があったときは、遅滞なく、敷地権利変換手続開始の登記を申請しなければならない(法 189 条 1 項)。 ✓ 分筆登記等 敷地分割線に応じた分筆登記等について、敷地分割組合は、必要があるときは所有者に代わって分筆登記を申請できる(法 209 条)。 ✓ 敷地権利変換の登記 都道府県知事等の認可を受けた敷地権利変換計画に基づき、敷地権利変換期日に権利関係が一斉に変動し(法 201 条)、その後、組合は敷地権利変換後の土地・権利について必要な登記(敷地権利変換の登記)を申請しなければならない(法 204 条)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立は都道府県知事等の認可事項であり、申請に対し法 171 条所定の基準に基づく実体審査が行われる(法 171 条)。

¹⁶⁴ 愛知県行政手続情報案内システム,
<https://www.pref.aichi.jp/site/gyoute/20280.html>, (2026.3.2)

¹⁶⁵ 主要な登記事項に限定して列挙している。法務省「登記事項の作成例一覧」,
<https://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50-01.html>, (2026.2.27)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動状況を確認する制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政の認可・公告 設立には都道府県知事等の認可が必要で(法 168 条)、事業計画等は縦覧手続等を経る建付け(法 169 条、法 170 条)。また、認可の際には一定の認可基準充足が求められ(法 171 条)、認可は公告される(法 173 条)。これらにより、少なくとも「組合が成立しているか」「どの段階か」を行政手続・公告から追える構造となっている。 ✓ 書類の備付け・閲覧 組合は、定款、組合員名簿、総会議事録、決算関係書類等を事務所に備え付ける(法 211 条 1 項)。この備付書類により、少なくとも組合員等は組合運営・活動状況(決議・会計等)を確認できる。 ✓ 計画認可後の公告・通知 敷地権利変換計画(又は変更)の認可・軽微変更時には、組合は公告及び関係権利者への通知を要し(法 199 条 1 項)、敷地権利変換に関する処分はこの通知をもって行うとされます(法 199 条 2 項)。また登記所への通知義務もある(法 200 条)。 ✓ 監督・是正(行政監督) 都道府県知事等は、組合の業務が適正に行われるよう指示できる(法 214 条)。さらに、運営が著しく不適切な場合等には、認可取消し等の監督措置が予定されている(法 214 条 4 項)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公表情報・透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県知事等は、組合の設立認可、解散認可等について公告を行う(法 173 条、法 186 条 5 項)。 ✓ 理事長の氏名及び住所等は届出対象であり、都道府県知事等はその旨を公告する(法 175 条 3 項により準用する法 25 条)。 ✓ 他方、組合員名簿、事業計画の詳細、評価資料等は、原則として公表対象とならず、第三者が当然に閲覧できる制度はない。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">悪用事例・脆弱性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 悪用事例は不見当。 ✓ 敷地分割組合は、特定の団地型マンションに係る敷地分割事業の施行主体として設けられるため、目的外利用が困難である。 ✓ もっとも、法人格を有し、資金の受払・不動産取引を行い得ることから、設立時及び事業実施過程において、関係者・資金の透明性確保が重要である。 ✓ 国土交通省による施行状況調査(2024 年 7 月実施)では、敷地分割事業の実績は 0 件(令和 4~5 年度)である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">BO把握可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:敷地分割組合は株式・持分を有する法人ではないため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界:組合員名簿等の内部書類は公開されないため、外部から犯収法基準に沿って実質的支配者を特定することは容易ではない。 ✓ 把握の強み:敷地分割組合は、設立認可申請時に敷地分割合意者等に関する資料を都道府県知事等へ提出し、また理事長の氏名及び住所等の届出・公告が行われるため、行政庁において一定範囲の関係者情報を把握し得る(施行規則 79 条 1 項、法 25 条・法 175 条 3 項)。

<26. 信託財産>

制度の骨格	根拠法令	✓ 信託法
	設立目的 ¹⁶⁶	✓ 自由に設定可能(例:①民事上の信託:子供の教育費の支援、結婚・出産に関する費用の支援、死亡後、配偶者や子供への財産の承継・管理等、②商事信託:従業員のための年金や財産形成、企業の資金調達・資産運用の手段等、③公益信託:社会福祉・環境保全、福祉活動を行う団体の応援等)。
	事業内容の広狭	✓ 法人ではなく、固有の事業を持たない。ただし、特定の事業を信託の対象とする事業信託を設定することや信託財産を利用・処分して事業を実施することができ、信託財産は自由に設定できる(特定の資産管理や証券化を目的とする特定目的型信託は、事業内容及び関係先が限定的である。一方、事業信託や、多角的な投資を行う包括型信託の場合、事業内容及び関係先は通常の事業会社と同等、あるいはそれ以上に広範となる。)
	許認可	✓ 不要。ただし、信託業(信託の引受けを行う営業)(信託業法 2 条 1 項)を営む場合には内閣総理大臣の免許が必要(信託業法 3 条)。
	機関連計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 委託者(成立時には必要だが、成立後は任意的。) ✓ 受託者(信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者(法 2 条 5 項。))(必要的) ✓ 受益者(原則必要的、例外として、慈善などの特定の目的のために設定される信託では、必要的ではない。) <p>※自己信託(法 3 条第 3 号)の場合、委託者、受託者は同一人であり、必要的。受益者は、原則必要的、例外として、特定の受益者を定めない目的信託として設定した場合は、必要的ではない。</p>
	組織運営	✓ 受託者が信託財産の所有権を保有し、管理・処分権限を有する(法 2 条 5 項、法 26 条)。
	議決権の取得・譲渡	✓ 該当なし。

¹⁶⁶ 信託協会「信託の種類」, <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/type/>, (2026.3.20)

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 民事上の信託:なし(裁判所は、受託者の任務違反により、信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、受託者の解任に介入する(法 58 条 4 項)。) 商事信託:金融庁¹⁶⁷ 公益信託:当該事業の目的を所管する大臣 ✓ 届出義務:民事上の信託:なし 商事信託:商号等免許を受けた事項に変更が生じた際は届出義務あり(信託業法 12 条 1 項、法 4 条 1 項)。 公益信託:信託の変更等について届出の義務がある(公益信託に関する法律 14 条 1 項、法 12 条 1 項但書)。 ✓ 限定責任信託の事務処理地に変更があったとき(法 233 条 1 項、2 項)、限定責任信託が終了したとき(法 235 条)は 2 週間以内に、変更/終了の登記をしなければならない。 ✓ 受託者は、公告・通知義務等の懈怠により、100 万円以下の過料(法 270 条)の制裁を受ける。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人格を有さず、解散や清算の制度はない。
定量情報	法人数 ¹⁶⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人ではない。 (参考:民事上の信託の場合) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺言代用信託:26万 7129 件(2025 年 9 月末までの新規受託件数の累計) ➤ 教育資金贈与信託(累計):27万 7366 件(2025 年 9 月末時点) ➤ 結婚・子育て支援信託(累計):8160 件(2025 年 9 月末時点)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人ではない。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託契約の方法により、効力発生の方法も異なる(法 3 条、4 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。

¹⁶⁷ 金融庁「信託会社等に関する総合的な監督指針 2025 年6月」

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/shintaku/index.html>,(2026.3.2)

¹⁶⁸ 一般社団法人信託協会ニュースリリース「信託財産総額は1,800兆円を突破(信託の受託概況(令和7年3月末現在))」5 頁、7~8 頁、

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202507/NR20250708.pdf>,(2026.2.27)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">登記事項¹⁶⁹</p>	<p>✓ 限定責任信託(信託行為においてその全ての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託)の場合(法232条): 信託の目的、信託の名称、受託者の氏名又は名称及び住所、信託の事務処理地等。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の有無</p>	<p>✓ 信託業の場合は、免許が必要であり、許可主義であるが、家族、民事等の一般の信託の場合は、審査はない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動状況を確認する制度</p>	<p>✓ 信託財産状況の報告:信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成する必要がある(法37条1項)、受益者は、受託者に対し、請求の理由を明らかにして書類の閲覧又は謄写を請求できる(法38条1項1号)。 ✓ 登記照会¹⁷⁰:委託者・受託者・受益者の氏名(又は名称)・住所、受益者の指定に関する条件など、信託管理人の氏名(又は名称)・住所、受益者代理人の氏名(又は名称)・住所等。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公表情報・透明性</p>	<p>✓ 受託者は、毎年1回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成し、受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人)に報告しなければならない(法37条2項、3項)。 ✓ 受託者は、受益者の請求に応じて信託に関する書類を閲覧・謄写させる義務を負う(法38条1項)。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">BO把握可能性</p>	<p>✓ 信託財産はそれ自体法人格を持たないため、実質的支配者等の特定方法が限定的である。不動産を信託財産とする場合は、登記事項証明書の「信託目録」を確認する等、他法令や制度との照合を行う。</p>

¹⁶⁹ 主要な登記事項(法232条)。

¹⁷⁰ 信託協会「信託の公示」,

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/more/advertisement.html>,(2026.3.20)

<27. 相続財産法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 放置された遺産の適正な管理・清算、債権者への弁済、最終的な国庫帰属手続を円滑に行い、財産の無主化を防ぐ¹⁷¹。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続財産法人は、相続人の存否が不明な場合に法律上当然に成立する(民法 951 条)。相続財産法人あくまで「清算」を目的とした時限的な主体であり、その事業範囲は限定的である。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要(民法 951 条により、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は自動的に法人となる。)
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 清算人が必要的機関。 ✓ 相続財産法人には、議決権を持つ主体等おらず、清算人が相続財産を管理する。かかる清算人は利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所により選任される(法 952 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所により相続財産の清算人が選任され(法 952 条 1 項)、財産目録の作成(法 27 条 1 項、法 953 条)、保存行為、改良行為の権限を有する(法 28 条、法 103 条、法 953 条)。 ※選任からの流れ ✓ 家庭裁判所へ「相続財産清算人選任の審判」の申し立て(法 952 条 1 項) ✓ 相続財産清算人の選任 ✓ 相続人搜索の公告(法 952 条 2 項) ✓ (相続人が現れた場合、財産は相続人に引き継がれる。現れなかった場合は、4.以降の手続に進む。) ✓ 債権者・受遺者に対する公告(法 957 条 1 項) ✓ 債務の弁済(法 957 条 2 項) ✓ 特別縁故者への分与(法 958 条の 2) ✓ 特別縁故者は、家庭裁判所に「特別縁故者に対する相続財産分与の審判」を申し立てることで、債務の弁済後に残った財産の一部又は全部を受け取れる可能性がある。 ✓ 国庫帰属(法 959 条) ✓ 特別縁故者への分与後も財産が残っている場合は、国庫に帰属(国のものになる。)

¹⁷¹ 財務省「国庫に帰属する不動産等の取扱いについて」、2-3 頁、
https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20201214-3992-14.pdf, (2026.3.22)

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続財産法人の議決権行使については、家庭裁判所によって選任された相続財産清算人が清算目的の範囲で権限を行使する。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:家庭裁判所。 ✓ 報告義務:相続財産の清算人は、家庭裁判所に相続財産の状況を報告しなければならない(家事事件手続規則 82 条、112 条)。怠った場合、清算人の解任や賠償責任を追及される。
	解散・清算等 ¹⁷²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下の場合、清算人による管理が終了する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続人が現れ、残余財産を引き渡した場合(法 955 条) 2. 相続債権者等への弁済や特別縁故者への相続財産の分与等により残余財産が無くなった場合(法 957 条、法 958 条の 2) 3. 残余財産を国庫に引き継いだ場合(法 959 条)
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続人の存在が明らかでない場合に相続の発生と同時に成立するため、把握が困難。
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同上。設立に際し登記を要しない。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続財産法人は、相続人の存在が明らかでない場合(相続人全員が相続放棄した場合も含む。)に、相続の発生と同時に成立するため、相続財産法人を成立させるための手続はなし。 ✓ 清算人の申立てには、被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本等の必要書類を家庭裁判所に提出する必要がある¹⁷³。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 即時。
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続財産の清算人の管理行為として(法 28 条、法 103 条、法 953 条)、相続財産中の不動産について、登記名義人を相続財産法人名義にする登記名義人表示変更(氏名変更)登記が必要である¹⁷⁴。

¹⁷² 熊本家庭裁判所後見センター「相続財産の清算人の職務について」6 頁,
https://www.courts.go.jp/kumamoto/vc-files/kumamoto/kasaitetuzukiannai/1_souzoku_syokumu.pdf,(2026.3.27)

¹⁷³ 裁判所ホームページ「相続財産清算人の選任」,
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_15/index.html,(2026.3.27)

¹⁷⁴ 熊本家庭裁判所後見センター・前掲注 172)2 頁

審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無し(「相続人が不明」という客観的事実が発生した瞬間、何らの手続を要せず法律上当然に法人格が付与されるため、いずれにも当たらない。)
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所より、遅滞なくこれが公告される(法 952 条 2 項)。 ✓ 上記の公告があった後 2 ヶ月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の清算人より、遅滞なく、全ての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨が公告される(法 957 条 1 項)。 ✓ その他、相続財産の清算人は、相続財産の状況について、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、報告義務がある(法 954 条)。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない(法 952 条 2 項)ため、公示により被相続人情報、清算人の情報を把握可能。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常の法人のように「履歴事項全部証明書」で設立経緯や役員変遷を確認できないため、外部から実質的支配者を特定することは困難である。

<28. 市街地再開発組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都市再開発法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都市再開発法は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする(法 1 条)。 ✓ 市街地再開発組合は、同法にいう「施行者」として市街地再開発事業(第一種・第二種)を施行する制度枠組みの一類型であり(法 2 条 1 号・2 号)、このうち、第一種市街地再開発事業の施行者として、施行区域内の土地について第一種市街地再開発事業を施行し得る(法 2 条、法 2 条の 2、法 2 条の 3)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業を施行するための法人であり(法 8 条 1 項、11 条 1 項)、事業は「市街地再開発事業」として建築物・建築敷地の整備及び公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業に整理されている(法 2 条 1 号)。また、市街地再開発組合が施行できる事業は「第一種市街地再開発事業」(権利変換方式)である(法 2 条 2 号)。 ✓ 市街地再開発組合は、定款において「第一種市街地再開発事業の範囲」を必ず定める必要があり(法 9 条 3 号)、一般の会社のように目的を自由に設定して多角的に事業を行う制度ではなく、施行地区内の再開発事業に目的・活動が強く限定される。 ✓ もっとも、再開発事業の性質上、市街地再開発組合は資金調達・負担金等に関する重要事項(借入、賦課金等)を総会の議決事項として運営することが予定されており(法 30 条 4 号・7 号)、活動目的は限定的だが資金規模は大きくなり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、5 人以上共同して、定款及び事業計画(又は、事業計画の決定に先立って設立が必要な場合は、定款及び事業基本方針)を定め、都道府県知事の認可を受けて設立できる(法 11 条 1 項・2 項)。法 11 条 2 項で先行設立した市街地再開発組合は、後に都道府県知事の認可を受けて事業計画を定める(法 11 条 3 項)。 ✓ 認可申請に当たり、施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者について、それぞれ 3 分の 2 以上の同意を得る必要があり、併せて同意者の地積合計が区域内の宅地・借地の総地積合計の 3 分の 2 以上であることを要する(法 14 条 1 項)。 ✓ また、組合の名称中には「市街地再開発組合」の文字を用いる必要があり、市街地再開発組合でない者が同文字を用いることは禁止される(法 10 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市街地再開発組合は法人である(法 8 条)。定款には、名称、施行地区、事務所所在地、参加組合員、費用分担、役員定数・任期・選任方法、総会、公告方法等の一定事項を定める必要がある(法 9 条各号)。 ✓ 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、全て当該組合の組合員となる(法 20 条 1 項)。宅地又は借地権が共有の場合は、原則として共有者らを 1 人の組合員とみなす(法 20 条 2 項本文)。 ✓ 理事長は市街地再開発組合を代表し業務を総理し(法 27 条 1 項)、理事は定款の定めるところにより理事長を補佐し、事故時の代理等を担う(法 27 条 2 項)。監事の職務(監査等)は法 27 条 4 項以下に定められ、また監事は理事又は組合職員との兼任が禁止される(法 27 条 10 項)。 ✓ 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できず(法 27 条の 2)、理事長は一定の場合に特定行為の代理を委任できる(法 27 条の 3)。 ✓ 組合には、法及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員 3 人以上を置く(法 43 条 1 項)。審査委員は、権利関係又は評価について知識経験を有し、公正な判断ができる者から総会で選任される(法 43 条 2 項)。

	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機関・役員：市街地再開発組合には、役員として理事 3 人以上・監事 2 人以上を置き(法 23 条 1 項)、さらに理事長 1 人を置き理事の互選で定める(同条 2 項)。理事・監事は原則として組合員から総会で選挙(例外的に組合員外からの選任も可)される(法 24 条 1 項)。任期は 5 年以内(法 25 条 1 項)。 ✓ 意思決定：総会は総組合員で組織され(法 29 条)、定款変更・事業計画・借入・賦課金・権利変換計画・解散等の重要事項は総会の議決事項とされる(法 30 条各号)。総会は毎事業年度 1 回以上(通常総会)招集が必要で(法 31 条 1 項)、一定数の組合員による招集請求や監事による招集も制度化されている(同条 3 項、4 項、6 項)。議事は原則として総組合員の半数以上出席を要し、出席者の議決権過半数で決する(法 32 条 1 項)。 ✓ 組合員の数が 50 人を超える組合は、総会に代わってその権限を行なわせるために総代会を設けることができる(法 35 条 1 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得：第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当然に組合員となる(法 20 条 1 項)。組合員は総会での議決権及び選挙権を有し(法 37 条 1 項)、原則として組合員 1 人につき各 1 個とされる(同項)。 ✓ 共有等の場合：宅地又は借地権が数人の共有に属する場合は、その数人を 1 人の組合員とみなす(法 20 条 2 項)ため、議決権も原則として「1 個」に集約される(法 37 条 1 項)。また、宅地の所有者であり同時に借地権者である者など、一定の場合の議決権の扱いが規定されている(法 37 条 2 項、3 項)。 ✓ 譲渡：組合員の地位に基づく権利義務は、施行地区内宅地の所有権又は借地権の承継に伴い、原則として承継人に移転する(法 22 条 1 項)。また、借地権が消滅した場合には、当該借地権に係る権利義務が設定者に移転する(同条 2 項)。したがって、議決権は一般に「単独で売買・譲渡」される性質ではなく、土地・借地権等の権利移転に伴って移転する。 ✓ 議決権行使の委任制限：組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる(法 37 条 4 項)。代理人は同時に 5 人以上の組合員を代理することができない(法 37 条 7 項)。また、代理人は代理権を証する書面を組合に提出しなければならない(法 37 条 8 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督・関与の中核は、認可権者である都道府県知事に置かれる(法 11 条、法 19 条)。 ✓ 具体的には、①認可申請時に事業計画を 2 週間公衆縦覧に供する(市町村長を通じた縦覧)等の手続(法 16 条)、②認可後、組合名称・事業施行期間・施行地区等の公告、関係図書の送付等(法 19 条)、③理事長の氏名・住所の届出(市町村長経由)及び都道府県知事による公告(法 28 条)が定められている。 ✓ また、理事長は毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書・収支決算書・財産目録を承認日から 2 週間以内に都道府県知事へ提出しなければならない(法 27 条 8 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由：組合は、①設立認可の取消し、②総会決議、③事業の完成により解散する(法 45 条 1 項)。総会決議による解散は、権利変換期日前に限り可能(法 45 条 2 項)。また、借入金がある場合、解散に当たり債権者の同意を要する(法 45 条 3 項)。 ✓ ②又は③により解散するには、国土交通省令で定めるところにより都道府県知事の認可を要し(法 45 条 4 項)、都道府県知事は認可取消し又は解散認可をしたときは遅滞なく公告しなければならない(法 45 条 6 項)。組合は当該公告があるまでは解散をもって第三者に対抗できない(法 45 条 7 項)。
定量情報	法人数 ¹⁷⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 770(2023 年 3 月 31 日時点)

¹⁷⁵ 国土交通省「最近の再開発事業の動向について」、

<https://s70c512b43026fce4.jimcontent.com/download/version/1732616894/module/12749036812/name/20240326%E7%A0%94%E4%BF%AE%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99%EF%BC%88%E6%9C%80%E8%BF%91%E3%81%AE%E5%86%8D%E9%96%8B%E7%99%BA%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AE%E5%8B%95%E5%90%91%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%89.pdf>, (2026. 3.2)

	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市街地再開発組合は、設立の認可を受けた時に成立し(法 18 条)、法務局での登記を要しない。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人: 施行区域内の権利者(所有権又は借地権者)5 人以上の共同(法 11 条 1 項・2 項)。 ✓ 作成事項: 定款及び事業計画(又は事業基本方針)(法 11 条 1 項・2 項、法 12 条)。 ✓ 同意要件: 区域内の所有権者・借地権者それぞれの 3 分の 2 以上の同意+地積要件(法 14 条 1 項)。 ✓ 縦覧等: 知事は認可申請があったとき事業計画を 2 週間縦覧に供させる(法 16 条)。 ✓ 認可後の公告等: 知事は認可後、組合名称・施行期間・施行地区等を公告し、図書を送付。一定期間、図書は市町村事務所で縦覧に供される(法 19 条)。 ✓ 組合員: 施行地区内の権利者は原則全員が組合員となる(法 20 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。
	登記事項 ¹⁷⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不動産登記: 第一種市街地再開発事業では、権利変換手続の開始に際して、施行者(組合)が「権利変換手続開始の登記」を申請しなければならない(法第 70 条 1 項)。 ✓ 代表者情報の公示: 組合の代表者(理事長)の氏名・住所は、知事への届出及び知事公告の対象であり(法 28 条 1 項・2 項)、公告前は理事長の代表権を第三者に対抗できない(同条 3 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制(都道府県知事)。設立認可に当たっては、同意要件(法 14 条)、事業計画の縦覧及び意見書の処理(法 16 条)、認可基準への適合性(法 17 条)、認可後の公告等(法 19 条)が必要となる。

¹⁷⁶ 主要な登記事項に限定して列挙している。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動状況を確認する制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 知事への提出・関与:理事長は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書・収支決算書・財産目録を、承認日から2週間以内に都道府県知事へ提出しなければならない(法27条8項)。 ✓ 監事監査・知事報告:監事は、財産状況及び理事長・理事の業務執行状況を監査し(法27条4項1号・2号)、法令・定款違反や著しい不当事項がある場合には総会又は知事に報告でき(同項3号)、必要があれば総会を招集できる(同項4号)。 ✓ 書類閲覧・謄写:理事長は、少なくとも通常総会の会議を開く日の5日前からその会議を開く日までの間、当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けなければならない(法31条8項)、組合員からこれらの書類の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がない限り拒むことができない(法31条9項)。さらに、理事長は、組合員から総組合員の10分の1以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がない限り拒むことができない(法27条9項)。 ✓ 招集請求・役員解任:総組合員の5分の1以上の同意により臨時総会の招集請求が可能で(法31条3項)、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しない場合には監事が招集義務を負う(同条6項)。また、総組合員の3分の1以上の連署により理事・監事の解任請求ができ、請求要旨の公表と組合員投票が義務付けられる(法26条1項、2項、3項)。 ✓ 縦覧・意見書:組合設立手続に関連して、事業計画の縦覧や意見書提出の機会が設けられる(法16条)。 ✓ 代表者情報の公示:組合の代表者(理事長)の氏名・住所は、知事への届出及び知事公告の対象であり(法28条1項・2項)、公告前は理事長の代表権を第三者に対抗できない(同条3項)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公表情報・透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可の公告:都道府県知事は、組合認可(法11条1項・3項)をしたとき、組合名称・事業施行期間・施行地区等を公告し、関係図書を送付する(法19条1項)。法11条2項(事業基本方針型)の認可についても、知事は組合名称・施行地区等を公告する(法19条2項)。 ✓ 事業計画の縦覧:知事は認可申請があったとき、事業計画を2週間公衆の縦覧に供させる(法16条)。 ✓ 図書の縦覧:市町村長は、法19条所定の図書を(一定時点まで)事務所で公衆縦覧に供する(法19条4項)。 ✓ 組合は理事長の氏名・住所を(市町村長経由で)都道府県知事に届け出る必要があり(法28条1項)、知事は遅滞なく理事長の氏名・住所を公告する(法28条2項)。公告前は、理事長の代表権をもって第三者に対抗できない(法28条3項)。 ✓ 理事長は、通常総会の承認を求め事業報告書・収支決算書・財産目録を、通常総会の5日前から当日まで主たる事務所に備付け、組合員の閲覧・謄写請求に原則応じる必要がある(法31条8項・9項)。 ✓ 理事長は、組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て会計帳簿・書類の閲覧又は謄写を請求したとき、正当理由なく拒めない(法27条9項)。 ✓ 理事長は、通常総会承認後の事業報告書等を2週間以内に都道府県知事へ提出する(法27条8項)。

BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:市街地再開発組合は株式・持分を有する法人はない。 そのため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は 残余財産の分配を受ける権利が25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を 有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握 に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界:犯収法上の①②(分配権 25%超や支配的影響力)は、組合の内部関係(権 利関係・資金提供・取引関係)に依存しやすく、公表情報(公告・縦覧・登記)だけでは、第 三者が一義的に確定することは難しい。加えて、組合の会計帳簿等の閲覧制度は組合員 側の手続(総組合員の10分の1以上の同意等)を前提としており(法27条9項)、外 部者が直ちにアクセスできる類型ではない。 ✓ 把握の強み:少なくとも代表者(理事長)の氏名・住所は、都道府県知事への届出と公告 により、公表情報から把握できる(法28条)。また、組合の名称、施行地区、事業施行期 間等も知事公告の対象となり、外形的な事業体の同定は行いやすい(法19条)。
---------	---

<29. 国民健康保険組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民健康保険法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものであり(法 2 条)、法は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする(法 1 条)。 ✓ 国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)は、法の定めるところにより国民健康保険を行うことができる保険者である(法 3 条 2 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は、この法律の定めるところにより国民健康保険を行うことができる保険者であり(法 3 条 2 項)、国民健康保険は被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に関して必要な保険給付を行う制度とされる(法 2 条)。したがって、株式会社のように事業目的を任意に拡張する類型ではなく、医療保険給付及びこれに密接に関連する保健事業等に基本的に限定される。 ✓ もっとも、国保組合は、特定健康診査等を行うほか、健康教育・健康相談・健康診査等、被保険者の健康保持増進のために必要な事業を行うよう努める(法 82 条 1 項)ほか、療養環境の向上のための用具貸付、費用に係る資金貸付等の事業を行うことができ(同条 9 項)、さらに支障がない場合に限り非被保険者にも利用させ得る(同条 10 項)。このため、入出金先・関係先は、組合員等に加え、医療機関・薬局等、健診機関、保健事業の外部委託先等に広がり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合を設立しようとする場合、都道府県知事の設立認可を受ける必要がある(法 17 条 1 項)。 ✓ 発起人は 15 人以上であること、並びに組合員となるべき者 300 人以上が同意することが必要とされる(法 17 条 2 項)。 ✓ 都道府県知事は、認可に当たり関係市町村長等の意見聴取等の手続を経る(法 17 条 3 項・4 項)。 ✓ 国保組合は、設立の認可を受けた時に成立する(法 17 条 5 項)。 ✓ 厚生労働省(当時:厚生省)の通達¹⁷⁷は、国保組合の新規設立認可について「抑制的に」取り扱う趣旨を示し、都道府県段階での取扱いに当たって事前に協議する運用を示している。

¹⁷⁷ 昭和 38 年 11 月 28 日付保発 61 号「国民健康保険組合設立の認可について」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb0626&dataType=1&pageNo=1,(2026.3.2)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">機 関 設 計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は、その地区内に住所を有する同種の事業又は業務に従事する者等により組織される(法 13 条)。 ✓ 国保組合は規約を定める必要があり、規約には、名称、事務所の所在地、組合員及び被保険者、組合会及び役員、会計、事業、積立金、財産管理、公告の方法等の一定事項を記載しなければならない(法 18 条)。 ✓ 都道府県及び市町村が行う国民健康保険の被保険者から、国保組合の被保険者は適用除外とされる(法 6 条 10 号)。 ✓ 国保組合に、役員として理事及び監事を置く(法 23 条 1 項)。理事の定数は 5 人以上、監事の定数は 2 人以上で、いずれも規約で定める(法 23 条 2 項)。理事及び監事は、原則として組合員のうちから組合会で選任するが、特別の事情があるときは組合員以外の者のうちから選任することも妨げられない(法 23 条 3 項)。任期は、いずれも 3 年を超えない範囲で規約で定める(法 23 条 4 項)。 ✓ 理事は、規約の定めるところにより、国保組合の業務を執行し、及び国保組合を代表する(法 24 条 1 項)。国保組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数で決する(法 24 条 2 項)。 ✓ 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない(法 24 条の 2)。理事は、規約又は組合会の決議によって禁止されていない限り、特定の行為の代理を他人に委任できる(法 24 条の 3)。 ✓ 国保組合に組合会を置く(法 26 条 1 項)。組合会は、組合会議員をもって組織され、組合会議員の定数は、組合員総数の 20 分の 1 を下らない範囲内で規約で定める(ただし、組合員総数が 600 人を超える組合は 30 人以上で足りる。)(法 26 条 2 項)。組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が組合員のうちから選挙する(法 26 条 3 項)。任期は、3 年を超えない範囲で規約で定める(法 26 条 4 項)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">組 織 運 営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は法人である(法 14 条)。 ✓ 管理運営として、国保組合には役員として理事及び監事を置き(法 23 条 1 項)、理事は 5 人以上、監事は 2 人以上とされる(同条 2 項)。理事・監事は原則として組合会で選任され(同条 3 項)、理事は国保組合の業務執行及び代表を担い(法 24 条 1 項)、原則として理事過半数で業務を決する(同条 2 項)。監事は業務執行及び財産状況を監査する(同条 3 項)。 ✓ 国保組合には組合会を置き(法 26 条 1 項)、組合会は組合会議員をもって組織される(同条 2 項)。重要事項(規約変更、予算、決算等)は組合会の議決事項とされ(法 27 条 1 項)、そのうち規約変更等の一部は都道府県知事の認可がなければ効力を生じない(同条 2 項)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議 決 権 の 取 得 ・ 譲 渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合の「支配権」は出資持分ではなく、組合員資格及び議員選任を通じて形成される。具体的に、組合員は各自 1 個の選挙権を有し、組合会議員は各自 1 個の議決権を有する(法 29 条)。 ✓ 組合会議員は、規約に従い、組合員が組合員のうちから選挙する(法 26 条 3 項)ため、議決権の取得は「組合員となった上で(規約上の加入要件・手続に従い)、議員に選出される」ことによる(同条 3 項、法 29 条)。 ✓ 譲渡については、議決権を財産権として譲渡・移転する制度は法定されておらず、議決権は議員たる地位に付随すると解される。また、国保組合と特定の組合会議員との関係について議決する場合、当該議員は議決権を有しない(法 29 条の 2)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:国保組合に対する主要な監督権限(報告徴収・立入検査、是正命令等)は、厚生労働大臣及び都道府県知事に規定されている(法 106 条以下)。 ✓ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、報告徴収又は検査の結果、組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは処分に違反していると認めるとき、著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は役員がその管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、違反の是正又は改善のため必要な措置を命ずることができる(法 108 条 1 項)。その命令に違反したときは役員の全部又は一部の改任命令を発することができ(法 108 条 2 項)、組合がその改任命令に違反したときは当該役員を改任することができる(法 108 条 3 項)。また、組合が法 108 条 1 項の命令に違反したとき、又は事業若しくは財産の状況により事業の継続が困難であると認めるときは、解散を命ずることができる(法 108 条 4 項・5 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:国保組合は、①組合会の議決、②規約で定めた解散理由の発生、③法 108 条 4 項又は 5 項の規定による解散命令、④合併により解散する(法 32 条 1 項)。 ①組合の解散に関する事項は、組合会議員の定数の 3 分の 2 以上で決する(施行令 13 条 2 項)。 ①又は②の理由により解散しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない(法 32 条 2 項)。 ✓ 解散した組合は、清算の目的の範囲内で、清算の終了に至るまでなお存続するものとみなされる(法 32 条の 3)。組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となる(ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会で理事以外の者を選任したときはこの限りでない。)(法 32 条の 4)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 159(2023 年度末)¹⁷⁸
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は、設立の認可を受けた時に成立し(法 17 条 5 項)、法務局での登記を要しない。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人 15 人以上、組合員となるべき者 300 人以上の同意が必要(法 17 条 2 項)。 ✓ 法 17 条に基づく設立認可申請に当たり、施行規則は、申請書の記載事項(名称、事務所所在地、地区、組合員数、被保険者数、保険料額、組合員及び被保険者の資格、役員に関する事項、事業開始年月日等)及び添付書類(規約、名簿、事業計画書、収支予算書等)を定めている(施行規則 17 条参照)。 ✓ 事業計画書の記載事項も施行規則で定められている(施行規則 19 条参照)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。

¹⁷⁸ 厚生労働省「令和 5 年度国民健康保険事業年報」,<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?fileKind=2&statInfId=000040308365>,(2026. 3.2)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">登記事項¹⁷⁹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は、都道府県知事の設立認可を受け(法 17 条 1 項)、認可を受けた時に成立し(同条 5 項)、法人格を取得する(法 14 条)。 ✓ 他方で、国民健康保険法・施行令上、株式会社のような「設立登記」を成立要件とする規定は見当たらず、対外的公示は主に規約を公告する方法による。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制であり(法 17 条 1 項)、規模要件・同意要件等の充足、規約の内容、持続的運営可能性等が審査対象となる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動状況を確認する制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督・報告徴収・検査(対外的な把握):厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるとき、国保組合の事業・財産状況に関する報告徴収や、職員による実地検査を行うことができる(法 106 条 1 項)。また、国保組合は、厚生労働省令で定めるところにより事業状況を都道府県知事に報告しなければならない(法 107 条 2 号)。 さらに、報告徴収・検査の結果、事業・財産の管理執行が法令・規約違反等である場合等には、厚生労働大臣又は都道府県知事が、是正・改善命令、役員改任命令、解散命令等の監督処分を行い得る(法 108 条 1 項～5 項)。 ✓ 内部統制(組合内部でのチェック):組合会は、組合の事務書類の検査、理事・監事の報告請求、事務管理・議決執行・出納の検査等を行える(法 30 条 1 項)。会計面でも、国保組合は毎年度の収入支出予算を調製し年度開始前に都道府県知事へ届け出る(施行令 15 条 1 項)。また、理事は事業報告・決算を調製し監事の審査に付し、その意見を付けて年度経過後 4 ヶ月以内に組合会の認定に付す(施行令 23 条)。 ✓ 設立認可等の告示:都道府県知事は設立認可をしたとき、①名称、②事務所所在地、③地区及び組合員の範囲、④認可年月日を告示する(施行令 7 条 1 項)。また、規約変更のうち①～③に係るものを認可・受理した場合も告示する(同条 2 項)。 ✓ 規約の公告:発起人は設立認可があったとき速やかに規約を公告し(施行令 8 条 1 項)、理事は規約変更時に速やかに公告する(同条 2 項)。 ✓ 規約の記載事項:規約には、名称・事務所所在地・地区及び組合員範囲等を記載しなければならない(法 18 条 1 号～3 号ほか)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公表情報・透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は、事業報告書、財産目録、決算等について公告を行うことが求められている(施行令 24 条)。 ✓ また、規約には公告の方法を記載すべきとされる(法 18 条 10 号)。 ✓ したがって、公告方法(電子公告、新聞公告等)が何であるかにより、第三者がウェブ上で追跡可能な範囲は左右され得る。 ✓ 登記制度が予定されていないことを前提に、都道府県が、国保組合及びその代表者が法 17 条に基づく設立認可法人・代表者であることを証明する書類を交付する取扱いがある(例:大阪府の案内参照¹⁸⁰)。

¹⁷⁹ 主要な登記事項に限定して列挙している。

¹⁸⁰ 大阪府「国民健康保険組合について」,

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/kokuhokumiai/index.html>,(2026. 3.2)

BO 把握 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国保組合は株式・持分がなく、議決権割合(25%超)を基軸とする株式会社型の実質的支配者特定に必ずしもなじまない。 このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 設立認可申請書には「役員に関する事項」等の記載が求められ、また一定の添付書類が要求される(施行規則 17 条)。したがって、行政当局(都道府県)は、少なくとも認可時点の役員情報等を把握し得る。 ✓ ②の「支配的影響力」(出資・融資・取引その他の関係等)該当性は、設立母体企業や関係者の実態に依存しやすく、告示・規約必須記載事項等の外形情報からは直接把握しにくい。そして、組合員名簿等の構成員情報は、少なくとも登記等の一般公開制度により当然に把握できる構造ではないため、行政当局以外の外部者が「代表者」以外のBO相当者(②類型の支配的影響力者等)を把握することには限界がある。
-----------------	---

<30. 健康保険組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康保険法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康保険組合は、適用事業所の事業主、当該適用事業所に使用される被保険者、任意継続被保険者をもって組織される法人であり(法 8 条、9 条)、健康保険の被保険者として保険給付等の事業運営を担う。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康保険組合は、被保険者等に対する保険給付(療養の給付等)を行う「保険者」としての事務が中核であり、規約で定めるところにより、法定給付に加えて付加給付(その他の給付)を行うことも可能(法 53 条)。また、保険者として、特定健康診査・特定保健指導等を含む保健事業を行うほか、療養環境の向上や出産等に関する資金貸付等の福祉事業を行うこともでき、一定の場合に厚生労働大臣が健康保険組合に事業実施を命じ得る(法 150 条 1 項・5 項・7 項)。したがって、一般の営利法人のように自由に事業目的を拡張できる構造ではなく、健康保険事業及びこれに付随する保健・福祉事業に事業内容が制度上限定されている。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康保険組合の設立は、厚生労働大臣の認可を要する(法 12 条 1 項)。また、設立に当たっては、設立対象となる適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上の同意が必要であり(法 12 条 1 項、2 項)、さらに被保険者数が常時一定規模以上であることが前提となる(法 11 条、施行令 1 条の 3)。 ✓ 施行令上の規模要件は、適用事業所が単一(法 11 条 1 項)につき 700 人、共同設立(法 11 条 2 項)につき合算で 3000 人である(施行令 1 条の 3)。 ✓ 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する(法 15 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康保険組合には組合会を置き(法 18 条 1 項)、組合会は規約で定める数の組合会議員をもって組織される(法 18 条 2 項)。 ✓ 組合会議員の定数は偶数で、半数は設立事業所の事業主側(事業主等)から選定され、残り半数は被保険者である組合員が互選する(法 18 条 3 項)。 ✓ 規約の変更、収入支出の予算、事業報告及び決算等の重要事項は、組合会の議決事項である(法 19 条)。 ✓ 役員として理事及び監事を置き(法 21 条 1 項)、理事のうち一人を理事長とする(法 21 条 3 項)。理事長は健康保険組合を代表し、その業務を執行する(法 22 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員:健康保険組合の組合員は、設立事業所の事業主及び当該事業所に使用される被保険者であり(法 17 条 1 項)、被保険者が退職等で設立事業所に使用されなくなっても、任意継続被保険者である限り組合員に残る(同条 2 項)。 ✓ 意思決定機関:健康保険組合には組合会が置かれ(法 18 条 1 項)、組合会は組合会議員で組織される(同条 2 項)。組合会議員の定数は、半数を事業主側が選定(事業主代理人を含む。)し、残り半数を被保険者側(被保険者である組合員)が互選する(同条 3 項)。組合会議員の任期は上限を 3 年として規約で定められる(施行令 6 条)。 ✓ 役員・執行:役員として理事及び監事を置き(法 21 条 1 項)、理事は偶数で、事業主側・被保険者側それぞれの組合会議員から互選される(同条 2 項)。理事長は事業主側理事から理事が選挙する(同条 3 項)。監事は、両サイドから各 1 名を組合会で選挙し(同条 4 項)、理事・職員との兼職は禁止される(同条 5 項)。理事長は代表・業務執行(法 22 条 1 項)、監事は業務執行・財産状況を監査する(同条 4 項)。

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権の取得:組合会における議決権(及び選挙権)は、組合会議員としての地位に基づき行使される(法 18 条 2 項)。そのため、議決権は株式の取得のように市場取引等で取引される性質ではなく、事業主側は選定(法 18 条 3 項前段)、被保険者側は互選(同項後段)という手続で組合会議員になることにより取得する。 ✓ 譲渡の可否:組合会議員としての地位(ひいては議決権)を第三者に自由に譲渡する制度は通常想定されず、議決権の「譲渡」ではなく「代理行使」として、規約で定めるところにより、書面又は代理人によって議決権(又は選挙権)を行使可能(施行令 12 条 1 項)。ただし、代理人は他の組合会議員に限られ(同項但書)、代理人は 5 人以上を代理できず(施行令 12 条 3 項)、代理人は代理権証明書面の提出が必要(施行令 12 条 4 項)という制約付きで認められている。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:厚生労働大臣。 ✓ 監督権限(報告徴収・立入検査等):厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、健康保険組合に対し事業及び財産の状況に関する報告を命じ、又は職員に質問・実地検査をさせることができる(法 7 条の 38・法 29 条 1 項)。 ✓ 監督権限(是正命令・役員解任等):厚生労働大臣は、健康保険組合の事業・財産管理が法令・規約等に違反し、又は著しく適正を欠く場合等に、期限を定めて必要な措置を命ずることができる(法 7 条の 39・法 29 条 1 項)。また、役員解任を命じ、又は解任することができる(法 7 条の 39、2 項・3 項)。 ✓ 定期的な届出・報告:毎月の事業状況報告(施行規則 14 条)、事業及び決算に関する報告書の提出(施行令 24 条)、収入支出予算等の届出(施行令 16 条)、組合員の権利義務に関する規程の届出(施行規則 15 条)、理事長の就退任等の届出(施行規則 16 条)等がある。 ✓ 届出義務(規約変更):規約の変更は原則として厚生労働大臣の認可を要するが、厚生労働省令で定める事項に係る規約変更は認可不要で、変更後遅滞なく届け出る(法 16 条 2 項・3 項)。認可不要の範囲は、事務所所在地(法 16 条 1 項 2 号)や設立事業所の名称・所在地(法 16 条 1 項 3 号。ただし一定の場合を除く。)等として省令で定められている(施行規則 6 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:健康保険組合は、①組合会議員定数の 4 分の 3 以上の多数による組合会の議決、②事業の継続不能、③厚生労働大臣による解散命令(法 29 条 2 項)により解散する(法 26 条 1 項)。①又は②による解散は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない(法 26 条 2 項)。 ✓ 解散命令:厚生労働大臣は、是正命令等(法 29 条 1 項準用の法 7 条の 39)への違反がある場合、又は指定健康保険組合が健全化計画に係る義務に違反・不履行である場合等、政令で定める指定健康保険組合について事業継続が困難と認めるときは、解散を命ずることができる(法 29 条 2 項)。指定健康保険組合は健全化計画の作成・承認義務を負い(法 28 条 1 項)、承認後は計画にしたがって事業を行うべき義務がある(法 28 条 2 項)ほか、計画変更を求められ得る(法 28 条 3 項)。また、解散命令対象となり得る指定健康保険組合として、健全化計画承認申請を期限までに行わない組合、又は承認を受けられない組合等が政令で定められている(法施行令 31 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1378 組合¹⁸¹(単一 1123 組合、総合 255 組合)(2025 年 3 月末時点)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立し(法 15 条)、法務局での登記を要しない。

¹⁸¹ 健保連「健康保険組合連合会」,

<https://www.kenporen.com/include/press/2025/2025092502.pdf>, (2026.3.2)

設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 被保険者数要件:単一は常時 700 人以上、共同は合算で常時 3000 人以上(施行令 1 条の 3)。 ✓ 同意要件:設立対象事業所ごとに被保険者の 2 分の 1 以上の同意を得る(法 12 条)。 ✓ 規約作成:規約には名称・所在地・設立事業所・機関・役員・保険料・財産管理・公告等の必須記載事項がある(法 16 条 1 項)。 ✓ 認可申請:厚生労働大臣の認可を受ける(法 12 条 1 項)。 ✓ 成立:設立認可を受けた時に成立(法 15 条)。 ✓ 公示・公告:厚生労働大臣は設立認可時に組合の名称、事務所の所在地、設立事業所の名称及び所在地、設立の認可の年月日を告示し(施行令 2 条)、申請事業主は認可後速やかに規約を公告する義務がある(施行令 3 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。
	登記事項 ¹⁸²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記制度は規定されていない。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制であり(法 12 条)、規模要件・同意要件等の充足、規約の内容、持続的運営可能性¹⁸³等が審査対象となる。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 厚生労働大臣は、設立認可をしたとき、名称・事務所所在地・設立事業所の名称及び所在地・認可年月日等を告示する(施行令 2 条 1 項)。 ✓ 設立認可申請をした事業主は、認可があったとき規約を公告し、規約変更時は理事長が速やかに公告する(施行令 3 条 1 項・2 項)。 ✓ 内部統治によるチェック(組合会・監事):予算、事業報告・決算、規約変更等は組合会の議決事項とされる(法 19 条)。また、組合会は、書類検査、理事・監事への報告請求、事務管理・議決執行・出納の検査が可能(法 20 条)。監事は業務執行及び財産状況を監査する(法 22 条 4 項)。組合会の会議録は作成・署名・主たる事務所への備付が必要で、組合員及び組合員であった者は閲覧請求可能(施行令 13 条 1 項～4 項)。 ✓ 行政への提出・閲覧制度(予算・年次報告):年度の収入支出予算は、年度開始前に厚生労働大臣へ届出(変更時も同様)(施行令 16 条 1 項)。また、毎年度終了後 6 ヶ月以内に、事業・決算に関する報告書を作成して厚生労働大臣に提出し、主たる事務所に備付、組合員等の閲覧請求が可能(施行令 24 条 1 項～3 項)。 ✓ 行政監督(報告徴収・検査・是正命令・解散命令):厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、報告徴収・質問・立入検査等の監督権限を行使でき(法 7 条の 38・法 29 条)、法令・規約違反等がある場合には是正等を命じ得る(法 7 条の 39・法 29 条)ほか、一定の場合には解散命令も可能(法 29 条 2 項)。 	

¹⁸² 主要な登記事項に限定して列挙している。

¹⁸³ 厚生労働省「健康保険組合設立認可基準について」(平成 6 年 9 月 30 日保発 107 号・別紙 2)、
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta2582&dataType=1&pageNo=1, (2026.3.29)

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 厚生労働大臣は、設立認可をしたとき、組合名称・事務所所在地・設立事業所(名称及び所在地)・認可年月日を告示する(施行令 2 条)。 ✓ 規約は、認可後速やかに公告され、変更時も公告対象となる(施行令 3 条)。 ✓ 健康保険組合は登記を要しないため、登記事項証明書のように「代表者氏名・住所」「役員」等を公的な登記簿で横断的に確認する手段がない。 ✓ 組合会の会議録は主たる事務所に備え置かれ、組合員等が閲覧請求できるが(施行令 13 条)、これは一般公衆に開かれた閲覧制度ではなく、外部者の調査可能性は限定的である。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:健康保険組合は株式・持分を有する法人ではなく、法制度上も「組合員」ベースで構成される(法 8 条、17 条)。 このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界:健康保険組合は登記を要しないため(法 15 条、厚生局説明¹⁸⁴)、株式会社の登記事項証明書のように外部者が容易に「代表者」「役員」「所在」等を公的登記から確認することはできない。 組合会議員・役員は事業主側／被保険者側から同数を選ぶ制度設計であり(法 18 条、21 条)、また資本関係がないため、いわゆる株主支配のように形式的な議決権割合から自然人の支配者を一義的に特定する枠組みになっていない。 ②の「支配的影響力」(出資・融資・取引その他の関係等)該当性は、設立母体企業や関係者の実態に依存しやすく、告示・規約必須記載等の外形情報のみでは直接把握しにくい。 ✓ 把握の強み:設立段階で、規模要件・過半同意・大臣認可というハードルがあり、設立主体(設立事業所)や事務所所在地は告示対象となる(法 11 条、12 条、施行令 2 条)。 規約には設立事業所の名称及び所在地、組合会・役員等に関する事項を定める必要がある(法 16 条 1 項)。 監督官庁(厚生労働大臣)は報告徴収・検査、是正命令、解散命令まで行い得るため(法 29 条)、行政側は必要に応じて役員体制・運営実態にアクセスし得る。

¹⁸⁴ 関東信越厚生局「健康保険組合の各種証明書申請手続」,
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/hoken/syomei.html>, (2026.3. 19)

<31. 信用金庫>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用金庫法
	設立目的 ¹⁸⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金業務、融資業務、為替業務、その他の業務(証券業務、保険業務等)を行う¹⁸⁶。信用金庫法上も、預金、融資、手形、為替に関する業務が基本とされている他(法53条1項)、当該業務に付随する業務も行うことができる(同条3項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用金庫は、預金、融資、手形、為替に関する業務及び当該業務の付随業務を行うことが可能とされており、事業内容は比較的広範である。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業には内閣総理大臣の免許が必要(法4条)。 ✓ 定款変更や、業務の種類又は方法を変更するときは、内閣総理大臣の認可が必要(法31条)。 ✓ 事業の譲渡又は譲受け、合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可が必要(法58条6項、法61条の6第4項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である会員、理事、理事会、代表理事、監事、会計監査人(一定規模以上の信用金庫のみ)が必要的機関(法32条1項、36条1項、36条4項、38条の2第1項)。 ✓ 支配人は任意的に設置することができる(法40条1項)。 ✓ 構成員である会員の氏名・名称又は商号及び住所又は居所、加入の年月日、並びに出資の口数及び金額並びにその払込みの年月日を会員名簿に記載する(48条の6第1項)。 ✓ 会員及び金庫の債権者は、業務取扱時間内に会員名簿の閲覧・謄写請求が可能(法48条の6第3項)。
	組織運営 ¹⁸⁷	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用金庫の最高議決機関は総会又は総代会である。議決権は会員又は総代1人1票制をとっており、総会(総代会)では理事及び監事が選任され、理事によって理事会が構成される。理事長等の代表理事は理事会で選任され、信用金庫の日常業務は、理事会の決定を踏まえて行われる。 ✓ 総会の決議事項は、役員を選解任(法32条3項、35条の8第1項)、定款の変更・解散又は合併・会員の除名・事業譲渡・役員の仕事懈怠責任の免除(法48条の3)等であり、報告事項は、計算書類・業務報告(法38条8項)等である。 ✓ 総代会の決議・報告事項は、総会に準じる(法49条5項)。 ✓ 理事会は、業務執行の決定・理事の職務執行の監督・代表理事の選定及び解職を行う(法36条3項)。

¹⁸⁵ 一般社団法人全国信用金庫協会「信用金庫と信用組合との違い」,
<https://www.shinkin.org/shinkin/difference/>, (2026.2.27)

¹⁸⁶ 一般社団法人全国信用金庫協会「信用金庫の取扱業務」,
<https://www.shinkin.org/shinkin/gyomu/>, (2026.3.11)

¹⁸⁷ 一般社団法人全国信用金庫協会「信用金庫の制度」,
<https://www.shinkin.org/shinkin/seido/>, (2026.3.11)

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会の議決権者である会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができ(法 15 条 1 項)、持分の譲受人は譲渡人の権利義務を承継する(同条 3 項)。 ✓ 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる(法 13 条)。 ✓ 理事会における議決権を取得するためには、総会において理事に選任される必要がある(法 32 条 3 項)。総会において議決権の過半数で選任される(法 48 条の 2 第 1 項)。 ✓ 業務を執行する代表理事は、理事会によって選定される(法 36 条 3 項 3 号)。議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で選定される(法 37 条 1 項)。
	監督・届出 ¹⁸⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:金融庁、内閣総理大臣(法 9 条)。 ✓ 届出義務:事業の開始・子会社対象会社(法 54 条の 21 第 1 項 1 号乃至 4 号)の子会社化・認可事項の実行の際には、内閣総理大臣への届出が必要(法 87 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会決議・合併・破産・定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生・事業の全部の譲渡・事業免許の取消しに基づく解散・清算。
定量情報	法人数 ¹⁸⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 254
	設立登記数 ¹⁹⁰	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 254
設立手続要件	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用金庫は、設立登記によって成立する(法 27 条)。必要書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 登記申請書(法 79 条 2 項) ➢ 定款(公証人の認証が必要)(法 23 条 1 項・5 項、79 条 2 項) ➢ 代表権を有する者の資格を証する書面(法 79 条 2 項) ➢ 出資の口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(法 79 条 2 項)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。

¹⁸⁸ 一般社団法人全国信用金庫協会「信用金庫の制度」, <https://www.shinkin.org/shinkin/seido/>, (2026.3.11)

¹⁸⁹ 信金中央金庫「全国信用金庫概況・統計 2024 年度」, <https://www.scbri.jp/publication/gaikyou/20250801-2024-2.html>, (2026.2.24)

¹⁹⁰ 信用金庫及び信用金庫連合を総称して「金庫」と定義されるところ(法 2 条)、金庫は主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因って成立する(法 27 条)。また、清算が終了したときは、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない(法 73 条)。

	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業、名称、地区、事務所の所在地、出資の一口の金額・総数及び総額、存続期間・解散の事由(定めたとき)、代表権者の氏名・住所及び資格、公示方法等(法 65 条 2 項)¹⁹¹。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立に関しては準則主義。 ✓ ただし、事業の実施に関しては免許主義(内閣総理大臣)。
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項変更時(事業、代表権者等)において変更の登記が必要(法 66 条 1 項)。金庫の概況及び組織に関する事項・金庫の主要な事業の内容・運営に関する事項・財産の状況に関する事項等を記載した当該事業年度の間接事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(法 89 条 1 項・銀行法 21 条 1 項、法施行規則 132 条 1 項)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員情報(会員名簿)は公開されない。 ✓ 金庫の概況及び組織に関する事項・金庫の主要な事業の内容・運営に関する事項・財産の状況に関する事項等を記載した当該事業年度の間接事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(法 89 条 1 項・銀行法 21 条 1 項、法施行規則 132 条 1 項)。
	B O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用金庫は、資本多数決の原則を採る法人でないため(法 12 条 1 項)、犯収法上の確認対象は、当該法人(法人も含む。)を代表する権限を有している者の本人特定事項である¹⁹²。 ✓ 資本多数決法人以外の法人の「当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の 25%を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる」という点についても、代表者等の申告によることになり¹⁹³、正確な申告を受けることが困難な場合がある。

¹⁹¹ 主要な登記事項に限定して列挙している。

¹⁹² 白井 真人ほか『マネー・ローンダリング反社会的勢力対策ガイドブック 2018 年金融庁ガイドラインへの実務対応』155 頁以下(第一法規, 2018)

¹⁹³ 白井・前掲注 192)163 頁

<32. 特例有限会社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営利事業を営むことを目的とする法人である(有限会社法(以下「旧有限法」という。)1 条参照)。「営利事業を営むこと」とは、対外的経済活動で利益を得て、得た利益を法人の構成員(株主、旧有限法下では社員)に分配することである¹⁹⁴。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法、旧有限法及び会社法上、事業目的や取引相手の限定はなく、事業内容は自由に決定することができるので、事業内容は広範にわたり、資金の出金先及び入金元等の関係先も広範であると考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。 なお、現在、特例有限会社の設立、新設分割、新設合併は不可能である(法 4 条)。また、特例有限会社は、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社となることはできず(法 37 条)、株式交換及び株式移転もできない(法 38 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関は、株主総会及び業務執行を行う取締役である。 ✓ 任意的機関は監査役であるが、定款に規定する必要がある(法 17 条 1 項、33 条 1 項参照)。取締役会、会計参与、監査役会、会計監査人及び委員会を設置することができない(法 17 条 1 項)。 ✓ 構成員である株主の氏名又は名称及び住所並びに株式数を株主名簿に記載する(法 8 条、会社法 121 条 1 号乃至 3 号)。 ✓ 特例有限会社は株主名簿を本店に備え置かなければならず、株主及び債権者は、本店において営業時間内に株主名簿の閲覧・謄写をすることが可能である(会社法 125 条 1 項、2 項、旧有限法 28 条 1 項、3 項、旧商法 263 条 1 項、3 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主総会が、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる(法 295 条 1 項)。取締役は業務を執行する(法 348 条 1 項、旧有限法 27 条 1 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款に譲渡制限が設けられている会社では、株式の取得に会社の承認を要する(法 9 条、会社法 2 条 17 号、旧有限法 19 条 2 項)。 ✓ 業務を執行する取締役は、株主総会によって選定される(会社法 329 条 1 項)。議決に加わることができる株主の過半数が出席し、その過半数で選定される(会社法 309 条 1 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 特定の主務官庁はない(業法による規制業種を除く)。 ✓ 届出義務: 登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(会社法 915 条 1 項、911 条 3 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、代表者個人に対し 100 万円以下の過料が科される(会社法 976 条 1 項)。

¹⁹⁴ 江頭 憲治郎ほか編集代表『会社法コンメンタール 1—総則・設立(1)』85 頁(商事法務, 2008)

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常: 存続時期の満了その他定款に定める事由の発生・株主総会決議・合併(吸収合併消滅会社の場合に限る)・破産に基づく解散・清算(会社法 471 条)。 ✓ 解散命令: 法務大臣、株主、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(会社法 824 条)。 (一) 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二) 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三) 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。 ✓ 特例有限会社から株式会社への移行手続を行う際には、解散の登記を行う必要がある(法 46 条)。 ✓ 特例有限会社の休眠会社にはみなし解散がない(法 32 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 143 万 0036¹⁹⁵
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致: 上記のとおり、現在は新規設立等ができないところ、株式会社に商号を変更する場合には、当該特例有限会社についての解散登記を要する(法 46 条)。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記のとおり、現在、特例有限会社の設立は不可能であるが、旧有限法下における登記に必要な書類は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款(法 6 条) ➢ 取締役・監査役の調査報告(法 12 条の 2) ➢ 変態設立事項がある場合は、関係の書面(法 12 条の 3) ➢ 検査役の報告に関する裁判があったときはその謄本(法 12 条の 2 第 3 項、旧商法 173 条 4 項) ➢ 取締役就任承諾書 ➢ 監査役を設置するときは、監査役の就任承諾書 ➢ 払込金保管証明書(法 12 条 2 項、3 項) ➢ 取締役の印鑑証明書 ➢ 会社を代表すべき取締役の印鑑届出書・印鑑紙
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在、特例有限会社の設立は不可能。
	登記事項 ¹⁹⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商号、本店、公告をする方法、目的、発行可能株式総数、発行済株式の総数、資本金の額、株式の譲渡制限に関する規定、役員に関する事項(資格・氏名・住所)、役員に関するその他の事項。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義を採用。

¹⁹⁵ 法人番号検索サイトにより検出された会社の総数である(2026.2.24)。

¹⁹⁶ 主要な登記事項に限定して列挙している。

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務: 登記事項変更時(役員、資本金等)において法務局に要届出(会社法 915 条 1 項、911 条 3 項)。 ✓ その他には公告により会社の活動状況を確認することができる。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(株主)情報は公開されない。 ✓ 計算書類の公告義務もない(法 28 条、会社法 440 条)。
B O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 議決権の 25% 超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表取締役等¹⁹⁷。 ✓ 把握の限界: 株主名簿は公開されないため、外部から実質的支配者を特定することは困難である。

¹⁹⁷ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<33. 負債整理組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農村負債整理組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法は、農山漁村に居住する者の経済更生を図るため、隣保共助の精神に則り、当該者に負債整理組合を組織させ、組合が樹立した負債償還計画及び経済更生計画を履行させることにより、負債の整理を行わせることを目的とする(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業内容は、概ね組合員の負債整理(償還計画・更生計画)と、その実現に必要な資金供給・条件緩和のあっせんに限定されている。具体的には、①負債償還計画・経済更生計画の樹立、②債務条件緩和の協定成立のあっせん、③負債整理資金の貸付、④その他必要な事業が列挙され(法11条1項)、さらに、組合員が負債整理のため土地を売却する場合に小作人等が買い受けるための資金貸付も可能とされる(法11条2項)。 ✓ 加えて、理事・監事が事業範囲外の貸付や投機取引のための財産処分をした場合の刑事罰が置かれており、制度趣旨上も資金の出入りや取引範囲が「負債整理」目的に強く拘束される(法25条)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債整理組合を設立する場合、設立者は規約を作成し、命令の定めるところにより地方長官(都道府県知事)に設立の認可を申請する(法15条1項)。 ✓ 規約には、法に規定のあるものを除くほか、目的、名称、組織、地区、事務所所在地等を記載し、設立者が署名又は記名捺印する必要がある(法15条2項)。 ✓ 設立認可申請ができる期間は「本法施行の日より13年間」とされる(法16条)。 ✓ 負債整理組合は、設立の日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において設立登記をしなければならない(法17条1項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債整理組合は、同一の市町村の区域内の一部(例:部落等)を地区として組織されることが原則であるが、特別の事由がある場合には、市町村の区域の全部を地区として組織することもできる(法13条)。 ✓ 組合は、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 無限責任の組合 ➢ 保証責任の組合 のいずれかである(法14条1項)。 ✓ 責任内容は、組合財産で債務を完済できない場合、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 無限責任:組合員全員が連帯無限責任を負担 ➢ 保証責任:組合員全員が出資額の外、一定の金額(保証金額)を限度として責任を負担 とされる(法14条2項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債整理組合は法人である(法12条)。地区内(原則として部落等の小地域。特別の事由がある場合は市町村等も可)に居住する者を組合員として組織される(法13条)。 ✓ 組織類型として、無限責任組合と保証責任組合があり、無限責任組合では財産で債務完済不能のとき組合員全員が連帯無限責任、保証責任組合では一定の「保証金額」等を限度とする責任を負う(法14条)。 ✓ 設立手続としては、設立者が規約を作成し、命令所定の手続で地方長官(都道府県知事)の設立認可を申請する(法15条1項)。規約には、目的・名称・組織・地区・事務所所在地・加入脱退・事業執行・役員・損失分担・公告方法・存立時期・解散事由等の基本事項が列挙され(法15条2項)、無限責任組合では組合費、保証責任組合では出資一口金額・払込方法・保証金額等も定める(同項)。また、設立認可申請ができる期間を「法施行の日から13年間」とする規定が置かれている(法16条)。 ✓ 内部運営の多くは、産業組合法の諸規定(及び商業登記法の規定)を準用する構造をとる(法24条)。また、法文上も理事・監事の存在を前提とし(法15条2項8号、25条等)、解散時には原則として理事が清算人となる(法23条ノ3)。

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債整理組合における議決権は、基本的に「組合員としての地位」に付随する。組合員は地区内居住者を前提として組織され(法 13 条)、規約で加入脱退に関する規定を置くことが義務付けられている(法 15 条 2 項 6 号)。 ✓ 脱退については、命令に別段の定めがある場合を除き、総組合員の 3 分の 2 以上の同意がなければ脱退できない(法 22 条 1 項)。また、加入者・脱退者いずれも、一定範囲で組合債務に関する責任を負担する(脱退者:法 22 条 2 項、加入者:法 23 条)。これらの仕組みから、株式会社の株式のように「譲渡により議決権を移転する」構造ではなく、加入・脱退(人的結合)を通じて議決権が形成される制度設計といえる。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:設立は地方長官(都道府県知事)の認可事項(法 15 条 1 項)。 ✓ 負債整理組合の設立は、規約を作成した上で地方長官(都道府県知事)の認可を受けることを要する(法 15 条 1 項)。成立後は、主たる事務所所在地で設立の日から 2 週間以内に設立登記をし(法 17 条 1 項)、登記事項に変更が生じた場合も 2 週間以内に変更登記が必要である(法 17 条 3 項)。 ✓ 農村負債整理組合法により登記すべき事項は、登記前には第三者に対抗できない(法 18 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散した場合(破産手続開始決定による解散を除く。)、清算人は解散後 2 週間以内に所定事項(清算人の氏名住所等・解散原因年月日)を登記し、官庁へ届け出る必要がある(法 23 条ノ 6)。 ✓ 解散・清算は裁判所の監督に属し、監督裁判所は負債整理組合の業務監督官庁に意見照会・調査嘱託を行うことができる(法 23 条ノ 11)。
定量情報	法人数	✓ 不明。
	設立登記数	✓ 不明。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立登記申請書には、組合原簿を添付する必要がある(法 20 条 1 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 無限責任:産業組合法 16 条ノ 51 項 3 号に掲げる事項を記載した組合原簿 ➢ 保証責任:同項 1 号、2 号及び 4 号に掲げる事項を記載した組合原簿 ✓ 組合員の加入に因る変更登記の申請書にも、加入者に係る事項を記載した組合原簿の添付が必要(無限責任:氏名・住所、保証責任:氏名・住所・保証金額)(法 20 条 2 項)。
	所要時間	✓ 不見当。

	<p>登記事項¹⁹⁸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債整理組合は、設立の日から 2 週間以内に主たる事務所所在地で設立登記を行う(法 17 条 1 項)。登記事項は以下のとおり(法 17 条 2 項):規約記載事項のうち、①目的、②名称、③組織、④地区、⑤事務所所在地、⑩存立時期又は解散事由(法 15 条 2 項 1 号～5 号・11 号)、設立認可の年月日、代表権を有する者の氏名・住所・資格、(保証責任組合の場合)出資一口の金額及び払込方法。 ✓ これら登記事項に変更があった場合も、2 週間以内に変更登記を要する(法 17 条 3 項)。また、登記事項は登記前は第三者に対抗できない(法 18 条)。各登記所に負債整理組合登記簿を備える(法 19 条)。 ✓ 登記申請実務としては、設立登記申請書に「組合原簿」を添付すること等が法定され(法 20 条)、登記事項変更や解散登記の申請書添付書面等も規定される(法 20 条ノ 2、20 条ノ 3)。登記懈怠には過料(50 万円以下)が定められている(法 26 条)。
	<p>審査の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可制。設立には、規約作成の上、地方長官(都道府県知事)への設立認可申請が必要(法 15 条 1 項)。
<p>活動状況を確認する制度</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ ①登記制度(法務局)による外形確認:設立・代表権者等の基本情報は登記簿で公示され、登記事項の変更も 2 週間以内の登記が要求される(法 17 条、18 条)。各登記所に登記簿が備えられる(法 19 条)ため、外部者は登記事項証明書の取得等により、少なくとも法人の存否・所在地・代表権者等の外形を確認し得る。登記懈怠は過料対象(法 26 条)であり、一定の更新圧力がある。 ✓ ②解散・清算局面での公告・裁判所監督:解散後の清算手続では、清算人の氏名住所・解散原因等の登記及び官庁への届出が要求され(法 23 条ノ 6)、債権者に対する催告公告は官報掲載により少なくとも 3 回行う(法 23 条ノ 8)。さらに、解散・清算は裁判所の監督に属し、裁判所は必要な検査を職権で行える(法 23 条ノ 11)。したがって、清算段階では公告(官報)や裁判所監督を通じて活動(清算)の進行を追跡可能な局面がある。 ✓ ③都道府県レベルでの届出・報告・監査:法 15 条の「設立認可」等を前提に、都道府県の施行細則では、登記後の知事への届出、総会の招集・終了後の議事録提出、事業報告未了時の報告など、行政庁が活動状況を把握し得る運用規定を置く例がある。例えば和歌山県細則では、設立登記・変更登記等の届出(4 条)、総会前後の知事報告(5 条)、議事録の記載事項(6 条)等が定められているほか、3 月ごとの事業状況報告書提出(13 条)や監事の監査・監査報告(14 条)まで規定されている¹⁹⁹。石川県細則でも、総会議事録の提出(6 条)や登記申請時の登記事項届出(9 条)等が定められている²⁰⁰。
<p>公表情報・透明性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債整理組合は設立登記を行い、登記事項証明書等により一定の基本情報を確認できる。具体的には、目的・名称・組織・地区・事務所所在地・(存立時期又は解散事由(定めた場合))・設立認可年月日・代表権者(氏名、住所、資格)等が登記対象である(法 17 条 2 項)。 ✓ 保証責任の組合については、出資一口の金額及び払込方法も登記対象となる(法 17 条 2 項 4 号)。 ✓ 登記事項そのものとしては、組合員の一覧・各組合員の保証金額等は列挙されない。他方、設立登記申請等に際して「組合原簿」の添付が必要とされ、加入による変更登記の際にも加入者に係る情報を記載した組合原簿を添付する(法 20 条)。 ✓ 地方自治体の例規上²⁰¹、組合の事業年度に従った定期的な事業状況報告(例:3 月毎)や、総会議事録の提出等を求める規定が存在する。

¹⁹⁸ 主要な登記事項に限定して列挙している。

¹⁹⁹ 農村負債整理組合法施行細則(和歌山県昭和 8 年 11 月 9 日県令第 78 号),
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000765.html, (2026.3.18)

²⁰⁰ 農村負債整理組合法施行細則(石川県昭和 8 年 12 月 28 日県令第 58 号),
https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000535.html, (2026.3.18)

²⁰¹ 和歌山県「農村負債整理組合法施行細則」13 条,
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000765.html

B O O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:負債整理組合は、株式会社のような株式・株主名簿を前提とする「議決権25%超」類型と単純には整合しないので、「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界:登記事項そのものに「組合員一覧」や「個々の保証金額」が直接掲示されるわけではなく、犯収法基準の①又は②に該当し得る者(例:保証責任組合における保証金額が突出する者、実質的に資金・取引関係を通じて支配的影響力を持つ者等)が存在するかどうかは、登記のみから直ちに把握しにくい。 ✓ 把握の強み:負債整理組合は設立登記が必要であり、登記上「目的・名称・組織・地区・事務所所在地・(存立時期又は解散事由)・設立認可年月日・代表権者(氏名、住所、資格)」等が掲げられるため、外部者は登記事項証明書により、少なくとも代表権者を確認可能である(法17条2項)。 また、設立登記申請書等には組合原簿の添付が要求され、加入時にも加入者情報を記載した組合原簿を添付する制度設計となっている(法20条)。
----------------------	--

<34. 住宅街区整備組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅街区整備組合(以下「組合」という。)は、住宅街区整備事業の施行者の一類型として位置付けられ、住宅街区整備促進区域内等において、当該事業を施行するために組織される。住宅街区整備事業は、大都市における住宅・宅地の大量供給と良好な住宅街区の形成を目的とし、市街化区域内の農地や空地を活用・集約化して、公共施設・宅地基盤等を整備する。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、施行地区内の宅地の権利関係を前提として住宅街区整備事業を実施するための施行者類型として位置付けられ、組合員(権利者)と参加組合員(公的主体・住宅供給主体等)を中心に事業を実施する枠組みである(法 42 条 1 項、法 43 条)。 ✓ 組合の意思決定事項は、定款変更・事業計画変更・借入・収支予算・主要契約・賦課金・換地計画・仮換地指定・保留地・施設住宅の一部等の処分方法等、事業遂行に直結する事項が中心であり(法 45 条 1 項)、制度設計上、事業範囲は限定的である。 ✓ 参加組合員になり得る主体は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等に加え、「住宅の建設及び賃貸又は譲渡」を主たる目的の一とする一定の法人に限られ(法 43 条)、この点からも事業が住宅供給・地区整備に強く結びつく制度である。 ✓ 費用面でも、組合が賦課金を賦課徴収できること(法 45 条 1 項 6 号、法 50 条 1 項)や、参加組合員が負担金・分担金を納付する建付け(法 50 条 2 項)など、事業費調達の手段も事業実施に沿って設計されている。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立は都府県知事の認可を要する(法 37 条 1 項)。 ✓ また、都府県知事が設立認可をしたときは、都市計画法 59 条 4 項の認可を受けたものとみなされる(法 37 条 3 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員: 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、全て組合員となる(法 42 条)。 ✓ 総会: 組合員で組織する(法 44 条)。 ✓ 総会の議決事項: 定款変更、事業計画変更、借入、収支予算、組合の負担となる契約、賦課金、換地計画、仮換地指定、保留地等の処分方法、事業の引継ぎへの同意、管理規約その他定款所定事項等である(法 45 条 1 項各号)。 ✓ 特別議決: 一定の定款変更、重要な事業計画変更、重要な借入金、組合の解散・合併の決定等は、総会(又は総代会)の議決で、出席者の議決権の 3 分の 2 以上を要する(法 46 条 2 項)。 ✓ 総会の部会: 施行地区が工区に分かれる場合、一定事項について工区ごとの総会部会に権限を行わせ得る(法 47 条)。 ✓ 総代会: 組合員数が 50 人を超える場合、総会に代えて権限を行わせるため総代会を置ける(法 48 条)。ただし、理事・監事の選挙・選任等は総代会の権限から除外される(法 48 条 3 項 1 号)。

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は法人である(法 40 条)。 ✓ 名称について、組合は名称中に「住宅街区整備組合」を用いる義務があり、組合でない者が同文字を名称に用いることは禁止される(法 41 条 1 項・2 項)。 ✓ 組合員は、原則として、施行地区内宅地の所有者又は借地権者が当然に構成員となる(法 42 条 1 項)。加えて、一定の公的主体・住宅供給主体等が、参加を希望し、定款で定められた場合に参加組合員として組合員となり得る(法 43 条)。 ✓ 組合の総会は総組合員で組織され(法 44 条)、総会の議決を要する事項が列挙されている(法 45 条 1 項各号)。特に、定款変更や事業計画変更、換地計画、仮換地指定、保留地、施設住宅の一部等の処分方法など、事業の根幹に関わる事項が総会権限として明示されている(法 45 条 1 項 1 号・2 号・7 号～9 号等)。 ✓ 総会の成立・議事要件として、原則として組合員の半数以上の出席を要し、議事は出席者議決権の過半数で決する(法 46 条 1 項)。重要事項(政令で定める重要な定款変更・事業計画変更、事業の引継ぎ同意、管理規約等)や解散・合併決定は、より加重された特別多数要件が課され、所有者・借地権者の双方について各々 3 分の 2 要件を求める(法 46 条 2 項)。 ✓ 施行地区が工区に分かれる場合、工区ごとに「総会の部会」を設け、一定事項(換地計画、仮換地指定、保留地/施設住宅の一部等の処分方法、管理規約等)について総会権限を部会に行わせることができる(法 47 条 1 項)。 ✓ 組合員が 50 人を超える組合は、総会に代わって権限を行わせるため総代会を設け得る(法 48 条 1 項)。もっとも、理事・監事の選挙及び選任等の重要事項は総代会に委ねられない(法 48 条 3 項 1 号等)。 ✓ 定款には、目的、名称、施行地区、事務所所在地、組合員・参加組合員、役員(定数・任期・職務分担・選挙・選任方法)、総会、(設ける場合は)総代会、事業年度、公告方法等を記載する(法 38 条各号、特に役員・総会・総代会・公告について法 38 条 7 号～11 号)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権(及び選挙権)は、原則として「組合員」又は「総代」であることにより取得し、各 1 個である(法 49 条 1 項)。したがって、基本的には、施行地区内宅地の所有者又は借地権を取得して組合員となることで(法 42 条 1 項)、議決権を取得する構造である。 ✓ 参加組合員も「組合員」となるため(法 43 条)、定款上の位置付けがなされれば、参加組合員として議決権を取得し得る(法 49 条 1 項)。 ✓ 施行地区内宅地について所有者と借地権をともに有する組合員は、特定の議決(法 46 条 2 項)に限り、所有者者として、かつ借地権者として、それぞれ議決権を有する(法 49 条 2 項)。 ✓ 議決権・選挙権は、書面又は代理人(総代は書面)により行使でき(法 49 条 3 項)、代理人は同時に 5 人以上の組合員を代理できない(法 49 条 5 項)。 ✓ 「譲渡」については、議決権のみを単独で売買・譲渡する制度設計ではなく、議決権は組合員資格(法 42 条 1 項・法 43 条)に付随するため、施行地区内宅地の所有者・借地権の移転等に伴い、組合員の地位が変動することを通じて議決権者が入れ替わる形になる(法 42 条 1 項、法 49 条 1 項)。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 都府県知事。 ✓ 届出・公告(役員関係): 理事の氏名・住所を、施行地区を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に届け出、知事が公告する(土地区画整理法 29 条 1 項・2 項・法 51 条)。 ✓ 年次報告: 理事は毎事業年度、事業報告書・収支決算書・財産目録を作成し監事意見を添付して通常総会の承認を求めなければならない(土地区画整理法 28 条 6 項・法 51 条)。 ✓ 定款・事業計画の変更: 土地区画整理組合では、定款又は事業計画等の変更は都道府県知事の認可を要する(土地区画整理法 39 条 1 項・法 51 条)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:①設立認可取消、②総会議決、③定款所定事由の発生、④事業完成又は完成不能、⑤合併、⑥事業引継により解散する(土地区画整理法 45 条 1 項・法 51 条)。 ✓ 総会議決等(土地区画整理法 45 条 1 項 2 号~4 号・法 51 条)による解散は都道府県知事の認可を要し、借入金がある場合は債権者同意も要する(同条 2 項・4 項・法 51 条)。知事は認可等を公告し、公告前は第三者対抗不可(同条 5 項・6 項・法 51 条)。
定量情報	法人数	✓ 4(2022 年 3 月 31 日時点) ²⁰²
	設立登記数	✓ (登記なし) 組合は、設立の認可を受けた時に成立し(法 37 条 1 項)、法務局での登記を要しない。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人数:5 人以上で定款及び事業計画を定め、都府県知事の認可を申請する(法 37 条 1 項)。 ✓ 定款記載事項:組合の名称、施行地区(工区を含む場合はその地域名称)、住宅街区整備事業の範囲、事務所の所在地、費用の分担、役員、総会、総代会、事業年度、公告方法等を記載する(法 38 条各号)。
	所要時間	✓ 不見当。
	登記事項 ²⁰³	✓ 登記事項に関する規定は設けられていない。住宅街区整備事業に伴う権利変換・清算金等については不動産登記が別途問題となる。
	審査の有無	✓ 認可制であり、組合は、5 人以上が共同して定款及び事業計画を定めた上で、都府県知事の設立認可を受けなければ設立できない(法 37 条 1 項)。

²⁰² 国土交通省「住宅街区整備事業」,
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2FCommon%2F000168161.xls%3Futm_source%3D

²⁰³ 主要な登記事項に限定して列挙している。

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部統治として、総会での議決が必要な事項が具体的に列挙され(法 45 条 1 項)、収支予算(法 45 条 1 項 4 号)や主要契約(法 45 条 1 項 5 号)等を含むため、組合員(権利者)による活動チェックの制度的基盤が置かれている。 ✓ さらに、重要事項(解散・合併等を含む。)については特別多数要件が課され(法 46 条 2 項)、意思決定のハードルを上げることで、活動の透明性・正当性を担保する制度設計が採られている。 ✓ 施行地区が工区に分かれる場合には、工区別の総会部会を設けて工区内の宅地・建築物に関する一定事項の権限を行使させ得る(法 47 条)ほか、組合員数が多い場合は総代会を設け得る(法 48 条)など、運営・意思決定の実効性を確保する仕組みが用意されている。 ✓ 対外的公表に関しては、定款に公告の方法を記載すべきものとされ(法 38 条 11 号)、組合が行う公告(法定又は定款で要求される公告)が、活動状況の外形的確認手段となり得る。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員情報:土地区画整理組合では、理事の氏名・住所を都道府県知事へ届出し、知事が公告する(土地区画整理法 29 条・法 51 条)。 ✓ 財務等:組合では、理事は、毎事業年度、事業報告書・収支決算書・財産目録を作成して監事の意見書を添え、通常総会の承認を求めなければならない(土地区画整理法 28 条 6 項・法 51 条)。また、これらの書類は、通常総会の 5 日前から会議当日まで主たる事務所に備え置かれ、組合員は閲覧又は謄写を請求することができる(土地区画整理法 28 条 11 項、法 12 項・法 51 条)。 ✓ 組合員の範囲:施行地区内の宅地所有者・借地権者が当然組合員となる(法 42 条)ため、権利者の把握は土地・借地権の権利関係情報(登記事項等)とも接続し得る。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 収収法基準:組合は、株式会社等のように株式・持分(議決権割合)を前提とする法人ではなく、施行地区内の宅地の所有者又は借地権者が当然に組合員となる「組合員」ベースの法人である(法 42 条)。 このため、一般に「資本多数決の原則を採る法人以外の法人」に準じ、①収益(利益)又は残余財産の分配を受ける権利が 25%超の自然人、②(①がない場合)支配的影響力を有する自然人、③(②もない場合)代表者(理事長等)という順で、実質的支配者の把握に留まると考えられる。 ✓ 把握の限界:組合は株式・持分に基づく「議決権割合」型の支配構造を前提としないため、「代表して業務を執行する者」が③代表者として実質的な支配者が把握されるケースが多いと考えられる。一方で、②の「出資・融資・取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する者」がいるかどうかは、行政・金融機関等が保有する情報や、組合側の説明資料(資金調達、契約関係、実質的な意思決定過程等)に依存せざるを得ず、公告(理事の氏名・住所)から直ちに実態を把握することは困難である。また、組合員の範囲自体は法定されるものの(法 42 条 1 項)、組合員名簿や各組合員の背後関係(法人組合員の実質的支配者、資金提供者等)が公的に一覧化・一般公開される制度ではないため、外部から実質的支配者を一義的に特定することには限界がある。 ✓ 把握の強み:組合は、設立に都道府県知事の認可を要し(法 37 条 1 項)、土地区画整理法の規定が準用される(法 51 条)。そのため、理事は組合の業務を執行し、組合を代表し(法 51 条、土地区画整理法 28 条 1 項)、理事の氏名及び住所は市町村長経由で都道府県知事に届け出、知事が公告する仕組みが置かれている(法 51 条、土地区画整理法 29 条 1 項・2 項)。また、組合員の範囲は、施行地区内の宅地につき所有者又は借地権を有する者に制度上限定される(法 42 条 1 項)。したがって、外部者は、少なくとも代表して業務を執行する者(理事)については公告等により確認でき、加えて組合員となり得る者の「属性」(施行地区内の権利者)も制度上は明確である。

<35. 土地改良区>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良法
	設立目的 ²⁰⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織。農業者の発意により都道府県知事の認可によって設立される。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行う(法 15 条 1 項)法人であり、土地改良事業は、土地改良施設(農業用排水施設、農業用道路等)の新設・管理・廃止・変更、区画整理、農用地の造成、災害復旧、権利の交換分合等、農業生産基盤の整備に直結する類型に限定されている(法 2 条 2 項各号)。また、当該土地改良事業に附帯する事業は行い得るものの(法 15 条 2 項)、目的外の事業を自由に営むことは制度上予定されておらず、規定する事業以外の事業を行うことは解散事由に当たるなど、事業範囲は限定的である(法 135 条 1 項 1 号参照)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区の設立は、都道府県知事の設立認可及び公告により成立する(法 7 条、8 条、10 条)。 ✓ 土地改良区の設立認可申請は、法 7 条所定の事項を記載した申請書を提出して行い、都道府県知事は審査及び公告等を行う(法 7 条、8 条)。 ✓ 土地改良区の地区内に非農用地区域がある場合、工事に関する事項は、近傍農地及び非農用地区域に係る工事に分けて定めなければならない(法 7 条 4 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区には役員として理事及び監事を置き、理事の定数は 5 人以上、監事の定数は 2 人以上とする(法 18 条 2 項)。 ✓ 役員は定款の定めるところにより総会で選任する(法 18 条 3 項)。ただし、設立当時の役員は、法 7 条 1 項の認可申請人及び法 5 条 2 項の同意者のうちから当該申請人が選任する(法 18 条 4 項)。 ✓ 役員は、法令等及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実に職務を遂行する義務を負い、任務懈怠による損害賠償責任を負う(法 19 条の 5)。 ✓ 理事、監事及び職員は相兼ねることができない(法 20 条)。 ✓ 総会は総組合員で組織され、土地改良区的意思決定機関として機能する(法 22 条)。 ✓ 組合員数が 100 人を超える土地改良区は、総会に代わる総代会を設けることができ、総代の定数は 30 人以上でなければならない(法 23 条 1 項、2 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区は、都道府県知事の設立認可により成立し(法 10 条 1 項、2 項)、成立時には知事が公告を行う(法 10 条 3 項)。土地改良区は法人である(法 13 条)。機関としては、総会が総組合員で組織され(法 22 条)、組合員数が 100 人を超える場合は、定款で総会に代わる総代会を設けることができる(法 23 条 1 項)。役員として理事及び監事が置かれ(法 18 条 1 項)、理事は 5 人以上、監事は 2 人以上を要する(法 18 条 2 項)。また、役員の就任・退任等については、届出・公告が求められ、公告前は役員の代表権を第三者(組合員等を除く。)に対抗できない(法 18 条 18 項～20 項)。

²⁰⁴ 農林水産省「土地改良区とは」、
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-101.pdf,
(2026.3.19)

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は、地区内の土地につき土地改良事業に参加する資格を有する者であり(法 3 条、11 条)、原則として資格者は当然に組合員となる(法 11 条)。各組合員は各々1 個の議決権及び選挙権を有し(法 31 条 1 項)、議決権は、(定款の定めがある場合)書面又は電磁的方法によっても行使できる(法 31 条 2 項、3 項)。また、代理人による議決権行使も可能であるが、代理人は「住居及び生計を一にする親族又は他の組合員」に限られ(法 31 条 5 項)、かつ、4 人以上の組合員を代理することはできない(法 31 条 6 項)。 ✓ 他方で、株式会社の株式のように「議決権を市場で取得し、自由に譲渡して支配権を移転する」仕組みではなく、組合員たる地位(及びこれに伴う議決権等)は、土地に結び付く法 3 条に定める資格を基礎として生ずる。したがって、相続その他の一般承継や法 3 条に定める資格の交替があった場合には、土地改良区の事業に関する権利義務は承継される(法 43 条 1 項、2 項)。また、組合員の資格の得喪は土地改良区への通知が必要であり(法 44 条 1 項)、通知があるまでは第三者に対抗できない(法 44 条 2 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:農林水産大臣又は都道府県知事。 ✓ 監督権限(報告徴収・立入検査等):都道府県知事(及び事案により農林水産大臣)は、土地改良区等に対して報告徴収や立入検査等を行う権限を有する(法 132 条)。組合員等が総数の 10 分の 1 以上の同意を得て、事業又は会計が法令等に違反する疑いを理由に検査請求した場合、都道府県知事は検査を行わなければならない(法 133 条)。 ✓ 監督権限(是正命令):監督権限により報告徴収・検査を行った結果、業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、行政庁は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(法 134 条 1 項)。 ✓ 一定の場合(例:法 15 条所定の事業以外の事業を行った場合、長期事業停止等、命令不履行等)には、行政庁は土地改良区の解散を命ずることができる(法 135 条)。 ✓ 総会・総代会の招集手続や議決方法、役員等の選挙方法が法令等に違反することを理由として一定の請求があった場合、都道府県知事は決議・選挙等を取り消すことができる(法 136 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:土地改良区は、①総会の議決、②法 135 条 1 項の規定による解散命令、③合併(合併により消滅する場合)により解散する(法 67 条 1 項)。①総会議決による解散は、都道府県知事の認可を要する(法 67 条 2 項)。 ✓ 解散した土地改良区は、清算の目的の範囲内においてなお存続する(法 67 条の 2)。 ✓ 清算人:原則として理事が清算人となる(合併によって解散する場合を除く。)(法 68 条 1 項本文)。総会は、定款で定めるところにより、別途清算人を選任することもできる(同項但書)。 ✓ 裁判所の監督:土地改良区の解散及び清算は裁判所の監督に属し、裁判所は職権で検査をすることができる(法 70 条の 2)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4043(2025 年 3 月 31 日時点)²⁰⁵
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区は、設立の認可を受けた時に成立し(法 10 条)、法務局での登記を要しない。

²⁰⁵ 農林水産書「土地改良区の設立状況」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-90.pdf,
(2026. 3.19)

設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立は知事認可制であり、定款には法定記載事項(名称・地区・事業・役員・公告方法等)を記載する必要がある(法 10 条、16 条)。 ✓ 組合員、准組合員等の制度(准組合員、施設管理准組合員等)を設ける場合、定款に加入・脱退等の事項を追加記載する必要がある(法 15 条の 2、16 条 2 項)。 ✓ 認可申請後認可を受け、公告した後に成立となる(法 10 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。
	登記事項 ²⁰⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区においては、登記は予定されていない。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県知事による認可制である(法 10 条)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部では、理事は、定款・規約、事業関係書類、組合員名簿、土地原簿、議事録等を主たる事務所に備え付けて保存する義務を負い(法 29 条 1 項)、組合員等その他の利害関係人から閲覧請求があった場合、正当な理由がある場合を除き拒めない(法 29 条 4 項)。さらに、決算関係書類(事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録等)は監事に提出して意見書の付添が求められ(法 29 条の 2)、総会で承認された後は、都道府県知事への提出及び公表義務が課される(法 29 条の 2 第 4 項)。 ✓ 外部には、農林水産大臣又は都道府県知事が、法令等遵守のために必要があると認めるとき、報告徴収や業務・会計の検査を行えるほか(法 132 条 1 項)、組合員等の十分の一以上の同意による検査請求があった場合、都道府県知事は検査を行わなければならない(法 133 条 1 項)。検査等の結果、違反が認められる場合には、必要措置命令、役員改選命令、役員解任等の手段があり(法 134 条各項)、目的外事業の実施等の場合には解散命令もあり得る(法 135 条 1 項 1 号等)。 ✓ 役員の氏名及び住所は、選任等の後、遅滞なく都道府県知事に届け出なければならず、都道府県知事はこれを公告する(法 18 条 18 項、19 項)。 ✓ 対外的な公示手段として、①設立認可に伴う成立の公告(法 10 条 3 項、4 項)、②役員に係る届出・公告(法 18 条 17 項～19 項)、③定款変更の認可・公告(法 30 条 2 項～4 項)等が置かれており、公告前は第三者対抗が制限される(法 10 条 4 項、18 条 20 項、30 条 4 項)。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地改良区の成立・解散・合併等について、知事公告が予定されている(成立:法 10 条、解散:法 67 条 3 項、合併:法 72 条 3 項等)。 ✓ 土地改良区は、定款・規約・事業関係書類・組合員名簿・土地原簿・議事録等を主たる事務所に備え付けて保存し、組合員等その他の利害関係人から閲覧請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き拒むことができない(法 29 条 1 項、4 項)。また、決算関係書類は都道府県知事に提出するとともに公表しなければならない(法 29 条の 2 第 4 項)。 	

²⁰⁶ 主要な登記事項に限定して列挙している。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">BO把握可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:土地改良区は株式・持分を持たない構成員型法人であるため、犯収法実務上は、最終的に「代表権者(理事)等」に実質的支配者認定が収斂する場面が多いと考えられる。 ✓ 把握の強み:土地改良区については、役員の氏名・住所が知事への届出及び知事公告の対象であるため、少なくとも代表権者(理事)の把握可能性は制度上一定程度確保されている(法18条17~19項、19条)。
--	---

<36. 生活衛生同業組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業者が、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図ることを目的とし(法 3 条)、生活衛生同業組合は、かかる目的を達成するため、当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限、営業方法の制限、営業施設の配置基準の設定等を行う(法 8 条 1 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合は、組合員が適正な衛生措置を講ずることができるよう料金又は販売価格の制限、衛生施設の維持及び経営の健全化に関する指導を行うのみならず、共済事業等及びこれらに附随する事業に関連する事業を行うものとされる(法 8 条 1 項、2 項)。 ✓ 生活衛生同業組合は、上記のとおり組合員に関連する事業を行うものであり、その事業範囲は限定的と考えられるものの、共済に関する事業等も行うことができ、適用される営業も多い(法 2 条)ので、資金の入金先、入金元などの関係先も限定的とは言い難いと考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 厚生労働大臣による認可が必要である(法 24 条 1 項)。なお、法の適用の前提となる業種(法 3 条、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(以下「令」という。)1 条、別表)に係る営業を営む場合には、いずれも個別の業法における許認可が必要となる²⁰⁷。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会(法 28 条 1 項 11 号) ✓ 理事(3 人以上)及び監事(1 人以上)(法 29 条 1 項、2 項) ✓ 理事会(法 31 条 1 項) ✓ 組合を代表する理事(法 34 条の 4 第 1 項) ✓ 組合員の総数が 500 人を超える組合は、任意に総会に代わり総代会を設置することができる(法 49 条 1 項)。 ✓ 理事は、組合員名簿(記載事項に各組合員の氏名・名称及び住所を含む。)を主たる事務所に備えて置かなければならない(法 35 条 1 項)。組合員及び組合の債権者は、何時でも、その閲覧を求めることができる(同条 4 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事会が最終的な意思決定を行い(法 31 条 1 項)、組合を代表する理事が組合の業務に関する一切の行為の権限を有する(法 34 条の 4 第 2 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は、各々一個の議決権及び選挙権を有する(法 17 条 1 項)。 ✓ 組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に属する営業を営むもので、定款で定めるもの(法 15 条)であり、出資一口以上を有する者である(法 16 条の 2 第 2 項)。組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない(法 16 条)。 ✓ 出資組合の組合員は、出資組合の承認を受けなければ、その持分を譲り渡すことができない。組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する(法 16 条の 3)。

²⁰⁷ 厚生労働省「生活衛生関係営業概要」,
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/seikatsu-eisei03/01.html,(2026.3.2)

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:厚生労働省。 ✓ 厚生労働大臣は、組合から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所の立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる(法 60 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:総会の決議、破産手続開始の決定、定款で定める存立時期の満了又は解散の事由の発生に基づく解散(法 50 条 1 項)・清算(法 52 条、会社法 475 条 1 号)。 ✓ なお、共済事業を行う組合における解散の総会の決議は、厚生労働大臣の認可を受けなければ有効ではない(法 50 条 2 項)。 ✓ 解散命令:組合が次のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、組合の解散を命ずることができる(法 52 条の 3)。 (一)組合が具備すべき要件(法 5 条各号)に適合するものでなくなったこと。 (二)組合員数に関する要件(法 22 条 2 項)を欠くに至ったこと。 (三)その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 581(2026 年 2 月 24 日調査時)²⁰⁸
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:生活衛生同業組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 26 条 1 項)、清算が終了した場合その登記がなされる(法 7 条 1 項、組合等登記令 10 条)ことにより、法人格が消滅する。
設立手続要件	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合は、次の要件を備えなければならない(法 5 条)。 (一)営利を目的としないこと。 (二)組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。 (三)組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 ✓ 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面、並びに、地区、出資一口の金額及びその払込みの方法、出資の総口数及び払い込んだ出資の総額を証する書面を添付しなければならない(法 7 条 1 項、組合等登記令 16 条)。 ✓ 設立認可書(法 24 条 1 項、商業登記法 19 条)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所要時間は不見当である。 ✓ 発起人→定款作成→創立総会→認可申請→出資第 1 回の払込み→登記申請→登記完了
	登記事項 ²⁰⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次に掲げる事項を登記しなければならない(組合等登記令 2 条 2 項)。 (一)目的及び業務 (二)名称 (三)事務所の所在場所 (四)代表権を有する者の氏名、住所及び資格 (五)存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 (六)地区、出資一口の金額及びその払込みの方法(組合員に出資をさせる組合に限る。)、出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(組合員に出資をさせる組合に限る。)

²⁰⁸ 国税庁「法人番号公表サイト」,
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>, (2026.2.24)

²⁰⁹ 主要な登記事項に限定して列挙している。

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義: 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、厚生労働大臣から設立の認可を受けなければならない(法 24 条 1 項、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(以下「規則」という。)1 条)。 ✓ 厚生労働大臣は、認可の申請があった場合において、設立しようとする組合が法定の要件に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない(法 24 条 2 項)。
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない(組合等登記令 3 条 1 項)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格は登記事項であるため、公開される。 ✓ 理事は、通常総会の会日の 1 週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない(法 36 条 1 項)。組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し、その書類の閲覧を求めることができる(同条 3 項)。 ✓ 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる(法 37 条)。
	BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 法人の収益総額の 25% 超の配当を受ける自然人がいる場合又は出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、組合を代表する理事²¹⁰。 ✓ 把握の限界: 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合の事業を利用した分量に応じ、又は年 1 割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない(法 49 条の 5 第 2 項)ところ、組合員名簿は主たる事務所に備え置かれるものの、その記載事項は、①氏名又は名称及び住所、②加入の年月日であり(法 35 条 3 項)、各組合員の出資額が不明のため、法人の収益総額の 25% 超の配当を受ける自然人がいるか否かを判断することは困難である。また、例えば事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書は主たる事務所に備えて置かれる(法 36 条 1 項)が、これらの資料から、出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人を特定することは困難である。なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格については、登記により把握することが可能である。

²¹⁰ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<37. 生活衛生同業小組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合の組合員が、その営業に関する共同施設を行うことを目的とする(法 52 条の 4 第 1 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 小組合は、生活衛生同業組合の組合員が、その営業に関する共同施設の運営、組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結及びこれらに附帯する事業を行うものとする(法 52 条の 5)ので、その事業範囲は限定的であるため、資金の入金先、入金元などの関係先も限定的と考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合に同じ(法 52 条の 10、法 24 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合に同じ(法 52 条の 10、28 条 1 項 11 号、29 条、31 条 1 項、34 条の 4 第 1 項、35 条 1 項、同 4 項、49 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合に同じ。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合に同じ(法 52 条の 10、15 条乃至 17 条)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:厚生労働省。 ✓ 報告及び検査については生活衛生同業組合に同じ(法 60 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:総会の決議、合併、破産手続開始の決定、定款で定める存立時期の満了又は解散の事由の発生に基づく解散(法 52 条の 10 第 1 項、50 条 1 項)・清算(法 52 条の 10 第 1 項、52 条、会社法 475 条 1 号)。 ✓ 解散命令:組合が次のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、組合の解散を命ずることができる(法 52 条の 10 第 1 項、52 条の 3)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)法 5 条各号に適合するものでなくなったこと。 (二)その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

定量情報	法人数	✓ 2(2026年2月24日調査時) ²¹¹
	設立登記数	✓ 法人数に一致:生活衛生同業小組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法52条の10第1項、26条1項)、清算が終了した場合その登記がなされることにより、法人格が消滅する(法52条の10第1項、7条1項、組合等登記令10条)。
設立手続・要件	必要書類・要件	✓ 生活衛生同業組合に同じ(法52条の10、5条、7条1項、24条1項、組合等登記令16条、商業登記法19条)。
	所要時間	✓ 所要時間は不見当。 ✓ 手続は生活衛生同業組合に同じ。
	登記事項 ²¹²	✓ 生活衛生同業組合に同じ(組合等登記令2条2項)。
	審査の有無	✓ 認可主義:生活衛生同業小組合を組織するには、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある(法52条の4第1項)。要件等については生活衛生同業組合に同じ(法52条の10、13条の2、24条2項)。
活動状況を確認する制度	✓ 登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない(組合等登記令3条1項)。	

²¹¹ 国税庁「法人番号公表サイト」,
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>, (2026.2.24)

²¹² 主要な登記事項に限定している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活衛生同業組合に同じ(法 52 条の 10、36 条 1 項、同条 3 項、37 条)。
B O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:法人の収益総額の 25%超の配当を受ける自然人がいる場合又は出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、組合を代表する理事²¹³。 ✓ 把握の限界:生活衛生同業組合に同じ。

²¹³ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<38. 労働組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする(法 2 条柱書)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働組合法上、事業内容の範囲に限定はなく(ただし、共済事業その他福利事業のみを目的としたり、主として政治運動又は社会運動を目的としたりすること等は不可)、資金の入金先、入金元などの関係先も、広範となり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。ただし、労働委員会に証拠を提出して法 2 条及び法 5 条 2 項の規定に適合することを立証しなければ、法に規定する手続に参加する資格を有せず、かつ、法に規定する救済を与えられない(法 5 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会(法 9 条、10 条 2 項参照)。 ✓ 法人である労働組合には、一人又は数人の代表者を置かなければならない(法 12 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 代表者は、法人である労働組合の全ての事務について、法人である労働組合を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない(法 12 条の 2)。 ✓ 代表者が数人ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である労働組合の事務は、代表者の過半数で決する(法 12 条 2 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各労働組合における組合規約による。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:厚生労働省 ✓ 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる(法 22 条 1 項)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働組合は、次の事由によって解散する(法 10 条)。 (一)規約で定めた解散事由の発生。 (二)組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 単一労働組合数:2万2244組合(2025年6月30日時点)²¹⁴ ✓ 法人格を有している労働組合の数:5437件(2026年2月24日調査時)²¹⁵
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる(法 11 条)。法の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けていない労働組合が存在し得るため、法人数とは一致しない。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働組合の資格を充足し(法 2 条、5 条 2 項)、労働委員会の証明を受け、登記によって法人となる(法 11 条 1 項)。 ✓ 登記に必要な資料は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規約(労働組合法施行令 8 条) ➢ 資格審査の証明書(労働組合法施行令 8 条) ➢ 代表権を有する者の資格を証する書面(労働組合法施行令 8 条)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合規約の作成→規約に基づく意思決定機関の組成→資格審査→登記申請→登記完了。 ✓ 所要時間自体は不見当である。
	登記事項 ²¹⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人である労働組合の登記事項は、以下のとおりである(法 11 条 2 項、労働組合法施行令 3 条)。 (一)名称 (二)主たる事務所の所在場所 (三)目的及び事業 (四)代表者の氏名及び住所 (五)解散事由を定めたときはその事由
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由に設立することが可能。ただし、労働委員会に証拠を提出して法 2 条及び法 5 条 2 項の規定に適合することを立証しなければ、法に規定する手続に参加する資格を有せず、かつ、法に規定する救済を与えられない(法 5 条 1 項)。

²¹⁴ 政府統計の総合窓口「労使関係総合調査(労働組合基礎調査)令和 7 年労働組合基礎調査 概況」,
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450101&tstat=000001015698&cycle=0&tclass1=000001236763&tclass2=000001236782&tclass3val=0>,(2026.3.20)

²¹⁵ 国税庁「法人番号公表サイト」,<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>,(2026.2.26)

²¹⁶ 主要な登記事項に限定して列挙している。

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記のとおり、労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員(以下単に「職員」という。)に關係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる(法 22 条 1 項)。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は公開されない。 ✓ 代表者の氏名及び住所は登記事項であるため、公開される。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、法人である労働組合であれば、代表者²¹⁷。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。

²¹⁷ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<39. 労働者協同組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働者協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本原理(組合員の出資・組合員の意見反映・組合員による従事)に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること(法 3 条 1 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、上記基本原理を目的として事業を行う。組合は、労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業を行うことができない(法 7 条 2 項)ものの、これ以外に事業内容が限定されていない。 ✓ 以上から事業内容は広範であるため、資金の出金先、入金元などの関係先も広範である。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ なし。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合には、役員として理事及び監事を置く。理事の定数は 3 人以上とし、監事の定数は 1 人以上とする(法 32 条)。 ✓ 組合員の総数が 20 人を超えない組合には、定款で定めるところにより、監事に代えて、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会(以下この定款において「監査会」という。)を置くことができる(法 54 条)。 ✓ 組合は、理事会を置かなければならない(法 39 条)。 ✓ 総会(法 58 条、59 条)。組合員の総数が 200 人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる(法 71 条)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事会が最終的な意思決定を行い(法 39 条 3 項)、代表理事が法人を代表し、業務に関する一切の行為の権限を有する(法 42 条 2 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は一人につき各一個の議決権及び選挙権を有する(法 11 条 1 項)。 ✓ 組合員の持分は、譲渡することができない(法 13 条)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:厚生労働省。 ✓ 決算関係書類及び事業報告書並びに付属明細書を毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に行政庁に提出しなければならない(法 124 条 1 項)。 ✓ 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴することができる(法 125 条)。 ✓ 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる(法 126 条 1 項)。 ✓ 行政庁は、法 125 条の規定により報告を徴し、又は法 126 条 1 項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(法 127 条 1 項)。当該組合がその命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる(同条 2 項)。さらに、行政庁は、当該組合がその命令に違反したときは、当該組合に対し、解散を命ずることができる(同条 3 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、次に掲げる事由によって解散する(法 80 条)。 (一)総会の決議 (二)組合の合併(合併により当該組合が消滅する場合に限る。) (三)組合についての破産手続開始の決定 (四)定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生 (五)法 127 条 3 項の規定による解散の命令 ✓ 組合は、組合員が 3 人未満になり、そのなった日から引き続き 6 ヶ月間その組合員が 3 人以上にならなかった場合においても、その 6 ヶ月を経過した時に解散する(法 80 条 2 項)。 ✓ 組合に関する登記が最後にあった日から 5 年を経た休眠組合については、行政庁に事業を廃止し得ていない旨の届出をすべき旨を公告したにもかかわらず、その届出をしないときは、解散したものとみなされる(法 81 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 185(2026 年 2 月 24 日調査時)²¹⁸
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 26 条)。

²¹⁸ 国税庁「法人番号公表サイト」,<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>,(2026.2.26)

設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、基本原理(組合員の出資・組合員の意見反映・組合員による従事)に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない(法 3 条 1 項)。 ✓ また、上記基本原理のほか、組合は、次に掲げる要件を備えなければならない(法 3 条 2 項、16 条 1 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)任意加入・任意脱退 (二)組合員との間での労働契約の締結 (三)組合員の議決権・選挙権の平等 (四)組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有 (五)剰余金の配当は従事分量配当によること ✓ 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。 ✓ 特定の政党のための利用の禁止(法 3 条 5 項)、暴力団排除条項(法 3 条 6 項) ✓ 組合を設立するには、その組合員になろうとする 3 人以上の者が発起人となることを要する(法 22 条)。 ✓ 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない(法 23 条 1 項)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所要時間自体は不見当である。 ✓ 定款の作成→創立総会の開催→定款内容の承認→登記申請→登記完了
	登記事項 ²¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働者協同組合の登記事項は、以下のとおりである(法 5 条 1 項、組合等登記令 1 条、同令 2 条 2 項、同令別表)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)目的及び業務 (二)名称 (三)事務所の所在場所 (四)代表権を有する者の氏名、住所及び資格 (五)存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 (六)出資一口の金額及びその払込みの方法(会員に出資をさせない労働者協同組合連合会を除く。)、出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(会員に出資をさせない労働者協同組合連合会を除く。)、公告の方法、電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義。 ただし、組合は、成立したときは、その成立の日から 2 週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の名及び住所を行政庁に届け出なければならない(法 27 条)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、定款及び規約(以下この条において「定款等」という。)、議事録等の写し、決算関係書類等を各事務所に備え置かなければならない(法 31 条、法 41 条 3 項、法 51 条)。また、上記のとおり、これらの決算関係書類及び事業報告書並びに附属明細書を毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に行政庁に提出しなければならない(法 124 条 1 項)。 ✓ 組合は、役員の名又は住所、定款に変更があったときは、その変更の日から 2 週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない(法 33 条、63 条)。 ✓ 行政庁は、上記のとおり、組合から報告の徴収及び検査を行い、必要な措置を採るべき旨命じることができる(法 125 条、127 条 1 項)。 	

²¹⁹ 主要な登記事項に限定して列挙している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は公開されない。ただし、組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができ、この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 ✓ 代表者の氏名、住所及び資格は登記事項であるため、公開される。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、代表理事²²⁰。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。

²²⁰ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<40. 漁業共済組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 漁業災害補償法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小漁業者が、異常の事象・不慮の事故で受け得る損失を補てんするために、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする(法1条、4条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業範囲は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことなどに限られており(法10条、4条)、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的であると考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可が必要(法46条)。 ✓ 具体的には、発起人は創立総会后、定款・共済規定・事業計画を提出して農林水産大臣の設立認可を申請し(法46条)、農林水産大臣は一定の要件に該当しない限り認可する(法47条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会(法30条1項) ✓ 理事(5人以上)及び監事(2人以上)(法25条1項、2項) ✓ 理事が組合を代表する(法28条の3)。 ✓ 任意で参事及び会計主任を置くことが可能である(法38条1項)。 ✓ 任意で総会に代わる総代会を設けることができる(法43条の2第1項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する(法28の2)。 ✓ 理事は、組合の全ての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めを反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない(法28条の3)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は、各1個の議決権を有する(法16条1項)。 ✓ 議決権は、組合の承認を得て、組合員が持分を譲渡する場合にのみ、譲受人に承継される(法16条1項、法14条1項及び3項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:農林水産大臣。 ✓ 監督:報告徴収(法68条)、請求検査(法69条)、常例検査(法70条)、随時検査(法71条)、必要措置命令(法72条)、監督命令(法73条)、役員解任等の命令(法74条)、議決の取消し(法75条) ✓ 届出・登記義務:清算の終了については届出が必要(法61条)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会の議決(解散決議には認可が必要)(法 50 条 1 項 1 号、2 項) ✓ 組合の合併(法 50 条 1 項 2 号) ✓ 組合についての破産手続開始の決定解散の命令(法 50 条 1 項 3 号) ✓ 解散命令(法 50 条 1 項 4 号) ✓ 組合員が 5 人未満になったこと(法 50 条 4 項)。なお、当該事由による場合は、解散の日から 15 日以内にその旨を農林水産大臣に届け出る必要がある(法 50 条 5 項)。 ✓ 清算が終了したときは、清算人はその旨を農林水産大臣に届け出なければならない(法 61 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 20²²¹
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:漁業共済組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記を要し(法 9 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 9 条 1 項、登記令 10 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人は組合員になろうとする 5 以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が発起人となることを必要とする(法 44 条 1 項)。 ✓ 設立認可申請の必要書類は、定款、共済規程及び事業計画(法 46 条)である。 ✓ 登記に必要な書類は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款(組合登記令 16 条 2 項) ➢ 代表すべき者の資格を証する書面(組合登記令 16 条 2 項) ➢ 地区及び出資の総額を証する書面(組合登記令 16 条 3 項、別表)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→定款及び共済規程の作成→創立総会→出資金の支払い→設立認可申請→設立認可→設立登記申請→設立登記完了 ✓ 所要時間については不明。
	登記事項 ²²²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は以下のとおりである(登記令 2 条 2 項、別表)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目的及び業務 ➢ 名称 ➢ 事務所の所在場所 ➢ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➢ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➢ 地区 ➢ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➢ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 ➢ 公告の方法
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記のとおり、認可主義を採用。農林水産大臣は、設立認可申請があった場合、一定の拒否事由に該当しないこと等を審査して認可(法 47 条)。

²²¹ 国税庁「法人番号公表サイト」,<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>,(2026.2.26)

²²² 主要な登記事項を限定的に列挙している。

活動状況を 確認する 制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員名簿は作成される(法 34 条 3 項)が、構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 決算関係書類については備置義務がある一方(法34条 1 項)、公告義務はない。
公表情報・ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事は、定款・共済規程及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない(法 34 条 1 項～3 項)が、外部一般への公表は通常想定されない。なお、組合員及び組合の債権者から書類の閲覧請求が可能(法 34 条 4 項)。
BO把握 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、代表理事²²³。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。このため、外部から実質的支配者を特定することは困難である。

²²³ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<41. 漁業協同組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水産業協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすること(法4条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水産資源の管理、水産に関する経営に関する指導等の漁業に関連する事業を行うことができる(法11条1項)とされ、漁業に関連すると限定されているものの、資金の貸付や共済に関する事業、福利厚生に関する事業等を行うことができるので、事業内容は広範にわたると考えられる。また、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的とはいいい難い。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可が必要である(法63条1項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会(組合員の総数が200人を超える場合は、任意に総代会を設置することができる(法52条1項)。 ✓ 理事(5人以上)及び監事(2人以上)(法34条1項、2項) ✓ 理事会(法36条1項) ✓ 任意に経営管理委員を置くことができる(法34条の2第1項)。 ✓ 組合員の貯金又は定期積み金の受入事業を行う場合は、会計監査人を設置しなければならない(法41条の2第1項)が、それ以外は任意に設置することができる(法41条の2第2項)。 ✓ 任意に参事及び会計主任を選任することができる(法45条1項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会が組合の基礎的事項を決定し、理事又は代表理事が業務執行を担う(法36条3項、39条の3第2項)。経営管理委員会設置組合では、経営管理委員会が監督・基本方針決定を担い(法38条3項)、理事会等が執行を担う。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 正組合員は各1個の議決権及び選挙権を有し、准組合員は議決権及び選挙権を有しない(法21条1項)。 ✓ 議決権は、組合の承認を得て、組合員が持分を譲渡する場合にのみ、譲受人に承継される(法21条1項、法20条1項及び3項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:都道府県知事、農林水産大臣(法127条)。 ✓ 報告の徴求(法122条)、業務又は会計状況の検査(法123条2項)、監督命令(法123条の2)、違反是正措置(法124条)、解散命令(法124条の2)の対象となり得る。 ✓ 事業年度ごとに業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない(法58条の2第1項)。子会社がある場合は当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、農林水産大臣に提出が必要である(法58条の2第2項)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会の決議(法 68 条 1 項 1 号) ✓ 組合の合併(法 68 条 1 項 2 号) ✓ 組合についての破産手続開始の決定(法 68 条 1 項 3 号) ✓ 存立時期の満了(法 68 条 1 項 4 号) ✓ 解散の命令(法 68 条 1 項 5 号) ✓ 休眠組合のみなし解散(法 68 条の 2 第 1 項)
定量情報	法人数	✓ 1713(令和 5 年度末) ²²⁴
	設立登記数	✓ 法人数に一致:漁業協同組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 67 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 74 条、組合等登記令(以下「登記令」という。))10 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記に必要な書類は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 定款(登記令 16 条 2 項) ➤ 設立認可書(法 64 条 1 項、商業登記法 19 条) ➤ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ➤ 出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項) <p>なお、認可があった日から 90 日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁が裁量により認可取り消しが可能(法 66 条の 2)。</p>
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→目論見書の作成→設立準備会→定款の作成→創立総会→認可申請→設立認可→設立登記申請→登記完了 ✓ なお、認可については行政庁が申請書を受領した日から 2 ヶ月以内に、発起人に対し認可又は不認可の通知を発する必要がある(法 65 条 1 項)。
	登記事項 ²²⁵	✓ 登記事項は、目的、名称、地区、事務所、代表理事の氏名住所、存続期間又は解散事由の定め、出資一口の金額及び払込方法(出資組合の場合)、公告の方法(登記令 2 条 2 項)である。
	審査の有無	✓ 認可主義(法 65 条 1 項)を採用。
活動状況を確認する制度		✓ 上記のとおり業務報告書の行政庁提出制度がある(法 58 条の 2 第 1 項、第 2 項)。

²²⁴ 農林水産省「令和 6 年度水産白書」,

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R6/attach/pdf/250606_1-24.pdf,(2026.3.8)

²²⁵ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項証明書で基本属性・代表者を確認でき、統計面では農林水産省の年次報告等から組合数や事業区分を把握できる。内部の組合員名簿は作成・備置義務があるが、組合員や組合債権者が閲覧請求できるのみであり、外部一般に広く公開されるものではない。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:収益総額の25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²²⁶。 ✓ 把握の限界:代表者の把握は可能であるが、最終的支配構造の把握は限定的である。

²²⁶ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<42. 漁業生産組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水産業協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすること(法 4 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法律上漁業及びこれに附帯する事業(法 78 条)に限定されているので、事業内容が限定的であると考えられ、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的であると考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可は不要である。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会(法 84 条の 4) ✓ 理事(法 83 条の 2 第 1 項) ✓ 任意で監事を置くことができる(法 83 条の 2 第 2 項)。 ✓ 任意に参事及び会計主任を選任することができる(法 86 条 2 項、45 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会が基本的な意思決定機関であり、理事が業務を執行する。幹事は理事の業務執行及び財産状況を監査し、必要に応じ総会招集や行政庁への報告を行う(法 84 の 2)。通常総会は少なくとも毎年 1 回開催することが予定されている(法 84 の 4)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 正組合員は各 1 個の議決権及び選挙権を有し、准組合員は議決権及び選挙権を有しない(法 86 条、21 条 1 項)。 ✓ 議決権は、組合員が持分を譲渡する場合にのみ、譲受人に承継される(法 86 条 1 項、21 条 1 項、20 条 1 項、同条 3 項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 都道府県知事、農林水産大臣(法 127 条)。 ✓ 報告の徴求(法 122 条)、業務又は会計状況の検査(法 123 条 2 項)、監督命令(法 123 条の 2)、違反是正措置(法 124 条)、解散命令(法 124 条の 2)の対象となり得る。 ✓ 組合が成立したときは、成立の日から 2 週間以内に行政庁に届出が必要であり(法 85 条の 2 第 4 項)、清算が終了したときは、清算人は行政庁にその旨届け出る必要がある(法 85 条の 14)。
解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会の決議(法 86 条 4 項、68 条 1 項 1 号) ✓ 組合の合併(法 86 条 4 項、法 68 条 1 項 2 号) ✓ 組合についての破産手続開始の決定(法 86 条 4 項、法 68 条 1 項 3 号) ✓ 存立時期の満了(法 86 条 4 項、法 68 条 1 項 4 号) ✓ 解散の命令(法 86 条 4 項、法 68 条 1 項 5 号) ✓ 組合員が 3 人未満になり、そのなった日から引き続き 6 ヶ月間その組合員が 3 人以上にならなかった場合(法 85 条の 4 第 1 項)。 	

定量情報	法人数	✓ 373 社 ²²⁷ (令和 6 年 3 月 31 日現在)
	設立登記数	✓ 法人数に一致:組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 9 条 1 項)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合の設立には 3 人以上の漁民が発起人となる必要がある(法 85 条の 2 第 1 項)。 ✓ 登記に必要な資料は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款(法 85 条の 2 第 4 項、登記令 16 条 2 項) ➢ 代表権を有する者の資格を証する書面(組合等登記令 16 条 2 項) ➢ 出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(組合等登記令 16 条 3 項)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→定款の作成→創立総会→役員選任→設立登記申請→登記完了→成立届の届出 ✓ 所要時間は不見当。
	登記事項 ²²⁸	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は以下のとおりである(登記令 2 条 2 項)。 ➢ 目的及び業務 ➢ 名称 ➢ 事務所の所在場所 ➢ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➢ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➢ 地区 ➢ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➢ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 ➢ 公告の方法
	審査の有無	✓ 準則主義を採用している。
活動状況を確認する制度		✓ 法 122 条 1 項に基づく報告徴求命令により、総会議事録、組合員名簿、定款、事業報告書等の提出を求めることができる。

²²⁷ 「都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査 都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査 確報 令和 5 年度水産業協同組合統計表(都道府県知事認可の水産業協同組合) 年度次 2023 年度 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口」, [https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00502000&tstat=000001021819&cycle=8&year=20231&month=0&tclass1=000001034118&tclass2=000001228365,\(2026.3.9\)](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00502000&tstat=000001021819&cycle=8&year=20231&month=0&tclass1=000001034118&tclass2=000001228365,(2026.3.9))

²²⁸ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項証明書により名称、主たる事務所、代表者等を確認できる。加えて、農林水産省「水産業協同組合統計表」や行政庁への届出情報により一定の外形情報を把握できる。内部の組合員名簿は作成・備置義務があるが、組合員や組合債権者が閲覧請求できるのみであり、外部一般に広く公開されるものではない。
B O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 収益総額の25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²²⁹。 ✓ 把握の限界: 組合員名簿は公開されない。

²²⁹ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」, <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>, (2026.2.27)

<43. 森林組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 森林組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非営利的に森林の施業の集約化等の事業の推進を図る(森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る)ことを目的とする(森林法 191 条の 8 第 1 項、法 1 条、4 条)法人である(法 5 条 1 項参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 森林組合の事業は、森林・林業に関連するものに限られているため(法 9 条)、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的だと考えられる。もっとも、その事業として、「組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な資金の貸付け」(同条 2 項 1 号)や信託事業²³⁰を行うことができる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の認可申請が必要である(法 78 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関は総会、理事及び監事(法 44 条)並びに理事会(法 46 条)である。 ✓ 任意的機関として、総代会(法 65 条)、参事・会計主任(法 55 条)を設けることができる。 ✓ 構成員である組合員の氏名又は名称及び住所、加入の年月日並びに組合員に出資をさせる場合には、出資口数及び出資各口の取得の年月日並びに払込済出資額及びその払込みの年月日を組合員名簿に記載する(法 41 条の 2 第 1 項)。 ✓ 森林組合は組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、組合員及び債権者は、業務時間内に組合員名簿の閲覧・謄写をすることが可能である(法 41 条の 2 第 2 項、同 3 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事会が最終的な意思決定を行い(法 46 条 3 項)、代表理事が森林組合を代表し業務を総理する(法 48 条 2 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は各 1 個の議決権を有するところ(法 31 条 1 項)、組合員であるためにはその資格(法 27 条)を有する必要がある。 ✓ 出資組合の場合には、当該組合の承認を受けることで、持分を譲渡することができる(法 30 条 1 項)、その譲受人が、譲渡人の権利義務を承継する(同条 3 項)。他方で、非出資組合にあつては、組合員は法人財産に対する持分権を有しないため、組合員たる資格を譲渡することはできない。 ✓ 役員は、総会において選任することができる(法 44 条 8 項)。 ✓ 業務を執行する代表理事は、理事会によって選定される(法 48 条 1 項)。

²³⁰ 森林組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受ける必要がある(法 10 条 1 項)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:農林水産省(法 119 条 1 項)/林野庁。 ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法 8 条 1 項、組合等登記令(以下「登記令」という。)3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 122 条 1 項 2 号)。 ✓ 報告の徴収及び検査:行政庁は、組合からその組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は、組合に対し、その組合員等組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(法 110 条 1 項)。また、行政庁は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意をもって検査が請求された場合又は組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるとき、前者の場合には検査義務があり、後者の場合には任意に検査を行うことができる(法 111 条 1 項、2 項)。なお、出資組合の場合にあっては、毎年 1 回を常例として検査が行われる(同条 3 項)。行政庁は、報告を徴した場合又は検査を行った場合において、業務又は会計状況の法令違反を認めるときには、組合に対し、期間を定めて、措置命令を講じることができる(法 113 条 1 項)、組合が命令に従わないときは、業務の全部・一部の停止又は役員の改選を命ずることができる(同条 2 項)。また、その違反が組合の定めた規程の特に重要な事項に違反し、かつ、措置命令に従わない時には、行政庁は各承認を取り消すことができる(同条 3 項)。そして、上記報告・検査を拒絶するなどした者については、50 万円以下の罰金が科される(法 121 条 2 号)。なお、共済事業(法 9 条 2 項 11 号)を行う森林組合にあっては、その業務・財産の状況又は事情の変更によって必要があると認められる時には、行政庁は監督上の命令を講じることができる(法 112 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:定款で定めた存立時期の満了・組合員が 10 人未満になった場合・合併・破産等に基づく解散・清算(法 83 条 1 項、4 項)。 ✓ 解散命令:行政庁は以下に掲げる事由を理由に解散を命じることができる(法 114 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 (二)組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。 (三)組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 602(2023 年 3 月 31 日時点)²³¹
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:森林組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 82 条)。清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 8 条 1 項、登記令 10 条)、法人格が消滅する。

²³¹ 政府統計の総合窓口「森林組合一斉調査確報 令和 5 年度森林組合統計 調査票提出組合数 1-1 森林組合及び生産森林組合の設立登記組合数並びに調査票提出組合数 年度次 2023 年度」, https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040261272, (2026.2.26)

設立 手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款(登記令 16 条 2 項) ✓ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ✓ 出資組合にあっては出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項) ✓ 組合員となろうとする者 10 人以上が発起人となる必要がある(法 74 条)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非出資組合:目論見書/定款・事業計画作成→認可申請→登記申請→登記完了 ✓ 出資組合:目論見書/定款・事業計画作成→認可申請→出資第 1 回の払込み→登記申請→登記完了
	登記事項 ²³²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は以下のとおりである(登記令 2 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的及び業務 ➤ 名称 ➤ 事務所 ➤ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➤ 地区 ➤ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➤ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 ➤ 公告の方法
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(法 78 条 1 項、法 79 条) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法 74 条乃至 77 条に規定される設立手続に瑕疵がないか。 ➤ 定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しないか。 ➤ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められないか。 ✓ 申請書を受理した日から 2 ヶ月以内に認可又は不認可の通知が必要(法 80 条 1 項)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法 8 条 1 項、登記令 3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 122 条 1 項 2 号)。 ✓ 上記のとおり、行政庁は報告の徴収及び検査を行うことができる(法 110 条 1 項、法 111 条 1 項、2 項、3 項、法 113 条 1 項、2 項、3 項、法 121 条 2 号、法 112 条)。 ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 決算関係書類については備置義務がある一方(法 50 条 10 項)、公告義務はない。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 決算関係書類については備置義務がある一方(法 50 条 10 項)、公告義務はない。 	

²³² 主要な登記事項を限定的に列挙している。

B O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:収益総額の25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²³³。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。
-----------------	---

²³³ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<44. 生産森林組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 森林組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非営利的に森林の施業の集約化等の事業の推進を図る(森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る)ことを目的とする(森林法 191 条の 8 第 1 項、法 1 条、4 条)法人である(森林組合と同様、法 5 条 1 項参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 委託又は信託を受けて行うものを除き、森林の経営及びこれに附帯する事業、環境緑化木又は食用きのこの生産、森林を利用して行う農業、委託を受けて行う森林の施業又は経営及びこれらに附帯する事業に限定されているため(法 93 条)、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的だと考えられる(基本的には森林組合と同様である。もっとも、森林組合と異なり、資金の貸付けに関する事業を行うことができない(法 93 条参照)。また、森林組合と比較すると事業の目的は限定的である。)
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の認可申請が必要である(法 100 条 2 項、法 78 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関は総会並びに理事及び監事(法 98 条)である。 ✓ 任意的機関として、総代会(法 100 条 2 項、法 65 条)、参事・会計主任(法 100 条 2 項、法 55 条)を設けることができる。 ✓ 構成員である組合員の氏名又は名称及び住所、加入の年月日、出資口数及び出資各口の取得の年月日並びに払込済出資額及びその払込みの年月日を組合員名簿に記載する(法 100 条 1 項、法 41 条の 2 第 1 項)。 ✓ 生産森林組合は組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、組合員及び債権者は、業務時間内に組合員名簿の閲覧・謄写をすることが可能である(法 100 条 1 項、法 41 条の 2 第 2 項、同 3 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会が最終的な意思決定を行い、理事が生産森林組合を代表し業務を総理する(法 98 条の 3)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は各 1 個の議決権を有するところ(法 100 条 1 項、法 31 条 1 項)、組合員であるためには出資を 1 口以上した上で(法 95 条)、その資格(法 94 条)を有する必要がある。 ✓ 当該組合の承認を受けることで、組合員は持分を譲渡することができ(法 100 条 1 項、法 30 条 1 項)、その持分の譲受人が、譲渡人の権利義務を承継する(法 100 条 1 項、法 30 条 3 項)。 ✓ 役員は、総会において選任することができる(法 100 条 2 項、法 44 条 8 項)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:農林水産省(法 119 条 1 項)/林野庁。 ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法 8 条 1 項、組合等登記令(以下「登記令」という。)3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 122 条 1 項 2 号)。 ✓ 報告の徴収及び検査:行政庁は、組合からその組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は、組合に対し、その組合員等組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(法 110 条 1 項)。また、生産森林組合は出資組合のため、その業務又は会計の状況につき、毎年 1 回を常例として検査が行われる(同条 3 項)。行政庁は、報告を徴した場合又は検査を行った場合において、業務又は会計状況の法令違反を認めるときには、組合に対し、期間を定めて、措置命令を講じることができ(法 113 条 1 項)、組合が命令に従わないときは、業務の全部・一部の停止又は役員の改選を命ずることができる(同条 2 項)。また、その違反が組合の定めた規程の特に重要な事項に違反し、かつ、措置命令に従わない時には、行政庁は各承認を取り消すことができる(同条 3 項)。そして、上記報告・検査を拒絶するなどした者については、50 万円以下の罰金が科される(法 121 条 2 号)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:基本的には森林組合と同じである。もっとも、組合員の数に関しては、森林組合と異なり 5 人未満になった場合と定められている(法 100 条 4 項、83 条 4 項)。具体的には、定款で定めた存立時期の満了・組合員が 5 人未満になった場合・合併・破産等に基づく解散・清算(法 100 条 4 項、83 条 1 項、同条 4 項)。 ✓ 解散命令:行政庁は以下に掲げる事由を理由に解散を命じることができる(法 114 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 (二)組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。 (三)組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2499(2023 年 3 月 31 日時点)²³⁴
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:森林組合と同様、生産森林組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 100 条 3 項、法 82 条)。清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 8 条 1 項、登記令 10 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款(登記令 16 条 2 項) ✓ 設立認可書(法 100 条 2 項、法 78 条 1 項、商業登記法 19 条 2 項) ✓ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ✓ 出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項) ✓ 組合員となろうとする者 5 人以上が発起人となる必要がある(法 100 条 3 項、74 条)。

²³⁴ 政府統計の総合窓口「森林組合一斉調査確報 令和 5 年度森林組合統計 調査票提出組合数 1-1 森林組合及び生産森林組合の設立登記組合数並びに調査票提出組合数 年度次 2023 年度」,
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040261272,
(2026.2.26)

所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款・事業計画作成→認可申請→出資第1回の払込み→登記申請→登記完了
登記事項 ²³⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は下記のとおりである(登記令2条2項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目的及び業務 ➢ 名称 ➢ 事務所の所在場所 ➢ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➢ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➢ 地区 ➢ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➢ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 ➢ 公告の方法等
審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(法100条3項、法78条1項、法79条1項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法74条乃至77条に規定される設立手続に瑕疵がないか。 ➢ 組合への加入の自由の侵奪、組合の行い得る事業範囲の逸脱がないか。 ➢ 事業の目的を達成することが著しく困難であると認められないか。 ✓ 申請書を受理した日から2ヶ月以内に認可又は不認可の通知が必要(法100条3項、法80条1項)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法8条1項、登記令3条1項)。登記事項変更後2週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し50万円以下の過料が科される(法122条1項2号)。 ✓ 上記のとおり、行政庁は報告の徴収及び検査を行うことができる(法110条1項、3項、法113条1項、2項、3項、法121条2号)。 ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 事業報告等については備置義務がある一方(法98条の9第3項)、公告義務はない。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 事業報告等については備置義務がある一方(法98条の9第3項)、公告義務はない。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:収益総額の25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²³⁶。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。

²³⁵ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

²³⁶ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<45. 更生保護法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 更生保護事業法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 更生保護事業を営むことを目的とする(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本的な事業は、更生保護事業(宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業)に限定される(法1条、法2条)。 ✓ 更生保護事業に支障がない範囲で、公益事業及び収益事業を行うことができるが、その収益は更生保護事業又は一定の公益事業に充てることとされ、かつ会計を区分して経理しなければならない(法6条1項、2項)。 ✓ 公益事業については、4つの事業に限定されている(更生保護事業法施行規則7条2項各号)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立に当たっては、法務大臣の認可を受けなければならない(法10条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的設置機関:理事5人以上、監事2人以上(法16条1項)及び理事長(法16条2項)。 ✓ 評議員会を任意に設置することができる(法26条1項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する(法18条)。 ✓ 理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する(法17条1項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員としての地位に基づいて行使される。議決権は「理事」という地位に基づき行使されるものであり、出資持分や株式のような概念は存在しない。したがって、議決権の売買や譲渡は不可能である。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁:法務省(法務大臣)(更生保護事業を所管)。 ✓ 法務大臣は、更生保護法人が法令・定款違反や著しい不適正な運営を行った場合、是正措置命令を出し、従わないときは業務停止命令や役員の解職勧告を行うことができる(法41条1項、2項)。 ✓ 公益事業・収益事業について、定款外の事業の実施や収益の目的外使用、更生保護事業への支障がある場合、当該事業の停止命令を行うことができる(法42条)。 ✓ 法務大臣は、必要な限度で、更生保護法人に報告を求め、また職員に立入検査をさせることができる(法44条)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由は以下のとおりである(法 31 条 1 項)。 (一)理事の 3 分の 2 以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決 (二)定款で定めた解散事由の発生 (三)目的とする事業の成功の不能 (四)合併 (五)破産手続開始の決定 (六)法 43 条の規定による解散の命令 ✓ 法務大臣は、一定の場合に解散を命じたり(法 43 条)、認可を取り消したりすることができる(法 54 条)。
定量情報	法人数	✓ 99 ²³⁷
	設立登記数	✓ 法人数に一致:更生保護法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 14 条)。
設立手続・要件	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書及び定款を法務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない(法 10 条)。 ✓ 申請書には、設立当初の財産目録、事業計画書及び収支予算書、設立者の履歴書等²³⁸を添付する必要がある(施行規則 8 条 2 項)。
	所要時間	✓ 標準処理期間は 1 ヶ月 ²³⁹ 。
	登記事項 ²⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的及び業務 ✓ 名称 ✓ 事務所の所在場所 ✓ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ✓ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ✓ 資産の総額
	審査の有無	✓ 認可制。

²³⁷ 法務省「更生保護施設等」,

https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html, (2026.3.4)

²³⁸ 主要な書類に限定して列挙している。

²³⁹ 法務省「更生保護法人の設立認可」,

<https://www.moj.go.jp/ONLINE/REHABILITATION/15-1.html>, (2026.3.4)

²⁴⁰ 法 8 条 1 項・組合等登記令 2 条 2 項各号・別表

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款の変更は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない(法 27 条 1 項)。 ✓ 更生保護法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等を作成し主たる事務所に備え置くとともに、理事長は監事に提出し、請求があれば閲覧に供しなければならない(法 29 条)。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記簿により基本情報が公示される。 ✓ 更生保護法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等を作成し主たる事務所に備え置くとともに、理事長は監事に提出し、請求があれば閲覧に供しなければならない(法 29 条 1 項、3 項)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法上は、代表者(理事長)を実質的支配者とみなして取り扱う(犯罪収益移転防止法施行規則 11 条 2 項 1 号)ところ、役員変更は法務省への届出事項であり、正確性は高い。 ✓ 登記及び法務省に提出される役員名簿等を通じて、その限度において実質的な支配者を把握することが可能である。

<46. 土地開発公社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公有地の拡大の推進に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体(都道府県、指定都市等。以下「設立団体」という。)が、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うために設立する特別法人である(法 10 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法により定められた以下の業務に限定され(法 17 条 1 項)、これらに関連する業務以外の他業を営むことはできず、事業内容の範囲は狭いといえる。 <ul style="list-style-type: none"> (一)公共用地、公用地等の取得、造成、管理及び処分 (二)住宅用地、工業用地等の造成事業 (三)土地の造成に係る調査、測量、設計等(委託を受けて行う業務)
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要(認可主義):設立には、設立団体の議会の議決を経て、定款を定め、都道府県知事(設立団体が都道府県又は指定都市の場合は総務大臣)の認可を受けなければならない(法 10 条 2 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員:理事及び監事を置く(法 16 条 1 項)。 ✓ 選任:理事及び監事は、定款の定めるところにより、設立団体の長が任命する(法 16 条 2 項)。 ✓ 理事会:法令上の明文規定はないが、定款により設置されることが一般的である。 ✓ 役員及び職員は刑法等の適用において「みなし公務員」とされる(法 16 条 10 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務執行:理事は、土地開発公社の全ての事務について、土地開発公社を代表する(法 16 条 5 項)。 ✓ 意思決定:重要な財産の処分や定款変更等は、設立団体の長の認可や議会の議決が必要となるなど、設立団体の強い統制下にある(法 14 条、17 条 4 項等)。 ✓ 財務運営:毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、また、これを変更しようとするときは、設立団体の長の承認を受けなければならない(法 18 条 2 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 該当なし(持分なし):地方公共団体でなければ土地開発公社に出資できず、設立団体(地方公共団体)が基本財産(資本金に相当)の額の 2 分の 1 以上に相当する資金その他財産を出資しなければならない(法 13 条)。 株式会社のような「株式」や「持分」の概念が存在しないため、議決権の市場流通や譲渡は行われない。運営に関する決定権は、法令及び定款に基づき、設立団体及び役員に帰属する。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:都道府県知事又は総務大臣及び国交大臣(設立団体の区分による)(法 19 条 2 項、28 条)。 ✓ 監督権限:監督庁は、業務の報告徴収、立入検査、業務改善命令等の権限を有する(法 19 条 2 項、3 項)。 ✓ 財務報告:毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し設立団体の長の承認を受けるほか、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に監事の意見を付して設立団体の長に提出し、承認を受けなければならない(法 18 条 2 項、3 項)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する(法 22 条)。 ✓ 残余財産:解散した公社の残余財産は、定款の定めるところにより分配しなければならない(法 22 条 2 項)。
定量情報	法人数	✓ 553
	設立登記数 ²⁴¹	✓ 設立登記数:法人数に一致。主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 15 条 3 項)。
設立手続	必要書類・要件 ²⁴²	✓ 必要書類・要件:設立団体の議会の議決(法 10 条 2 項)を経て、定款(名称、事務所の所在地、基本財産、業務範囲等を記載)についても設立団体の議会の議決を経て主務大臣又は都道府県知事の認可を受ける必要がある(法 14 条 1 項)。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所要時間:議会日程及び監督庁の審査期間に依存するため、数ヶ月単位の期間を要すると考えられる。 ✓ 登記事項:名称、事務所、基本金の額、役員の名氏及び住所、代表権に関する事項等(15 条 1 項、組合等登記令)。
	登記事項 ²⁴³	✓ 目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所・資格、存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間・事由。
	審査の有無	✓ 審査あり(認可主義):設立に際しては、単なる書類の完備だけでなく、事業の必要性、財政的基礎、設立団体の財政状況等を総合的に勘案し、監督庁が裁量を持って審査を行う。

²⁴¹ 政府統計の総合窓口「商業・法人・2024 年」,
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20240&month=0&tclass1=000001012462&tclass2val=0>, (2026.2.12)

²⁴² 主要な書類に限定して列挙している。法務局「商業・法人登記申請手続」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>, (2026.2.12)

²⁴³ 法 15 条 1 項、2 項、組合等登記令 2 条 2 項及び別表。

活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公的報告制度：毎事業年度の財務諸表等は、設立団体（地方公共団体）の長に提出・承認され、議会に報告される（法 18 条）。 ✓ 総務省が毎年実施する「地方公社等に関する実態調査」等により、全国的な経営状況が開示している²⁴⁴。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公的な性格を持つ法人であるため、事業計画、予算、決算等の主要な情報は、設立団体の議会や広報等を通じて住民に公開されることが一般的である。 ✓ 「構成員」は地方公共団体そのものであるため、実質的支配者は明確である。
悪用事例・脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「飛ばし」の温床としての歴史：かつてバブル期等において、地方公共団体が財政赤字を表面化させないため、本来自治体を買うべき土地を公社に借金をさせて先行取得させ、簿外債務化する（いわゆる「塩漬け土地」問題）事例が多発した²⁴⁵。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者は 100%地方公共団体であるため、BO は存在しないか、当該地方公共団体の長（首長）となる（登記情報及び自治体公表資料で確認可能）。 ✓ 犯収法上の扱い：国、地方公共団体、人格のない社団・財団と同様に、実質的支配者の申告義務の例外扱い、あるいは代表者等を実質的支配者とみなす運用がなされることが一般的。

²⁴⁴ 総務省「令和5年度土地開発公社事業実績調査結果概要」,
https://www.soumu.go.jp/main_content/000992292.pdf, (2026.3.12)

²⁴⁵ 日本総研「「塩漬け土地」の抜本的解消を～土地開発公社問題の解決に向けて～」
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=7127>, (2026.3.12)

<47. 中小企業等協同組合>

※以下事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合を「組合」という。

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小企業協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことを目的とする法人である(法1条、4条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 下記のとおり、企業組合以外の組合は、法によって、その事業内容は組合員に対するサービス提供に限定されており、事業内容は狭いといえる。他方、企業組合が営む事業の範囲は限定されておらず、広いといえる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業協同組合及び事業協同小組合:生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業、事業資金の貸付け、福利厚生、教育情報提供、新商品開発、団体協約締結等を行うことができる(法9条の2第1項)。 ➢ 信用協同組合:組合員に対する資金貸付け、預金受入れ等を行う(法9条の8)。為替取引等の付随業務も可能。 ➢ 協同組合連合会:会員の預金受入れ、貸付け等の事業を行うことができる(法9条の9)。 ➢ 企業組合:商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う(法9条の10)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の認可:組合の設立には行政庁の認可が必要(法27条の2第1項)。 ✓ 共済事業:一定の組合は、共済規程を定め、行政庁の認可を受けて共済事業を行うことができる(法9条の6の2第1項)。
	機関連計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員:理事及び監事を置く(法35条1項)。総会において選挙する(法35条2項)。 ✓ 監事の職務:監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する(法36条の3第1項)。 ✓ 会計監査人:特定共済組合及び特定信用協同組合等は、会計監査人を置かなければならない(法40条の2第1項、法40条の3)。 ✓ 理事の資格:企業組合以外の組合の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員等でなければならない(法35条4項)。企業組合の理事は組合員でなければならない(法35条5項)。 ✓ 理事会・代表理事:理事会を置き(法36条の5第1項)、理事の中から代表理事を選定する(法36条の8第1項)。 ✓ 総会:定款変更、予算決算等の重要事項を決定する(法51条等)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務執行:理事会が決定する(法36条の5第3項)。 ✓ 代表権:代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法36条の8第2項)。

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員資格: 組合の地区内において商業などの事業を行う小規模の事業者等(法 8 条 1 項、3 項参照)。企業組合の組合員資格は定款で定める(法 8 条 7 項参照)。 ✓ 議決権の平等: 組合員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する(法 11 条 1 項)。 ✓ 加入の自由: 正当な理由なく加入を拒んではならず、困難な条件を付してはならない(法 14 条)。 ✓ 持分の譲渡: 組合の承諾を得なければ譲渡できない(法 17 条 1 項)。また、組合員は、持分を共有することができない(法 17 条 4 項)。 ✓ 脱退時の持分払戻し: 脱退したときに持分の払戻しを請求することができる(法 20 条)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁: 事業の種類や地区に応じて、都道府県知事、所管大臣、金融庁長官(委任)等が監督を行う(法 101 条)。 ✓ 報告徴収及び検査: 行政庁は、組合から報告を徴し、又はその職員に検査させることができる(法 105 条の 3、法 105 条の 4)。 ✓ 決算書類の提出: 組合は、毎事業年度、決算関係書類を行政庁に提出しなければならない(法 105 条の 2)。 ✓ 役員変更届: 変更から 2 週間以内に行政庁へ届け出る(法 35 条の 2)。 ✓ 定款変更認可: 行政庁の認可が必要(法 51 条 2 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由: 総会決議、組合の合併、破産手続開始決定、定款存続期間満了、解散命令(法 62 条 1 項各号)。届出義務あり(法 62 条 2 項)。 ✓ 解散命令: 法令違反時又は休眠時(1 年以上の事業停止等)に行政庁が解散を命ずることができる(法 106 条 2 項)。 ✓ 残余財産の分配: 残余財産は定款の定め又は出資の価額に応じて組合員に分配されると考えられる(法 69 条、民法 688 条 3 項参照)。
定量情報	法人数	<p>令和 7 年 4 月時点²⁴⁶:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業協同組合: 1 万 8845 ✓ 事業協同小組合: 3 ✓ 信用協同組合: 103 ✓ 企業組合: 751 ✓ 信用協同組合連合会: 1(令和元年 9 月 17 日時点)²⁴⁷
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致: 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の払込日から 2 週間以内にしなければならない(法 84 条 1 項)。また、組合が解散したときは、2 週間以内に解散の登記をしなければならない(法 91 条)。

²⁴⁶ 全国中小企業団体中央会「中小企業組合ガイドブック」26 頁,
<https://www.chuokai.or.jp/contents/seido/guidebook/2025-2026/guidebook2025-2026.pdf>, (2026.3.20)

²⁴⁷ 金融庁「信用協同組合連合会認可一覧」,
<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/sinkumi.pdf>, (2026.3.20)

設立手続	必要書類・要件 ²⁴⁸	<p>事業協同組合の場合は以下のとおりであるが、所管行政庁の判断によっては下記書類以外の書類が求められる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立認可申請書 ✓ 定款 ✓ 事業計画書 ✓ 収支予算書 ✓ 役員の氏名及び住所を記載した書面(役員名簿・役員の就任承諾書) ✓ 設立趣意書 ✓ 設立同意者が全て組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面 ✓ 設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面(設立同意者名簿・設立同意書及び出資引受書) ✓ 創立総会の議事録又はその謄本 ✓ 委任状
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の流れ²⁴⁹: 設立発起人の選定→認可行政庁との事前協議(任意)→創立総会の開催公告→創立総会、第1回理事会開催→設立認可申請→設立登記 ✓ 所要時間について、横浜市の場合²⁵⁰、事業協同組合、事業協同小組合等の設立の認可の標準処理期間は15日。
	登記事項 ²⁵¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業、名称、地区、事務所の所在場所、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額、存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、公告方法その他の事項(法84条2項参照)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義を採用(法27条の2第1項参照)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決算書類等の作成・備置き: 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書等を作成し、事務所に備え置かなければならない(法40条2項)。 ✓ 決算書類の提出: 行政庁への提出義務がある(法105条の2)。 ✓ 役員変更届・定款変更については認可を要する(法35条の2、51条2項)。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員情報は公開されない(法10条の2参照)。 ✓ 共済事業を行う組合: 毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、閲覧に供しなければならない(法61条の2第1項)。 	

²⁴⁸ 全国中小企業団体中央会・前掲注246)38頁

²⁴⁹ 全国中小企業団体中央会・前掲注246)36頁

²⁵⁰ 横浜市「経済局 標準処理期間」,

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/jorei/gyose/shorikikan/bukyoku/kezai.html>, (2026.3.20)

²⁵¹ 主要な登記事項に限定して列挙している。

BO把握可能性	<p>✓ 理事・代表理事：議決権が平等(一人一票)であり、資本多数決による支配者が存在しないため、犯罪収益移転防止法によれば、代表権を有する者たる代表理事が実質的支配者となる(犯罪収益移転防止法施行規則 11 条 2 項 2 号)。</p>
---------	--

<48. 水産加工業協同組合>

制度の骨格	根拠法令	✓ 水産業協同組合法
	設立目的	✓ 事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすること(法4条)。
	事業内容の広狭	✓ 組合員の事業に関連する業務を行うことができるとされているが、事業は資金の貸付や物資の供給、生産物の運搬加工、共済に関する事業、福利厚生に関する事業等と多岐にわたっている(法93条1項)。そのため、事業内容は限定的でなく、資金の出金先、入金元などの関係先も広範にわたると考えられる。
	許認可	✓ 行政庁による認可が必要(法96条4項、63条1項)である。
	機関設計	<p>✓ 基本的には漁業協同組合に同じで、任意に経営管理委員を置くことができない(法96条3項)。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総会(組合員の総数が200人を超える場合は、任意に総代会を設置することができる(法52条1項。)) ➤ 理事(5人以上)及び監事(2人以上)(法34条1項、2項) ➤ 理事会(法36条1項) ➤ 組合員の貯金又は定期積み金の受入事業を行う場合は、会計監査人を設置しなければならない(法41条の2第1項)が、それ以外は任意に設置することができる(法41条の2第2項)。 ➤ 任意に参事及び会計主任を選任することができる(法45条1項)。
	組織運営	✓ 総会が基本的意思決定機関であり、理事が業務執行、代表理事が代表権を有する。
	議決権の取得・譲渡	✓ 漁業協同組合に同じで、正組合員は各1個の議決権及び選挙権を有し、准組合員は議決権及び選挙権を有しない(法96条2項、21条1項)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁：農林水産大臣、都道府県知事。 ✓ 届出義務：漁業協同組合と同様に、事業年度ごとに業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない(法 96 条 3 項、58 条の 2 第 1 項)。子会社がある場合は当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、農林水産大臣に提出が必要である(法 96 条 3 項、58 条の 2 第 2 項)。 ✓ 行政庁は、組合に対して、報告の徴求、検査、監督命令及び違反是正措置を行うことができる(漁業協同組合に同じ。)(法 122 条、123 条の 2、124 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 漁業協同組合に同じ(具体的には以下のとおりである。) ➢ 総会の決議(法 96 条 5 項、68 条 1 項 1 号) ➢ 組合の合併(法 96 条 5 項、68 条 1 項 2 号) ➢ 組合についての破産手続開始の決定(法 96 条 5 項、68 条 1 項 3 号) ➢ 存立時期の満了(法 96 条 5 項、68 条 1 項 4 号) ➢ 解散の命令(法 96 条 5 項、68 条 1 項 5 号) ➢ 休眠組合のみなし解散(法 96 条 5 項、68 条の 2 第 1 項)
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 80²⁵²(令和 6 年 3 月 31 日現在)
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致：漁業協同組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 96 条 3 項、67 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 96 条 5 項、74 条、組合等登記令(以下「登記令」という。))10 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記に必要な書類は以下のとおりである(漁業協同組合と同様。) ➢ 定款(登記令 16 条 2 項) ➢ 設立認可書(法 96 条 4 項、64 条 1 項、商業登記法 19 条) ➢ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ➢ 出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項) ✓ なお、認可があった日から 90 日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁が裁量により認可取り消しが可能(法 96 条 4 項、66 条の 2。漁業協同組合と同様。)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→目論見書の作成→定款の作成→創立総会→設立認可申請→認可→出資払込→設立登記申請→登記完了 ✓ なお、認可があった日から 90 日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁が裁量により認可取り消しが可能(法 96 条 3 項、66 条の 2。漁業協同組合と同様。)
	登記事項 ²⁵³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は、主たる事務所、名称、目的及び事業、地区、出資一口の金額、存立時期又は解散事由、代表権ある理事の氏名・住所、公告の方法等(登記令 2 条 2 項)である。

²⁵² 「都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査 都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査 確報 令和 5 年度水産業協同組合統計表(都道府県知事認可の水産業協同組合) 年度次 2023 年度 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口」, [https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00502000&tstat=000001021819&cycle=8&year=20231&month=0&tclass1=000001034118&tclass2=000001228365,\(2026.3.9\)](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00502000&tstat=000001021819&cycle=8&year=20231&month=0&tclass1=000001034118&tclass2=000001228365,(2026.3.9))

²⁵³ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可(法 96 条 4 項、65 条 1 項)主義を採用(漁業協同組合と同様)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項から一定の外形情報は取得できる。 ✓ 業務報告書の行政庁提出制度がある(法 96 条 3 項、58 条の 2。漁業協同組合と同様)。
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項から一定の外形情報は取得できる。内部の組合員名簿は作成・備置義務があるが、組合員や組合債権者が閲覧請求できるのみであり、外部一般に広く公開されるものではない(法 96 条 2 項、31 条の 2)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、代表理事²⁵⁴。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。

²⁵⁴ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<49. 農業協同組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする(法1条)法人である(法4条参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業協同組合の事業は、農業に関連するものに限定されているところ、信用事業(法10条1項2号、3号)、共済事業(同条1項10号)といった金融事業、福祉事業などもでき、その取引範囲自体は広範であると考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の認可申請が必要である(法59条1項)。 ✓ 「組合員の貯金又は定期積金の受入れ」に係る事業を営む場合には、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受ける必要がある(法11条)、「共済」に係る事業を営む場合には、共済規程を定めて行政庁の承認を経る必要がある(法11条の17第1項)など、営む事業の性質によって、別途行政庁の承認を得なければならない。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関は総会(法43条の2)並びに5人以上の理事及び2人以上の監事(法30条)並びに理事会(法32条)である。 ✓ 任意的機関として、経営管理委員(法30条の2)、会計監査人(法37条の2)、参事及び会計参与(法42条)、総代会(法48条)を設けることができる。 ✓ 構成員である組合員の氏名又は名称及び住所、加入の年月日並びに組合員に出資をさせる場合には、出資口数及び出資各口の取得の年月日並びに払込済出資額及びその払込みの年月日を組合員名簿に記載する(法27条1項)。 ✓ 農業協同組合は組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、組合員及び債権者は、業務時間内に組合員名簿の閲覧・謄写をすることが可能である(法27条2項、同3項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事会が最終的な意思決定を行い(法32条3項)、代表理事が農業協同組合を代表し業務を総理する(法35条の3第2項)。 ✓ ただし、経営管理委員会設置組合の場合には、経営管理委員会が最終的な決定を行う(法32条4項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は各1個の議決権を有するところ(法16条1項)、その資格(法12条)を有する必要がある。 ✓ 当該組合の承認を受けることで、組合員は持分を譲渡することができ(法14条1項)、その持分の譲受人が、譲渡人の権利義務を承継する(法14条3項)。 ✓ 役員は、総会において選任することができる(法30条10項)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:農林水産省(法 98 条 1 項、同 2 項)/都道府県知事(法 98 条 1 項)。 ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法 9 条 1 項、組合等登記令(以下「登記令」という。)3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 101 条 1 項 2 号)。 ✓ 報告の徴収及び検査:行政庁は組合からその組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は、組合に対し、その組合員等組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(法 93 条 1 項)。また、総組合員の 10 分の 1 以上の同意をもって検査が請求された場合又は組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるとき、前者の場合には検査義務があり、後者の場合には任意に検査を行うことができる(法 94 条 1 項、2 項)。行政庁は、報告を徴した場合又は検査を行った場合において、業務又は会計状況の法令違反を認めるときには、組合に対し、期間を定めて、措置命令を講じることができ(法 95 条 1 項)、組合が命令に従わないときは、業務の全部・一部の停止又は役員の改選を命ずることができる(同 2 項)。また、その違反が組合の定めた規程の特に重要な事項に違反し、かつ、措置命令に従わない時には、行政庁は各承認を取り消すことができる(同 3 項)。そして、上記報告・検査を拒絶するなどした者については、50 万円以下の罰金が科される(法 99 条の 7 第 2 号)。 ✓ 改善計画等:行政庁は、組合員の貯金又は定期積金の受入れ(法 10 条 1 項 3 号)や共済事業を営む組合に対して、その業務又は財産等によって必要がある場合、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる(法 94 条の 2 第 1 項)。なお、行政庁は、当該法人については、事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときはいつでも当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる(法 94 条 3 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:総会の決議、定款で定めた存立時期の満了・組合員が 15 人未満になった場合・合併・破産等に基づく解散・清算(法 64 条 1 項、同 5 項)。なお、組合員が 15 人未満になったことによる解散は行政庁に対する届出なければならず(法 64 条 5 項)、それ以外の上記事由を原因とする解散は、行政庁の認可を受ける必要がある(法 64 条 2 項)。 ✓ 解散命令:行政庁は以下に掲げる事由を理由に解散を命じることができる(法 95 条の 2)。 (一)組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。 (二)組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。 (三)組合が法令に違反した場合において、行政庁が報告の徴求若しくは検査を行ったときに必要な措置を採るべき旨の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。 ✓ みなし解散:最後の登記から 5 年経過した休眠組合は、所定期間に届出をしない限り、解散したものとみなされる(法 64 条の 2)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1423(2025 年 3 月 31 日時点)²⁵⁵

²⁵⁵ 政府統計の総合窓口,「農業協同組合等現在数統計—確報令和6年度農業協同組合等現在数統計」,
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040282295, (2026.2.27)

	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:農業協同組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 63 条 1 項)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 9 条 1 項、登記令 10 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款(登記令 16 条 2 項) ✓ 設立認可書(法 91 条の 3、商業登記法 19 条) ✓ 主たる事務所の所在場所決定書 ✓ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ✓ 出資組合にあっては出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目論見書/定款・事業計画作成→認可申請(→出資第 1 回の払込み)→登記申請→登記完了
	登記事項 ²⁵⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は下記のとおりである(登記令 2 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的及び業務 ➤ 名称 ➤ 事務所の所在場所 ➤ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➤ 地区 ➤ 公告の方法等 ➤ 存立時期を定めたときは、その時期 (出資組合の場合、上記に加えて以下の事項を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➤ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(法 60 条) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法 55 条乃至 58 条に規定される設立手続に瑕疵がないか。 ➤ 組合への加入の自由の侵奪、組合の行い得る事業範囲の逸脱がないか。 ➤ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められないか。 ✓ 申請書を受理した日から 2 ヶ月以内に認可又は不認可の通知が必要(法 61 条 1 項)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法 9 条 1 項、登記令 3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 101 条 1 項 2 号)。 ✓ 上記のとおり、報告の徴収及び検査並びに改善計画の提出を求めること等を行うことができる(法 93 条 1 項、94 条 1 項、2 項、95 条 1 項、2 項、3 項、法 99 条の 7 第 2 号、法 10 条 1 項 3 号、法 94 条の 2 第 1 項、法 94 条 3 項)。 ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 農業協同組合は事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を行政庁に提出する必要がある(法 54 条の 2)。 なお、行政庁とは、原則として中央会、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合については農林水産大臣であり、都道府県の区域内を地区とする組合については都道府県知事である(法 98 条 1 項、同 2 項)。 	

²⁵⁶ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 決算関係書類については備置義務がある一方(法36条9項)、公告義務はない。 ✓ 農業協同組合は事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を行政庁に提出する必要がある(法54条の2)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:収益総額の25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²⁵⁷。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。

²⁵⁷ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<50. 農事組合法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員の農業生産についての協業を図ることを目的とする(法 72 条の 4)法人である(法 72 条の 6 参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農事組合法人の事業は、農業協同組合と異なり、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業、農業の経営並びにこれらに附帯する事業といった農業に関連するものに限られており(法 72 条の 10)、金融事業や福祉事業等を行うことができないので、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的であると考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関は、総会(法 72 条の 26)及び理事(法 72 条の 17 第 1 項)である。 ✓ 任意的機関として、監事(法 72 条 2 項)を設けることができる。 ✓ 構成員である組合員の氏名又は名称及び住所、加入の年月日並びに組合員に出資をさせる場合には、出資口数及び出資各口の取得の年月日並びに払込済出資額及びその払込みの年月日を組合員名簿に記載する(法 73 条 1 項、法 27 条 1 項)。 ✓ 農事組合法人は組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、組合員及び債権者は、業務時間内に組合員名簿の閲覧・謄写をすることが可能である(法 73 条 1 項、法 27 条 2 項、同 3 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会が最終的な意思決定を行い、理事が農事組合法人を代表し業務を総理する(法 72 条の 19)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は各 1 個の議決権を有するところ(法 72 条の 14 第 1 項)、その資格(法 72 条の 13)を有する必要がある。 ✓ 当該組合の承認を受けることで、組合員は持分を譲渡することができ(法 73 条 1 項、法 14 条 1 項)、その持分の譲受人が、譲渡人の権利義務を承継する(法 73 条 1 項、法 14 条 3 項)。 ✓ 役員は、定款で定めることにより、総会において選任する(法 72 条の 17 第 3 項)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:農林水産省(法 98 条 1 項、同 2 項)/都道府県知事(法 98 条 1 項)。 ✓ 届出義務:成立したときは、成立の日から二週間以内に登記事項証明書及び定款を添えてその旨を行政庁に届け出なければならない(法 72 条の 32 第 4 項)。また、登記事項変更時において法務局に要届出(法 72 条の 9、法 9 条 1 項、組合等登記令(以下「登記令」という。)3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 101 条 1 項 2 号)。 ✓ 報告の徴収及び検査:行政庁は農事組合法人からその組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は、組合に対し、その組合員等組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(法 93 条 1 項)。また、総組合員の 10 分の 1 以上の同意をもって検査が請求された場合又は組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるとき、前者の場合には検査義務があり、後者の場合には任意に検査を行うことができる(法 94 条 1 項、2 項)。行政庁は、報告を徴した場合又は検査を行った場合において、業務又は会計状況の法令違反を認めるときには、組合に対し、期間を定めて、措置命令を講じることができ(法 95 条 1 項)、組合が命令に従わないときは、業務の全部・一部の停止又は役員の変更を命ずることができる(同 2 項)。また、その違反が組合の定めた規程の特に重要な事項に違反し、かつ、措置命令に従わない時には、行政庁は各承認を取り消すことができる(同 3 項)。そして、上記報告・検査を拒絶するなどした者については、50 万円以下の罰金が科される(法 99 条の 7 第 2 号)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:総会の決議(法 72 条の 30)、定款で定めた存立期間の満了・組合員が 3 人未満になった場合・合併・破産等に基づく解散・清算(法 73 条 4 項、64 条 1 項、72 条の 34 第 1 項)。 ✓ 解散命令:行政庁は以下に掲げる事由を理由に解散を命じることができる(法 95 条の 2)。 (一)組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 (二)組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から 1 年を経過してもなおその事業を開始せず、又は 1 年以上事業を停止したとき。 (三)組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第 1 項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。 ✓ みなし解散:最後の登記から 5 年経過した休眠組合は、所定期間に届出をしない限り、解散したものとみなされる(法 73 条 4 項、64 条の 2)。 ✓ 清算が終了したときは、清算人はその旨を行政庁に届け出る必要がある(法 72 条の 44)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 8997(2025 年 3 月 31 日時点)²⁵⁸
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:農事組合法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 73 条 3 項、法 63 条 1 項)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 72 条の 9、法 9 条 1 項、登記令 10 条)、法人格が消滅する。

²⁵⁸ 政府統計の総合窓口、「農業協同組合等現在数統計—確報令和6年度農業協同組合等現在数統計」,
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040282295, (2026.2.27)

設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款(登記令 16 条 2 項) ✓ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ✓ 出資組合に当たっては出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→定款作成→役員を選任(→出資第 1 回の払込み)→登記申請→登記完了→行政庁への設立の届出
	登記事項 ²⁵⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は以下のとおりである(登記令 2 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的及び業務 ➤ 名称 ➤ 事務所の所在場所 ➤ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➤ 存続期間を定めたときは、その時期 ➤ 地区 ➤ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➤ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 ➤ 公告の方法等
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義を採用。 ✓ なお、上記のとおり、成立したときは、成立の日から 2 週間以内に登記事項証明書及び定款を添えてその旨を行政庁に届出する必要がある(法 72 条の 32 第 4 項)。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法 72 条の 9、法 9 条 1 項、登記令 3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 50 万円以下の過料が科される(法 101 条 1 項 2 号)。構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 上記のとおり、行政庁は報告の徴収及び検査を行うことができる(法 93 条 1 項、94 条 1 項、2 項、95 条 1 項、2 項、3 項、99 条の 7 第 2 号)。 ✓ 事業報告等については備置義務がある一方(法 72 条の 25 第 3 項)、公告義務はない。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 事業報告等については備置義務がある一方(法 72 条の 25 第 3 項)、公告義務はない。 	
B O 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:収益総額の 25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²⁶⁰。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。 	

²⁵⁹ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

²⁶⁰ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<51. 農住組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農住組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非営利目的で組織の事業活動を通じて市街化区域内農地の所有者等の経済的社会的地位の向上並びに住宅地及び住宅の供給の拡大を図ることを目的とする(法 1 条)法人である(法 3 条 1 項、5 条参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農住組合の事業は、市街化区域内の農地所有者が協力して、農地を住宅地に転換するための事業を行うために土地の区画形質の変更、住宅の建設、賃貸管理等及びこれらに附帯する事業に関連するものに限られており(法 7 条)、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的であると考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県知事による、設立の認可申請が必要である(法 67 条 1 項)。もっとも、認可申請を行うことができるのは平成 23 年 5 月 19 日までであり(同条 3 項)、現在は認可申請を行うことができない。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関は、総会(法 36 条)並びに理事及び監事(法 31 条 1 項)である。 ✓ 任意的機関として、参事及び会計主任(法 45 条 1 項)を設けることができる。 ✓ 構成員である組合員の氏名又は名称及び住所、加入の年月日、出資口数及び出資各口の取得の年月日、払込済出資額及びその払込みの年月日並びに准組合員である者についてはその旨を組合員名簿に記載する(法 41 条 3 項)。 ✓ 農住組合は組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならず、組合員及び債権者は、業務時間内に組合員名簿の閲覧をすることが可能である(法 41 条 1 項、同 4 項)。 ✓ なお、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任となることができない(法 47 条)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会が最終的な意思決定を行い、理事が農住組合を代表し業務を総理する(法 33 条の 3)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は各 1 個の議決権を有するところ(法 18 条 1 項)、組合員であるためには出資を 1 口以上した上で(法 16 条 1 項)、その資格(法 15 条)を有する必要がある。 ✓ 当該組合の承認を受けることで、組合員は持分を譲渡することができ(法 17 条 1 項)、その持分の譲受人が、譲渡人の権利義務を承継する(法 17 条 3 項)。 ✓ 役員は、総会において選任することができる(法 31 条 8 項)。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁：農林水産省及び国土交通省(法 93 条 1 項)。 ✓ 届出義務：登記事項変更時において法務局に要届出(法 6 条 1 項、組合等登記令(以下「登記令」という。)3 条 1 項)。登記事項変更後 2 週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し 20 万円以下の過料が科される(法 97 条 1 項 2 号)。 ✓ 報告の徴収及び検査：都道府県知事は、組合からその組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は、組合に対し、その組合員等組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(法 81 条)。また、都道府県知事は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意をもって検査が請求された場合又は監督上必要があると認めるとき、前者の場合には検査義務があり、後者の場合には任意に検査を行うことができる(法 82 条 1 項、2 項)。都道府県知事は、報告を徴した場合又は検査を行った場合において、業務又は会計状況の法令違反を認めるときには、組合に対し、期間を定めて、措置命令を講じることができ(法 83 条 1 項)、組合が命令に従わないときは、業務の全部・一部の停止又は役員の改選を命ずることができる(同 2 項)。そして、上記報告・検査を拒絶するなどした者については、20 万円以下の罰金が科され、同人が組合の代表者等でその組合の業務に関して違反行為をした場合には、その組合に対しても 20 万円以下の罰金が科される(法 96 条 1 項、2 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常：総会の決議、定款で定める存立時期の満了・組合員が 3 人未満になった場合・合併・破産等に基づく解散・清算(法 71 条 1 項、4 項)。なお、解散決議については、都道府県知事の認可が必要であり(法 71 条 2 項)、組合員が 3 人未満になった場合は、都道府県知事に届出することが必要である(法 71 条 5 項)。 ✓ 解散命令：都道府県知事は以下に掲げる事由を理由に解散を命じることができる(法 84 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 (二) 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から二年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。 (三) 組合が法令に違反した場合において、都道府県知事が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。 ✓ 清算が終了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出る必要がある(法 79 条の 2)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 12(2026 年 2 月 24 日調査時点)²⁶¹
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致：上記のとおり、現在は認可申請ができないため新規設立できないが、農住組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 70 条)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 6 条 1 項、登記令 10 条)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記のとおり、現在は認可申請ができないため新規設立できないが、登記に必要な資料は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款(登記令 16 条 2 項) ➢ 設立認可書(法 67 条 1 項、商業登記法 19 条) ➢ 代表権を有する者の資格を証する書面(登記令 16 条 2 項) ➢ 出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面(登記令 16 条 3 項)

²⁶¹ 国税庁「法人番号公表サイト」にて部分一致検索の方法で検索ワードに「農住組合」と入力し、検出された件数の結果を記載。<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>, (2026.2.24)

	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→目論見書/定款・事業基本方針作成→創立総会→認可申請→出資第1回の払込み→登記申請→登記完了
	登記事項 ²⁶²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は以下のとおりである(登記令2条2項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的及び業務 ➤ 名称 ➤ 事務所の所在場所 ➤ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➤ 地区 ➤ 出資一口の金額及びその払込みの方法 ➤ 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 ➤ 公告の方法
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(法67条1項、法68条)を採用。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出義務:登記事項変更時において法務局に要届出(法6条1項、登記令3条1項)。登記事項変更後2週間以内に変更登記申請義務がある。怠った場合、組合の役員に対し20万円以下の過料が科される(法97条1項2号)。 ✓ 上記のとおり、都道府県知事は、報告の徴収及び検査を行うことができる(法81条、82条1項、2項、83条1項、2項、96条1項、2項)。 ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 決算関係書類については備置義務がある一方(法42条第1項)、公告義務はない。 	
公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は登記によって公開されない。 ✓ 決算関係書類については備置義務がある一方(法42条第1項)、公告義務はない。 	
B O把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:収益総額の25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は理事等²⁶³。 ✓ 把握の限界:組合員名簿は公開されない。 	

²⁶² 主要な登記事項を限定的に列挙している。

²⁶³ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<52. 協業組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小企業団体の組織に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進すること(法5条の2)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株式会社のように一般的・無限定に営利事業を行う法人ではなく、組合員の事業の協業に事業が収められる(法5条の7第1項)。そのため、取引先・資金の流れは、定款・協業計画・事業計画で予定された事業領域に比較的限定されやすい。他方、協業の対象は生産、加工、販売、仕入れ、物流等に及び得るため、業種によっては実際の商流は相応に広がり得るので、資金の出金先、入金元などの関係先も限定的とは言い難いと考えられる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可が必要(法5条の17)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会(法5条の23第2項、中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)46条) ✓ 理事(3人以上)及び監事(1人以上)(法5条の23第2項、協同組合法35条2項) ✓ 理事会(法5条の23第2項、協同組合法36条の5第1項) ✓ 任意に顧問、参事及び会計主任を置くことができる(法5条の23第2項、協同組合法43条、44条1項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総会が組合の基礎的事項を決定する(法5条の23第6項、協同組合法51条1項、法5条の19条)。理事会が業務執行を決し、理事が業務を執行し、代表理事が法人を代表する(法5条の23第2項、協同組合法36条の5第3項、36条の8第2項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則1人1票であるが、定款で定めたときは組合員の出資口数に比例した数の議決権及び選挙権を与えることができる(法5条の10第1項)。 ✓ 議決権の移転は、持分の譲渡に付随したものに限られる(法5条の14第4項、協同組合法17条3項)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則として経済産業大臣又は都道府県知事が監督をする(事業によっては財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣が監督することとなる)。 ✓ 組合は毎事業年度、行政庁に事業報告書、財産目録、決算関係書類を提出しなければならない(法5条の23第6項、協同組合法105条の2)。また、行政庁は、組合に対して毎年1回に限り、報告を徴収することができ、組合に定款・規約等に違反する疑いがあり、若しくは運営が著しく不当である疑いがある場合は会計状況を検査することができ(法5条の23第6項、協同組合法105条の3、協同組合法105条の4)、法令等の違反に対する処分(法5条の23第6項、協同組合法106条)を行うことができる。 ✓ 解散したときは、解散の日から2週間以内にその旨を行政庁に届け出る必要がある(法5条の23第4項、協同組合法62条2項)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款所定の事由・総会決議・合併・破産手続開始決定・解散命令(法 5 条の 23 第 4 項、協同組合法 62 条 1 項)が解散事由として定められている。 ✓ 解散命令は、①組合が行政庁の命令に違反したとき、②組合が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるときに裁量によりされる(法 5 条の 23 第 5 項、協同組合法 62 条 1 項、106 条 2 項)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 約 1400²⁶⁴
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致:協業組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法 5 条の 23 第 5 項、協同組合法 84 条 1 項)、清算が終了した場合その登記がなされることにより(法 5 条の 23 第 5 項、協同組合法 92 条 1 号)、法人格が消滅する。
設立手続	必要書類要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員になろうとする 4 人以上の者が発起人となる必要がある(法 5 条の 15)。 ✓ 登記に必要な書類は以下のとおりである(法 5 条の 23 第 5 項、協同組合法 98 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款 ➢ 設立認可書(法 67 条 1 項、商業登記法 19 条) ➢ 代表権を有する者の資格を証する書面 ➢ 出資総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発起人→定款作成→創立総会(協業計画及び事業計画の設定等)→認可申請→認可→出資払込み→設立登記申請→設立登記完了 ✓ なお、認可については、主務大臣は、認可の申請を受理した日から 2 ヶ月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない(中小企業団体の組織に関する法律施行規則 101 条 1 項)。
	登記事項 ²⁶⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項は以下のとおりである(法 5 条の 23 第 5 項、中小企業等協同組合法 84 条 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業 ➢ 名称 ➢ 地区 ➢ 事務所の所在場所 ➢ 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額 ➢ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ➢ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ➢ 公告方法
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義。主務大臣は要件に適合すると認めるときは、認可をしなければならない(法 5 条の 17 第 2 項)。

²⁶⁴ 中小企業庁「中小企業組合制度」,
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/kumiai_sien.html,(2026.3.7)

²⁶⁵ 主要な登記事項を限定的に列挙している。

活動状況を 確認する 制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は毎事業年度、行政庁に事業報告書、財産目録、決算関係書類を提出しなければならない(法 5 条の 23 第 6 項、協同組合法 105 条の 2)。 ✓ また、行政庁は、組合に対して毎年 1 回に限り、報告を徴収することができ、組合に定款・規約等に違反する疑いがあり、若しくは運営が著しく不当である疑いがある場合は会計状況を検査することができる(法 5 条の 23 第 6 項、協同組合法 105 条の 3 第 1 項、同法 105 条の 4 第 1 項)。
公表情報・ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項証明書により名称、主たる事務所、代表権者等は確認できる。 ✓ 組合員名簿や定款、会計書類等は作成され、主たる事務所に備え付けられるが、一般的に公開されない。
B O 把握 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 出資・融資・取引その他の関係を通して事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合は、当該自然人。該当者がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人、すなわち、代表理事²⁶⁶。 ✓ 把握の限界: 組合員名簿は公開されない。

²⁶⁶ 警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20251202.pdf>,
(2026.2.27)

<53. 外国相互会社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険業法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「外国相互会社」とは、外国の法令に準拠して設立された相互会社と同種の外国の法人又はこれに類似する外国の法人をいう(法 2 条 10 項)。なお、「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、保険契約者をその社員とする社団をいう(法 2 条 5 項)。 ✓ 「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者(保険会社を除く。)をいい(法 2 条 2 項)、外国保険業者のうち 185 条 1 項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいうところ(同条 7 項)、外国相互会社は「外国保険会社等」及び「外国保険会社等」に含まれる²⁶⁷。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険業に限定されるため(法 2 条 10 項、同条 5 項)、事業範囲は狭い。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本において保険業を行うには、日本に支店等を設けて内閣総理大臣の免許を受ける必要がある(法 185 条 1 項)。審査基準は厳格であり、十分な財産的基礎、人的構成、事業計画の妥当性が求められる(法 187 条)。 ✓ 外国の特別の法令により設立された法人であり、その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許を受けないで、保険業を行うことが認められている場合には(「特定法人」と定義される。)、保険の引受けを行う当該特定法人の社員(「引受社員」と定義される。)の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者(「総代理店」と定義される。)を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、内閣総理大臣の免許を受けることができる(法 291 条 1 項)。なお、この免許を受けた特定法人は、「免許特定法人」と定義される(法 2 条 42 項)。 ✓ 外国保険会社等の日本における代表者が他の会社の常務に従事するためには、内閣総理大臣の認可が必要(法 192 条 5 項)。 ✓ 外国保険会社等は、日本における保険業を廃止しようとする場合(解散又は保険業の廃止の場合を除く。)には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない(法 208 条)。 ✓ 免許特定法人は、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款等に定めた事項(日本における保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない(法 225 条 1 項)。 ✓ 免許特定法人は、総代理店を廃止しようとする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない(法 233 条)。

²⁶⁷ 細田浩史「保険業法」(弘文堂、2018 年)293 頁。以下、外国保険業者に関する記載であっても、外国相互会社についても該当するものとして記載する。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">機 関 設 計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち 1 人以上は、日本に住所を有する者でなければならない(法 193 条 1 項)。 ✓ 日本国内に支店等の拠点を設置する必要がある(法 187 条 1 項 4 号)。 ✓ 日本資産の保有義務:日本における保険契約に係る責任準備金に相当する額の資産を日本国内に保有しなければならない(法 197 条)。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">組 織 運 営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部機関や意思決定構造は、設立準拠法に従う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議 決 権 の 取 得 ・ 譲 渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相互会社の「社員権」は保険契約に基づく地位であり、株式のように市場で自由に取得・譲渡できるものではない。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">監 督 ・ 届 出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督機関:金融庁、内閣総理大臣(法 200 条、303 条等参照)。 ✓ 届出義務:日本における保険業の開始、定款・事業計画等の変更、資本金等の変更、組織変更、事業の譲渡・譲受、解散・保険業の廃止、本国での免許取消し、破産手続開始等の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない(法 209 条、234 条)。 ✓ 日本における代表者は、日本において保険業を行う引受社員及び引受社員が日本において行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行うことのある者で、内閣府令で定める者の氏名又は商号及び住所又は本店の所在地を、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。変更時も、届出を要する(法 224 条)。 ✓ 免許特定法人は、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款等に定めた事項のうち、日本における保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない(法 225 条 1 項・2 項)。 ✓ 法 219 条 1 項の免許を受けようとする特定法人及び当該特定法人の引受社員に係る総代理店になろうとする者は、当該免許の申請時まで、その旨、業務の内容、引受社員の日本に所在する財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする(法 239 条)。 ✓ 報告徴収:内閣総理大臣は、業務の健全性や保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる(法 200 条 1 項、226 条 1 項)。 ✓ 立入検査:内閣総理大臣は、業務の健全性や保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該職員に、外国保険会社等の支店等に立ち入らせ、当該外国保険会社等の日本における業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる(法 201 条 1 項、227 条 1 項)。 ✓ 監督処分:内閣総理大臣は、外国保険会社等の業務若しくは財産の状況に照らし必要があると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、その必要の限度において、事業計画の変更命令、改善計画の提出要求、業務の全部又は一部の停止命令、財産供託命令などを発出できる(法 203 条、204 条 1 項、229 条、230 条 1 項)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本国での解散、日本における免許の取消し又は日本における保険業を廃止しようとする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない(法 208 条、209 条)。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不見当。
設立手続・要件	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国での適法な設立証明及び日本における主たる事務所の設置決議のほか、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない(法 190 条)。その他、免許申請(事業計画書、約款、基礎書類等を添付)や登記申請書類を要する。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 免許審査には通常120日とされているが、金融庁との事前相談等を想定すると4ヶ月以上の日数を要すると考えられる(保険業法施行規則 246 条 1 項参照)。
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国相互会社の設立の準拠法、日本における代表者の氏名及び住所、日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるときは、準拠法の規定による公告方法等(法 193 条 2 項、会社法 818 条 1 項)²⁶⁸。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 免許主義(内閣総理大臣)。登記の前段階として、金融庁による保険業免許の審査があるため、実体のないパーパーカンパニーが設立されることは考えにくい。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国相互会社の登記をした外国相互会社は、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を日本において公告、かつ店舗等に備え置いて公衆の縦覧に供しなければならない(193 条 2 項、会社法 819 条 1 項)。 ✓ 免許業者は金融庁ウェブサイトでリスト化され公開されている²⁶⁹。

²⁶⁸ 法務省「外国会社の登記を忘れていませんか?」, https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00275.html, (2026.3.13)なお、主要な登記事項に限定して列挙している。

²⁶⁹ 金融庁「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」,

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣総理大臣は、法 185 条 1 項の免許をしたときは、その旨及び法 187 条 1 項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。 ✓ 外国相互会社の登記をした外国相互会社は、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を日本において公告、かつ店舗等に備え置いて公衆の縦覧に供しなければならない(193 条 2 項、会社法 819 条 1 項)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相互会社には株主が存在せず、犯収法上、議決権の 25%超を保有する自然人(実質的支配者)は定義上存在しないため、日本における代表者等を実質的支配者とみなして申告・確認を行う運用となり得る。 ✓ 日本における代表者は、登記によって確認することが可能。

<54. 投資法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資信託及び投資法人に関する法律
	設立目的 ²⁷⁰	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資産を主として特定資産に対する投資として運用すること(法 2 条 12 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定資産への資産運用以外の営業をすることが禁止されており、事業内容は狭い(法 63 条 1 項)。 ✓ 営業として行うことができる事業は有価証券・不動産等に関する資産運用に限定されるところ、実際の業務は投資運用会社・投資助言会社等に、その他の一般的な事務は一般事務受託者に委託する必要がある(法 63 条、193 条 1 項、198 条 1 項、208 条 1 項、117 条)。投資法人は、投資家から調達した特定資産に対する投資を通じて資産の運用を行い、その成果を投資主に分配する「器」として機能しており、実質的な企業活動は資金運用会社によって担われている。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資法人が有価証券・不動産等に関する資産運用をするためには、内閣総理大臣の登録が必要(法 187 条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である投資主に加え、執行役員、監督役員、役員会、会計監査人が必要的機関(法 95 条)。 ✓ 構成員である投資主の氏名又は名称及び住所並びに投資口数及び取得日を投資主名簿に記載する(法 77 条の 3 第 1 項)。 ✓ 投資主及び債権者は、投資主名簿等管理人の営業所において営業時間内に投資主名簿の閲覧・謄写をすることができる(法 77 条の 3 第 3 項、会社法 125 条)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資主総会は、投信法に規定する事項及び規約で定めた事項に限り、決議をすることができる(法 89 条 1 項)。投信法に規定する事項とは、例えば、役員を選解任(法 96 条 1 項、106 条)、規約の変更(法 140 条)、解散(法 143 条 3 号)、合併(法 149 条の 2)等である。 ✓ 執行役員が投資法人の業務を執行し(法 109 条)、役員会がこれを監督する(法 114 条 1 項)。 ✓ 本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない(法 63 条 2 項)。

²⁷⁰ 国税庁「投資法人の概要」,<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/090319/01.pdf>, (2026.2.27)

議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資主は、その有する投資口を譲渡することができる(法 78 条 1 項)。 ✓ 投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることとその他の制限を設けることができない(法78条 2 項)。 ✓ 役員会における議決権を取得するためには、執行役員及び監督役員として投資主総会において選任される必要がある(法 112 条、96 条 1 項)。発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席投資主の議決権の過半数で選任される(法 93 条の 2 第 1 項)。 ✓ 業務を執行する執行役員は、投資主総会によって選任される(法 96 条 1 項)。決議要件は同上。
監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:金融庁²⁷¹、各地の財務局²⁷²(法 225 条)。 ✓ 投資法人を設立する際には、設立時執行役員の候補者を内閣総理大臣に届け出なければならない(法 69 条)。 ✓ 清算執行人及び清算監督人は、その氏名及び住所並びに解散の事由及びその年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない(法 152 条)。 ✓ 投信法人の目的・商号・投資主の請求により投資口の払い戻しをする旨/しない旨・発行可能投資口総口数・投資法人が常時保持する最低限度の純資産額・資産運用の対象/方針、資産評価の方法/基準/基準日・金銭の分配の方針・決算期・執行役員/監督役員/会計監査人の報酬額/支払基準・借入金/投資法人債発行の限度額等及び本店の所在地、執行役員・監督役員及び会計監査人の氏名又は名称及び住所等の事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない(法 191 条、188 条 1 項各号、67 条 1 項 1 号乃至 4 号・6 号乃至 10 号・12 号・13 号・15 号)。 ✓ 合併、破産等により解散したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない(法 192 条)。 ✓ 報告徴収・立入検査:内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員、投資法人の資産保管会社若しくは一般事務受託者又はこれらの者であった者、投資法人の執行役員若しくは執行役員であった者又は監督役員若しくは監督役員であった者に対し、当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の本店に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる(法 213 条 1 項乃至 4 項)。報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される(法 242 条 3 号)。

²⁷¹ 金融庁「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」,
<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>,(2026.3.1)

²⁷² 財務省「投資信託及び投資法人に関する法律」,https://www.mof.go.jp/application-contact/procedure/disclosure_etc/tuuhou/laws/tousisintaku.html,(2026.3.1)

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常:規約上の存続期間満了・解散事由の発生、投資主総会の決議、合併、破産・登録の取消し・拒否に基づく解散、清算。 ✓ 解散の訴え:やむを得ない事由があるときは、発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、訴えをもって投資法人の解散を請求することができる(法143条の3)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。 (二)投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該投資法人の存立を危うくするとき。 ✓ 内閣総理大臣、投資主、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(法144条、法824条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三)執行役員又は監督役員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。
定量情報	法人数 ²⁷³	✓ 131
	設立登記数 ²⁷⁴	✓ 131
設立手続・要件	必要書類・要件	✓ 投資法人設立届出書に加え、規約、設立企画人及び設立時執行役員の候補者の住民票の抄本の写し等を添付して、内閣総理大臣(財務局長)に届け出る(法69条1項・2項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則107条、108条1項・2項各号)。
	所要時間	✓ 規約作成→届出→払込→登記申請→登記完了
	登記事項	✓ 目的、商号、本店の所在場所、存続期間又は解散事由(定めがあるとき)、最低純資産額、発行可能投資口総数、投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨、投資主名簿等管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所、執行役員の氏名及び住所、監督役員の氏名、会計監査人の氏名又は名称等の事項(166条) ²⁷⁵

²⁷³ 金融庁「登録投資法人登録一覧」, <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/toushihoujin.pdf>, (2026.2.24)

²⁷⁴ 投資法人は、設立の登記をすることによって成立する(法74条)。また、清算投資法人の清算が終了したときは、その本店の所在地において、清算終了の登記をしなければならない(法171条)。

²⁷⁵ 主要な登記事項に限定して列挙している。

審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録主義(内閣総理大臣(財務局長))。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項変更時(役員、最低純資産額等)において変更の登記が必要(法 167 条 1 項)。 ✓ 投資法人は、金融商品取引法(EDINET 開示)・上場規則に基づく法定開示・適時開示の義務を負う。
公表情報・透明性 ²⁷⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく情報開示。 投資法人は、決算期ごとに貸借対照表等の計算書類や資産運用報告等を作成することが義務付けられており、これらは会計監査報告とともに各投資主への通知に添付され(法 129 条・131 条)、また、本店において備え置かれ(法 132 条 1 項)、投資主及び債権者並びに裁判所の許可を得た場合には親法人の投資主の閲覧に供されることになっている(法 132 条 2 項、会社法 442 条 3 項・4 項、法施行令 93 条)。特に、投資法人の保有資産の内容が投資主の投資判断の資料として重要性を有し、また外部受託者との関係をモニタリングする必要があることから、資産運用報告には、物件ごとの明細や稼働率等のほか、不動産の価格調査結果、外部受託者の名称、資産運用会社との間の取引状況等が記載され(投資法人計算規則 73 条 1 項 7 号・19 号～21 号)、また、計算書とともに作成される附属明細書には、不動産の明細表や物件ごとの収益状況の明細等が記載された不動産等明細表が含まれている(投資法人計算規則 80 条 1 項 5 号)。 ✓ 金融商品取引法に基づく情報開示(法 196 条、197 条参照)。 投資証券や投資法人債券がいわゆる公募により投資家に販売される場合には、金商法に基づき、有価証券届出書等の発行開示書類や継続開示書類による情報開示が義務付けられている(金商法 4 条・24 条等)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:議決権の 25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は執行役員等(犯収法施行規則 11 条 2 項)。 ✓ 把握の限界:投資主名簿は公開されない。金商法に基づいて継続開示がされる場合であっても、上位株主が形式的株主名義で記載されているにすぎない。

²⁷⁶ 西村あさひ法律事務所ほか「REIT のすべて」(第 2 版)(民事法研究会,2017)32 頁以下

< 55. 特定目的会社 >

制度の骨格	根拠法令	✓ 資産の流動化に関する法律
	設立目的	✓ 資産流動化計画にしたがって営む資産の流動化に係る業務及びその附帯業務 ²⁷⁷ 。
	事業内容の広狭	✓ 個々の特別目的会社ごとに策定される資産流動化計画にしたがって営む資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に限定されており、事業内容は狭いといえる。
	許認可	✓ 不要。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資者である社員に加え、取締役、監査役、会計監査人が必要的機関(法 67 条 1 項)。 ✓ 会計参与を任意的に設置することができる(法 67 条 2 項)。 ✓ 特定社員²⁷⁸の氏名又は名称及び住所並びに特定出資の口数及び取得日等を特定社員名簿に記載する(法 28 条 1 項)。 ✓ 特定社員及び債権者は、本店において営業時間内に特定社員名簿の閲覧・謄写をすることができる(法 28 条 3 項、会社法 125 条 2 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社員総会は、資産流動化法に規定する事項及び特定目的会社の組織、運営、管理その他特定目的会社に関する一切の事項について決議をすることができる(法 51 条 2 項)。 ✓ 取締役は業務を執行する(法 78 条 1 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前提として、特定目的会社の社員は特定社員であり(法 26 条)、特定社員はその有する特定出資について社員総会において議決権を有する(法 27 条 3 項)²⁷⁹。 ✓ 特定社員は、特定出資の全部又は一部を他の特定社員に譲渡することができる(法 29 条 1 項)。 ✓ 特定社員以外の者が譲渡により特定出資を取得するには、特定目的会社の承認が必要(法 29 条 2 項)。

²⁷⁷ 金融庁の別紙様式1「特定目的会社 申請書類チェックリスト」

https://www.fsa.go.jp/p_fsa/guide/guidej/kaisya/yousiki_10.pdf

²⁷⁸ 特定出資を有する者をいう(法 2 条 5 項)。「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、特定目的会社の設立に際して発行されたものを指す(法 2 条 6 項)。

²⁷⁹ 優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員であり(法 26 条)、この場合、優先出資社員は、原則としてその有する優先出資につき社員総会における議決権を有しない(法 27 条 4 項)。

監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:金融庁、財務局(法 290 条 1 項)。 ✓ 内閣総理大臣への届出義務:業務開始時(事前。法 4 条)、商号・営業所の名称及び住所・取締役/監査役/使用人の氏名及び住所等、又は資産流動化計画に変更があったとき(法 9 条 1 項本文)、資産流動化計画にしたがって優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入に係る債務の履行を完了したとき(法 10 条)、新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うとき(事前。法 11 条 1 項)、解散時(法 12 条 1 項)、及び特定譲渡人²⁸⁰が資産対応証券の募集等の取扱いを行うとき(事前。法 208 条 2 項)。 ✓ 内閣総理大臣は、法令違反等のおそれがあると認めるときは、業務若しくは財産に関して報告・資料提出を命じ、営業所等への立入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる(法 217 条 1 項)。 ✓ 内閣総理大臣は、法令違反等のおそれがあると認めるときは、当該特定目的会社に対し、当該業務の運営の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる(法 218 条)。 ✓ 内閣総理大臣は、①業務開始届出、変更届出その他の届出に係る届出書若しくは添付資料等に虚偽の記載若しくは記録をし、又は記載し、若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載若しくは記録を欠いたとき、②本法に基づく命令又は処分に違反したとき、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる(法 219 条)。
-------	---

²⁸⁰ 資産流動化計画に定められた特定資産(従たる特定資産を除く。)の譲渡人(当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。)のこと(法 208 条 1 項)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款で定めた存続期間の満了/解散の事由の発生・社員総会の決議・破産・資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産²⁸¹(従たる特定資産を除く。)の譲受け/資産対応証券²⁸²の発行又は特定借入²⁸³の実行の不能。 ✓ 解散の訴え:次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総特定社員若しくは総優先出資社員の議決権の十分の一以上の議決権を有する特定社員若しくは優先出資社員又は特定出資の総口数若しくは発行済優先出資の十分の一以上の口数の特定出資若しくは優先出資を有する特定社員若しくは優先出資社員は、訴えをもって特定目的会社の解散を請求することができる(法 162 条 1 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)特定目的会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該特定目的会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。 (二)特定目的会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該特定目的会社の存立を危うくするとき。 ✓ 解散命令: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法務大臣、社員、債権者等の申立て又は裁判所の職権により、公益を害する行為等を理由に解散を命じることができる(法 163 条、法施行令 42 条、会社法 824 条)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。 (二)会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。 (三)取締役が、法令又は資産流動化計画若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。 ➢ 内閣総理大臣は、特定目的会社がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は 10 条 1 項に規定する届出をした日から 3 年以内に新計画届出を行わないときは、解散を命ずることができる(法 220 条)。
定量情報	法人数 ²⁸⁴	✓ 1219
	設立登記数 ²⁸⁵	✓ 1219

²⁸¹ 資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産のこと(法 2 条 1 項)。

²⁸² 優先出資、特定社債及び特定約束手形のこと(法 2 条 11 項)。

²⁸³ 特定目的会社が取締役の決定により行う資金の借入のこと(法 2 条 12 項、210 条)。

²⁸⁴ 財務省関東財務局「特定目的会社届出一覧」、

https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokutei_todokede.pdf,(2026.2.24)。

²⁸⁵ 特定目的会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 23 条)。清算が終了したときは、その本店の所在地において、清算終了の登記をしなければならないとする会社法 929 条の規定を準用(179 条)。

設立手続・要件	必要書類・要件 ²⁸⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出書(法 4 条 2 項) ✓ 定款(公証人の認証が必要)(法 16 条 1 項、6 項、会社法 30 条) ✓ 業務開始届出書 ✓ 資産流動化計画 ✓ 特定資産譲受の契約書又は予約契約書(調印済のもの) ✓ 開発に係る契約書(開発型に限る。) ✓ 特定資産譲受業務委託契約書(規則 18 条 7 号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。) ✓ 特定資産管理処分信託契約書案(信託設定する場合に限る。) ✓ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書(規則 18 条 7 号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案) ✓ 法 6 条の承認があったことを証する書面 ✓ 特定目的会社の登記事項証明書 ✓ 役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書)又はこれらに代わる書面 ✓ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書(略称、証明書) ✓ 役員及び重要使用人の履歴書又は沿革 ✓ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しないことの誓約書 ✓ 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し(会計参与設置会社である場合に限る。) ✓ 会計参与が欠格事由に該当しないことの誓約書 ✓ 特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿 ✓ 特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面 ✓ 競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面(当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限り。又はその写し(特定資産を譲り受けるために入札の方法による競争に参加する場合であって、法 7 条 1 項(法 11 条 5 項において準用する場合を含む。)の規定により規則 7 条 1 項 1 号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略する場合)。 ✓ 信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本(当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案)(資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合)。
	所要時間 ²⁸⁷	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 約 4 週間。
	登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的、商号、本店及び支店の所在場所、存続期間又は解散の事由、発行した特定出資の総口数、特定社員名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所(置いたとき)、取締役及び監査役の氏名及び住所、代表取締役の氏名(ある場合)等(法 22 条 2 項)²⁸⁸。

²⁸⁶ 金融庁「特定目的会社、特定目的信託(SPC、SPT)関係 別紙様式集」、
<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/y09a.pdf>, (2026.3.1)

²⁸⁷ 国土交通省「不動産証券化の標準的実務手順等に関する調査【調査報告書】」62 頁、
<https://www.mlit.go.jp/common/000016672.pdf>, (2026.3.1)

²⁸⁸ 主要な登記事項に限定して列挙している。

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項変更時(役員等)において変更の登記が必要(法 22 条 3 項、会社法 915 条 1 項)。 ✓ 業務開始届出において資産流動化計画の添付が必要であり(法 4 条 3 項 2 号)、その変更や資産流動化計画に係る業務の終了が内閣総理大臣への届出事項(法 9 条、10 条)。
公表情報・透明性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿(取締役の氏名や住所等も記載)を備え、内閣府令で定めるところにより、これを公衆の縦覧に供しなければならない(法 8 条)。 ✓ 社員名簿は公開されない(法 28 条参照)。 ✓ 優先出資や特定社債の募集等においては、公募か私募にかかわらず、原則として資産流動化計画の内容を含む一定の事項を記載した書面等を投資家に対して開示しなければならない(法 40 条、122 条)。さらに、優先出資証券や特定社債券は金商法上の有価証券であるため、もしその勧誘方法が金商法上の公募(募集)に該当すれば、発行時に有価証券届出書と目論見書の作成・開示が必要であり、また有価証券報告書の継続的な作成・開示が求められる²⁸⁹。
BO把握可能性		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:議決権の 25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表取締役等(犯収法施行規則 11 条 2 項 1 号、2 号、4 号)。 ✓ 把握の限界:社員名簿は公開されない。

²⁸⁹ 国土交通省「不動産証券化の標準的実務手順等に関する調査【調査報告書】」11 頁,
<https://www.mlit.go.jp/common/000016672.pdf>,(2026.3.1)

<56. 外国会社>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法に準拠して設立された、会社と同種又は類似の団体としての活動を目的とする(法 2 条 1 項 2 号)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国会社は、外国法に準拠して設立された会社であり、事業内容は、設立準拠法(本国法)及び定款等により定まった事業目的の範囲に服する。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要。 ✓ 外為法:外国投資家による対内直接投資等に該当する場合、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、事業目的や国籍等に応じて日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への事前届出又は事後報告が必要となる場合がある²⁹⁰。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立準拠法に従う。 ✓ 日本で取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない、その日本における代表者のうち 1 人以上は、日本に住所を有する者でなければならない(法 817 条 1 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部機関や意思決定構造は、設立準拠法に従う。 ✓ 日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法 817 条 2 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立準拠法に従う。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない(業法による規制業種を除く。) ✓ 日本で取引を継続しようとするときは、外国会社の登記をする必要がある(法 818 条 1 項)。怠った場合、代表者個人に対 100 万円以下の過料が科される(法 976 条 1 項)。 ✓ 日本における営業所を設置した(又は日本における代表者を定めた)日から 3 週間以内に登記が必要(法 933 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立準拠法に従う。全店舗を閉鎖した場合は清算手続を行う(法 822 条)。 ✓ 違法な目的での事業等、一定の事由がある場合、裁判所は法務大臣又は利害関係人の申立てにより、日本での取引継続禁止や営業所閉鎖を命じることができる(法 827 条 1 項)。

²⁹⁰ 日本銀行「支店等の設置に関する届出書」,<https://www.boj.or.jp/z/tame/t04.pdf>,(2026.2.26)

定章情報	法人数	✓ 不明
	設立登記数	— ²⁹¹
設立手続	必要書類・要件 ²⁹²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立準拠法による。 ✓ 登記に際し、本店の存在を認めるに足りる書面、日本における代表者の資格を証する書面及び外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面等を添付しなければならない(商業登記法 129 条 1 項)。 ✓ 上記書類はいずれも外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事等の認証を受けたものでなければならない。登記実務上は、領事等が認証した外国会社の日本における代表者による「宣誓供述書」も適法な添付書類として認められている。また、条理上、添付書類につきその訳文が必要となる²⁹³。
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立準拠法による。 ✓ 支店登記事項決定後約 1 ヶ月程度²⁹⁴。
	登記事項 ²⁹⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本における同種の会社又は最も類似する会社の種類に従い、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の設立の登記事項(会社法 911 条 3 項各号又は 912 条から 914 条までの各号に掲げる事項)を登記。 ✓ その他、外国会社の設立の準拠法、日本における代表者の氏名及び住所、日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるときは、準拠法の規定による公告方法等(会社法 933 条 2 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の審査自体は準拠法による。 ✓ 外国会社としての登記については準則主義を採用。
活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株式会社類似の外国会社は貸借対照表等を開示する義務がある(法 819 条)。 ✓ 商業登記制度: 登記事項変更時(役員、資本金等)は、3 週間以内に法務局に要届出(法 933 条 4 項・915 条 1 項)。 ✓ 外国会社についても金商法の要件を満たす場合、金融商品取引法(EDINET 開示)・上場規則に基づく法定開示・適時開示の義務を負う。 	

²⁹¹ 外国会社は、準拠する本国法に基づき既に設立済みであり、日本で継続的に取引をする場合に登記が必要となる。

²⁹² 法務省「外国会社の登記を忘れていませんか？」、

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00275.html, (2026.2.26)

²⁹³ 亀田 哲『外国会社と登記【全訂版】』76 頁～79 頁(商事法務、2012)

²⁹⁴ JETRO「対日投資-日本での拠点設立方法」、

https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/section1/page3/, (2026.2.26)

²⁹⁵ 主要な登記事項に限定して列挙している。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項証明書により、設立準拠法、目的、名称、事務所、代表者氏名・住所等が公示される。 ✓ 株式会社類似の外国会社は貸借対照表等を開示する義務がある(法 819 条)。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記や貸借対照表の開示、特定業種における届出(資本関係、株主構成、役員情報等)を通じて、支配権所在を把握。 ✓ 持分構造等は準拠する外国法の透明性に依存する。株主情報や本国の役員情報は、宣誓供述書等の閉鎖された添付書類にしか記載がない場合が多く、BOを特定することは困難である。

<57. 外国法人²⁹⁶>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人は、各外国の法令・定款にしたがって設立され、設立目的は設立準拠法上の定めによる。 ✓ 日本法は、日本において法人として行動することを認める認許²⁹⁷について定める(法 35 条)にとどまり、外国法人全体について統一的な設立目的を規定していない。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業内容は社団・財団等の非会社型法人ごとに異なる。 ✓ 日本で法人として扱われるのは、国、国の行政区画のほか法律²⁹⁸又は条約の規定により認許された法人に限られる(法 35 条 1 項)。 ✓ 認許された法人は、日本で成立する同種の法人と同一の権利能力を有するが、外国人が享有できない権利(日本船舶の所有等)は制限される(法35条 2 項)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人を認許する個々の法律又は条約に従う(法 35 条)。
	機関連計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人を認許する個々の法律又は条約に特段の規定がない場合には、設立準拠法に従う。 ✓ 日本における代表者の選任義務につき、外国会社のような包括規定(会社法 817 条)はない。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人を認許する個々の法律又は条約に特段の規定がない場合には、設立準拠法に従う。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人を認許する個々の法律又は条約に特段の規定がない場合には、設立準拠法に従う。 ✓ 法人類型ごとに異なる。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない。 ✓ 外国法人は登記を要し、日本に事務所を設けたときは、事務所の所在地において、定められた事項の登記を要する(法 37 条 1 項)。 ✓ 登記事項の変更等があれば変更登記が必要となる(法37条 2 項)。 ✓ 登記を懈怠したときは、50 万円以下の過料が科される(法37条 8 項)。

²⁹⁶ ここでいう「外国法人」は、外国法人のうち外国会社以外の法人をいう。

²⁹⁷ 「認許する」とは、新たに法人格を与えるのではなく、個別的手続を要せず、一般的に日本において法人として行動することを認めるという意味である。認許されない外国法人、例えば外国の慈善を目的とする公益法人が、日本で法人として行為をするときは、その行為は法人の行為とはならず、行為者個人の行為としての法律効果を生じるとどまる(我妻榮=有泉亨=清水誠=田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権』137 頁(日本評論社、第 8 版、2022))。

²⁹⁸ 法律において特に認許された例はない(我妻榮=有泉亨=清水誠=田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権』137 頁(日本評論社、第 8 版、2022))。

	解散・清算等	✓ 外国法人を認許する個々の法律又は条約に特段の規定がない場合には、設立準拠法に従う。
定量情報	法人数	✓ 不見当(外国会社を除く外国法人については、統計が公表されていない。)
	設立登記数	✓ 不見当。
設立手続	必要書類・要件	✓ 設立準拠法による。
	所要時間	✓ 設立準拠法による。
	登記事項 ²⁹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人の設立の準拠法 ✓ 目的 ✓ 名称 ✓ 事務所の所在場所 ✓ 存続期間を定めたときは、その定め ✓ 代表者の氏名及び住所
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立の審査自体は準拠法による。 ✓ 法律又は条約により認許された場合に日本で法人として取り扱われる(法 35 条)。
活動状況を確認する制度		✓ 変更登記により外形情報は更新され得るが、活動実態の定期的な開示を一律に担保する仕組みは外国法人一般には存在しない。

²⁹⁹ 法 37 条 1 項各号に登記事項が定められている。

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記所³⁰⁰に、外国法人登記簿を備える(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律 3 条)。 ✓ 官報やウェブサイト等での決算公告を通じて財務状況が開示され得る。ただし、罰則の適用が緩やかであるため、実際に公告を行っている外国法人は限定的である可能性がある。
BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 支配権の所在は、外国法人の類型により異なる。 ✓ 公開情報は限られており、構成員(社員)の名簿は登記されず、宣誓供述書等にも記載されないことが多いため、外部から BO を特定することは困難である。

³⁰⁰ 日本に事務所を設けた外国法人の登記の事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が行う旨が定められている(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律 2 条)。

< 58. 管理組合法人 >

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物の区分所有等に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物並びにその敷地及び附属施設の管理のための管理組合を法人化することを目的とする(法 47 条 1 項)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うことに限定される(法 3 条、47 条)。 ✓ その範囲内で委託・工事・保険契約等の取引を行うため、関係先は管理関連事業者を中心に一定程度広がり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不要(準則主義)。集会の特別決議を経て、主たる事務所の所在地で登記することで成立する(法 47 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事及び監事が必要的機関(法 49 条 1 項、50 条 1 項)。 ✓ 代表権は理事が有するが、規約や集会の決議によって代表理事を定めることも可能(法 49 条 3 項、5 項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 管理組合法人の事務は、この法律に定めるもののほか、全て集会の決議によって行う(法 52 条 1 項本文)。ただし、規約で理事その他の役員に委任可能(集会の決議につき特別の定数を定められている事項及び共同の利益のための訴訟提起を除く。)(法 52 条 1 項但書)。 ✓ 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する(法 39 条)。 ✓ 理事は、管理組合法人の事務を決し、管理組合法人を代表する(法 49 条 2 項、3 項)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各区分所有者の議決権は、原則として専有部分の床面積の割合による(法 38 条・14 条)。 ✓ 専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者 1 人を定めなければならない(法 40 条)。 ✓ 議決権のみを単独で譲渡する制度はなく、専有部分(区分所有権)の移転に伴い区分所有者の地位と一体で移転する。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政上の監督制度は存在しない。 登記事項に変更が生じた際等の登記義務があり、懈怠した場合には 20 万円以下の過料に処されることがある(法 47 条 3 項・組合等登記令 3 条 1 項、法 71 条 5 項)。
解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物(専有部分)の全部滅失、建物に専有部分がなくなったこと、又は集会の決議によって解散する(法 55 条 1 項)。 ✓ 集会の決議による解散は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数とする(法 55 条 2 項)。 	

定量情報	法人数	✓ 不見当。
	設立登記数	✓ 法人数に一致:管理組合法人は、その事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 47 条)。
設立手続	必要書類・要件 ³⁰¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立要件:区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の特別決議が必要(法 47 条 1 項)。 ✓ 必要書類:集会の議事録等の添付が必要(組合等登記令 32 条 1 項 1 号)。 ✓ 議事録により、①法人となる旨並びにその名称及び事務所、②目的及び業務、③代表権を有する者について証することができない場合には、当該事項を証する書面を添付する必要がある³⁰²(組合等登記令 32 条 1 項各号)。
	所要時間	✓ 不見当。
	登記事項 ³⁰³	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的及び業務 ✓ 名称 ✓ 事務所の所在場所 ✓ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ✓ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ✓ 共同代表の定めがあるときは、その定め
	審査の有無	✓ 準則主義を採用。
活動状況を確認する制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 管理組合法人は、設立の時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない(法 48 条の 2 第 1 項)。 ✓ 管理組合法人は、区分所有者名簿を備え置き、区分所有者の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない(法 48 条の 2 第 2 項)。 ✓ 登記事項に変更が生じたときには変更登記が必要となる(法 47 条 3 項・組合等登記令 3 条 1 項)。 ✓ 規約は利害関係人(区分所有者等)の閲覧に供されるものの、一般公衆への開示義務はない(法 33 条 2 項)。

³⁰¹ 主要な書類に限定して列挙している。法務局「商業・法人登記申請手続」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>, (2026.3.4)

³⁰² 法務局「商業・法人登記申請手続-管理組合法人-」,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252958.pdf>, (2026.3.11)

³⁰³ 法 47 条 3 項・組合等登記令 2 条 2 項各号・別表

公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記事項(名称・所在地・代表者等)が公示。 ✓ 財産目録及び区分所有者名簿は、管理組合法人内部に備え置かれる帳簿であり、一般に公的に一律公開される情報ではない。
B O把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実質的支配は、多数の占有部分を保有する区分所有者又は理事が中心となる。 ✓ 理事の氏名・住所は常に登記されているため、外部からの把握可能性は一定程度確保されている。 ✓ 一方、区分所有者は建物の登記から把握可能であるものの、区分所有者の議決権は原則として専有部分の床面積の割合によるため、議決権構造を外部から確認することは困難である。

<59. 職業訓練法人>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業能力開発促進法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定職業訓練の実施(法 31 条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業訓練法人が行える業務は、認定職業訓練、職業訓練に関する情報・資料の提供、調査・研究以外に、職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行うことができるため(法 33 条)、事業内容はやや広いといえる。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない(法 35 条 1 項)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業訓練法人には、1 人又は 2 人以上の理事を置かなければならない(法 37 条の 3)。 ✓ 理事は、職業訓練法人の全ての事務について、職業訓練法人を代表する。 ✓ 社団である職業訓練法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によって行う(法 38 条の 5)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業訓練法人には、1 人又は 2 人以上の理事を置かなければならない(法 37 条の 3 第 1 項)。理事が 2 人以上ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、職業訓練法人の事務は、理事の過半数で決する(法 37 条の 3 第 2 項)。 ✓ 理事による職業訓練法人の事務の代表は、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団である職業訓練法人にあっては総会の決議に従う(法 37 条の 4)。 ✓ 社団である職業訓練法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によって行う(法 38 条の 5)。
	議決権の取得・種類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業訓練法人にあっては、社員の資格に関する事項及び役員に関する事項を、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で定める(法 35 条 2 項 5 号、7 号)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:都道府県知事(法 39 条の 2 第 1 項)。 ✓ 都道府県知事は、職権で、いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができる(法 39 条の 2 第 2 項)。 ✓ 定款又は寄附行為の変更(一部を除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければならない(法 39 条 1 項、3 項)。 ✓ 39 条 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、その違反行為をした職業訓練法人の役員又は清算人は、20 万円以下の過料に処する(法 107 条 3 号)。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業訓練法人は、次の理由によって解散する(法 40 条 1 項)。 (一)定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生 (二)目的とする事業の成功の不能 (三)社団である職業訓練法人にあつては、総会の決議 (四)社団である職業訓練法人にあつては、社員の欠亡 (五)破産手続開始の決定 (六)設立の認可の取消し ✓ 前項 2 号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない(法 40 条 2 項)。 ✓ 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる(法 41 条)。 (一)正当な理由がないのに 1 年以上認定職業訓練を行わないとき。 (二)その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。
定量情報	法人数	✓ 353 ³⁰⁴
	設立登記数 ³⁰⁵	✓ 法人数に一致:職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法 37 条 1 項)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法 35 条 5 項、職業能力開発促進法施行規則 49 条 ✓ 設立者の氏名、住所及び履歴(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ✓ 設立代表者を定めたときは、その氏名及びその権限の証明 ✓ 法 24 条 1 項の認定を受けようとする職業訓練及び訓練課程の種類、訓練科の名称並びにその訓練生の数 ✓ 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、施設及び設備の概要並びにその施設の長となるべき者の氏名及び履歴 ✓ 設立当時において帰属すべき財産の目録及び当該財産の帰属を明らかにする証明 ✓ 設立後 2 年間の業務計画及びこれに伴う予算 ✓ 役員となるべき者の履歴
	所要時間	✓ 標準処理期間(埼玉県 ³⁰⁶):13 日。
	登記事項	✓ 目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、資産の総額(組合等登記令 2 条 2 項、別表)。

³⁰⁴ 独立行政法人経済産業研究所(初谷 勇)「職業訓練法人の課題:NPO 政策の観点から」35 頁,
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/19j005.pdf>,(2026.2.20)

³⁰⁵ 政府統計の総合窓口「商業・法人・2024 年」,
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20240&month=0&tclass1=000001012462&tclass2val=0>,(2026.2.12)

³⁰⁶ 埼玉県「許認可等の標準処理期間一覧」No.741,
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/18193/ichiran_20250701.pdf,(2026.2.26)

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義(法 35 条 1 項)。
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款又は寄附行為の変更(一部を除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければならないが、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない(法 39 条 1 項、3 項)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職業訓練法人は、成立の時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、成立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない(法 37 条の 2 第 1 項)。 ✓ 社団である職業訓練法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない(法 37 条の 2 第 2 項)。 ✓ 補助金を受けている関係上、自治体を通じて情報公開請求の対象となる場合がある。
	BO 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準:議決権の 25%超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表理事等。 ✓ 把握の限界:社員情報は公開されない場合がある(法 37 条の 2 第 2 項参照)。

< 60. 消費生活協同組合 >

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消費生活協同組合法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ること(法 2 条 1 項 2 号)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法 10 条 1 項は、消費生活協同組合は、以下のような事業の全部又は一部を行うことができるとして(法 10 条 1 項)、組合員以外の組合事業利用を原則禁止しているが(法 12 条 3 項本文)、法 10 条 1 項 8 号は同項各号の事業に付帯する事業を行えると定めているため、事業内容は広いといえる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 組合員の生活に必要な物資の購入、加工、組合員に供給する事業 ➢ 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立には所轄行政庁(都道府県知事又は厚生労働省)の認可が必要(法 58 条)。 ✓ 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない(法 40 条 4 項)。 ✓ 共済事業規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない(法 40 条 5 項、26 条の 3 第 1 項)。 ✓ 貸付事業規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない(法 40 条 6 項、26 条の 4)。 ✓ 組合がその共済事業の全部若しくは一部を譲渡したとき、又はその共済事業に係る共済契約の全部を包括して移転したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない(法 50 条の 2 第 5 項)。 ✓ 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない(法 50 条の 4)。 ✓ 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であってその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済事業の健全な運営に資するため、一定の額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる(法 50 条の 5)。 ✓ 共済事業を行う組合は、その資産のうち法 50 条の 3 第 1 項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない(法 50 条の 14)。 ✓ 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができる(法 53 条の 4 第 1 項)。
機関連計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員:理事及び監事を置く(法 27 条 1 項)。 ✓ 組合は、理事会を置かなければならない(法 30 条の 4 第 1 項)。 ✓ 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない(法 30 条の 9 第 1 項)。 ✓ 毎事業年度の事業計画の設定及び変更や収支予算等を議決する総会がある(法 40 条)。 	

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合の業務の執行は、理事会が決する(法 30 条の 4 第 3 項)。 ✓ 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下この章において「代表理事」という。)を選定しなければならない(法 30 条の 9 第 1 項)。代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法 30 条の 9 第 2 項)。
議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、以下に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は、組合員となることができない(法 14 条 1 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (一)地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者 (二)職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者 ✓ 組合は、その組合員の数を制限することができない(法 15 条 1 項)。組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない(法 15 条 2 項)。 ✓ 出資口数の多寡にかかわらず、各組合員は平等に一つの議決権を持つ(法 16 条 1 項、17 条 1 項)。 ✓ 組合員は、90日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる(法 19 条 1 項)。脱退時に出資金は返還され、持分は譲渡されない。

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁：都道府県知事（活動エリアが一都道府県内の場合）、厚生労働大臣（複数都道府県にまたがる場合）（以下まとめて「行政庁」という。）（法 97 条）。 ✓ 毎事業年度、事業年度の終了後 3 ヶ月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない（法 92 条の 2 第 1 項）。 ✓ 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる（法 93 条）。 ✓ 行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年 1 回限り（共済を図る事業を行う組合にあっては、必要に応じ）、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる（法 93 条の 2）。 ✓ 組合員が、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない（法 94 条 1 項）。 ✓ 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる（法 94 条 2 項）。 ✓ 行政庁は、法 93 条の規定により報告を徴し、又は法 94 条の規定による検査を行った場合において、当該組合が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる（法 95 条 1 項）。 <ul style="list-style-type: none"> （一）その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。 （二）正当な理由がなくて 1 年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後 1 年以内にその事業を開始しないこと。 （三）1 号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。 ✓ 書類の未提出・虚偽提出等：決算書類や一般的状況の報告を行わない、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は法 94 条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあっては、1 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金）に処する（法 99 条 2 項）。 ✓ 法 92 条の 2 第 1 項の規定に違反して、決算関係書類等を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、20 万円以下の過料に処する（法 100 条 42 号）。 ✓ 法 93 条の 2 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、20 万円以下の過料に処する（法 100 条 43 号）。
--	-------	---

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、以下の事由によって解散する(法 62 条 1 項)。 (一)総会の議決 (二)定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生 (三)目的たる事業の成功の不能 (四)組合の合併 (五)組合についての破産手続開始の決定 (六)法 95 条 3 項の規定による解散の命令 ✓ 前項 1 号又は 3 号に掲げる事由による解散は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない(法 62 条 2 項)。 ✓ 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分違反し、又は組合が 1 項 2 号に掲げる事由(正当な理由なく事業を休止又は成立後 1 年以内に事業を開始しないこと)に該当する場合において、同項の命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる(法 95 条 3 項)。
定量情報	法人数	✓ 897 ³⁰⁷
	設立登記数 ³⁰⁸	✓ 法人数に一致:消費生活協同組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する(法 61 条)。
設立手続	必要書類・要件	<p>(法 54 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立趣旨書 ✓ 定款案 ✓ 事業計画書 ✓ 発起人名簿(消費生活協同組合を設立するにはその組合員になろうとする者 20 人以上が必要である。)
	所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立認可の申請があったときは、行政庁は、申請書を受理した日から 2 ヶ月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない(法 59 条 1 項)。 ✓ 標準処理期間:4 週間³⁰⁹。
	登記事項	✓ 事業、名称、地域又は職域、事務所の所在場所、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額、存立時期を定めたときは、その時期、代表権を有する者の氏名、住所及び資格その他の事項(法 74 条 2 項)。

³⁰⁷ 厚生労働省「令和6年度消費生活協同組合(連合会)実態調査<概要>」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/98-1/gaiyou.pdf>, (2026.2.20)

³⁰⁸ 政府統計の総合窓口「商業・法人・2024 年」, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20240&month=0&tclass1=000001012462&tclass2val=0>, (2026.2.12)

³⁰⁹ 厚生労働省「行政手続法の施行に伴う消費生活協同組合関係事務に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の指針について」別紙の 1 の(4),
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta2278&dataType=1&pageNo=1, (2026.2.26)

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可主義を採用(法 58 条)。
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後 3 ヶ月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない(法 92 条の 2 第 1 項)。 ✓ 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(法 53 条の 2 第 1 項)。 ✓ 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(法 53 条の 2 第 2 項)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員(組合員)情報は公開されない(法 25 条の 2 参照)。 ✓ 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(法 53 条の 2 第 1 項)。 ✓ 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(法 53 条の 2 第 2 項)。
	BO 把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法基準: 議決権の 25% 超を直接・間接に保有する自然人。該当者がいない場合は、出資・融資・取引関係を通じて支配的な影響力を有する者、それもない場合は代表理事等。特定の企業の従業員のみが加入する職域生協の場合、母体企業の意向が強く反映されうるが、法形式上は代表理事が BO となると考えられる。 ✓ 把握の限界: 組合員名簿は公開されない。

<61. 大学共同利用機関法人³¹⁰>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立大学法人法
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の枠を超えた大規模な研究施設(加速器、天文台、核融合施設等)や大量の学術データを設置・運用し、全国の大学の研究者に共同利用させること(法 1 条参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学共同利用機関の設置・運営、研究の利用に施設及び設備等の提供、大学における教育の協力等の業務を行うと定められており、上記各業務に付帯する業務を行うことができるため、広く経済活動に活用される余地がなく、事業内容は極めて狭い(法 29 条 1 項参照)。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学共同利用機関法人の設立に行政庁の許認可は想定されておらず、法の別表第 2 に名称と目的が規定されることによって設立される(法 2 条 4 項参照)。 ✓ 大学共同利用機関法人を新設・統合・名称変更等するには、国会による法改正が必要である(法 2 条 4 項参照)。
	機関設計 ³¹¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要的機関:機構長、監事(法 24 条 1 項)、理事(法 24 条 3 項)、経営協議会(法 27 条 1 項)、教育研究評議会(法 28 条 1 項)
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する(法 25 条 1 項)。 ✓ 機構長は、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項や当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議の議を経なければならない(法 25 条 2 項)。 ✓ 機構長の任命は、大学共同利用機関法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行い(法 26 条、12 条 1 項)、かかる申出は、経営協議会及び教育研究評議会において選出された者によって構成する「機構長選考・観察会議」の選考により行う(法 26 条、法 12 条 2 項)。 ✓ 機構長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、機構長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない(法 26 条、法 12 条 6 項)。 ✓ 理事は、法 12 条 6 項に規定する者のうちから、機構長が任命する(法 26 条、法 13 条 1 項)。

³¹⁰ 文部科学省「学校法人制度の概要」,

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001.htm, (2026. 2. 11)

³¹¹ 文部科学省「私立学校法の改正について(2025 年 3 月 25 日更新)」,

https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_sigakugy-000021776_1.pdf, 82頁, (2026. 2. 11)

	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資持分の概念が存在せず、議決権の取得・譲渡といった概念が生じない。 ✓ 経営協議会等における意思決定は構成員による合意で行われる(法 27 条 4 項参照)。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務官庁は、文部科学大臣(法 35 条の 2)。 ✓ 文部科学大臣は、大学共同利用機関法人又はその役員等若しくは職員が、不正又は違法行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、是正措置を講ずることを求めることができる(法 35 条 1 項)。 ✓ 業務方法書(出資の方法、業務委託の基準、契約の基本的事項等が記載される、国立大学法人法施行規則 11 条参照)・財務諸表を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条 1 項)、会計に関する事項について規程を定め、これを文部科学大臣に届け出なければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 49 条参照)。 ✓ 重要な財産等を譲渡し又は担保に供しようとするときは、原則として文部科学大臣の認可が必要である(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 48 条参照)。 ✓ 文部科学大臣は、業務・資産・債務の状況に関し報告をさせ、又は事務所に立ち入り検査させることができる(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 64 条 1 項)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学共同利用機関法人の解散については、別に法律で定める(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 66 条)。既存の大学共同利用機関法人を解散するには、法改正が必要である。 ✓ 過去の大学共同利用機関法人の解散の例は不見当。
定量情報	法人数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4³¹²
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学共同利用機関法人は成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならないため(法附則 3 条 2 項)、法人数と一致すると考えられる。
設立手続・要件	必要書類・要件・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学共同利用機関法人を新設するには、法改正が必要である(法 2 条 4 項参照)。

³¹² 法5条1項、別表第2の第1の欄。

	<p>登記事項</p>	<p>✓ 名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、資本金、代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあっては、その定め(独立行政法人等登記令 1 条、2 条 2 項)。</p>
	<p>審査の有無</p>	<p>✓ 認可主義。</p>
<p>活動状況を確認する制度</p>		<p>✓ 業務開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受け、遅滞なく公表しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条 1 項、3 項)。 ✓ 毎事業年度終了後 3 月以内に財務諸表等を提出し、文部科学大臣の承認を受けなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 38 条 1 項)。 ✓ 承認後、遅滞なく財務諸表を官報に公告し、各事務所に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 38 条 3 項)。</p>
<p>公表情報・透明性</p>		<p>✓ 機構長は、理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない(法 26 条、法 13 条 2 項)。 ✓ 機構長は、大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない(法 26 条、法 13 条の 2 第 3 項)。 ✓ 遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条 3 項)。 ✓ 期計画及び業務運営の改善に適切に反映させるとともに評価結果の反映状況を公表しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 28 条の 4)。 ✓ 遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監査報告並びに会計監査報告を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない(法 35 条の 2、独立行政法人通則法 38 条 3 項)。</p>
<p>BO 把握可能性</p>		<p>✓ 大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項は、経営協議会において審議される。機構長は経営協議会の議長であり、経営協議会を主宰する他、経営協議会の構成員について人事権があり(法 27 条 5 項、6 項)、大学共同利用機関法人の BO は機構長であると考えられる。 ✓ 機構長の任命は、大学共同利用機関法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行うこととされており(法 26 条、12 条 1 項)、文部科学大臣は BO である機構長を把握可能である。</p>

<62. 法人格が付与された政党>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財産の所有、維持運用その他政党の目的達成のための業務運営に資すること(法1条参照)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人格を持つ政党は、①政治上の主義若しくは施策を推進・支持又はこれに反対する団体、又は②特定の公職の候補者を推薦・支持又はこれに反対する団体であることを求められているものの(法10条2項2号参照)、具体的な活動内容の制限はなく、その事業範囲は広範になり得る。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 許認可:法人格の付与に行政庁の許認可は不要。中央選挙管理会の確認を受けた政党は、その主たる事務所の所在地において登記することにより法人となる(法4条1項)。 ✓ 法人である政党等は、法人税法上の公益法人等とみなされる(法13条)。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 代表権を有する者:1人又は数人の代表権を有する者の設置を義務づけている。代表権を有する者は法人である政党等の全ての事務について代表する(法9条、9条の2)。 ✓ 任意的機関:党則等で1人又は数人の監事を置くことができる(法9条の5)。監事は法人の財産の状況を監査する(法9条の6)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意思決定:党内の意思決定の仕組みは法定されておらず、各政党の党則・規約に基づく自治に全面的に委ねられている。 ✓ 政党助成法4条2項は「政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとする」と規定するが、違反に対する具体的な法的制裁は設けられていない訓示規定である。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 党員資格の取得・喪失は法律ではなく各党の規約に規定されている。 ✓ 株式会社における株式の譲渡のような「議決権の譲渡」という概念は政党には存在しない。党員資格は一身専属的であり、譲渡・売買の対象とならない。
	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政治資金規正法12条1項に基づく義務として、政党の会計責任者は毎年12月31日現在の政治資金収支報告書を翌年3月末日までに総務大臣に提出しなければならない。虚偽記入・不記載には5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金(併科可)が科される(政治資金規正法25条1項)。収支報告書の2年連続未提出は届出をしていないものとみなされ(政治資金規正法17条2項)、寄附の受領・支出が禁止される。

	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解散事由:①任意解散、②党則等で定めた解散事由の発生、③政治団体でなくなったとき(法 10 条)。 ✓ 解散した場合は、政治資金規正法 17 条 1 項に基づき、総務大臣に「解散した旨」及び「解散年月日」を届け出なければならない。 ✓ 清算:解散した法人は清算の目的の範囲内で存続し(法 10 条の 2)、代表権を有する者が清算人となる(法 10 条の 3)。 ✓ 残余財産:①党則等で指定した者、②代表権者が類似目的のために処分、③国庫帰属の優先順位で処理される(法 10 条の 10)。 ✓ 法人格の喪失:政党要件に該当しなくなり 4 年を経過した場合には法人格が自動喪失する(法 12 条 1 項)。
定量情報	法人数	✓ 13政党 ³¹³
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数と一致する。 政党は中央選挙管理会の確認を受けた上での「登記」によって法人となる(法 4 条 1 項)。
設立手続	必要書類・要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出書の記載事項(法 5 条 1 項各号):名称、目的、主たる事務所の所在地、代表権を有する者の氏名及び住所、解散の事由(定めた場合)、所属国会議員の氏名・住所・選出区分・選挙期日、得票率要件該当の場合は得票総数。 ✓ 併せて提出すべき文書(法 5 条 2 項):綱領その他の目的・基本政策等を記載した文書、党則・規約その他の組織・管理運営等に関する事項を記載した文書、所属議員の承諾書及び他の政党に所属していない旨の宣誓書。 ✓ 登記申請時の添付書類(法 7 条 3 項):中央選挙管理会の確認を受けたことを証する書面。
	所要時間	✓ 法律上、中央選挙管理会の確認手続に具体的な処理期限の定めはない。
	登記事項 ³¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 確認を受けた日の翌日から 2 週間以内に設立の登記をしなければならない(法 7 条 1 項)。 ✓ 名称、目的、主たる事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名及び住所、(定めた場合)解散の事由(法 7 条 2 項)。
	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 形式審査:法 5 条 2 項 2 号は届出時に「党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書」の提出を求めているが、その内容の適否についての実質審査は行われない。 ✓ 法 2 条の「政治活動の自由を制限する解釈の禁止」と法 6 条の「形式上の不備」のみを対象とする訂正権限の規定構造から、実質審査の権限は中央選挙管理会に付与されていない。

³¹³ 総務省「政党・政治資金団体一覧」, https://www.soumu.go.jp/main_content/000788845.pdf, (2026.3.20)

³¹⁴ 主要な登記事項に限定して列挙している。

<p>活動状況を確認する制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 収支報告書の公開は政治資金規正法の中核的制度であり、受理した総務大臣又は都道府県選管は、報告書が提出された年の 11 月 30 日までに要旨を公表する(政治資金規正法 20 条 1 項)。 ✓ 収支報告書の原本は公表の日から 3 年間、総務省政治資金閲覧室又は都道府県選管で閲覧に供される(政治資金規正法 20 条の 2)。
<p>公表情報・透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立・変更・解散の登記事項は法務局の「政党等登記簿」で公示され、政治資金規正法 6 条 2 項により綱領・党則等も届出時に提出される。 ✓ 党員名簿の法的取扱いについて、政党に党員名簿の行政機関への提出義務はなく、公開義務も存在しない。個人情報保護法 57 条 1 項により、政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は個人情報取扱事業者の義務規定が適用除外となるため、党員名簿の管理は各政党の自律に委ねられている。 ✓ 政党助成法に基づき、政党交付金の使途等報告書を毎年提出し(政党助成法 17 条)、人件費等以外の経費で 1 件 5 万円以上のものには受領者の氏名等の記載義務がある。公認会計士又は監査法人の監査が必須であり、報告書の要旨は官報で公表され、公表後 5 年間何人も閲覧可能である(政党助成法 31 条、32 条)。
<p>BO把握可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 犯収法施行規則 11 条 2 項に基づき、政党法人は「資本多数決法人以外の法人」に分類される。実質的支配者は「事業活動に支配的な影響力を有する個人」と定義され、該当者がいない場合は代表者が BO となる。しかし、政党の意思決定構造は多様であるため(代表者個人の独裁型から集団指導体制まで)、BO の特定が困難である。 ✓ 法務省の実質的支配者リスト制度は、政党法人が対象外である。政党の登記事項は名称・目的・所在地・代表者に限定され、BO に関する公的登録制度は存在しない。 ✓ 外国人からの政治活動に関する寄附は政治資金規正法 22 条の 5 で禁止されているが(罰則:3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金)、寄附者の国籍確認義務が法文上明確でなく、政治資金パーティー券の外国人購入禁止規定(政治資金規正法 22 条の 8 第 4 項)には罰則が設けられていない。

<63. 投資事業有限責任組合>

制度の骨格	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資事業有限責任組合契約に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者に対する投資事業を行うための組合契約であって、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資することを目的とする(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「事業者」とは法人及び事業を営む個人であり、「事業」には、小売業や卸売業のほか、医師や弁護士等の自由業もこれに含まれる³¹⁵。 ✓ 各当事者が出資を行い、共同で以下の事業の全部又は一部を営むことに合意することにより、投資事業有限責任組合契約が成立する(法3条1項の各号のうち、一部主要なもの)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有 2. 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。以下同じ。)又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有 3. 指定有価証券の取得及び保有 4. 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立に関する行政の許認可や定款認証の手続は不要。 ✓ 自己運用を業として行うには、投資運用業者としての登録を受け、又は適格機関投資家等特例業務の届出が必要(金商法28条4項3号、29条、63条1項2号及び2項)(自己運用は、LPS契約に基づき有限責任組合員から出資を受けた財産についてのもを含む(金商法2条8項15号ハ。))³¹⁶。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務を執行する無限責任組合員(General Partner(GP))と投資家である有限責任組合員(Limited Partner(LP))が必要的機関。 ✓ 組合契約の効力が生じた2週間以内に登記が必要であるところ、無限責任組合員の氏名又は名称及び住所は登記事項である(法17条2号)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合の業務は、無限責任組合員が決定・執行するところ、無限責任組合員の過半数をもって決する(法7条)。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員は、出資一口以上を有することが義務付けられ(法6条1項)、出資一口の金額は、均一である(同条3項)。 ✓ 議決権は、組合員の地位に付随する権利であるため、譲渡不可。

³¹⁵ 経済産業省 産業組織課「LPS法の解説」5頁、

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/commentary_on_lps_act_250702.pdf, (2026.3.20)

³¹⁶ 経済産業省・前掲注315)99頁

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁:特定の主務官庁はない。 ✓ 届出義務:上記のとおり、自己運用を業として行う場合以外、届出義務はない(金商法 28 条 4 項 3 号、29 条、63 条 1 項 2 号・2 項)(自己運用は、LPS 契約に基づき有限責任組合員から出資を受けた財産についてのものを含む(金商法 2 条 8 項 15 号八)。)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下の事由によって解散する(法 13 条)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的たる事業の成功又はその成功の不能 2. 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退 3. 存続期間の満了 4. 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生
定量情報	法人数 ³¹⁷	✓ 4055(2023 年 12 月 31 日時点)
	設立登記数 ³¹⁸	✓ 6368(1998 年から 2023 年の新規設立数の合計)
設立手続	必要書類要件 ³¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合契約書の作成(以下の事項を必ず記載) <ol style="list-style-type: none"> 1. 組合の事業 2. 組合の名称 3. 組合の事務所の所在地 4. 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合のいずれに該当するか。 5. 出資一口の金額 6. 組合契約の効力が発生する年月日 7. 組合の存続期間
	所要時間	✓ 組合契約書の作成→出資の払込み→登記申請
	登記事項 ³²⁰	✓ 組合の名称、組合の主たる事務所、組合契約の効力が発生する年月日、組合の事業、無限責任組合員・清算人に関する事項、資格、住所、氏名、組合の従たる事務所番号、組合の従たる事務所の所在地、組合の存続期間、解散の事由、登記記録に関する事項。

³¹⁷ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課「新たなモデル LPA の作成等のための有識者検討会 事務局説明資料」4 頁, https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/lpa/pdf/001_04_00.pdf, (2026.3.3)

³¹⁸ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課・前掲注 317)4 頁

³¹⁹ 主要な書類に限定して列挙している。法務局「商業・法人登記申請手続」, <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>, (2026.2.12)

³²⁰ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課・前掲注 317)4 頁

	審査の有無	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 準則主義を採用。
	活動状況を確認する制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合契約の効力発生時における登記義務: 組合の事業、組合の名称、組合契約の効力が発生する年月日、組合の存続期間等につき、組合の主たる事務所の所在地において登記の義務がある(法 17 条)。 ✓ 変更時の登記義務: 組合において上記事項に変更が生じたときは、その主たる事務所の所在地において、変更の登記も要する(法 17 条、18 条)。 ✓ 解散時の登記義務: 第十三条の規定(目的たる事業の成功又はその成功の不能、無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退、存続期間の満了、組合契約で解散の事由を定めたときは、その事由の発生により組合が解散したときは、その主たる事務所の所在地において、解散の登記を行う。)(法 21 条)。
	公表情報・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所は登記で確認できる。 ✓ 無限責任組合員は、財務諸表の作成及び保存を義務付けられ、組合員及び組合の債権者であれば、営業時間内であればいつでも閲覧することができる(法 8 条)。
	BO把握可能性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権の 25%超を保有する個人又はその者がいなかった場合は出資等を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人等が実質的支配者となる。 ✓ 把握の限界: 無限責任組合員については登記事項であるため把握することができるものの、それ以外の組合員については、組合員名簿が公開されていないため、外部から実質的支配者を特定することは困難である。ただし、本法律による出資先の「事業者」は、法人及び事業を行う個人で、かかる法人とは、①本邦法人及び②本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者に限定しており、出資先については法律上の定義によって実質的支配者を適切に管理・排除する仕組みが講じられている(法 2 条 1 項)。

<64. 有限責任事業組合>

制度の骨格	根拠法令 ³²¹	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有限責任事業組合契約に関する法律
	設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であって、組合員の責任の限度を出資の価額とするものに関する制度を確立することにより、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資する(法1条)。
	事業内容の広狭	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記のとおり、共同事業を行うことを前提としているところ、同・異業種間や大・中・小規模企業間による連携等、自由な事業活動が可能であり、様々な形態での共同事業を行うことができ、広範にわたる³²²。
	許認可	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立に関する行政の許認可や定款認証の手続きは不要。 ✓ 出資金額の下限はなく、1円以上であれば、いくらでも可能。出資は動産・不動産・有価証券等の現物出資も可能³²³。
	機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2名以上の組合員(1人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人である必要がある(法3条2項。))が必要。 ✓ 組合員は原則として全員が業務を執行し、代表権を持つところ、組合契約書により業務執行組合員を別途定めることも可能である(法12条2項)。
	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合員全員が出資し、かつ業務執行に関与する共同事業性を基礎とする。意思決定は原則として組合員全員の合意を要するが(法12条1項)、組合員の貢献度合いなどを勘案し、権限や損益の配分など組合内部の運営ルールを柔軟に設計できる。 ✓ ただし、法人格を有しないため、第三者との取引は各組合員が組合の代理人として連名で行う実務が一般的である³²⁴。
	議決権の取得・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権は、組合契約の締結及び出資の履行によって各組合員に帰属する。 ✓ 持分の譲渡による議決権の移転には、組合員の同意を要する(法5条1項、4条3項4号)。

³²¹ デジタル庁 e-Gov 法令検索「有限責任事業組合契約に関する法律」,
<https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC0000000040/>, (2026.2.25)

³²² 経済産業省「有限責任事業組合(LLP)制度について-LLPについてのパンフレット」3頁,
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/llp-llp_seido.html, (2026.3.21)

³²³ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課「LLP法の解説」22頁,
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/commentary_on_llp_act_250702.pdf, (2026.2.25)

³²⁴ 経済産業省「LLP制度の図」,
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/llpseidonozu.pdf, (2026.3.21)

	監督・届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監督官庁や監督官庁等への届出義務を定めた規定は存在しないが、財務諸表等を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない(法 31 条)。
	解散・清算等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法定解散事由(法 37 条): <ul style="list-style-type: none"> 1. 目的たる事業の成功又はその成功の不能 2. 組合員が 1 人になったこと 3. 3 条 2 項の規定に違反したこと 4. 存続期間の満了 5. 総組合員の同意 6. 組合契約書において前各号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生 ✓ 解散後は、原則として組合員が清算人となり(法 39 条)、主たる事務所の所在地において、2 週間以内に解散及び清算人の登記をする(法 61 条、62 条)。その後、債権者への公告、残余財産の分配等を行い、清算終了の登記をする(法 63 条)。
定量情報	法人数 ³²⁵	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1 万 0071 組合(2005 年から 2024 年までの契約の効力の発生件数の合計)。
	設立登記数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人数に一致: 組合契約の効力発生には登記が必要(法 57 条)。
設立手続	必要書類要件 ³²⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組合契約の作成・総組合員の署名又は記名押印後、出資金の全額払い込み後、事務所の所在地を管轄する法務局に登記申請。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 効力発生登記申請書 2. 組合契約書 3. 出資金の払込み証明書類 4. 通帳コピー 5. 登記すべき事項を記録した磁気ディスク(FD、CD-R) 6. 印鑑届書 7. 印鑑証明書(全組合員)
	所要時間 ³²⁷	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記申請後、審査のみで概ね 1 週間程度。

³²⁵ 政府統計の総合窓口「種別別 有限責任事業組合契約の登記の件数」,
<https://www.e-stat.go.jp/index.php/dbview?sid=0003268336>, (2026.2.20)

³²⁶ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課・前掲注 322)31~32 頁,
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/llp-llp/llp_seido.html, (2026.2.20)

³²⁷ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課・前掲注 322)32 頁,
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/llp-llp/llp_seido.html, (2026.2.20)

	<p>登記事項</p>	<p>✓ 組合の名称、組合の主たる事務所、組合契約の効力が発生する年月日、組合の事業、組合員・清算人に関する事項、資格、住所、氏名、職務執行者、住所、氏名、組合の従たる事務所番号、組合の従たる事務所の所在地、組合の存続期間、解散の事由、登記記録に関する事項(法 57 条)。</p>
	<p>審査の有無</p>	<p>✓ 準則主義を採用。</p>
<p>活動状況を確認する制度</p>		<p>✓ 登記の義務付け: 上記の登記事項に加え、組合契約書に記載し、又は記録した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該組合契約書の記載又は記録を変更しなければならない(法 5 条 3 項)。</p> <p>✓ 財務諸表の備置き及び閲覧義務: 組合の成立後、組合の貸借対照表及び損益計算書等財務諸表を作成し、その作成の時から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない(法 31 条)。</p>
<p>公表情報・透明性</p>		<p>✓ 組合員につき、登記上確認可能。</p> <p>✓ 透明性: 決算書の開示義務はないが、税務署への申告は必要³²⁸。</p>
<p>B O 把握可能性</p>		<p>✓ 代表権のある組合員が実質的支配者にあたるが、上記のとおり、登記にて確認可能であるものの、その他方法は限定的であり、外部から実質的支配者を把握することは困難である。</p>

³²⁸ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課・前注 323)118 頁,
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/commentary_on_llp_act_250702.pdf,(2026.3.2)